



ISSN 1884-9199

郵政歴史文化研究会編

郵政資料館 研究紀要

平成22年度 第2号



日本郵政株式会社郵政資料館

〈表紙解説〉

『郵便取扱の図』（郵政資料館所蔵）柴田真哉¹⁾筆

第三図 取集郵便物の検査と取揃作業

ポストから取り集められた郵便物を大きな取揃台の上に載せて、郵便物の検査と取揃作業を行っている。取揃作業を終わった郵便物は、押印作業の台へ運ばれていく。

画面左下には、取集を終えた郵便外務員が記録簿に記入・押印している様子が描かれている。右下には、横浜郵便局から到着した郵袋を抱えた局員、駅マークの法被を着た逓送員、その隣には大きな風呂敷に包んだ郵便物を背負って訪れた人が描かれている。この風呂敷に菊花紋章らしきものが見えているのが興味深い。

取揃作業を行っている局員は足袋に草履を履いた者が多いが、革靴やスリッパ履きの者もいる。外務員は草鞋を履いている。

第四図 郵便物の押印作業

8人が同時に作業できる大きな押印台で押印作業を行なっている様子が描かれている。押印された郵便物は押印台の穴からスロープを滑り竹籠に入るようになっている。

当時は、切手の抹消を、現在のように日付印ではなくボタ印などの抹消印で行っていた。日付印は、引受や配達時の便名や日時の証示印として、切手の抹消とは別に単独で押印されていた。東京郵便局では、引受時の2種の押印を効率的に行うため、図に描かれているように切手の抹消印（ボタ印）と日付印が同時に押印できる2連印を使用した。

画面左上の台上には大型や帯封の郵便物が置かれており、その横では局員2人が額を寄せ合い、郵便取扱規程の手引のようなもので何やら調べている。

1 『郵便取扱の図』については『郵政資料館研究紀要』（創刊号、2010年）表紙裏解説を参照。

巻頭論文

「軍事郵便文化」の形成とその歴史力 新井 勝 紘 …………… 1

論 文

日本における近代郵便の成立過程
—公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成—
井上 卓 朗 …………… 18

戦時下における軍事郵便の社会的機能
—メディアおよびイメージの視点からの考察— 後藤 康 行 …………… 55

安定成長期の郵便貯金
—郵便貯金増強メカニズムの変化とその要因— 伊藤 真 利 子 …………… 75

近世日本における相場情報の伝達
—米飛脚・旗振り通信— 高 槻 泰 郎 …………… 91

研究ノート

1870年代における郵便の普及と認識
—錦絵に描かれた駅通寮・郵便柱箱（ポスト）の分析を通じて—
加藤 征 治 …………… 109

資料紹介

現存するわが国最古の自動押印機「足踏式押印機」 村山 隆 拓 …………… 121

郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 下」 「駅通志料」を読む会…………… 133⁽⁵⁾

郵政資料館所蔵の寛文三年固関木契 田 良 島 哲 …………… 148⁽¹⁾

新刊紹介 154

展覧会紹介 156

編集後記 159

YUSEISHIRYOKAN KENKYUKIYO

Journal of Postal Museum

Table of Contents

Article:

- Formation of the “Military Mail Culture” and Its Energy Influencing History
..... ARAI Katsuhiko..... 1
- Towards the Completion of Modern Postal System in Japan
– Amalgamation of Local Governmental Communication Systems into the National
Postal Network
..... INOUE Takuro.....18
- The Social Function of Letters from War Field and Home Land during the War Time :
From the Viewpoint of Media and Image
..... GOTO Yasuyuki.....55
- The Japanese Postal Savings System in 1970-85
– The Miracle of the Deposit Mechanism of Japanese Postal Savings System
..... ITO Mariko.....75
- Transmission of market information between the rice merchants in Tokugawa Japan :
its structure and method
..... TAKATSUKI Yasuo.....91

Note:

- The spread of postal services in Japan.
..... KATO Seiji.....109

Introduction to the Historical Material

- Foot-Operated cancelling machine : The Oldest automatic cancelling machine in
existence in Japan
..... MURAYAMA Takahiro.....121
- A Journal of Interviews with Each Post Stage of the TOKAIDO in Edo Period (Part II)
.....The Society of Reading EKITEI SHIRYO
(The Documents on the Communication in Modern Japan)133⁽⁵⁾
- A ceremonious tally for locking a highway barrier in Edo era, dated 1663.
..... TARASHIMA Satoshi.....148⁽¹⁾

- Notices: 154

論 文

「軍事郵便文化」の形成とその歴史力

新井 勝紘

1 テレビ番組と全国切手展でとりあげられた軍事郵便

2010年、戦場と銃後を結ぶ貴重なコミュニケーション手段でもあった軍事郵便について、私に関わったものだけでもNHKのテレビで三つの番組でとり上げられた。一つは朝のニュース番組の「おはよう日本」(3月6日)で、専修大学歴史学科の私のゼミでの活動に焦点をあてて取材されたもので、70年近く前の軍事郵便を、兵士とほぼ同じ世代の若者が、悪戦苦闘しながら解説に取り組み、さらにその手紙の筆者で、戦争体験者である方を、横浜のご自宅まで訪ねて行ってインタビューを試みた調査活動に密着して、TVカメラがまわったのである。

また、同じNHKで、夜の硬派の番組でもある「クローズアップ現代」で、軍事郵便解説に取り組みゼミ風景が撮影され、8月3日に放映された。さらに同月15日(終戦記念日)の深夜、戦争特集としての2時間にも及ぶ特番が生まれ、「戦地からの手紙」というタイトルで、高校生や大学生がどのように軍事郵便に取り組み、そこから何を学ぼうとしているかをテーマの一つとして番組が作られた。どの番組も、ある特定の人々の軍事郵便で、これまでに紹介されたことがないものに焦点をあて、その中の一部を番組中に読むという画面が登場する。70数年前の兵士の手紙を改めて読みこんでみることから、何が見えてくるのかをねらったものだとも思われる。それも俳優やアナウンサーにまじって、10代~20代の若者に読ませることを試み、初めて読んだ学生にとっても大きなインパクトはあったのではないかとも思う。

それでは、いまなぜ、軍事郵便なのだろうか。この問題についてここで少し考えてみたい。

ところで、軍事郵便についての研究は、ある分野では相当の蓄積があることはわかっている。これも私が体験したことだが、2009年10月に、財団法人日本郵趣協会によって開催された第44回「JAPEX '09」(全国切手展 主会場は池袋のサンシャインシティ文化会館)に、切手のレギュラークラスやワンフレームクラスに混じって、「軍事郵便展」が併設された。事前に、このテーマで展示を行いたいのだが、そこに私の研究室の活動や所蔵の軍事郵便を展示してもらえないかとの依頼があったのである。44回も継続して行われている伝統の全国切手展なるものについて、私はほとんど認識もなかったのであるが、ゼミ所属の学生に学外での展示を経験させたいという思いもあって、多少の不安を抱えながらではあったが、参加することにした。

間もなく、この切手展は全国にいる多くの郵趣ファンが、自慢の作品を公開する伝統のあるイベントであることがわかったのであるが、それにしても切手とは別に軍事郵便に光を当てて、特別のコーナーをつくるということになったのには、軍事郵便に対する認識度が上がったということにもなるのではないかと思うと同時に、私がこれまでまったく個人的に収集してきた軍事郵便を、はじめて学外で紹介できる絶好の機会でもあるという思惑もあって、積極的に取り組むことにした。

展示オープンの前日、会場に展示された私以外の軍事郵便の多くは、一通一通、リーフという形にして葉書や封書すべて表書きが展示されていたことに、私は大きな衝撃を受けた。封書

の場合は封筒の裏書も展示されていたが、その手紙にどのような内容が記されているかについては、展示ではまったく見る事ができない。ここでは中身には焦点があたっていなかったのである。この展示での焦点は軍事郵便で最初に使用された日付印や、各地の野戦郵便局の印影、日付、印色、差出または宛先部隊など「エンタイヤ」がメインであった。この展示を通観すると、私のような歴史研究として軍事郵便をみているのとは異なる、ある特異なジャンルがすでに構築されていることがわかり、またその蓄積も長年にわたって継続されており、豊富にあることも理解できた。

それでも、今回の展示のタイトルは、「日本軍事郵便史」となっており、日清戦争から第2次世界大戦までの各時代ごとに年代順に展示されており、かなりの量のリーフが所蔵者や提供者の名前入りとなって展示されていた。主な展示は、国内外から23作品、13名からの逸品コレクション、さらに軍事郵便研究の泰斗である故大西二郎氏を追悼する意味での関連の資料、ていば一く（郵政資料館・通信総合博物館）から軍事郵便関連資料、また長年軍事郵便を収集保存してきた軍事郵便保存会所蔵の貴重な軍事郵便などであったが、それらと並んで、私の研究室所蔵の軍事郵便と関連資料が展示された。この伝統ある切手展に歴史資料としての軍事郵便展示を加えてくれたことの意味は大きいものがある。

この展示の全貌は、〈JAPEX '09〉記念出版 Military Mail 『軍事郵便』（発行 財団法人日本郵趣協会 2010年3月31日）に詳しいが、その書の「はじめに」で協会の理事長の福井和雄氏は次のような挨拶をされている。

「このところ「郵便史」の中でも、「軍事郵便」への関心が高まっています。それは「軍事郵便」が、このように「高度に知的」で「かけがえのない」対象である価値を持っているからに違いがありません。「元気です」と戦地から届いた1通の葉書にも、「郵便史」として云々する以前に、多くの人たちの万感の思いがこもっているのです」と、万感の思いがこもった軍事郵便への注目の意味について語っている。さらに「日清戦争（1894～95）に始まり第2次世界大戦（1945）に終わる50年間のわが国の「軍事郵便」の歩みを紹介」と、この展示の意義について述べている。これまでの郵便史研究にとどまらず、戦時期の兵士たちの「万感の思い」に目を向けることの大事さを述べている。

さらに、ショーケースたった一つの展示ではあったが、表書きや印影あるいは日付などではなく、軍事郵便そのものの具体的な内容にも、少し踏み込んでみた専修大学新井ゼミの展示に対して、主催者の一人である玉木淳一氏から、「軍事郵便の文面に着目したもので、その研究発表は郵趣家にも新鮮に受け止められ好評を博した」（前同書 玉木淳一「あとがき」）との評価をいただいたことに、この切手展に参加した意味があったと私は総括している。この展示をきっかけに、軍事郵便への関心が高まり、戦時の手紙を内容も含めてもっと複眼的にみる視点が大事だという方向に向ってくれれば良いと思っている。

② 映画「硫黄島からの手紙」と『きけわだつみのこえ』

軍事郵便への注目は、さらに遡ると、2006年12月に、クリント・イーストウッド監督のアメリカ映画「父親たちの星条旗」に続いて、その二部作でもある第二弾「硫黄島からの手紙」（「Letters from Iwo Jima」ワーナー・ブラザーズ映画）の日本での公開が、軍事郵便というものへの注目度があがり、映画の人気と相乗して一般的な関心が高まったのではないかと思われる。

この映画は、1944年、日本軍にとって戦況悪化のなか、陸軍中将・栗林忠道が硫黄島に最高

司令官として赴任し、アメリカとの9ヶ月余りの死闘を繰り広げた結果、日米双方ともに二万人余りの犠牲者を出して終わった硫黄島の闘いが舞台となっているが、物語は、硫黄島の地中から数百通もの手紙が発見されることから始まるのである。その手紙こそ、硫黄島で戦い、激闘の末、そこで死んでいった男達が、愛する家族に宛てて書き残していたものだったが、軍事郵便として海を越えて運ばれ、それぞれの家族に配達されることはついになかった手紙だったのである。事実、司令官の栗林自身は、少将時代に、自分の生家に宛てて一週間に三度も手紙を書いていたとの逸話がある人物であり、家の土蔵から約150通もの書簡が発見されてもいることから、戦場での軍事郵便には人一倍思い入れがあった指導者であった。彼自身、家族宛の軍事郵便が41通も残っていることが明らかになっている。

この映画の冒頭で描かれている地中からの複数の手紙は、硫黄島で戦った兵士の最後の思いが詰まった軍事郵便であったが、もはや船の発着も不可能になってしまったこの島からは、故里に“届かなかった手紙”となってしまった。こうした映画での叙情的な描き方が、映画を見た人々の間に少しずつ浸透し、戦地からの手紙に改めて関心が呼び起こされたといえるだろう。

こうして戦場からの手紙の再認識が起ったといえるが、さらに時代を遡ると、戦没学徒兵の手記や手紙について、大いに関心をよんだ時代があった。それは戦後間もなく刊行された複数の書籍の刊行から始まった。

まず最初は、東京大学出身という限定はあるが、1947年に全国的規模で集められた遺稿集として『はるかなる山河に——東大戦歿学生の手記』（東大学生自治会戦歿学生手記編集委員会編 東大協同組合出版部）が刊行され、大きな反響を呼んだ。そして、その反響に応えるように『はるかなる山河に』から二年後の1949年に、『きけわだつみのこえ』（日本戦歿学生手記編集委員会編 東大協同組合出版部）が発刊されるのである。全国の戦没学徒の遺書などのほかに、父母や兄弟に宛てた手紙や葉書を中心にまとめられたもので、全国から309人もの手紙類が集まり、その中から75人ものものを採録した。この本は20数万部ものベストセラーとなつていわれている。わだつみ会理事長の中村克郎は、その役割を「日本戦没学生の遺念を継いで平和を希い非戦を誓う民族の祈念のための、いわばバイブル的な役割を果たしてきたことは、衆目のみとめるところである」（第一集『きけわだつみのこえ』のあとがき）と述べており、多くの人々の心を捉えて、版を重ねた。また1950年と1995年に、同題名で映画化もされてもいる。その後、1963年には『戦没学生の遺書にみる15年戦争』（光文社「カップブックス」）が刊行され、さらに三年後の1966年には、この本が『第二集 きけわだつみのこえ』と改題されて刊行されている。

③ 海軍航空隊所属の戦歿兵士と戦歿農民兵士の手紙

一方、1943年9月、第十三期海軍飛行専修予備学生として三重や土浦の海軍航空隊に入隊した者は、5,000人にも及んだが、その同期生のうちの約三分の一は比島沖や台湾沖で戦没してしまった歴史がある。かれらのほとんどは、大学および高専を卒業もしくは在学中で、志願した学生であった。その遺族たちが戦後「白鷗遺族会」を結成し、450通余りの戦没兵士の遺書や手紙等を集めた。その中には日記あり、遺書あり、手紙あり、詩ありでさまざまな兵士の遺文があったが、そのうちの60余篇を1952年に出版協同社から『雲ながるる果てに』と題して刊行した。この本は、先に刊行された『きけわだつみのこえ』が、「思想的或いは政治的に利用されたかの風聞」（杉暁夫 前同書「発刊の言葉」）に対して、「当時の散華していかれた方々の気持はもっと淡々とした、もっと清純なものであったことを信じて」（杉暁夫 前同書）発

刊したといわれている。ここに掲載された若い戦没兵士の軍事郵便も、多くの人々の心を捉えたのである。その後この本は、1967年には仮名遣いを現代表記に改めて単行本（河出書房新社）として再出版され、1985年には文庫本にもなっている。

また、学徒兵ではない兵士の手紙については、岩手県農村文化懇談会が1961年に刊行した『戦没農民兵士の手紙』（岩波書店）がある。手紙を集める運動は1959年から始まったが、一年半余りの期間で、728名分、2,873通の手紙を集めている。戦没兵士は岩手県だけでも、三万七千余名にのぼるといわれているが、集まった728名は、その2パーセントほどにあたる。それらの手紙は「仏壇の引き出しに、あるいは箆笥の奥深く、今は再び帰って来ない人の形見として」（『戦没農民兵士の手紙』「あとがき」）ひそかに残されていたものであったが、そこには、農村に生まれ育った農民兵士ならではの生活環境と農村社会が垣間見え、農民兵士独特の心情が吐露されていたのである。『戦没農民兵士の手紙』に掲載されたものは、そのうちの僅かであるが、「小学校卒、それも農業労働の多忙故に、予習や復習はおろか、早退や欠席などさせられ、その故に入隊後学課の面で泣かされた農民兵士たちには、また、みるみる昇級して将校になる学徒兵」（前同書「あとがき」）に対して、別の思いを抱いていたことが伺われるのである。

この本の編者は、農民兵士の手紙からは「学徒兵たちが、その戦争に疑いを持ち、批判を抱きながら死出の旅路に出たのにくらべ」、「ひたすら“君のため”“国のため”であることを信じて戦死していった」（前同書「あとがき」）ことが読みとれるともいっている。また、そこには「戦争の持つ意味を知らずに、知り得る機会を与えられずに、それ故自ら進んで死地に赴いたであろう健気さ」や、「わが身のあわれさをあわれさとも知り得ずに死んでいったあわれさ」（前同書「あとがき」）が深く流れていると、農民兵士の心情に寄り添った発言をしている。

このように戦没兵士といっても立場や出身地、出自などによっても異なるといえるが、戦争で犠牲になった兵士の手紙については、まず、戦没学徒兵への関心から始まり、その対象者たちは次々と広まって行ったといえよう。こうして、戦争が終って数年後、1940年代後半から60年代はじめにかけての15年ほどの間に、次々と戦没兵士の軍事郵便が活字化され、多くの人々に読まれるようになったのである。ごくごく身内内の個人的な遺書や遺文であったものが、ひとつの運動だったといってもいい活動の中で、刊行公開された意味は大きい。一通一通の手紙や葉書には、死ぬ間際の学徒兵たちや農民兵士のさまざまな思いが溢れ出ており、その文面から彼らの真情を読みとることができる。

この時期が、軍事郵便への関心が高まった最初のピークだったと思われる。もちろん、戦争のさなかでも、日清戦争期であるが、地方新聞などに戦地からの個人的な手紙が掲載されているケースがあることは、大谷正氏の『兵士と軍夫の日清戦争』（有志舎）で明らかにされている。また、日中戦争期でも、『日本出征学生の手紙』（革新社編 1940）、三上卯之介『絵と文の現地だより』（1940）や次に紹介する中村外喜雄『青年教師の戦線通信』などのように、個人的な手紙や従軍日記などが公刊され、発売もされていることの意味についても、再検討しなければならないだろう。

1942年3月に、石川県立金沢商業学校教師だった中村外喜雄は『青年教師の戦線通信』（明治印刷株式会社）を出版している。その序に中村は、「独蘇開戦による国際情勢の急変と、日米会談の雲ゆき不穏とが、再度御奉公の日近きを体にひしひしと感」じたことから、「せめて何か一つ、純粹であった軍人生活に於てかきとめた手紙、感想、日記代りの俳句等を一纏めにしておきたいと、此の秋頃から急に整理した」といっている。「今も尚、泥濘に塗れ、砂埃に頭から睫毛まで黄色くして果しなき大自然の寒暑と戦ひ、疫病と戦ひ、しっぽのない敵と対峙

してゐる戦友の御苦勞の一端でも、此の通信集から銃後の方々に知って頂き、内地と外地との緊密な結合の一助となれば望外の喜びです」といって、この本がどういう場面で役立ってほしいかを素直に語っている。内地と外地との緊密な結合のためには、銃後の人々が戦地の現実をリアルに知ることが大事なのであって、そのために敢えて自分の軍事郵便を刊行することにしたという。この本の読者がどの年齢層かは不明だが、中村自身は、卒業とともに入営しなければならぬ三人の教え子のために公開したことを述べている。教師からの「戦線通信」(軍事郵便)は、まさに戦時の真ただ中でも、このようにある役割を担っていたのである。

4 一般の兵士の軍事郵便の数

つまり、2010年のテレビ番組や映画「硫黄島からの手紙」、あるいは『はるかなる山河』からはじまり、『きけわだつみのこえ』『雲ながるる果てに』、さらに『戦没農民兵士の手紙』へと続く一連の出版物など、戦地からの手紙への注目は、凹凸がありながらではあるが、一般の人々にもそれなりに認知され、読まれていたのである。

私が1990年代から軍事郵便へ関心を持つようになったのも、こうした流れをある程度理解したうえでのことである。私自身が直接、軍事郵便に触れることができたのは、岩手県北上市和賀町の高橋家に所蔵されている数千通の軍事郵便を調査する機会ができてからであるが、北上市のまったくの個人の家で、それも7,000通もの軍事郵便をなぜ所蔵しているのだろうかという単純な疑問からはじまった。この手紙については、すでに地元の岩手で、1983年に菊池敬一著『七〇〇〇通の軍事郵便——高橋峯次郎と農民兵士たち』(柏樹社)が、翌1984年には岩手・和賀のペン編『農民兵士の声がきこえる——七〇〇〇通の軍事郵便から』(日本放送出版協会)が発行され、農民兵士の手紙の発見から、解説、分析に取り組んだ成果として、農民兵士の手紙の内容を紹介している。

この二冊の書があったからこそ、7,000通もの軍事郵便が個人宅に保存されていることも知ることができ、当時、私自身の所属していた機関(国立歴史民俗博物館)の共同研究として現地に赴き、これらの手紙の全ての閲覧と調査研究に取り組むことができたわけである。この経緯については、『国立歴史民俗博物館研究報告』第126集(2006年1月)に拙稿「軍事郵便の基礎的研究(序)」で触れており、また、この共同研究の研究成果は、共同研究員の協力を得て『国立歴史民俗博物館研究報告』第101集(「村と戦場」2003年3月)にまとめられているので、そちらを参照してほしい。

高橋家の調査で、私たち共同研究のメンバーが手にとって閲覧したのは、戦没学徒でもなければ特定の隊の兵士でもなく、また戦没した農民兵士だけでもない、東北の農村から出征して行ったごくごく一般的な兵士の手紙であった。実際調べてみると、高橋家自身に来ていた親族からの軍事郵便が母屋の押し入れに別置されていたことが判明し、数百通にも及ぶ軍事郵便を新たに確認することができたわけなので、7,000通をはるかに越える軍事郵便の数になったのである。新発見の軍事郵便は、私にとっては、一軒の家だけでもこのくらいの手紙を受け取っていたことを認識する機会ともなり、何も条件をつけずに軍事郵便の総体を考えた時、いったいどれ程の軍事郵便がまだ眠ったままの状態になっているのかに、強い関心を抱くことになったのである。

1894年の日清戦争からはじまった軍事郵便制度であるが、1945年までの50年ほどの間の、年次ごとの軍事郵便取扱い数を、私自身まだ確認ができていないが、日清戦争期では、内地から706万通、戦地から533万通、都合1,239万通余りで、これが日露戦争期になると飛躍的に

数がのび、発信が2億2,448万通余、到着が2億3,464万通余、計4億5,912万通余と膨大な数になっていることは確認できた。それでは日中戦争から太平洋戦争期には、どれだけの数の手紙が戦地と内地間でやり取りされたのだろうか。その数については、まだ未確認である。戦局が厳しくなる戦争末期には、輸送ルートの確保も困難となり、当然ながら数は減少せざるを得ないが、それでも多くの手紙が海を渡ったことは間違いのない事実である。当然ながら億の単位はあったらと推測されるが、現在、その存在が全国で明らかになっている数は、精々十数万通程度といえるだろう。億の単位からすれば、九牛の一毛に過ぎない。軍事郵便研究といっても限界があることは誰の目にもあきらかであるが、だからといって、軍事郵便研究ができないわけではない。たとえ一毛でも核たるものをそこから読みとることはできると、私は考えている。

⑤ 大学の歴史講義「軍事郵便を見る・触る・読む」

北上市の高橋家調査以来、個人的にも調査閲覧する機会が増え、次第に原史料として私の手もとに集まるようになったのである。2011年1月現在では、思いもよらずではあるが、すでに1万通をこえる数の軍事郵便を個人的に所蔵するまでになってしまった。歴史史料という観点からは、こうした個人的所蔵はけして好ましいことではないが、ヨーロッパ諸国とは異なり、日本では専門の施設や研究所があるわけではないので、止むを得ないと割り切っている。実際の戦争体験者も、次第に徴兵年齢が下げられたために従軍していった学徒兵のように、戦時中最も若かった世代もすでに80代後半の年齢になり、かつそれら肉親の手紙を大事に保管し続けてきた次世代も、後期高齢者の枠に入る時代となって、60数年間保存し続けた戦地からの手紙も、まさに“風前の灯”状態になっている状況からして、現段階では、私の個人的収集も許されると判断しているのである。

それにもう一つ、私が軍事郵便に固執するのは、大学という教育機関で、日頃10代後半から20代の若者と接触し、なおかつ日本の近現代史を教える立場にたっていることとも深く関わっている。歴史についての講義で学部をこえた複数のコマ数を担当しているが、その講座の中で使えないかという思いが強くなったからである。実際、私が担当している講義や文学部歴史学科の日本近現代史のゼミナールでは、もう七、八年にわたって軍事郵便をとり上げている。そして講義そのものは、「軍事郵便を見る・触る・読む」というような内容にあえてしている。2年～4年まで含めて38名もいる（2010年度）私のゼミでは、年度ごとに、特定の家の軍事郵便に絞って、解説を進めている。ゼミ員一人一人に数通の軍事郵便の現物を直接渡し、実際に触ってもらいながら、戦場からの感触を直接味わわせ、それから次に読んでみるということをしている。

私は、100名近い受講者がいる大学の講義でも同様のことをしたが、その講義の中で、「両親や兄弟に自筆で手紙を書いたことがあるかどうか」を聞いてみたことがある。ある教室では、誰一人手が挙がらず、シーンとなってしまった。この状況から「ラブレターも書かないのか」とたたみこんで聞いたのであるが、あまり手があがらなかった。これには私も大いなるショックを受けた。携帯電話そのものや携帯メール、さらにはパソコンメールなどで、数時間、あるいは数分おきに頻繁にやりとりしている光景は、大学の中では珍しくもなくなったが、自筆で書いてまで自分の気持を伝えることは、現代の若者文化にはなじみず、すっかりすたれてしまっているといえよう。この教室での問いかけ以来、自筆で手紙を親族や友人に書いたことがまったくない世代が、日本ではもうかなり多くなっているのではないかと思わざるを得なかった。

戦地にいる兵士と銃後の人々を結ぶ唯一のコミュニケーション手段である軍事郵便は、化石のようなものとなってしまった。ごく最近聞いた話であるが、現在の小学生は、手紙のあて名の書き方がまったくわからないという。さもありませんかと思う。小学生ばかりか、大学生でも怪しいものである。

そういう彼らにアナログの要素をたっぷり残している軍事郵便を講義やゼミのなかで読ませてみるという試みを、ここ何年か実践している。その成果というほどのものはまだ生み出してはいないが、講義での学生の評判は上々である。たった一枚の軍事郵便であるが、どんな戦地から、それもどんな戦況の中で、どんな思いで、誰に宛てて書いているのかを考えながら、直接葉書や封書に触りかつ読むことを求めている。そして「70年前にも及ぶ古い軍事郵便は、表書きに記された受取人以外に、今初めてまったく別の人間が読むことになり、その意味で君らが二番目にこの手紙を読むことになる」という説明をすると、それまでとは異なり、まず目の表情が変わり、解読の真剣さが増していることを、私自身なんども確認してきた。それに私の説明は、「名前のある差出人の兵士がこのまま生きて帰ってきた保証は何もない」とも付け加えることにしている。この手紙が最後の手紙かも知れないという思いを抱かせながら解読させると、より真剣に取り組むようになる。

ただ、現代の20代の学生にとって軍事郵便は、もはや近世や明治初期の文書と同様の古文書に近いものとなっており、解読はかなり難航し、四苦八苦の読み下しになるが、内容が少しでもつかめるようになると、興味は一層深くなる。兵士一人一人が、何をこの手紙で言いたかったのかを読み込めるようになると、戦争の現実を多少ともリアルに受け止められることにつながってくる。仮想の人物ではなく、氏名も所属部隊も、戦地での所在地も明らかである実在した兵士という認識を持ち、なおかつ書いてある内容もある程度読みこなせるようになると、一通一通解読できることで、より親近感がわいてくるのではないか。それも戦闘のある緊張した日とそうでない日との大きなギャップも文面を通して接触し、そこでまた困惑する事態に陥ることになる。また、実際にこの手紙を読んだと思われる親族者たちと筆者との関係性がわかれば、そこに記された具体的内容も、より一層リアルに受け止めることができるようになる。そこには、戦争の現場のもつ厳しさ、死への恐怖、生きることの重さ、血をわけた肉親や兄弟への募る思い、なにげないふるさとの情景への懐旧、同じ釜の飯を食う仲間との強い絆、異郷の地での異体験などが、「軍務に精励しております」という決まり文句のような文に混ざって記されている。そこに記された言葉一つ一つ、一行一行に、一人の兵士の深い思いや意味が込められているような気がするのである。淡々と記された手紙こそ、逆に兵士の強い思いを感じることもある。

それは兵士からの手紙だけではない。銃後にある人々の兵士宛の手紙（これもまた軍事郵便）の中にも、共通に感じることである。「毎日の新聞を見て、さながら自分も戦地に有りて観戦するが如く、勇しい皇軍の活動がまぼろしの如く体内に湧いてきます。銃後に有る我等は、何を以て軍人諸志に報恩せん、朝な夕な神仏にたいし、皇軍の武運長久と兵隊さんのご健康をお祈り致すばかりです。皇軍万歳、戦勝を祝す」（1937年 北上市高橋家文書）。「まぼろしの如く体内に湧いてきます」とあるように、ここには同郷の兵士と共に闘う、ある種の擬似体験ともいべきものを実感している人々の姿をよみとることができる。

さらに「今日も村民一同は、神社に出征家族を先頭に、戦捷並に武運長久の祈願祭を催しました。貴君その他本村出身者の武勲及び通信を読み告げられました。何卒銃後は後顧の懸念なき様、御願申します」（1938年 北上市高橋家文書）。村あげての武運長久の祈願祭で、通信文（軍事郵便）が読み上げられたことがわかる。ここでは軍事郵便はパーソナルな関係でのやり

とりに止まらず、読み上げられることによって兵士の体験が、村人全体の共通体験となっていく様子が読みとれるのである。

同じ隊のなかには、たまにその日だけ軍事郵便が届かなかった兵士もいるが、そうした場合、他の兵士の軍事郵便が廻し読みされたという話が残っているが、これもまた情報を共有すると同時に、喜びも分かち合う関係ができていたということだろう。「坊やたちの絵や作文の御手紙、殺風景な戦地で、鬼の様な兵隊の心を慰めて呉れるものは……。天心らん漫な邪気のない小供の手紙。之位いやはらげるものはありません」(軍事郵便 国立歴史民俗博物館蔵)。こんな手紙が来ると受け取り人の兵士だけが独り占めしないで、同じ隊のメンバーに廻して、共感を分け合っていたことが推測されるのである。



軍事郵便絵ハガキ 故郷からの便りを手に笑みがこぼれる兵士たち

私は軍事郵便を読むことになった学生にはいつも、「軍事郵便を読む時は、深読みすることには心掛けるよう」指示している。文字面に現れたものだけで単純に理解してはいけないということである。軍事郵便には、検閲があるという見えないプレッシャーがかかっていることも忘れてはいけない。そこでは書くことに躊躇したこともあるだろうし、また書いて自分の気持ちを正直に伝えたかったことも、戦地からの手紙では絶対に書けなかったという現実がある。しかし、具体的に記された文面から、それらを深読みすることで、もうひとつ理解を深めることが大事だと思う。そこには何が書けなかったかを見抜く力も必要になってくるだろう。軍事郵便との格闘もまた必要なことではないかとも思う。どの手紙も総てというわけにはいかないが、時には数十通、数百通などが残っている手紙の中から、キーパーとなる手紙に注目して見る必要がある。記されていない事項を考えながら読み込むという作業もまた大事ではないだろうか。

⑥ 軍事郵便はどのようにして残されたか

次に考えてみたいのは、軍事郵便の残り方、保存のされ方である。生きて帰還した兵士たちは、戦時期および戦後、自分が戦地から出した手紙が、受取人によって大事に保管されてきた

ことを知ることになる。なかには、自分の発信した戦地からの軍事郵便を受信人に、年代や日付を入れて順番に保管しておいてくれと依頼していた例もある。軍事郵便に対しての帰還兵士たちのそうした思いは、同じ戦場で多くの仲間の死を見てきたこともあって、複雑なものがあっただろう。単に戦地でのなつかしい思い出の手紙という意味をはるかにこえたものだったのではないだろうか。一通一通に、その時の状況を思い起こせる記憶が宿っているといってもいいだろう。明日の生死も知れぬ厳しい状況の中で書いた手紙もあるだろうし、やっとできた自分だけの時間に、それも言いたいことの半分も書けなかった葉書もあっただろう。自分がその時どんな思いだったか、残されたどの手紙にも、その当時の戦場の記憶が蘇るだけのネガが焼き付けられていた。

今私の手もとに、水野淳『或る出征兵士の敗戦・復員に至る記録 私が出した「軍事郵便」』（全176頁）というそのものズバリの本がある。1996年9月に自費出版された記録であるが、戦争体験者自らが編集して発刊した貴重な記録である。

水野は、東京大学文学部卒業後、専修大学法学部を卒業し、28歳という年齢で徴兵検査を受け、その年の1941年に、新発田連隊（東部第二十三部隊）に入営して戦争に駆り出された人物である。太平洋戦争勃発と前後して「北支那派遣軍」に転属して、さらに独立混成第十五旅団第七十七大隊に配属されて、北京西郊で初年兵教育受け、そのまま中国にとどまり、机上勤務が多かったが、1944年に「支那派遣軍特殊情報部」に転属し、そのこで敗戦をむかえた経歴の持主である。「徴兵検査に行く時から、戦線に赴き生きて帰る事は無いと覚悟」（前同書）していたという。中国戦線にいた時も「生きて帰れるとは思ひも抛らない」という気持を持ちながらの軍隊生活だったという。それでも「機会ある毎に出来るだけ父母に便りをする事が唯一の孝行だと思ひ、せつせと所謂「軍事郵便」を書いた」と述懐している。その手紙は父が「到着した軍事郵便をその日の日付を書いて整理して置いて」くれたので、1941年～1945年までの4年間の413通が年代順に残っていたという。

また、水野宛に「送って貰った父母・親戚・友人等からの手紙も百通に余る膨大な量が有って、整理して綴じて手元に保存してあったが、敗戦で書類一切持ち帰り禁止の為、個人的には貴重な写真アルバムと共に残念乍ら全部焼却して復員した」（前同書）といい、「無情なる事、負ける戦争とはそう言うもの」とも言っている。戦地からの手紙は、たまたま父が整理して保存しておいたので、そっくり残ったということであるが、自分が戦地でもらった多くの軍事郵便についても、途中までは整理して綴った状態で持っていたことがわかる。しかし、日本の敗戦はそれを持ち帰る事は許されなかった。

いずれにしても、軍事郵便の発信人も受信人も、戦場にいる兵士がその時その時に、“生存している証”として受け止めていたことから、大事な証明として保存されてきたことがわかる。粗末に扱うことなど論外であっただろう。だからこそその兵士の生死に関係なく、戦後長くに渡って関係者によってひそかに保存・保管され続けてこられたのだと思う。場合によっては、筐底にしまえばなしだったものもあっただろうが、それなりの数の手紙がまだ残存し続けているといえる。高度経済成長期を経ている日本であるので、住環境や家族のあり方なども大きく変貌していったはずであるが、そういうなかで軍事郵便はしぶとく生きながらえてきたのである。

水野がその軍事郵便を、一冊の本にして刊行したいと思ったのは、自分が80歳という年齢をこえ、戦後50年という歳月が経過したころであった。彼は特殊情報部で長く仕事をしてきたこともあって、戦後は「戦犯と許り白眼視される中で逼塞して暮らす事半世紀、若い時夢見た「何をか為さんずる」意気込みは今は雲消霧散、既に八十路を越えて老境に在り、気の効いた人生

観・世界観を纏めるにも至らず、些やか乍ら国家の至上命令の下、吾が一大蹉跌たる出征が物語るもの如何かを書いて、秘かなる吾が心の慰めとしたいと思った次第」と、この本の刊行の目的を記している。父が保存しておいてくれた自分の軍事郵便を手がかりとして、自分の“蹉跌”ともいえる出征、つまり失敗の歴史を、80歳になって改めて振り返ることによって確認しておこうという行為であった。本人も「未だ生きている」という合図にしかみえないといっているが、「併し良く読むと片言半句の中に当時の私の部隊の動きや私の苦悩が思い出される」と言っている。水野は自分が書いた軍事郵便の持つ力を借りて、「今次太平洋戦争が如何に無意味であったか」という視点で、戦争を総括しようとしているのである。この記録は、413通の全ての軍事郵便の紹介と若干の解説が附されたものであるが、50年後に読み直しても、ある光を放っていると思えるのである。パーソナルな手紙ではあるが、水野自身の蹉跌という複雑な感情を越えて軍事郵便がもつある種の「歴史力」は維持し続けているのではないかと私には思えるのである。

戦後50年、60年という時代を経て読み返しても、たちどころに戦争の場面が蘇ってくる。決して色あせない。時代を経てもなお光を失わないといっても過言ではない。

さらに、別の例をみてみよう。

金沢市宝船寺町の藤堂鉄太郎は、「南支那派遣軍後宮部隊古森隊辻隊」に所属する息子藤堂喜一からの手紙と葉書を、スケッチ帳のような冊ものに一枚一枚貼付して、整理していた。大事な息子からの手紙を一通たりとも紛失しないようにとの思いだったのではないか。時期は1939年のものが中心である。軍事郵便なので、年月日などが記入されておらず、正確な年代は不明であるが、日中戦争時代のものであることは確かである。こうして貼付しておけば、紛失は免れるだろう。藤堂家の軍事郵便は、戦場から届く息子の生存の証という大事な役割を果たしていたことになる。

一方、本人からの手紙もさることながら、戦場にあつて家族などから届いた手紙は、どのような現状にあるのであろうか。一般的には前述の水野がいうように、戦場で受け取った手紙は帰国の際に処分されてしまうことが多い。持ち帰る事のほうが少ないのではないかとと思われる。実際に現存する軍事郵便は、そのほとんどが、銃後の人々が戦場にあつた兵士からもらった手紙であり、戦地の兵士が楽しみに待っていた故国からの手紙は、残りにくい状況にあつた事は間違いない。戦争末期、戦況がきびしくなるにつれ、戦地の兵士に届く郵便を自ら管理保存し続ける余裕はなくなってしまったといえるだろう。本国への帰還にあたって、「できるだけ身軽にして」というような指示が出ていたという話を、二度にわたって戦争に駆り出された父から、生前に私は聞いたことがあつた。

ただ、次のような事情もあることは注目しておかなければならない。

「戦地の兵隊が内地からの手紙を心楽しみに待つてゐるさまは、子供達が「もう幾つ寝るとお正月……」と、指折り数へて待つにも増して、切ない激しい思ひが秘められてゐる。そして若い兵隊でも、老兵でも、妻の愛情をこめた手紙や、カタカナの愛児の手紙や二重丸のついた習字や、或ひは肉親の古風な巻紙の便りや、まだ一面識もない銃後の誠心こめた慰問の手紙を、みんな肌身につけて離さない。赤ん坊の写真をお守りがはりに鉄兜に入れて突撃する兵隊もある。もう何遍でも飽きることなく取り出しては読み返へし、擦れ切れ、汗に浸みてぼろぼろになつても、決して捨てるやうなことはしない。黄塵渦巻く中を、たゞ前の者の飯盒から離れまいと歯をくひしばり、たらたら汗を流し、えんえん、えんえんとしてよるけつゝ、涯しなく続く強行軍に、それがどれほどの重さでもないのに、それでも慰問品の封筒や便箋や襴を捨てるやうな時でも、手紙の束だけは決して捨てない。手紙はそれ

ほど貴重なものになってゐるのだ。(後略)」(木村秋生「野戦局挿話 遙かなる祖国」『通信の知識』郵便七十周年特輯 昭和16年4月)

ここで、転々とした戦場で、肌身はなさず持ち続けた軍事郵便で幸いにして故国まで持って帰れた軍事郵便の例をみてみよう。



黒紐で綴じられた軍事郵便

上の写真にある上野八郎宛の軍事郵便であるが、彼は1940年～1942年までの2年ほどの間に、「中支派遣斎藤部隊、上海警備第六部隊小林隊、中支派遣峯第八一〇三部隊」と転属しているが、その間に受け取った葉書77通を一束に括っていた。もちろん帰国してから、まとめたものだろうが、その表紙には「支那事変記念 故郷の使者」と墨書のタイトルを記していた。兄弟からの葉書が多いが、友人などもふくまれており、戦地にあつて受け取る軍事郵便は、まさに“故郷の使者”だったのだろう。兵士がどんな思いで手紙を待っていたのかが、“使者”という言葉に集約されている。

また、「北支派遣鷺津部隊澤田部隊」(のちに田中部隊磐井部隊に転属)に所属していた傳法谷義雄は、1939年秋～1941年までの二年余りの間に、青森の家から受け取った軍事郵便を、年代順に並べて綴っていた。その綴りの「はしがき」には、次の文が附されていた。

「この一綴りは、昭和十四年秋、大命を拝し征途についてから凱旋までの間に、妻から送られた書簡である。夫を大陸に送りて、女手に子供三人を見守り育て、留守をあづかりあけてくれ、戦地の背の君を思ふその苦心！！。元気でゐますご安心下さいと云ふ力強い言葉の中にも、決して戦地の苦勞にも劣らぬ辛苦が包まれてゐることを見のがすことは出来ない。文中勿論、残し置くべからざる所もあるか知れない。水も洩らさぬ夫婦の中の、しかも思ひ思はるる意中を綴った手紙の全部を集めたのだもの、無理もない。只どの手紙の中にもあふる、ばかりの夫への愛情と又武士の妻として雄々しく生きつゝある血と涙の雄々しい叫びを見落してはいけない。而してこの手紙が困難な戦地の勤務に当る夫君をして、如何に元気つけ、尊い聖戦への奮斗を促がしたか、はかり知れないのである。茲に余は留守を完全に守り、又銃後婦人の努めを完ふした我が妻に対し、心からなる感謝の意を表すると共に、出征記念として長く本冊を書架に残すつもりである。昭和一六、四、一六 於立志舎 識す」

この綴りには、132通余りの手紙がくくられている。妻からの手紙が主であるが、そのどの手紙にも、三人の幼い子供の文や絵が添付されており、妻子のいた傳法谷にとっては、毎回の開封が楽しみであつただろう。これらの手紙がいかに戦地の兵士の気持を元気づけ、奮闘の意欲を促したかは計り知れないと述懐している。だからこそ、帰還して間もなく、戦時中であるにもかかわらず、傳法谷自身がきちんと整理して、改めて受け取った日付も入れて整理し、一綴りにしてまとめたのである。「出征記念」として書架に残すとも言っている。傳法谷が生存していたからこそできた綴りであるが、子供の手紙も含めて132通も数えるが、そこには、銃後に残された妻からの戦場にいる夫への熱い想いが溢れている。

また笠原美武は、「陣中お便り綴り」と題して、母や姉あるいは故郷の長野県の女子青年団などから受け取った軍事郵便を、同じ大きさの台紙に貼り付けて、保存していた。

さらに陸軍獣医中尉の多久島幸次郎は、戦地で受け取った肉親や姉妹などからのものと、そのほかからもらった軍事郵便を、「大東亜戦争出征手紙集」と題して、一綴りにして保存していた。1941年～1943年までの二年ほどの間の手紙である。

「上海派遣軍藤田部隊」の国島二郎も、1937年～1938年にかけての郷里岐阜市からとどいた両親や兄弟、友人たちからの百通近い数の軍事郵便を一綴りにして保存していた。

以上紹介した例は、すべて私の個人的な所蔵のものであるが、軍事郵便は、このように一通ごとにばらばらにでてくるといふより、綴られて発見される場合がある。

7 軍事郵便の「歴史力」——冬眠から覚めて続々翻刻

ここ十年位の間、これまで誰にも見せたことがなかった個人的な軍事郵便を、それを保管してきた個人や家族、あるいは市民団体などが、あえて翻刻する例が多くなってきた。すでにこの傾向については、前述の拙稿「軍事郵便の基礎的研究(序)」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第126号 2006年)で触れたことがあるが、その後もぞくぞくと市民や団体が翻刻している。戦後50年、60年という節目に来たことも関係していると思うが、今なぜ、まったくの個人的な軍事郵便を翻刻して本にしたりするのであろうか。

ここ三十年ほどの間に刊行されたものを、概略たどってみると以下のようになる。これらは私が気がついたものが中心なので見落とししたものも多い。近刊情報については、最近この分野の研究をメディアという視点から精力的にすすめている後藤康行氏から得た情報も含まれていることをお断りしておく。全国各地を網羅的に押えているわけではないので、実際にはもっと数は多いだろう。その意味でこのデータは完ぺきなものではないが、翻刻への大きな流れが生じていることがわかるだろう。今後もこのデータは補充していきたいと思っている。

- 1 1981 『山形・戦没兵士の手紙』昭和の山形2 山形放送報道部編
- 2 1983 『出征兵士の手紙から』——戦争を知らない世代へII⑨岐阜県
創価学会青年部反戦出版委員会編 第三文明社
- 3 1983 『七〇〇〇通の軍事郵便——高橋峯次郎と農民兵士たち』菊地敬一 柏樹社
- 4 1984 『ぐんじ郵便』真本正夫編
- 5 1984 『農民兵士の声がきこえる』岩手・和我がのペン編 日本放送出版協会
- 6 1986 『陣中通信』樋口三代吉 スガ試験機株式会社
- 7 1987 『還って来た軍事郵便——支那事変従軍の思い出』塩野雅一
- 8 1987 『とうちゃんの軍事郵便』吉田貞治 そしえて
- 9 1988 『ビルマの花——戦場の父からの手紙』福田恵子 みすず書房
- 10 1990 『ビルマ戦線からのたより』馬場英一郎遺筆集
- 11 1991 『戦場からの最後の一通』日本遺族会編集・発行
- 12 1992 『和子さんからの手紙(資料編)』砂町レポート2 関 利貞
- 13 1992 『のこりて字あり』三宅寅三・三宅千代 朝日新聞名古屋本社 編集制作センター
- 14 1993 『フィリピン戦 流転の一兵 付・軍事郵便』村越重昭

- 15 1994 『戦地より届いた家族愛——父・八木常太郎からの便り』 八木 正編
- 16 1995 『妻へ、子へ 戦地からの96通』 河崎倫代編著 北國新聞社出版局
- 17 1995 『軍事郵便』 畑 幸助 新樹社
- 18 1996 『軍事郵便』 古沢岩美 美術の図書・三好企画
- 19 1996 『一日一信 戦地から妻への1600通の葉書』全4冊 青木 一 大空社
- 20 1997 『戦場から妻への絵手紙』前田美千雄追悼画文集 高澤絹子編 講談社
- 21 2000 『戦場からの絵手紙 父は悲しも』 敷島妙子・田中祐子編 発行・サンメッセ株式会社企画出版部
- 22 2002 『戦地からの手紙』旧満州・中国中部 黒澤 隆
- 23 2002 『月刊絵手紙8月号——特集戦下に遺されたいのちの記録』 日本絵手紙協会
- 24 2004 「一兵士の“ビルマ便り”を読む——小泉博美の103通の軍事郵便研究」 専修大学新井勝紘ゼミナール 『専修史学』37号
- 25 2005 『太平洋戦争で逝った父から子へ——終戦60年目に見つかった150通の軍事郵便』大塚茂夫「NATIONAL GEOGRAPHIC」05/11
- 26 2005 『戦地からの手紙 I』 鍋木正義から家族宛325通 豊島区立郷土資料館調査報告書
- 27 2005 『戦地からの手紙』市川甚兵衛・スゞ往復書簡集 市川紀行編著 筑波書林
- 28 2006 『栗林忠道 硫黄島からの手紙』 栗林忠道 文藝春秋
- 29 2006 『戦場からの手紙』 伴 一 発行・新城周子
- 30 2007 『百七通の軍事郵便』 山口ひとえ 文芸社
- 31 2007 『ツルブからの手紙』 小林喜三著 小林征之祐編 新日本教育図書
- 32 2007 『軍事郵便』 赤松宜子 『原点』94号
- 33 2007 『戦場への恋ふみ』 遥かな日の叢書7 成沢潤子 八島信雄編集発行
- 34 2007 『翻刻資料集3 日中戦争派遣兵士の軍事郵便』 相場長衛の軍事郵便135点 国立歴史民俗博物館
- 35 2008 『戦地からの手紙』 金子国輔
- 36 2008 『父の戦地』北原亜以子 新潮社
- 37 2009 『手紙が語る戦争』 女性の日記から学ぶ会編 島利栄子監修 みずのわ出版
- 38 2009 『戦地から土佐への手紙』 高知ミモザの会編・発行
- 39 2009 『戦地からの手紙 従軍日記』 貞長袈裟則 リーブル出版
- 40 2009 『七十三年目に封印を解いた父の手紙』 山下芳子 文芸社
- 41 2009 『野戦病院——渡邊榮一遺稿集』 渡邊榮一 発行・渡辺力栄
- 42 2009 『ケータイ世代が「軍事郵便」を読む』 専修大学文学部日本近現代史ゼミナール編 SILibretto003 専修大学出版部
- 43 2009 『ジュンちゃんへ……戦争に行った兄さんより』 武田信行編 風媒舎
- 44 2010 『家族への軍事郵便』 今地千鶴子編・発行
- 45 2010 『君よわが妻よ——父石田光治少尉の手紙』 石原典子 文藝春秋
- 46 2011 『大場榮と峯子のラブレター』 水谷眞理・竹内康子編 これから出版

※なお、翻刻の出版以外にも全国各地の自治体史などに軍事郵便が紹介される例が、増えてきているという西村健氏の研究報告がある。

この翻刻・出版ラッシュはということなのだろうか。自費出版も多いが、大手出版社が刊

行しているケースもある。これまで数十年の間眠っていた軍事郵便が、今まさに冬眠から覚めて、地上に這い出してきたという感じである。21世紀に入っても、その勢いはおさまらない。むしろ2000年代に入ってから、急増しているともいえるだろう。

ここでは個々の内容分析はできないが、ともかく、今こうして戦場からの手紙が改めて翻刻される流れをみると、翻刻を実践したそれぞれにとって、戦後の60数年という歳月は問題にならないのである。この間にさびついたりとか、旧型になってしまったというようなことではなく、軍事郵便を改めて読み直してみても、ある力を持っていることが実感できたからこそ、翻刻に踏み切ったのだらうと思う。また、今そうしておかないと、これまで保存してきたような環境はなくなり、そのまま廃棄や死蔵したままで終わってしまう状況が間もなくやってくるという危機感があったことも、翻刻を押し進める動機となったのではないか。「私が生きている間はなんとか保存してきたが、子供や孫、さらにひ孫の世代になれば、古びた戦前の手紙などは反故にされることは目に見えています」という話をよく聞く。世代交代とともに、消滅することになれば、戦争体験者が間もなくいなくなり、その子供達も高齢化している現状からみて、軍事郵便の保存保管は、今呼びかけないと取返しがつかない状況に追い込まれているといってもいいだろう。自分が生きている間に、子供や孫たちになんとか伝えておきたいというふつふつとした心情が、翻刻の動きの底流にあることは言えるだろう。

父の亡くなった南の島ツルブまで慰霊にでかけ、そこで初めて「父さん」と叫び、当時三歳だった自分に残してくれた自筆の絵ハガキ43枚を、翻刻することによって、ようやく終戦を迎えることができたのは、『ツルブからの手紙』を翻刻した小林征之祐である。上記の46点のどの翻刻も同じことがいえるのではないだろうか。これらの軍事郵便は60数年間にわたって、「歴史力」を維持し続けてきたからこそ、翻刻を、次のように意味づけることができるのである。

「家族とは何か、戦争とは何か、国とは何かと、そして二十一世紀を生きる我々すべてに恒久の平和の為に人は何をなすべきかを問い掛けている。」

(井手久美子 『ツルブからの手紙』 おわりに)

私は軍事郵便のこの「歴史力」を評価したい。今もう一度、ごくごく一般の兵士の手紙に注目するのはこの理由からである。

8 「軍事郵便文化」の形成の視点

最後にもう一つ触れておきたいことがある。それは、日本の国民がある時期に集中して億の単位の手紙を書き、それを一定のルートに乗せて、海を越えて届けられた歴史から、何も生み出さなかったのかという問題である。戦争という平常ではない状況という条件を勘案しても、なお、一般の兵士が、普通の家族が、これだけの量の手紙のやりとりを行った時代はないだろう。一度たりとも手紙など書いたことのない兵士が、数十通から数百通に及ぶ手紙を海外から出し、自分のふるさとも同時に、ほぼ同じ量の手紙を受け取ったという歴史的事実は、確認できる。それもごくごく特定の人物や階層に限られてのことではない。若い男子がいる家庭なら当然であるが、家の親戚親族も含めて、戦争に駆り出されていない家はないだろう。戦争・兵士というキーワードで検索すれば、当時の日本のほとんどの家庭にヒットするだろう。となれば、どの家にも多かれ少なかれ、軍事郵便が届けられた筈であるし、また受取人ではなく、銃後からの差出人という立場に、誰ももれなくたつたはずである。年齢も子どもから大人まで、さらに男も女もなく、社会的身分の相違もなく、おしなべて軍事郵便の世界に没入したの

ではないだろうか。軍事郵便はそれだけ裾野も大きく広がっていたとすることができる。戦場が国外ということを考えれば、国内外にも広がりを見せたといえる。

この経験はいったい私たちに何も残さなかったはずはないというのが、私の今考えている問題である。軍事郵便の歴史的、社会的意味とこの世界に入りこんで実践した国民的経験は、私たちに何か残しているはずだという思いは、軍事郵便を読むたびに考えて来た。

その歴史的整理についてはまだ模索中であるが、いくつか考えていることがあるので、ここで若干触れておきたい。

- 1 軍事郵便を書いた兵士の、手紙やはがきを書く行為そのものの体験。その蓄積。
 - 自分の心情を文章にして表現し、肉親や家族に伝えることの初めての実践。
 - 文章表現の上達が伴ったのではないか。数多くの軍事郵便を残した兵士の手紙を読むと、次第に文章が練れてきていることがわかる場合が多い。
 - この経験は、戦後の社会に生きる私たちにもつながってきているのではないか。
 - 場合によっては日本人の識字率にも影響があるのではないか。

- 2 文章表現すると同時に、自分の絵を添えて葉書にして出した例。
 - 画家そのものだったり、画家を志していた人もいるが、ごく一般的な兵士の中にも、戦場で見聞きしたものをスケッチしている例もある。
 - 戦場の見聞をたとえ拙くとも絵に表現する経験。
 - 戦地であるアジアへの認識
 - 今日の「絵手紙」の原点

- 3 軍事郵便特定の大量の絵葉書の作成
 - 従軍画家だったり、著名な人もいるが、軍事郵便の中で絵葉書の存在は大きい。
 - 画家はどのように動員されたのか。
 - 絵以外に写真も多い。どんな写真家が動員され、何を題材にしたものが多いのか。
 - 軍事郵便の中の絵葉書の総体を把握する必要があるだろう。
 - どんな絵が好まれ、どんな絵に癒されたのか。

- 4 軍事郵便制度普及のためのさまざまな施策
 - ①全国の各局で出された普及のためのパンフレット作成
 - 「軍事郵便の上手な出し方」 東京都市通信局
 - 「軍事郵便差出人心得」 ガリ版刷り
 - 「軍事郵便案内」 熊本通信局
 - 「兵隊さんの楽しみは？——新版「軍事郵便」案内——

戦地に働く兵隊さんに故郷の便りを出しませう。兵隊さんの一番の楽しみはお国からの郵便物を受け取ることです。ほんの一通の手紙が、たった一箇の小包が、どんなに戦線の勇士を歓ばせ、また元気づけるかは、皇軍慰問から帰られた方々の、口を揃へて説いているところです。それにも増して、兵隊さん自身が異口同音に訴へて来てをります。——「皆さん、弾丸のやうにドンドンお便りをブツ放して下さい！」と。まことに軍事郵便こそ、遥かなる戦線と吾等の銃後とを結ぶ力強い祖国愛の絆です。 昭和一四年十月」

- ②軍事郵便をメインにした展示会の開催
 - 「軍事郵便と航空安全展覧会」(1938)
 - 「興亜の先駆 海・陸・空 躍進通信大展覧会」(1939 大阪高島屋)
- ③普及・案内のためのポスターの作成 「今こそ送れ軍事郵便」
 - 「包装はシッカリ、名前はハッキリ」
- ④映画の作成 「軍事郵便」(芸術映画社)
 - 「支那事変軍事郵便記録 郵便部隊」(通信博物館製作)
- ⑤歌・レコードの製作 「軍事郵便」(1937年 ポリドール 歌手・東海林太郎)
 - 「明朗通信」(ポリドール 歌手・桜井健二・きみ栄)
 - 「野戦郵便の歌」(作詞・坂本虚風 作曲・弘田龍太郎)
- ◎ 通信協会撰定「野戦郵便の歌」
 - 作詞 坂本虚風 関 佐々木信綱 作曲 弘田龍太郎
 - (1) 国を發つ時奉公を 誓って固く握手した あの思い出がはっきりと
今大陸を 通信の 旗と進めば 胸に湧く
 - (2) 巖も溶ける夏の日 脛まで入った泥濘を 越えて誉の鉄かぶと
訪ねもとめる 通送に そゝぐは憎い 敵の弾丸
 - (3) 山河も凍る冬の日 橋も壊れたクレークを 泳ぎ涉ったその時は
曠野の土に 陽が落ちて 前途はすでに 暗かった
 - (4) すっかり荒れた山路を 夜行続けて明方に 目ざす部隊に着いた時
大通信旗 打ち振って 思はず東天を 拝んだぞ
 - (5) 慰問袋や郷土の手紙 無事に届けた塹壕で つよい勇士と抱き合って
涙こぼした 感激は 我等ばかりが 知るものぞ
 - (6) あゝ身に負へる大使命 軍靴音ひゞきゆくところ 日の丸高くゆくところ
大地の果も いざゆかむ 我等野戦の 郵便隊 我等誉の 郵便隊
- 『通信の知識』第4卷4号(通信博物館 1940)
- ⑥小説の登場 『軍事郵便』河内仙介 第11回直木賞 1940上半期
- ⑦『通信の知識』・「通信たより」などの郵便関係雑誌やミニコミの発行

5 軍事郵便専用郵便書簡・便箋のデザイン

- ①軍事郵便専用郵便書簡
 - 「心の糧・感謝便箋」として月刊で発行、この中に通信と題して記事が掲載
(例 十一月通信)
 - 1頁 ボクノ・アタシノハガキ・五行均一なんでも屋・「心の糧・感謝便箋」
表紙「軍事郵便」(切手五銭)
 - 2頁 十一月通信・大御心(明治天皇御製)・朗誦二題・(読み物)農村の秋
 - 3頁 国民教化と第一線・随想愛國百人一首・俳句にあそぶ・父の言葉
太郎の休日・花子の日記
 - 4頁 21行の罫線あり 余白あり(ここには、写真、雑誌の口絵、スケッチ、
子供のかいた絵、寄せ書又は社寺の御朱印などを！)
- ②絵や標語などが印刷された便箋の普及
 - 戦時特有のさまざまな便箋が販売される

以上のように、軍事郵便をめぐるこうしたさまざまな動きを、総合的、社会的にとらえてみると、そこには一つの文化ともいえるものが生まれていたのではないかと思う。私はそれを「軍事郵便文化」の形成と、とらえたい。私自身その全貌、総体をまだつかみきれていないし、その実態も把握していない分野も多いが、今後、残されていた軍事郵便の一通一通の解読とその中身の分析検討と同時に、8年間に及ぶ日中戦争期の軍事郵便をめぐる国民的体験を、「軍事郵便文化」の形成という視点で、もう一度再検討し、軍事郵便研究の再構築にチャレンジしてみたいと考えている。

なお、ごく最近、小野寺拓也氏が、第二次大戦期にドイツ軍兵士が書いた膨大な野戦郵便を分析、研究した学位論文『イデオロギーと「主体性」——第二次大戦末期ドイツ国防軍兵士の野戦郵便』をまとめられた。国際比較という視点も大事になってくると思われる。

(あらい かつひろ 専修大学教授)

論文

日本における近代郵便の成立過程

—公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成—

井上 卓朗

はじめに

近代郵便制度は、ローランド・ヒル⁽¹⁾の改革によって、1840年イギリスで開始された。この改革の意義は、貴族など一部の特権階級のみが優遇されていた郵便制度を、公私、身分、所得、組織、地域などにかかわらず、すべての人が低料金で平等に利用できる郵便制度としたことにある。

この改革で誕生した近代郵便制度とは、「①政府専掌による低額な全国均一料金、②国内全域の郵便集配ネットワーク、③切手などによる料金前納、④利用の平等性、この4点を兼ね備えたものである。」と定義できる。

日本においては、明治3年(1870)に駅制改革の一環として新式郵便の創業が前島密によって建議され、同4年3月1日(1871年4月20日)杉浦譲⁽²⁾の下で東京・京都・大阪間において郵便業務の取り扱いが開始される。早くもその翌年には北海道の一部を除いて全国に郵便が実施され、同6年(1873)には全国均一料金制が導入されている。

このような郵便制度の創出過程については『通信事業史』『郵政百年史』などの正史類や樋雪湖⁽³⁾、高橋善七⁽⁴⁾、山口修⁽⁵⁾、橋本輝夫⁽⁶⁾、中村日出男⁽⁷⁾等多くの先行研究⁽⁸⁾があるが、中でも藪内吉彦⁽⁹⁾と阿部昭夫⁽¹⁰⁾の論考は代表的なものとなっている。

-
- 1 ローランド・ヒル1795～1879「近代郵便の父」とよばれる。
 - 2 杉浦譲1835～1877旧幕臣(外国奉行支配組頭)、文久元年(1861)、文久3年(1863)渡欧、維新後、前島とともに民部省改正掛に勤務、駅通権正在職50日足らずで渡英した前島密の後任として実質的に郵便の創業準備・開業を行った。
 - 3 主な著書：『日本郵便切手史論』(日本郵券倶楽部、1930年)、『江戸時代の交通文化』(刀江書院、1931年)、『日本交通史話』(雄山閣、1937年)、『日本駅鈴論』(国際交通文化協会、1939年)
 - 4 主な著書：『近代交通の成立過程』上下巻(吉川弘文館、1971年)、『山の郵便局の歩み』(特定局史刊行会、1952年)、『初代駅通正杉浦譲伝』(日本放送出版協会、1977年)、『全国特定局草創記—飯島七郎兵衛と先駆者群像—』(通信史研究所、1987年)
 - 5 主な著書『郵政のあゆみ111年』(ぎょうせい、1983年)、『郵便博物館』(ぎょうせい、1987年)、『外国郵便の一世紀』(国際通信文化協会、1979年)
 - 6 主な著書『日本の郵便』(同盟通信社、1970年)、『日本郵便の歴史』(北都、1986年)、『行き路のしるし(前島密生誕150年記念出版)』(日本日本郵趣出版、1986年)、『通信博物館資料図録』1～27号(1974～1983年)
 - 7 主な著書『通信博物館資料図録』28～43号(1983～1991年)、『郵政省通信博物館資料図録別冊1～4』(1986～1988年)、『郵政省郵政研究所附属資料館研究調査報告書1～6』(1989～1994年)
 - 8 最近の研究については、石井寛治「日本郵政史研究の現状と課題」『郵政資料館紀要』(創刊号、2010年)を参照。
 - 9 郵便史研究会会長、主な著書に『日本郵便創業史—飛脚から郵便へ—』(雄山閣出版、1975年)、『日本郵便発達史』(明石書店、2000年)、田原啓祐と共著で『近代日本郵便史—創設から確立へ—』(明石書店、2010年)がある。

藪内吉彦は『日本郵便発達史』において、「江戸時代の通信・交通システムからの連続性」を主張している。これは、「日本の郵便制度は江戸時代の宿駅制度（駅制）における継飛脚などのシステムを再利用することで創出された。」とし、鉄道や電信などと同様に西洋から輸入された「舶来品」として捉えることに異議を唱えたものであり、現在では通説となっている。

また、阿部昭夫は、『記番印の研究-近代郵便の形成過程-』において「江戸時代までは交通・運輸と一体化していた通信が交通・運輸と分離する過程」として考察している。これは、藪内と同様に江戸時代の「駅制」からの連続性と併せて、この「駅制が更に明治期において通信、交通、運輸に分離発展していく過程で郵便が創出された。」と捉えている。

これらの先行研究は、日本における創業期の郵便制度の成立過程を明らかにし、山口修⁽¹¹⁾において「不毛の通信史」と言わしめた状況を打破し、現在の郵便史研究の方向性を示したと言える。

しかし、近代郵便制度の定義のひとつである「国内全域の郵便集配ネットワーク」が「何によって形成されたのか」という視点からの考察は、「公用郵便」を郵便ネットワーク形成の中核として捉えた田原啓祐の「明治前期における郵便事業の展開と公用郵便—滋賀県の事例を中心として—」⁽¹²⁾のみであり、また、これに関連して、郵便集配ネットワークが完成したと見られる明治16年（1883）以降、そのネットワークの完成と逆行するかのようになり、郵便局関連施設が急激に廃止されていった経緯については、小原宏が「明治前期における郵便局配置に関する分析—千葉県郵便局ネットワークに着目して—」⁽¹³⁾において言及しているのみで、これまで看過されてきた。

そのため、本稿においては、このように、まだ十分に解明されているとはいえない「日本における近代郵便の成立過程」において、「公用通信とそのインフラ」が郵便ネットワークの形成に大きな役割を果たした⁽¹⁴⁾と仮定して、その論証を試みる。

古来、最も充実した通信インフラは公用通信制度であった。その理由は「公用通信」が国家運営に必要不可欠であったため、その通信網は「駅制」などによって維持・運営された。そのため、明治期の五街道を中心とした駅制改革は「政府の公用通信網」の改革であったとも言える。明治4年（1871）にスタートした「新式郵便」は、「五街道を中心とした駅制改革」後の「公用通信網」の姿であり、「公用通信インフラを民間にも開放して利用できるようにした。」と捉えることができる。

しかし「地方管内における公用通信」については、その集配対象地域が国内全域にわたるため、これらを「新式郵便の枠内」において行なうことはできなかった。そのため、各府県においては「管内のみの公用通信網」を再構築せざるを得なかった。この「地方管内公用通信網」が、明治13年（1880）以降、駅逋局と各府県との契約によって急速に郵便ネットワークに組み込まれていく。この契約とは「特別地方郵便法」である。この契約を、駅逋局が全国の府県と

10 郵便史研究会初代会長、主な著書に『記番印の研究—近代郵便の形成過程—』（名著出版、1994年）、論考として「近代郵便形成過程の編成原理—運輸と通信の分離—」『郵便史研究』第1号（郵便史研究会、1995年）がある。

11 山口修「不毛の通信史学」（『日本歴史』262号、1970年）

12 『経済学雑誌』第100巻 第2号（大阪市立大学経済学会、1999年）

13 小原宏「明治前期における郵便局配置に関する分析—千葉県郵便局ネットワークに着目して—」『郵政資料館紀要』（創刊号、2010年）

14 石井寛治は「三、官営郵便制度の創出による情報伝達量の激増」『情報・通信の社会史 近代日本の情報文化と市場化』（有斐閣、1994年）において、「公用通信が郵便創業の先導的役割を果たし、結果的に私的通信も全国統一料金による官営郵便事業の恩恵に浴することになる。」と述べている。

結ぶことによって「地方管内公用通信網」がすべて郵便に組み込まれ、全国津々浦々まで郵便集配が行なえるネットワークが完成した。

つまり、「五街道を中心とした駅制」と「地方管内公用通信インフラ」が「郵便集配ネットワーク」に包摂される過程を経て、近代郵便制度が成立することになるのである。

本稿においては、まずⅠにおいて、明治維新後の駅制改革を概観し、駅制改革と郵便創業の関係についての考察を通して、駅通司（寮）側から見た「駅制改革と一体となった新式郵便の成立過程」を明らかにする。Ⅱにおいては、明治維新後の各府県の公用文書送達制度について考察し、それらと郵便制度がどのような関係にあり、何を契機にして一体的なネットワークとなったのかを解明する。また、その結果として「近代郵便制度」、「近代郵便ネットワーク」が成立したことを明らかにする。Ⅲにおいては、松方デフレ期における「郵便条例」の施行と、その直後に行なわれた多数の郵便局廃止を伴う経営の合理化及び構造改革について考察し、改革が行われた理由と近代郵便制度完成後に与えた影響について明らかにする。

Ⅱ 明治維新後の駅制改革と新式郵便

① 駅制改革

江戸時代の駅制（宿駅制度）は陸上における通信・交通・運輸の唯一のインフラとして幕藩体制の根幹を成すものであり、公的利用のみならず、全ての階層に多様な目的で利用され、江戸時代を通じて経済・文化の発展に大きく寄与した。しかし、公用利用者のための特権的運賃体系を伝馬助郷制によって維持していくことは、公的利用の増大と共に次第に難しくなり、幕末・維新の戦乱やインフレ等によって宿駅経営は破綻を来し、明治維新直後の駅制は崩壊の危機に瀕していた。

明治元年（1868）五箇条の御誓文が公布され、明治政府は四民平等を掲げ、近代的な統一国家建設に取りかかった。その中心となったのが民部省改正掛である。改正掛は旧来の封建的な制度を改革し、近代国家を建設するためのいわば「明治政府のシンクタンク」であった。そこに集められたメンバーは渋沢を中心に郷純造、塩田三郎、赤松則良、杉浦讓など外国出張の経験者、欧米の事情に詳しい旧幕臣の俊英であり、そこに大隈重信、井上馨、伊藤博文などの幹部が加わって、駅制、度量衡、租税制度、貨幣制度、禄制、鉄道敷設、行政組織等の改革が論議された。

明治政府の緊急課題となっていた駅制改革を担当したのが前島密である。明治2年（1869）、静岡藩の開業方物産掛であった前島は、明治政府から民部大蔵省九等出仕改正掛勤務を命じられた。

前島が駅通権正兼任となったのは、「駅通司が管理する駅制の弊害を過去の体験から熟知し、その改革の方針を明確に示すことができる。」と大隈ら太政官の実力者や改正掛のメンバーに認められたからである。前島がトップとなった明治政府の駅通司とは、水陸運輸駅路（伝馬、助郷、官員出張、官状官物の往復）を統括する役所であったが、明治3年（1870）当時は、まだ廃藩置県の前であり、五街道を管理した旧幕府道中奉行所と大差なかった。さて、駅制の問題であるが、明治政府は徐々に駅制改革に着手する。まず、物価高騰と駅村の疲弊に対処するとして、明治元年4月1日（1868年4月23日）から1年間定賃金を6倍5割増（7.5倍）に引き上げ、5月には宿駅と助郷を一体化し全国に及ぼしてその負担を平等化させようとした⁽¹⁵⁾。6月にはそれまでの宿場における「問屋」という名称を「伝馬所」に、「宿役人」を「伝

馬所取締役」と改め、9月には駅通規則を布告、翌2年(1869)正月には関所を廃止⁽¹⁶⁾、7月には府藩県に駅通掛を設置⁽¹⁷⁾した。さらに翌3年3月(1870年4月)には、官吏の「郵便規則」を設けて無料通行を禁止し、利用できる人足数も制限した。しかし、宿駅疲弊の原因となった特権的料金体系と封建的な伝馬助郷制については実質温存したまま利用し続けていたため、そのダメージを払拭するには至らず、9月には駅法を再度改正し、駅と助郷を再分離、東海道宿駅の定賃金を廃止して相対賃金とした。また、人足定賃金を値上げ(元賃金の12倍)し、各駅に府県藩官員を派遣して監督を強化した。このような中、前島の陸運会社構想は始動していたのである。

2 駅制の廃止と陸運会社の創設

それでは、前島が考えていた陸運会社創設の構想とはどのようなものであったろうか。これを知る手掛りが『駅通紀事編纂原稿』中の「陸運会社緒原」⁽¹⁸⁾に記されている(下線は引用者)。

○陸運会社緒原

我国駅伝人馬使雇ニ公私ヲ区スハ古来ヨリス、故ニ官ニ因テ来ル時ハ雇価或ハ当ヲ得サルアルモ、駅吏甘シテ之ニ膺^{あた}リ其私ニ出ルノ如ハ固ヨリ定律立法ナク故ニ伝馬所之ニ関セス、爰^{ここ}ヲ以テ旅客ハ駅夫ニ貪^{むさほ}ラレ駅夫亦業ヲ争ヒ求ニ苦ム、遠路行程易キヲ覚ヘス相共ニ渋苦セリ之レ他ナシ、其駅伝ノ法立テ而モ其尽サルアルニ因レリ、然ラハ宜ク雇法自由ノ術ヲ得サル可ラサルナリ然ト雖モ、旧染伝テ衆庶馴^{きゆうせん}レ嘗テ我国法ト見倣スヲ以テ新ニ公私區別ヲ廢セントスルモ、政府是カ法ヲ設ケ以テ之ヲ駅ニ示シ協同一和ヲ得サリセハ決テ行フ能ハサラン、故ニ成否ノ如何ハ官豫シテ知ルヘカラサルナリ、然ト雖モ事ハ凡ソ尽スニ就ル然ルヲ措ハ我寮任ノ足ラサル所アルニ似タリ、故ニ曩^{さき}ニ民政部省ニ之ヲ議ス、省亟^{すみやか}ニ容ル、ト雖モ其術策モ確乎セス只法按ヲ凝スノミ、蓋シ要スル地理物価若クハ里程ノ遐邇^{かじ}ニ應シ人馬至当ノ価ヲ定メ規則ヲ最モ嚴ニシテ雇法百事私トシ然シテ私ヲ制スルノ術ヲ講スノ一ニアリ、由テ立社概則或ハ俱ニ均ク密載シ駅通司官ヲシテ之ヲ売ラシ各地方官及ヒ各駅ヘ之ヲ論シ之ヲ説ク慈母ノ乳児ヲ教ル如シ、其公私別無ク相対雇法ヲ置ントスルモ政府裁理セサリセハ其成サルハ固ヨリ必ス、而テ之ヲ処スル均ク地方ノ任ニアリ、故ニ方法説論ハ我寮官ニ出ルト雖モ開業^{じゅんいん}准允スルニ至テハ地方諸官ノ請ヲ容レ許可与フヲ順序トス、然トモ施行ニ際シ固ヨリ可否ヲ知ル可ラス況ヤ諸道一挙ニ開ンハ其渺漠^{びょうぼく}ニ過ルヲ以テ恐クハ又遺漏アラシ、故ニ之ヲ東海道ニ施シテ暫ク業ヲ試ンノミ後チ徐々トシテ全国ニ洽^{あまね}カラシメ而テ伝馬所及ヒ助郷課役ヲ永ク免除シ下民ノ艱苦ヲ助ントスル事此時既ニ腹稿ス、是則陸運会社ノ濫觴ナリ、然テ辛十一月始テ之ヲ開カシメタリ

「陸運会社を創設する」という前島の考えには、公用インフラの民間開放という視点がある。駅制を企業化し、収支に見合った料金を政府・民間とも平等に負担する。そのため助郷は必要としない。郵便制度の創出に際しても、駅制に付属する継飛脚のシステムを官営事業とし、官民とも平等に料金を負担するという同じ視点が貫かれている。

この駅制改革で前島が最も重要視したのは、宿駅制度を維持するために設けられた助郷制の

15 大蔵省記録局『外編大蔵省沿革史』駅通寮1～2、2～5頁

16 同上13～29頁

17 「明治二年七月廿七日民政部規則ヲ置キ、府藩県奉職規則中ニ駅通事務ノ条ヲ載ス」内務省駅通局編『駅通史料』

18 「陸運会社緒原」駅通寮『紀事編纂原稿』第3編(1874年)

廃止である。それまでの明治政府の駅制改革は、公的利用者の特権的利用を伝馬助郷制によって維持していくことを前提にしており、全国を流浪し、街道をつぶさに見てきた前島にとって、その前提をなくすことが最優先事項であった。

前島は自叙伝『行路のしるし』等⁽¹⁹⁾において「明治三年四月租税権正ニ任セラレ又五月駅通権正ニ兼任セラレタリ、当時駅通司ハ専ラ諸道ノ駅制ヲ掌リ兼テ東西京大坂ノ間ニ官状官物ノ往復ヲ管理セリ、余ハ少年ヨリ諸道ヲ往歴シ古ヨリ駅法ノ善カラサル伝馬助郷ノ弊害アル其惨苦ナル実況ヲ目撃シ深く痛歎セルヲ以テ何トカ之ヲ拯フ策モカナト会テ論セシコトモアレハ此兼任ノ命ヲ拜シ独り自ラ喜ヒタリシ」と語っている。

このように前島にとっての駅制改革⁽²⁰⁾は、崩壊しつつある宿駅制度を支えていた助郷の農民の救済であり、具体的には陸運会社創設による助郷制廃止であった。また、助郷を必要としない陸運会社は今後の郵便制度の展開において必要なインフラのひとつであった。

明治3年5月12日(1870年6月10日)民部・大蔵両省の合議によって「宿駅人馬相對繼立会社取建之趣意説諭振」⁽²¹⁾が決定され、明治3年9月10日(1870年10月4日)駅通司の山内駅通大佑・五嶋駅通少佑・真中駅通少佑・中西駅通少佑が、東海道各駅の担当者へ陸運会社設立と郵便開業の説明のため出発した。『正院本省郵便決議簿』⁽²²⁾には、「第式東西両京并大坂間郵便新式法取建可相成ニ付本司山内大佑外三人巡回ニ付取扱振諸件何并府藩県え達し按及び陸運会社取建説諭振共」として、「別紙御決議之上山内駅通大佑始外三人之者え巡廻被仰付候処、尚書状郵便之方法見込も有之建言仕様ニ付、右御採用之有無御決議ニ随ひ可致巡廻積遅延罷在候処、夫々御了解之上追而御下知可有之趣ニ付而者外御用筋も其ため遅延致候義ニ付速に可為致発足、依之諸件取扱振其他府藩県御達案共取調此段相伺申候」とあり、郵便創業の太政官決裁を待って出立したことがわかる。

東海道の各宿駅において、これらの準備を担当したのは、府藩県の駅通係員と伝馬所(旧問屋場)の宿役人であり、同年閏10月6日(1870年11月28日)より3日間滋賀県の天津県庁、10日より5日間京都の大蔵省別局において巡回した駅通司官員との会議が行われた。『正院本省郵便決議簿』によると「一、駅々相對人馬会社取建方之義此度巡駅之者趣意可致説諭候得共、万一是を誤解致シ又不思之弊害相生シ候様之義も可有之候而者不都合ニ付、概略其趣意別紙之通書載いたし是を以指示可致積」、「一、郵便新式之方法政府御下知無之内ハ兼而相伺申候諸件断然と表発難仕候間、別紙説諭振并時間表之両条を以可申談積ニ御座候事」として「陸運会社取建説諭振」「郵便法説諭振」により陸運会社及び郵便創業の趣旨説明を行なっている。このように郵便創設準備と併せて行われた駅通官員による巡回等の後、翌4年5月(1871年6月)に陸運会社規則案が各宿駅に示された。

前島が帰朝し駅通頭に復帰すると駅制改革の動きは加速する。明治4年12月23日(1872年2月1日)東海道筋に陸運会社の設立を許可する旨関係府県に布達され、明治5年1月10日(1872年2月18日)東海道各駅陸運会社が創業された。これに伴い、伝馬所は廃止され、助郷も廃止された。宿駅に出張していた府県駅通係員は引き揚げとなったが、継立を行なう18の宿駅には、新たに郵便御用のための駅通寮官員が配置され、その指導監督を行なった。

伝馬所で行なっていた郵便業務は、新たに設立された陸運会社へと委託された。しかし、こ

19 橋本輝夫監修 前島密「駅通権正となる」『行き路のしるし』(日本郵趣出版、1986年)19~20頁

20 前島密「逸事録四七伝馬所助郷に就て」『鴻爪痕』(財団法人前島会、1955年)311頁

21 農商務省駅通局『駅通明鑑』巻4第11篇(1882年)119~122頁

22 『明治三年 正院本省郵便決議簿』駅通寮郵便課(郵政資料館所蔵)

これは伝馬所が陸運会社という名称となり、そこで取扱っていた郵便業務がそのまま引き継がれたということであって実態は変わっていない。最も大きい変化は助郷が廃止されたことである。これは、官設の伝馬所が私企業となり相対賃金となったことによって、官営時代の宿駅の特権的利用が廃止されて達成されたと言える。

その後郵便の全国実施と期を一にして、東海道宿駅と同様に全国各街道・脇往還で宿駅の陸運会社化が実施され、明治5年7月20日（1872年8月23日）全国諸道の伝馬所と助郷を8月末日に廃止することが布告された。

古来より施政者によって作られ、封建的秩序によって運営されてきた駅制（宿駅制度）は終焉を迎え、新たな通信・運送の歴史が幕を開けたが、前島はこのことを「其事本邦ノ史上ニ就テハ甚タ重大ノモノニコソアル、此改革ノ時ニ方リ内ハ官吏ノ旅行不便ヲ鳴ラスアリ外ハ宿駅衰頹ヲ訴フルアリテ甚タ苦辛モ多カリシ、去レド近クハ古昔ヨリ酸毒ヲ極メシ助郷法ヲ廢シテ大数人民ノ苦ヲ拯ヒ、遠クハ船車ノ便ヲ開キ物貨ノ運輸行旅ノ装具皆一変ノ時運ヲ来タシ、終ニ爾時ノ景状ヲナスハ国家ノ利ナリト知ル人ハ僅々少カリケリ」⁽²³⁾と語っている。この当時「郵便の創業」と同様に「伝馬助郷の廃止」という歴史の転換点を通過したことに気付いた人は少なく、その意味するところを理解していた人は稀であった。

ともあれ、前島の目指した駅制改革の悲願のひとつであった助郷の廃止は達成されたが、その後の運送業の育成・近代化の過程は旧弊を破るための困難が伴った。

陸運会社は、宿駅の伝馬所から国家の保護された陸運の民営会社として、各宿駅単位で貨物輸送を行う会社を目指す予定であった。しかし、駅通寮は、同年7月（1872年8月）頃から東海道の陸運会社は旧来の悪しき因習から脱却できていないとして、定飛脚から起こった陸運元会社との合併を積極的に奨めるようになった。また、駅通寮は同年9月（1872年10月）頃から郵便取扱所を陸運会社から分離して独立させている。そして、明治6年（1873）6月27日には物貨運送業（飛脚）の個人私営を禁じ、その営業は「陸運会社に入社または改めて駅通寮の認可を受けるべし」と布告（太政官）、ついに各地の陸運会社は明治8年（1875）4月30日の内務省布達により解散させられ、内国通運会社（陸運元会社を明治8年（1875）1月改称）が全国の陸運を総括することになる。

3 陸運元会社と輸送ネットワークの形成

郵便創業と駅制廃止は日本の運送業に大きな影響を与えた。駅制改革は日本の運送業、旅客業を成り立たせていた街道と宿駅の機能を根本から覆す構造改革であった。とりわけ維新後も明治政府から公用通送を請け負うことで宿駅人馬の特権的利用を許されていた定飛脚問屋等は大きな影響を受けることとなった。

明治2年（1869）、明治政府は定飛脚、三都飛脚問屋に対し准定賃金での駅馬徴達を廃し、相対賃金によることを通達した。これに対し、飛脚問屋は相対賃金を1里に付き金1貫文としたが、これによって書状送送料金は高騰した。明治3年（1870）郵便創業が立案されたことを知った飛脚問屋は、さらに大きな痛手を蒙るとして、明治3年10月（1870年11月）に関西の、同年11月（1870年12月）には東京の定飛脚問屋が郵便創業の撤回を求める嘆願書を提出したが、当然のことながら却下されている。

23 橋本輝夫監修 前島密「駅制改革と陸運会社の創設」『行き路のしるし』（日本郵趣出版、1986年）37頁

そのため、和泉屋の吉村甚兵衛を中心に京屋、嶋屋、山田屋、江戸屋の5者で会社規則を作り、同年12月2日(1871年1月22日)「定飛脚陸走会社」⁽²⁴⁾を開業し、郵便創業に対抗する姿勢をみせた。定飛脚問屋5者の支店、関連の飛脚取次所は全国に展開しており、そのネットワークは創業当時の郵便制度を遥かに凌駕していた。

郵便の全国実施と駅制廃止とを直前に控えた明治5年4月(1872年5月)、前島は陸運業の育成と飛脚業の今後の打開策として、郵便取扱所の物品・官金輸送等の郵便御用を定飛脚業者に委託する案を省議にかけた後、和泉屋吉村甚兵衛の名代佐々木莊助を召喚し、近代郵便制度の原理を説論するとともに駅通司の下での陸運業の近代化を求めた⁽²⁵⁾。『駅通紀事編纂原稿』によると「是月、定飛脚商売吉村甚兵衛等五名、陸運元会社ヲ企ツ、曰、官既ニ郵便ニ厳規ヲ置ケリ、然ルヲ我輩、業ヲ依然存スル時ハ私利ヲ以、公拳ヲ犯スノ罪ヲ如何ン、而テ、官曩ニ陸運法ヲ開クニ際シ懇々説論ノ旨ヲ奉ス、渥恩亦那ツ比セン、抑、陸路物品運輸ノ法タル我業体ノ素志ニシテ、毫モ猶予スヘキニアラス、仍テ、速ニ遺物公私ヲ区分シテ諸国同商協議ヲ尽スニ、或ハ誤解シ或ハ異論シ、甚シキハ我ニ逸シテ業ヲ政府ニ乞ントス、奸狡憎ムヘク亦恐ル故ニ請フ、官速ニ陸運元会社ノ許可ヲ下セヨ、然ラハ諸道陸運会社ト協同相議シ、公私ノ荷物及ヒ物貨ノ輸業ヲ開カン、其根軸ニ至テハ一ニ政府ノ保護ヲ仰クト」して、6月に陸走会社を母体とした陸運元会社が設立された⁽²⁶⁾。そして、陸運元会社は駅通寮の保護の下に各駅陸運会社を合併して、運送請負業から自前の輸送手段を確保した近代的運送企業へと脱皮していく。

『郵政百年史』が言うように、佐々木らは前島の意思や政府・駅通寮の強い権限に屈服した⁽²⁷⁾のではない。

前島の佐々木莊助の能力に対する評価は非常に高い。佐々木が企業家として近代郵便制度と近代運送業というものを理解し、当時としては郵便より大きなネットワークを持つ定飛脚の「陸走会社」が国営郵便と手を組み、駅通頭の特権により定められた会社規則を持つ「陸運元会社」となることで、「日本初の近代的な運送会社として大きく飛躍できる」と判断したからではないだろうか。

前島は、このような佐々木を「運送会社の近代化を託せる人物」として評価したのであろう。これは、前島が海運業における岩崎弥太郎に与えた評価とその後の海運行政のあり方に酷似している。

明治5年6月(1872年7月)陸運元会社設立が許可されると、駅通寮は、7月2日(1872年8月5日)の寮議により、陸運元会社への加入を積極的に奨める文書⁽²⁸⁾を各府県に送達した。

それを受けて佐々木は、さっそく東海道の各陸運会社を巡回し、陸運元会社への合併を働きかけた。その結果は、「元会社新定ノ例規ヲ承諾シテ真ノ商会ニ化スルモノハ僅ニ品川、藤沢両駅ノミ、唯其聯合ヲ諾シテ以テ他日ノ改正ヲ約スルモノハ興津、江尻、静岡、丸子、藤枝、

24 「陸走会社開設」『東京市史稿』市街篇市街51-0643(臨川書店、2001年)、金子一郎「陸走会社について」『日本歴史』5月号(吉川弘文館、1981年)66~76頁

25 明治4年8月11日に帰朝した前島と定飛脚問屋総代佐々木莊助等との最初の接触は同年9月(『社史・日本通運株式会社』(1962年)、「乍恐以書附奉願上候」『駅通明鑑』10巻9篇 運輸会社ノ部)とされる。確かに『行き路のしるし』において、前島は「余カ本官ニ拝セルヤ即チ其総代等ノ邸ニ強願シタル」(『行き路のしるし』(日本郵趣出版、1986年)35頁)と述べていることから事実であろう。藪内はこれをもって明治5年4月の召喚を否定している(『近代日本郵便史』(明石書店、2010年)77頁)。しかし、前島が「省議を決したる上東京定飛脚問屋総代佐々木莊助氏を召喚せり」(「帝国郵便創業事務余談」『行き路のしるし』(同上)113頁)と述べているように、最終的な召喚は省議決定前後の同5年4月頃であろう。要するに、前島は約半年かけて佐々木等を説得したのである。

26 「陸運元会社創立」駅通寮『紀事編纂原稿』第6編(1874年)

27 郵政省編『郵政百年史』(逓信協会、1971年)93頁

28 静岡県駅通掛『宿駅御用留』(1872年)郵政資料館所蔵

島田、御油、赤坂、藤枝、鳴海、福田、前ヶ須、土山、水口、石部、草津ノ十六駅ノミ、其他各駅皆模糊ト子其旧慣ヲ恋眷シ、共ニ語ルヘキニ足ルモノ少ナシ、元来旧伝馬所ニ従事スル輩ハ多ク其財産ニ乏キヲ以テ更ニ各駅ニ令シテ名望財産アルモノヲシテ共ニ此商会ニ結合シテ以テ陸運改正ノ実ヲ拳ン事ヲ請フ⁽²⁹⁾という状況であった。その後、11月12日に岡崎・池鯉鮒・藤川・赤坂・御油・豊橋・二川、同25日に亀山・関・坂下の各駅陸運会社との合併が報告⁽³⁰⁾されている。

前島は佐々木との約束どおり、明治6年(1873)には「三月二十四日、本年四月以降陸運元会社ヲシテ郵便御用駅逋寮ト署記セル符牌ヲ以テ各道郵便役所ニ交付スル脚夫賃銭郵便票及ヒ通貨封入ノ各信書ヲ逋送セシメルヲ申達(第四十三号⁽³¹⁾)ス」⁽³²⁾として、4月から金子入り書状の逋送・配達、駅逋寮から各郵便取扱所への郵便脚夫賃銭・郵便取扱所への御手当金・郵便切手の輸送、各郵便取扱所から駅逋寮への郵便切手売却代金の輸送を陸運元会社へ請負わせている。金子入書状(郵便条例以降は貨幣封入郵便)の陸運元会社(内国通運)への委託は、明治33年(1900)10月1日に郵便法が施行されて、この制度が廃止⁽³³⁾されるまで継続した。

陸運元会社がこの郵便制度の兵站ともいべき業務を円滑に行うためには、地方公用郵便の半額制導入後に予定される大幅な郵便取扱所の新設に対応する運送ルートと運送手段の確保が非常に重要となる。陸運元会社単独の勧誘だけでは急速な陸運の再編は行えないと考えた駅逋寮は、明治6年(1873)6月27日に、太政官布告第二百三十号によって物貨運送業(飛脚)の個人私営を禁じ、「その営業は陸運元会社に入社、または改めて駅逋寮の認可を受けるべし。」と布告(太政官)⁽³⁴⁾し、陸運元会社を中心とした陸運の全国ネットワークを構築していった。

大蔵省沿革志には「従前飛脚ト称シ貨物ヲ運輸スル営業者ヲ停止シテ陸運元会社ニ併合シ若シクハ駅逋頭ノ准許ヲ請ハシム」⁽³⁵⁾として、「布告第二百三十号ニ曰ク 従来飛脚ト称シ貨物ヲ運輸スルヲ以テ営業ト為ス者素ト一定ノ規則ナキニミナラス且準備ノ資本モ亦充実セス、漫ニ危難罹ル弁償等ヲ承諾シ通貨物品ヲ運輸セルモ往往過当ノ運賃ヲ貪取シ或ハ稽滞遺失ノ患ヲ生スル有リ、因テ本年九月一日ヲ限り私ニ物貨運輸ヲ営業ト者ヲ停止ス、自今陸運元会社へ併合スルカ或ハ規則資金等ヲ詳明ニ具申シ管轄庁ノ検査ヲ経テ駅逋頭ノ准許ヲ得ヘシ」と解説している。

増田廣實によると、「陸運元会社は、この布告第230号を武器にして、この布告の出された6月中に各地に社員を出張させ、出張店・会社・取扱所等の名称の下に傘下3480店を全国各地に開店させることに成功した。この成功をうけて政府内部でも各駅陸運会社解散の意見が次第に高まり、ついに明治8年(1875)5月末日を限りに各駅陸運会社を解散した。そして、同年2月内国通運会社と社名変更を行った陸運元会社は、鉄道諸貨物の取り扱いを含め、全国陸運を総括する地位に立った。」⁽³⁶⁾としている。

陸運会社は、明治8年(1875)4月30日「内務省布達(甲七号)諸道各駅ニ於ケル陸運会社

29 農商務省駅逋局『大日本帝国駅逋志稿・同考証』(1882年)551頁

30 農商務省駅逋局『駅逋明鑑』10巻第9篇(1882年)47~48頁

31 「大蔵省達第四十三号」、「駅逋頭約定書」内閣記録局編『法規分類大全』運輸5郵便郵便物414~416頁

32 大蔵省記録局『外編 大蔵省沿革志』駅逋寮1~2、53頁

33 郵便法では新たに価格表記制度が設けられ通貨、金銀、宝石、珠玉等高価なものが対象となった。

34 明治六年六月二十七日太政官布告第二百三十号「私ニ物貨運送ノ営業ヲ禁止ス」『法令全書』(1873年)

35 大蔵省記録局『外編 大蔵省沿革志』駅逋寮1~2、58~59頁

36 増田廣實「第2章 移行期の交通・運輸事情」山本弘文編『交通・運輸の発達と技術革新』(国際連合大学、1986年)16頁

ノ儀ハ、多クハ官ノ誘勸ヲ以結社候ヨリ、往々私会ノ体裁ヲ失シ不都合ニ付キ本年五月三十一日限り総テ可申付、此旨布達候事。但シ本文解社ノ後ハ駅村ニ不拘其地ノ都合ニ因リ人馬継立ノ稼業致度旨願出候ハ、其官庁於テ調査ノ上允許可致尤賃銭ノ儀ハ物価ノ昂低道路難易ニ因リ時々変更可有之候ヘトモ予其制限相立且通常ノ額ヲ査定可致事」によってついに解散、内国通運会社が全国の陸運を総括することになった⁽³⁷⁾。

藪内は、『近代日本郵便史』において、「陸運会社」を「郵便線路の全国的普及にともなって、それに対応できる継立会社が必要であったが、駅通寮が育成につとめた陸運会社は当初の期待に反して私企業として発展しなかった。(中略) 悪弊から脱しきれず全国的な陸運会社として発展する見込みはなかった。⁽³⁸⁾」と評価しているが、「悪弊・旧弊を脱しきれないから」という陸運会社の廃止理由については若干疑問が残る。

伝馬所から生まれた陸運会社は少なくとも郵便創業の立役者であったはずである。郵便取扱人となった者だけが開明的でそれ以外の者がそうでなかったとは考え難い。また、駅通寮が陸運会社の廃止を考え始める時期が早すぎるのである。宿駅制度が廃止され、全国に陸運会社が創設されるのは明治5年8月(1872年9月)である。

駅通寮が陸運元会社への加入を奨める文書を東海道の各府県に送達したのは、それより前の7月であり、その文書の中に「昨年来開業候各駅陸運会社之儀者、唯旧伝馬所之面目を一変いたし候迄ニ而、真之私会ニ無之、到底成立之程も無覚東者ニ付、猶一改正之法も可有之と夫是評議中」として廃止を窺わせる文言が含まれている。このことは、「全国に陸運会社を創設する時期に、既に東海道筋の陸運会社の廃止を考えていた」ことになる⁽³⁹⁾。

「陸運会社の廃止」が実際に上申されたのは明治6年(1873)4月であった。同年12月にも上申された⁽⁴⁰⁾が、この時点までは認められず、陸運会社の廃止が決定されたのは明治8年(1875)4月であった。

このように、「陸運元会社」が創立間もない段階で、「陸運会社」の廃止が検討された理由は、陸運会社という組織の根本的な成り立ち、若しくはその体制に内在する旧弊から逃れられない問題があり⁽⁴¹⁾、そのため、近代的な企業形態を持った運送会社である「陸運元会社創設と対」で「陸運会社の再編」が考えられたためではないだろうか。

つまり、「伝馬所から誕生した陸運会社を個々に近代化させるより、陸運元会社の支店とすることで短期間に全国の陸運業の経営形態の近代化を図ろうとした。」ということであろう。

さて、その後の陸運元会社であるが、明治12年(1879)には明治6年(1873)の太政官布告第230号が廃止となり、運送業の自由化が図られた。そのため、各地に各種の運送会社が設立され競争が行われるようになった。明治14年(1881)吉村甚兵衛の後を襲って佐々木荘助が社長となった内国通運会社は、同24年(1891)元請業務の入札に敗れ、明治5年(1872)の前島との出会以来共に築き上げてきた郵便輸送の業務を日本運輸会社に奪われることとなり、佐々木荘助は、明治25年(1892)経営不振の責任を感じてか拳銃自殺を遂げている。「彼は少々氣力あり識量ある好男子」と評価していた前島は、「嗚呼星移り物換れば昔時の情も稍く減尽す

37 内務省布達甲7号(8年4月20日)「陸運会社ヲ解散セシメ人馬継立営業ニ関スル事件ヲ各府県ニ委任ス」内閣記録局編『法規分類大全』運輸2 駅通 陸運営業356頁

38 藪内吉彦・田原啓祐『近代日本郵便史—創設から確立へ—』(2010年、明石書店)73~74頁

39 中村日出男『郵便創業時の記録 全国実施時の郵便御用取扱所』(郵政省郵政研究所附属資料館研究調査報告6、1994年)13頁

40 「陸運法変更奏議」内務省駅通寮『紀事編纂原稿』(1874年)

41 たとえば佐々木が「元来旧伝馬所ニ従事スル輩ハ多ク其財産ニ乏キヲ以テ」と述べている(7頁)のように、会社経営が行えるほどの資本が充実していないものもあったのではないか。

るは世事皆然らざるなしとは云ひながら知らず二十四年内国通運の状態に対し帝国郵便は如何なる眼を以て之を觀たるが故社長佐々木莊助氏の終焉は余之を語るに忍びざるなり。」と『帝国郵便創業事務余談』⁽⁴²⁾でその胸の内を吐露している。

4 郵便創業の準備

新式郵便による郵便創業は、前島による駅制改革の成果のひとつであるが、当初、伝馬助郷制の廃止と陸運会社の設立計画は郵便創業の計画より先行していた。しかし、前述のとおり、「駅制を全廃し官私を問わず平等の賃金を払って人馬を利用するという抜本的な改革」は、「官吏や諸駅の反抗が多く、廢藩置県実施以前の明治3年の状況では恐らく政府の許可は得られない」として、陸運会社の設立準備のみに留めている。

前島は、郵便創業を公用状の飛脚賃銭支払の回議文書から思い立ったとされているが、正確には「明治政府を説得できる郵便創業に必要な財政的裏付けを見つけた」と言うべきであろう。伝馬助郷制の廃止については、その時点で政府を説得する材料が無かったため、陸運会社創設のための事前準備のみを行ったが、郵便創業については、この資金によってまさに埋蔵金的な財政的裏付けを得ることができたのである。

前島が試算した東西両京発両便の合計経費は286貫220文である。一日の上り下り書状数を300通と予想し、1通の原価を954文と計算している。郵便料金は東京より大阪迄が1貫500文、西京迄が1貫400文とした。沿道街道筋宛の書状の予想通数は100通であるが、この分については原価算定の際に算入していないため、この収入は全額収益になると考えている。

前島はこの事業の名称を「郵便」と名付け、明治3年6月2日(1870年6月30日)に「郵便創業の建議」を行い、9月1日決裁、同月10日から駅通司官員による開業準備のための巡回が行なわれた。

5 新式郵便の開始

杉浦讓は前島の郵便創業の構想を着実に実行に移し、新式郵便をスタートさせた。明治4年正月24日(1871年3月14日)に郵便の創業が布告され、「継立場駅々取扱規則」「各地時間賃表」「書状を出す人の心得」などが公布された。そして明治4年3月1日(1871年4月20日)、東京・京都・大阪の三都市に郵便役所を設け、三都府を結ぶ東海道の各宿駅の伝馬所内に郵便取扱所が設けられて郵便が始まった。

東海道宿駅に設置された郵便取扱所は62か所で、伝馬所の一隅を改装し郵便取扱所とした。責任者は、伝馬所を管轄する府藩県駅通係からの出張地方官員⁽⁴³⁾で、府藩県の出張官の推挙による宿駅の元締役、年寄役、書記役、人足方などが郵便事務を行った。

大阪郵便役所では、地域別の差立や配達区分など信書の取り扱いに精通した定飛脚の手代を官員に雇って業務を行った⁽⁴⁴⁾。金沢の江戸三度飛脚村松家10代・村松直松を駅通方手代に採用した⁽⁴⁵⁾のも民営飛脚の具体的な作業方法のノウハウを学ぶためであったと考えられる。

42 「帝国郵便創業事務余談」『行き路のしるし』(日本郵趣出版、1986年)114頁

43 「布告 駅法改正規則を定ム」(明治3年3月9日)内閣記録局編『法規分類大全』運輸1 駅通11頁、「改定駅通法」大蔵省記録局『外編 大蔵省沿革志』駅通寮1~2、53頁

44 『大阪商業史資料』15運輸及び船舶其一 飛脚の話(大阪商工会議所、1964年)15~19頁

45 「村松家系」村松七九『江戸三度』(村松七九、1917年)

明治4年7月15日(1871年8月30日)には、開港場として通信量が多く、飛脚業者の独壇場であった横浜に、郵便役所を設置している。東京との直通定期便を開設し、金子入書状の取り扱いも別仕立便により開始した。また、横浜から、輸出品の生糸や織物と関係の深い横須賀、八王子、桐生などへ1里ごとに600文の別仕立便を開いた。東京・横浜間の午前9時発の並便は248文(8月から48文、朝晩2便)、同区間の別仕立便は遞送速度(金子入の場合は金額により付加額あり)、横浜から各地への別仕立便は里程による距離制という、東海道郵便とは違う料金体系となっている⁽⁴⁶⁾。

8月には、畿内、南海、山陽の各道への郵便物の取り扱いを大阪の相場飛脚問屋(堺屋喜一郎・万屋喜兵衛・大和屋庄兵衛)に請け負わせて、大阪以西は下関、以南は四国の宇和島、紀州の田辺まで延長した。大阪以东から差し出す書状は、大阪までの料金に大阪以西賃銭表の料金を加えた額の切手を貼付すればよいことになった。大阪以西へは毎日大阪到着の翌日に差し立てるが、以南は月に4~6日ほど差立の休日があるとなっている。相場飛脚問屋による請負のため、新たな郵便役所等は設置されなかった⁽⁴⁷⁾。

帰朝した前島密が8月17日(1871年10月1日)には駅通頭に復帰、欧米で新たに得た知識をもとに29日には「郵便の全国実施と信書遞送の政府専掌」について太政官に稟議している。

12月5日(1872年1月14日)、大阪以西長崎までの郵便線路が開通した。長崎までの開通を優先したのは、6月にデンマーク大北電信会社の上海・長崎間海底電信線が完成し海外との電信が可能となったため、早急に東京までの通信を確保する必要があった⁽⁴⁸⁾からである。同日、「最初の郵便規則」が施行され、郵便料金は距離制となり、日誌・新聞紙、書籍等の取り扱いが開始された。相場飛脚による大阪以西の郵便取扱開始時とは違い、長崎に至る街道、枝道には郵便取扱所が設けられ、長崎と神戸に郵便役所が設置された。料金は25里以内、50里以内、100里以内、200里以内、200里以上の5段階で種類別、重量別に設定された。たとえば東京・大阪間の書状1貫500文が400文(200里以内)となるなど創業時より低料金化された。書状の重さは11月の駅通寮達では2匁単位となっていたが、12月に4匁単位に改められた。新規の日誌等の料金は書状より低額に抑えられているが、その料金で利用するには駅通頭の免許が必要であった。

12月には、福井県(足羽県)から「越前国より加賀、越中、越後の諸国と、近江国を経て京都・大阪の二府に達する信書遞送を郵便施行までの間、仮規則をもって行ないたい。」という申請があり、許可されている。同月21日には、横須賀、浦賀、松輪、三崎への郵便線路が開通、横浜・横須賀間は汽船で運送された。郵便創業の明治4年中に開設された郵便役所・郵便取扱所は、東京以西に180局であった。

明治5年(1872)になると、郵便の全国実施のための準備が急ピッチで行なわれた。同年3月1日(1872年4月8日)には、郵便取扱量の増加に伴って東京府下に朝昼夜1日3度の配達を開始され、新たに郵便取扱所が18か所、書状箱は150か所に設置された。

また、前年の12月19日(1872年1月28日)に旧銅貨の価格が改定⁽⁴⁹⁾されて新貨との交換が開始されたため、明治5年1月20日(1872年2月28日)に48文を半銭、100文を1銭として郵便賃銭を改定した。新貨幣単位の切手(竜銭切手の半銭、1銭、2銭、5銭)が発行されたの

46 井上卓朗「郵便創業期の郵便賃銭表」『郵便史研究』第30号(郵便史研究会、2010年)

47 同上

48 省議11月3日達「郵便規則」農商務省駅通局『駅通明鑑』6巻第13篇(1882年)123頁、『通信事業史』通信省編(1940年)50~54頁

49 「旧銅貨価格設定」『東京市史稿』市街篇市街52-0672(臨川書店、2001年)

は同年2月(1872年3月)であった⁽⁵⁰⁾。

6 郵便の全国実施

明治5年3月(1872年4月)郵便の全国実施に備えて「郵便規則」⁽⁵¹⁾が改正された。この郵便規則の冒頭には日本が目指さなければならない近代郵便のビジョンが高らかに謳われている。これは前島の郵便構想そのものである。ここから読み取れるのは、日本郵便を欧米列強の郵便制度と同等と成すため、先ず郵便を全国に実施し政府専掌により均一料金制を実施する。近代化された郵便によって国内の通信主権を回復し、海外と対等な通信の道を開くことで日本の文化や産業を振興しようとしていることである。そのため、郵便の全国実施のみならず、郵便の均一料金制導入、海外との郵便条約締結へ向けての布石が打たれている。また、この改正郵便規則には「在日外国郵便局」を利用する「海外郵便手続」が定められており、不完全なものではあるが、ひとまず「海外への通信の道」が開かれた。

明治5年(1872)における郵便の全国実施に向けての取り組みを見てみよう。同年3月4日(1872年4月11日)には、全国実施に伴う郵便事務取扱のために使府県の官員1名を兼務させるよう指示が出され、4月4日(1872年5月10日)には郵便事務の内容が定められた。この使府県に設置された郵便掛は郵便局の全国展開に大きな役割を果たすことになる。

5月7日(1872年6月12日)には品川・横浜間に鉄道が開通し、郵便の鉄道搭載が始まる。それに合わせて、5月22日(1872年6月27日)には郵便規則が改正され、6月1日(1872年7月6日)から東京・横浜間の書状遞送は5往復(うち夜便は脚夫便)となり、同区間の民間(飛脚)の書状遞送は禁止された。これは鉄道を使った新たな飛脚遞送の誕生を阻止する目的があった⁽⁵²⁾。また、飛脚との競争が激しい地域だけに、無用な混乱を避けるため、郵便が政府専掌となる前に先行して実施されたとも考えられる。

6月(1872年7月)には、郵便を全国に実施するにあたり、使府県に対し「信書不達の地がないようにすること」として布達された。そして全国に郵便を開設することが太政官で裁可され、7月1日(1872年8月4日)から郵便制度が全国に実施された⁽⁵³⁾。これに伴い、18日(1872年8月21日)には、「自今各省府県ノ公文ヲ發送スルハ総テ郵便ニ託付セシム但速遞ヲ要スル者ハ特ニ脚夫ヲ以テ發送セシム」として、中央官庁から使府県宛の御用状(公用文書)は郵便で差し立てることとなった。

7 街道を中心とした郵便局の設置

郵便取扱所の設置は、上述のとおり郵便の創業準備期から全国実施期まで、駅通司、駅通寮の官員が各地を巡回して行った。長崎へ延長の際は、摂津・播磨が山内大属、安芸・周防・長

50 その後、郵便の全国実施に合わせて、新切手(桜切手)の1銭、2銭が明治5年7月、半銭、10銭、20銭、30銭が9月、4銭が6年4月に発行され、竜5銭切手が5月に廃止される。

51 大蔵省布達5年3月「郵便規則」内閣記録局編『法規分類大全』運輸4 郵便 郵便規則25~42

52 明治5年2月、鉄道開通に先立ち同区間の鉄道による飛脚の書状遞送を禁止する布告が出されている。明治5年2月25日寮議「東京横浜間汽車運送鉄道寮掛合」農商務省駅通局『駅通明鑑』巻11第14篇(1872年)7丁

53 「本年7月以降北海道後志胆振両国以北ヲ除ク外全国ノ官道支道ヲ論セス凡ソ県庁ヲ設置スルノ地方及ヒ港津市駅公私ノ事務頻繁ノ地ハ其景況ニ応シ毎日或ハ隔日或ハ一月ニ五六次ヲ期シテ郵便法ヲ開設シ沿道傍近ノ市村ニイタルマテ往復交通セシム因テ郵便規則ニ準依シ信書等ハ各地郵便役所及ヒ郵便取扱所ニ發付スヘシ」大蔵省記録局『外編 大蔵省沿革志』駅通寮1~2、17頁

門が真中権中属、備前・備中・備後が中西少属、豊前・筑前・肥前が戒能権少属、長崎での諸準備は根立中属がそれぞれ出張して行なった。

明治5年(1872)の郵便の全国実施の際も、駅逓寮官員総出で出張し開業準備を行なっている。正月18日(1872年2月26日)の省議⁽⁵⁴⁾では、「東京以西以南の郵便は粗方整ったが、東京以東以北の国にも速やかに郵便を開かなければならない」として、「東京以東以北の街道の状況調査及び使府県の官員への指導と伝馬所の廃止、陸運会社取立の方法の指導も兼ねて巡回を行なう」ことを決定した。駅逓寮における郵便の全国実施とは、「郵便未実施地区である東京以東・以北への郵便線路の延長」という認識であったということであろう。官員の巡回コースは郵便取扱所開設予定ルートであり、3月10日(1872年4月17日)各ルートに諸官員を派遣することが省議⁽⁵⁵⁾で決定され、使府県へ通知された。

駅逓寮は、この巡回に先立ち郵便開設指導用の口達書⁽⁵⁶⁾を作成し、使府県の典事担当職員の内1名を郵便担当⁽⁵⁷⁾として兼務させ、この内容に沿って事前調査を行い、駅逓寮官員が巡回した折には諸般協議するよう指示している。この口達書には、①地域の商業等の模様により郵便の利用頻度を想定し、通送を月に何回行なえばよいか予め調査しておくこと。②脚夫に支払う賃銭額を距離、夜間通送等などの条件で詳細に調査しておくこと。③本街道、脇往還とも各宿駅に身元確かで仕事に精励する郵便御用取扱人を選定しておくこと。④往還筋でなくても、分庁、市場などがあり郵便を必要とするところには郵便御用取扱人を命じておくこと。⑤すべての郵便御用取扱人は近傍在村へ多く往復する便宜のある業体の者を選定すること。但し飛脚渡世の者は除外すること。⑥郵便御用取扱所は取扱人の自宅、或は将来陸運会社となる予定の場所を使用すること。⑦取扱人に改正郵便規則を事前に配布し、熟読させその内容を理解するよう指導すること。等々が記載されている。

この中で③④⑥から郵便取扱所は基本的に街道筋の宿駅に配置される事を前提にしていることがわかる。⑤は郵便取扱人の選定の際、本業において近傍在村への幸便ルートを持っている人物を選ぶよう指示しており、宿駅からの配達には幸便に依存することを前提に郵便の全国実施を行っていることがわかる。

宿駅に郵便局を設置する際、前島は「地図ヲ開キテ本支両線ノ結合ヨリ置局ノ位地ヲ按定シ(始メ郵便局ヲ置クヘキ地形ヲ定ムルハ経費上ニ於テ肝要ナル事項ニテアリシ今ニシテ到处ノ市街ニハ必ス局アリト云フヘキ景況ヨリ之ヲ見レハ何ノ苦シムコトカアルヘキ)」というように地図を見ながら設置場所を決めているが、その地図とは「浪華講道中記」⁽⁵⁸⁾であったという。

8 全国実施時の下総国の状況

全国実施時の各地の状況はどのようなものであったのだろうか。下総国については我孫子宿名主小熊甚左衛門が記録した「郵便並陸運会社御用留 明治五年壬申年三月」「郵便御用留 明治六癸酉年一月一日」に詳細が記録されている。この史料を基に田辺卓躬が全国郵便実施期の下総国の状況を『下総郵便事始』⁽⁵⁹⁾に詳しく紹介している。

54 「官吏派遣依郵便開設官吏派遣伺」農商務省駅逓局『駅逓明鑑』巻10第14篇(1872年)105丁

55 「派遣官吏物持人足伺」農商務省駅逓局『駅逓明鑑』巻10第14篇(1872年)106丁

56 「依官吏派遣沿道各県達伺」農商務省駅逓局『駅逓明鑑』巻10第14篇(1872年)105丁

57 大蔵省布達第33号(明治5年3月4日)『大蔵省沿革志』駅逓寮1～2、5頁

58 前島密「郵便創業談」『鴻爪痕』(財団法人前島会、1955年)562頁

59 田辺卓躬『下総郵便事始』(崙書房、1980年)

下総国の郵便創業は、陸羽道中千住駅より水戸通陸中岩沼迄と房総一円を巡回した、駅通寮出仕小田直方が担当した。この「御用留」によると、小田は陸羽道千住から松戸を経由して明治5年3月14日(1872年4月21日)我孫子宿に到り、印旛県駅通掛十二等出仕真野順美が対応している。この時、郵便取扱所開設地の取扱人予定者は、郵便取扱所開設と伝馬所廃止の請書を駅通寮巡回掛に提出し、小熊は3月15日(1872年4月22日)印旛県から「郵便御用取扱人」を命ずる旨の辞令を受領している。

印旛県では全国郵便実施前の6月22日(1872年7月27日)郵便取扱人を県庁のある葛飾郡加村に呼び出し、次の指示を与えた⁽⁶⁰⁾。

一、郵便御用取扱人え示書

今般郵便てふものを被開、

御国内は四方の極まで所として書翰の往復せざるなきやう広く御世話之ある

御趣意は郵便規則の巻について拝誦して又解得あれば敢而筆せぬと斯者上下の便利を置るの幸は聞もの雀躍せざるはなし、随て其方共に右の御用取扱を命し下これ未曾有の役に付大切に心得て発起をあやまり指笑をのこさざる様配意いたし、信書を差出す人に善悪の扱振なく不深切の粗漏は更になきを旨とし可申、一人の落度の一人而已と見效されば全国一般え差響き便途の障碍となるものなれば、已に郵便の二字に拘はり其害は大なるべし、故に能く其職を尽して不倦不怠を要す、犬は夜を護り鶏は暁を告く、鳥獸てすら職を尽す、况や萬物の靈なる人におみて其職を尽さずんばあるべからず、事務の挙ると挙らざるとは少しの配意によれば御発行の其日より一期を待ず管下の人民便利を唱をふる声の囁しきをきかまほしく精々可有勉励もの也

壬申 六月 印旛県

二、郵便道案内

今度御国内一般に郵便を開かれ、近る国々わいふへくもなく、とうき国の村さや御国を離れる土地にても、重細垂わおろか欧羅巴亜非利加洲のはてまでも文の通わぬ地とてはなく、広く御世話あるといふわほかならず、御国の人民御布令ことをよくよく守り、互に信書を往復し四方に起るよろつ情実かちのかけよりも早くしれ、互に便利を達し互に其幸を祈り、土農工商各其分を尽し銘々の業につめて骨を折り、天理人道に従てたかひの交を結び、憂楽を同して千里の遠きに離れ住むも一区の近きに住むかく(如か)、自由自在をなさしめん手引は郵便なるべし、是迄親子十里或は二十里とはなれて稼き暮す時、親子兄弟姉妹たち年始の祝祠や夏冬の暑さ寒さを尋ねたく思ひたちても、脚夫賃高るか身には及ばねばおもひをはたす時やなく、つみに無音となれるものなれば、より親子の情薄く他人によつて事を取り、これ人情か違ふゆへ親子喧嘩や口争次第に兄弟不和となり、したしき友を笑ひたり夫婦別れするやうになるもならぬも便があると深く御憐察のある事にて、書翰の目方四匁なれば二十五里まで一錢なり、二十五里より五十里までは是又わつか二錢、かかる低価に便を得るは、さて有かたき御鴻意にて、たとへ如何なる貧客も年に二三次急の事報合ぬといふことなくことの欠たる憾みなからしめむとの御趣意なれば、おのおの能々この理を解して、郵便切手といふものは人々常に懐中して急の便を欠かぬやう心懸たきものに候

60 この文書は木下宿の郵便取扱人であった吉岡家所蔵のものであるが、『郵便道案内』は我孫子宿の小熊甚左衛門も受領しており、郵政資料館にも同じものが所蔵されている。「木下町吉岡家所蔵古文書」『千葉県印旛郡誌』第6節通信(千秋社、1989年)304~306頁

壬申 六月

(木下町吉岡家文書)

郵便取扱人は、この「郵便道案内」を「近傍在村小前の者に至るまで周知すること」を命じられ、我孫子宿の小熊はこれを「廻状」により管轄の33カ村（現在の我孫子市、柏市のほぼ全域）の村役人へ周知している。

さて、下総国の郵便取扱人は、駅逦寮巡回官員の口達書の⑤「すべての郵便御用取扱人は近傍在村へ多く往復する便宜のある業体の者を選定すること。但し、飛脚渡世の者は除外すること」に対して、それに該当する人選であったのだろうか。田辺の調査をまとめると次のとおりとなった。

郵便取扱人の年齢		郵便取扱人の職業			
10代	1	名主	8	農業	4
20代	10	問屋・運輸業	6	質屋	2
30代	8	酒造・醤油醸造	5	呉服	1
40代	7	本陣・旅館業	4	農機具	1

(出所) 田辺卓躬「明治5年7月下総国に開かれた郵便局」『下総郵便事始』(崙書房、1980年、69～71頁)より作成

表1 下総国における郵便取扱人の年齢と職業（明治5年）

これによると、郵便取扱人の代名詞となっている名主や宿駅に関連した本陣・問屋等の運輸・旅客業が多い。しかし、農業や酒造・醸造も多く、郵便創業時の東海道の郵便取扱人よりも幅広い職業となっている。また、取扱人の年齢が比較的若いのも特徴である。

9 郵便の均一料金制導入と政府専掌

明治6年（1873）3月10日、均一料金制の実施と郵便事業を政府専掌とする太政官布告が出された。その内容は、4月1日より、郵便賃銭の名称を郵便税と改称すること、一定の重さの信書は遠近を問わず国内は同一料金とすること、5月1日より、信書の逦送は駅逦頭の特任とし、何人を見ず一切の信書逦送を禁止すること、その禁を犯した者は罰則により処分する等となっていた。この布告を受け「明治六年改正郵便規則」「郵便犯罪罰則」が公布された。

明治6年（1873）の全国均一料金制は、書状一通2匁（7.5g）までごとに、距離の遠近に関わらず、国内2銭、市内1銭、不便地3銭の3本立て料金体制となっていた。

なお、市内・不便地を含めて完全な均一料金になるのは、明治16年（1883）になってからである。また、信書逦送の政府専掌に関しては、罰則規定によって定飛脚や市中飛脚など江戸時代からの飛脚の営業は禁止されたが、地域行政の公用通信や速達が求められる相場飛脚など、郵便の力の及ばない部分においてはその信書逦送を一部認めるなど不完全であり、まだ近世からの継飛脚から引き継いだ新式郵便の域を脱するものではなかった。

しかし、均一料金制の実施によって距離による複雑な料金体系から脱却したことで、郵便はより一層利用しやすくなり、郵便の全国展開へ向けての大きな一歩を踏み出した。また、郵便が全国実施された明治5年（1872）以降は郵便取扱所の数も増加（明治6年（1873）末1,501か所）し、外国人の多く居住する三府（東京・京都・大阪）五港（函館・新潟・横浜・神戸・長崎）に郵便役所を設置することで、対外的にも均一料金制とともに日本の郵便制度を喧伝することができた。アメリカとの郵便交換条約の交渉を明治6年（1873）に開始できたのもこれらの影響が考えられる。明治8年（1875）に郵便役所、郵便取扱所が「郵便局」と改称される

が、明治7年(1874)公布の「日米郵便交換条約」においては既にこの名称が使用されており、「郵便局」への名称変更も海外宣伝のひとつであったのかもしれない。

II 公用通信制度と郵便集配網の全国展開

1 地方行政区画の変遷

明治初期は江戸時代の幕藩体制から中央集権的な近代国家への移行期であり、地方行政区画は短期間に大きく変わる。

まず明治維新直後、明治政府は直轄領となった旧幕領の代官支配地を県とし、大名領は藩とし、東京・京都・大阪や函館・新潟・横浜・神戸・長崎の開港地は府とした。

明治2年(1869)の版籍奉還を経て、明治4年(1871)廃藩置県が行われ、1使(開拓使)3府、302県となったが、近世の大名領、幕府旗本領などが錯綜した領地的境界をさらに地理的行政区画とするための統廃合によって同年12月(1872年1月)には1使3府72県となり、明治9年(1876)には大規模な県の統廃合が行われた。

府藩県下の行政組織としては、明治4年(1871)戸籍作成のための戸籍区を設置、明治5年(1872年)4月、庄屋、名主、年寄など村役人の名称を廃止して、戸長、副戸長を置いた。同年10月に大区・小区制度を実施し、大区には区長、副区長を置いた。

そして、明治11年(1878)には、地方三新法と呼ばれる郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則が制定された。そのひとつの郡区町村編制法により、府県下の行政単位を郡・区・町村として、郡長・区長・戸長を置いた。郡には郡役所、区には区役所が設置され、町村には戸長役場が設けられた。戸長役場⁽⁶¹⁾は、郵便取扱人が自宅を郵便取扱所としたのと同様に、戸長の自宅をそのまま戸長役場として使うことが多かった。

各府県等の行政に係る公用通信制度についても、これらの変遷と大きく連動していると考えられる。

2 政府と府藩県等との公用通信

明治政府からの各府県等への通信はどのように行なわれていたのでしょうか。江戸時代の幕藩体制と違い中央集権国家を目指す明治政府は、直接全国を統治するため非常に多くの布告、達等により指令を出す必要があり、各府県もそれに対する回答、照会、上申等を行なう必要があった。そのため、明治2年(1869)、政府は各府藩県に対し東京の馬喰町元郡代屋敷に東京出張所を設けさせ、そこを通じて中央政府と各府県等との文書の送達を行なった。岩手県の『官省御達同願伺府県掛合』に、明治4年11月12日(1871年12月23日)、一関県から元江刺県・元胆沢県出張所詰・酒田県・置賜県外11県宛として「常盤橋 御門内松平正四位私邸に各県出張所設けられ候に付一関県出張所引移の儀申入」とあるように、各府県出張所は明治4年(1871)の廃藩置県後に、丸の内常盤橋内の元福井藩主私邸に移転している。

公文書の発送に際し、明治4年以降は郵便の開設された地域の東京出張所は郵便を利用して。そのため、出張所の門番に郵便切手の販売を行なわせたが、「府県出張所門番之者工郵

61 戸長役場には戸長その他筆生、小走などの職員がいて県庁、郡役所からの布告・布達の徹底、徴税、戸籍、教育、衛生等の行政事務を行った。

便切手売下ケ方先般願之通り聞届置候処公事ヲ奉スル者ニシテ公然公務之余暇ヲ以公物ヲ売捌其手数料請取候儀者詮議之次第モ有之候ニ付自今右売下ケ方差止申候此段門番ノ者へ可被為相達候也」として、明治5年10月（1872年11月）の駅逦寮達により郵便切手の販売を中止している。

郵便線路の開通していない県では脚夫による定便通送か飛脚を利用したが、明治5年7月（1872年8月）の郵便の全国実施後、「自今各省府県ノ公文ヲ發送スルハ総テ郵便ニ託付セシム但シ速達ヲ要スル者ハ脚夫ヲ以テ發送セシム 太政官布告二百三号」として通常の公文書類は郵便で差立てることとなった。そして明治6年（1873）の均一料金制と政府専掌後の7月から、各県庁所在地への郵便はすべて毎日の通送となった。

そのため、中央政府との文書授受に重要な役割を担った府県出張所も、明治8年（1875）には廃止されることになる。この背景には、郵便による公文書送達が本格化し、府県出張所の必要性が減少したためと考えられる。この出張所廃止にあたって定められた埼玉県（62）の府県往復規程によると、第1条に「府県より進達する諸願伺届等はすべて郵便をもって直に院省へ送達し、院省の指令及び達等の文書も郵便に付すべき事」とあり、第4条に「府県への諸布告・布達類は各院省より郵送すべき事」となっている。

このように、中央官庁と各府県等との公用文書送達は、明治8年（1875）という比較的早い時期に郵便により行なわれるようになった。

3 武蔵国多摩郡田無村の公用通信

明治維新後、地域における通信状況はどのように変化したのであろうか。郵便創業前後の通信の状況を、武蔵国多摩郡田無村の史料から見ることにする。

西東京市中央図書館所蔵の「年中村入用覚帳」（63）は明治2年9月（1869年10月）から同6年（1873）8月までの4年間にわたる村費の支出明細を、名主（戸長）の下田半兵衛が記録したものである。下田家は安永年間（1772～81）以降、田無村の名主を務めた旧家で、代々半兵衛を名乗り、水車稼ぎと金融業により持高は村高の約一割を占めるに至った。

さて、この「年中村入用覚帳」に記載された事項の中で最も多いのは「浪人え遣わす」というもので、浪人が名主宅を訪ねては金を無心している様子がわかる。次に多いのが飛脚費等の通信費である。表2は近辻が翻刻した田無村「年中村入用覚帳」から通信に関係すると思われる事項を取りまとめたものである。

年	飛脚等通信費用額	通数	うち県庁関係	月平均
明治2年	金2両3分、銭12貫136文	19	16	4.8
明治3年	金10両2朱、銀6匁、銭23貫358文	64	28	4.9
明治4年	金2両2分1朱、銀9匁、銭2貫728文	14	7	1.2
明治5年	金6両1朱、銭8貫816文	25	13	2.1
明治6年	金2両1分2朱、銀27匁7分8厘、銭3貫82文	8	4	1.0
合計	金23両3分2朱、銀42匁7分8厘、銭15貫120文	130	68	2.7

（出所）近辻喜一「年中村入用覚帳」『田無地方史研究会紀要』第14号より作成

表2 田無村の公用通信の費用と件数（明治2年9月～6年8月）

62 「東京出張所廃止一件書類」『府県往復規程』（1875年）埼玉県行政文書明197

63 近辻喜一「年中村入用覚帳」『田無地方史研究会紀要』第14号（田無地方史研究会、1994年）

通信に関する記事は、明治2年9月(1869年10月)から12月(1870年1月)までの4ヶ月間で19件、3年中が64件、明治4年(1871)が14件、5年(1872)が25件、6年(1873)1月から8月までの8ヶ月間が8件の合計130件、その大半は田無村が所属する県庁等から届けられたものである。通信量を1ヶ月平均で見ると、明治2年(1869年)・3年(1870)の通信量が特に多く、その要因は社倉米取立てによる御門訴事件⁽⁶⁴⁾関連した品川県よりの通知に関するものと思われる。

県庁への呼出し状もあり、届いた数日後には県庁へ出向いた費用が記入されている。その他は内藤新宿、馬喰町など宿駅関係からのもの、近隣村からのものや、飛脚賃と書かれているのみで差出人不明なものがある。

幕末期、田無村は葦山代官江川太郎左衛門支配の幕領であり、青梅街道の宿場町として、また製粉、養蚕などの産業で栄えていた。明治維新後は葦山代官支配地としてそのまま葦山県に属したが、明治2年4月23日(1869年6月3日)より品川県、4年11月29日(1872年1月9日)より入間県、5年1月29日(1872年3月8日)より神奈川県に属した。東京府に移管されるのは、明治26年(1893)4月1日である。

品川県県庁は日本橋浜町にあり、県庁との通信は内藤新宿を経て青梅街道を通って行なわれた。「品川県より飛脚賃」の下に大長、大治、秩父屋、津久井屋などの名が見受けられるが、近辺によると、これは田無村の江戸郷宿で、品川県はこの郷宿を利用して田無村との通信を行なったものと思われる。葦山県庁は伊豆葦山にあったが、東京芝新銭座に出張所が置かれ、同様に郷宿を通じ行なわれていたと考えられる。

『田無市史』⁽⁶⁵⁾によると、郷宿を利用した文書送達は葦山代官所時代から行なわれていたもので、通常はこのような行政文書の通信費は村が負担するのが一般的であるが、江川太郎左衛門(英龍)は、郷宿を利用して廻状を出す際に、郷宿の幸便などを利用することでその経費を村が支払わなくてよいよう指示していたため、村民からは名代官として高く評価されていたという。換言すれば、公用文書の送達経費の村負担は決して軽くなかったということであり、また、村から上申する場合は役所まで出向かねばならず、その出張費用もかなりの負担であったと思われる。

県から田無村への飛脚賃は金1分ト500文前後が多いが、同一県庁からでも金額の差がある。当然、仕立便の場合、天候、夜間等の諸条件で飛脚の賃銭は変動したと考えられる。この表では、夜中だと倍賃銭、大風等の場合はさらに増賃銭となっている。6か年(49か月間)の合計130通の飛脚賃総額は約25両にのぼり、1通あたり0.2両となる。新貨条例により換算すると1通あたり20銭となり、明治6年(1873)の均一料金(国内2銭、市内1銭、不便地3銭)よりかなり割高である。

田無村に郵便取扱所が開設されるのは、全国実施時の明治5年7月(1872年8月)で、初代郵便御用取扱人は半兵衛の養子半十郎である。郵便取扱所は半兵衛の屋敷に設置された。開設に先立つ明治5年4月6日(1872年5月12日)「金貳兩貳分ノ馱通其外ノ義ニ付神奈川県え出張入用」、同年5月4日(1872年6月9日)に「金壹兩三分貳朱 半十郎・左衛門等ノ是ハ郵便御開キニ付府中宿え出張入用なり」の記事がある。前者は「改正郵便規則」の受取り、後者は官員巡回のためである。

田無村に郵便取扱所が開設された以後も、信書逡送が官営独占となる明治6年(1873)5月

64 『田無市史』3通史編(田無市史企画部市史編さん室、1995年)644~653頁

65 『田無市史』3通史編(田無市史企画部市史編さん室、1995年)558~561頁

1日までに10件の飛脚賃の記入がある。しかし、それ以降は「飛脚賃」の記入がなくなり、「県庁から脚夫賃」となっており、公用便専用の脚夫を用いた可能性がある。

4 公用通信のための低料金郵便制度

駅通寮は均一料金制に伴う政府専掌後に、公用通信の郵便利用を勧奨するために低額郵便制度を設けている。近世からの慣習として、人民が願伺書等を差出すときや指令書等を受領するときは役所に出頭しなければならなかった。明治6年(1873)5月12日太政官布告第159号「従前人民諸願伺等^{いささか}聊ノ事件ニテモ其本人へ戸長差添管轄庁へ罷出候ノ処自今一ト通ノ事件ハ可成大封書ヲ以郵便ニ託シ管轄庁へ差出シ指令ノ儀モ同様郵便ヲ以本区会所へ相達候様可致尤各地地方官ニ於テ実際見計ヒ本人直ニ持参為致候儀等便宜斟酌ハ不苦候事」⁽⁶⁶⁾により、一般人民が願伺書などを郵便で差出すことが自由になった。

そのため、駅通寮は、同年大蔵省達第97号により官民往復郵便は信書定税の半減とする「指令書伺等郵便通送規則」⁽⁶⁷⁾を定め、7月1日から実施した。

この制度は、翌7年(1874)以降の郵便規則中に「地方管内官民往復郵便」⁽⁶⁸⁾として取り入れられ、布告などの刊行物、書籍、公用簿冊など、それ以降、適用範囲は徐々に拡大されていく。明治10年(1877)からは各地方官庁に加えて、これに属する諸官衛が追加され、明治12年(1879)からは郵便葉書にも適用されて、市内用5厘葉書が召喚用などに使われた。

明治13年(1880)には、名称が「地方郵便」と変更され、地方裁判所及びこれに属する諸官衛が追加された。この地方郵便制度は、次節で紹介する「特別地方郵便制度(地方特別郵便制度)」と併せて、日本郵便が点と線から面のネットワークに転換する起爆剤として機能することになる。

この「地方郵便制度」は、明治16年(1883)の「郵便条例」制定時に市内半減制、不便地増税制などとともに廃止された。これは官民往復の公文書送達を郵便によって行うことが一般化し、とくに利用を勧奨する必要もなくなったためである。

5 地方管内における公用通信網の整備

(1) 近世の地方管内公用通信

江戸時代においては、領地支配の関係上、大名領主等や代官と村落、各種連合村間など地域での各種行政通信が頻繁に行なわれていた。地方管内における公用通信は、幕府の継飛脚、大名飛脚、定飛脚などの遠距離・拠点間通信とは違って、管内の多数の村民と直接往復するものであり、近代郵便制度が成立していく過程で、最重点で取り組むべき対象であった。

これらの通信は「触状」や「廻状」によって行なわれた。廻状は廻文、触状とも呼ばれ行政的に必要な用務を伝えるもので、名前のおり順番に回し読みされた後、差出人へ返却された。最後に受け取るものを留といい、村の場合は留村といった。この内容を筆記したものを御用留という。このような廻状や村相互間の通信を送達する方法を村送、村継と言って、主要街道の宿送り(宿継)と区別した。この業務を行ったのが定使(定遣、小遣、小使、歩を含む)であ

66 『通信事業史』(通信省、1940年)273頁、外史局編纂『布告全書』5(1873年)12頁

67 同上、大蔵省記録局『外編 大蔵省沿革志』駅通寮1~2、58頁

68 「明治七年郵便規則及罰則」内閣記録局編『法規分類大全』運輸5郵便 郵便規則97~98頁

る。また、御状持という担当を特に置いたところもあった。

なお、廻状は民営の飛脚によって触次の村（親村）に届けられる場合が多かった。

これらの業務は名主（庄屋・肝煎）、組頭（年寄）、百姓代という村政を担う村方三役（地方三役）に付属するもので、その経費は飛脚費用を含め村入用から支払われた。

明治維新後も、各府県は新政府が次々に公布する布告類を管内に点在する戸長役場へ届け、人民すべてに周知する必要がある。明治6年（1873）2月24日太政官布告第68号⁽⁶⁹⁾により布告発令毎に便宜の地に30日間掲示するよう定められ、同年6月14日には太政官布告第213号⁽⁷⁰⁾で東京より各府県への布令の到達日数を定めた。

(2) 山形県の管内限り公状方法

山形県では「郵便本法に基き各区戸長を伝達所とする管内限り公状方法を設けたい」として、県の郵便掛から駅通寮に対し、明治5年7月19日（1872年8月22日）上申⁽⁷¹⁾を行なっている。

此度東京以東北国々一般郵便御取開ニ相成、^{へんすう}偏陬僻地迄モ郵便行届候様可致御主意ニ而、既ニ福島ヨリ米沢通り青森本道並左沢酒田道ハ御取開ニ相成、毎月十二度或ハ三度宛相通シ、猶外ヶ所々々迄モ迫々可相開ハ勿論ニ候得共、管内商旅不通之村々ニ而日々之郵便御取開可相成程之見込モ無之、且又御規則之通り取行候テハ莫大之御損失ノミニ而左程ノ洪益モ不相見候処、従来県庁ヨリ布告状廻達並戸長副始呼出シ等日々之公状通送方細則無之候ニ付此度郵便本法ニ基キ権治之処置ヲ以管内限り日々伝達方法相設ケ度、別冊之通り取調夫々可申達存候処、別段伝達切手ヲモ相製シ且切手売代脚夫賃等モ不同有之事ニ付、若シ郵便公制ニ於テ御障碍有之間敷哉為念及御聞合候、右ハ指迫候事情モ有之事ニ付、早急御報被下度此段申進候也

壬申七月十九日

山形県郵便掛

駅通寮御中

管内限り公状方法

- 一、管内限り公状伝達便利之為ノ各国ニ御用状伝達所ヲ設ル事
但毎区戸長副戸長ノ内ニ而兼勤スベキ事
- 一、山形戸長会所ヲ元伝達所トシ郡中ニ配達スヘキ事
- 一、各区伝達所ニ於テ伝達切手ヲ売捌ク事
但切手ハ元払先払私状ト三色ニ分チ製スル事
- 一、伝達夫賃ハ昼夜兼行一里ニ付三百文ト定ノ半道内ハ二百文之事
但一時三里行遅延スヘカラサル事
- 一、公私共ニ書状ヲ出サシトスル者ハ伝達切手ヲ買置キ書状一通ニ付五里内ハ百文十里内ハ式百文拾五里内ハ三百文廿里内ハ四百文ト定メ切手ヲ書面ニ張付ケ之ヲ伝達所ニ託スヘキ事
但先払切手ハ県ノ呼出シニ限り他ハ用ユヘカラサル事
- 一、各区伝達所ニテハ里数相当ノ切手張付タル公私之状チ受取置キ切手ハ墨ニテ消シ公状ハ直様継立私状ハ定日ヲ以テ互ニ伝送スヘキ事

69 外史局編纂『布告全書』（1873年）29頁

70 同上88～91頁

71 農商務省駅通局『駅通明鑑』巻8第4篇（1882年）4～6頁

但公状通行ノ時ハ定日之外タリトモ私状ヲ付ケ送ルヘキ事

- 一、私状ノミニ而管内ヲ一周スル便リハ時間不定勿論昼夜兼行ニ不及事
 - 一、元伝達所ニテハ日々第三字限り其日ノ公状ヲ取纏メ帳冊ニ記載シ近傍各区之伝達所ニ配達シ区順ヲ以テ聊無遅延昼夜兼行通送スヘキ事
 - 但其日公状一封モ無之私状ノミニテハ差立相扣可申事
 - 一、各区ノ伝達所ニテハ刻付ヲ以テ順ニ継送り各其区々村々エ可達書状ヲ改メ請取印イタシ之ヲ其当人ニ伝付スル事
 - 但其村之戸長ヨリ送ル者ハ無賃之事
 - 一、御用品ニヨリ先払之公状賃錢其当人ヨリ可取立分ハ一時其区之伝達所ニテ差替置キ当人ヨリ屹度可取立事
 - 一、夫賃錢ハ切手売捌代金之外各区伝達所ニテ差替へ払置半月々勘定仕上ケ翌月四日迄ニ元伝達所へ可差出事
 - 一、元伝達所ニテハ総区中之勘定仕上ケト切手売代金一ニ差引不足之分一ヶ年ヲ通算シ之ヲ民費ニ課スヘキ事
- 伝達切手之図（略）
- 五里以内ハ一枚ヲ張り十四里以内ハ二枚十五里以内ハ三枚ヲ張り差出可申事
- 山形県管内限書状伝達券
- 五里壹錢 御用元払ノ分ハ紅紙先キ払ハ白紙 私状ハ黄紙之事
- （以下略）

（本寮郵便決議簿郵便課第四号）

この上申は、「福島から米沢通、青森本道、左沢酒田道については郵便が開通しているが、管内の商旅不通の村々においてはまだ郵便が開通する予定が立っておらず、また郵便を開いても損失が大きいと思われる。従来県庁より布告状廻達、戸長副始呼出などの公状通送方については正式な細則が定められていないので、郵便本法に基いて管内限りの公状伝達方法を設けたい」というもので、これに対し、駅通寮としては、官状の伝達所を設けることは県に任せるとしているが、その費用不足分を民費に課するのは如何なものかと否定的であり、伝達切手の発行についても紙幣と同様なものであるので大蔵省の判断が必要と、これまた否定的な見解を示している⁽⁷²⁾。

特徴的なのは、山形県の上申文に「郵便本法ニ基キ」とあり、切手を発行し、公用だけでなく私用の通信も行なおうとしていることである。

(3) 岡山県の御用帖定使定則

岡山県においては、明治10年（1877）「御用帖定使定則並線路表」を制定し、定使による公状送達を開始したが、明治11年（1878）4月に定使の巡回方法を改正している。この記録が、岡山県の府県資料⁽⁷³⁾に残されている。この「管内御用状定使定則」は全18条からなるもので、各区戸長へ岡山県乙業80号をもって告達している。

この定則から、定使による公状送達の詳細がわかるので、その内容について条目ごとに概略を紹介することにしよう。

第1条、岡山県内の管内定使線路を6ブロックに分割すること。

72 農商務省駅通局『駅通明鑑』巻8第11篇（1882年）3～4頁

73 「岡山県乙業80号」『府県史料』岡山県史料21駅通（内閣文庫）

- 第2条、休日・祭日の取り扱いに関すること。
- 第3条、定使の賃金は官費支出すること。
- 第4条、御用状配達の有無にかかわらず必ず区務所へ立ち寄ること。
- 第5条、区務所に立ち寄った際は必ず県庁その外への御用状、進達状等を持ち帰り配達すること。
- 第6条、送達の手帖は県庁各課、警察署、裁判所、各区務所の名前等公用であることを明文化したものであること。若し私用の書状がある場合は郵便規則に抵触するので、私用の送達は許可しないこと。
- 第7条、金額が5円以下の上納金は上納証等とともに送達することができる。県庁からの下付金もこれに準じて送付する。但し、盗難遺失の際は請負人が弁償することになるので、相当の抵当品を県庁に取置くこと。
- 第8条、定使請負人は県庁近傍に詰めておき、日々用便を行なうこと。手数料は定使賃金の内より10分の1以内とすること。
- 第9条、県庁各課は御用帖差出目録を作成し宛名所付月日を明記し、手帖とともに受付科へ廻すこと。受付科においては請負人へ御用状等を渡すときに受取の証印を取ること。
- 第10条、請負人も用録帖へ明記し、各線路配達帖にも記載し、御用帖とともに定使に渡し、定使は各区務所其の外の配達の際配達帖へ受取の証印を取ること。但し御用の有無にかかわらず往返とも線路区務所へ立寄り、その証として配達帖へ月日時時刻を記し当直の証印を受けること。
- 第11条、各区務所より御用状等を受け取ったときも配達帖へ記載し、県庁受付科其の外にて受取の証印を受けること。
- 第12条、非常大至急の御用帖は遅滞なく差立て届け先において時刻等を記した証印を受け取り、それを差し出すこと。遅滞した場合、又は受取書がない場合は別仕立ての功がないものとし、増賃金は支給しないこと。
- 第13条、定使は各線路専用として他の線路と兼用してはならない。若し他の線路のものを差し立てた場合は直ちに差し戻すこと。
- 第14条、各警察署、区務所へ定使が到着した場合、その受け渡し時間は30分以内とすること。その時間内に差立てできない場合は翌日へ回すこと。
- 第15条、定式公用送達は封帖及び諸願伺届書に限ること。その他の諸布達、諸帳簿、地券鑑札等の類は一区務所量目百匁に付里一里の賃金一厘と定め別途に支払うこととする。百匁未満の量目は勿捨て百匁以上の端量目は四捨五入とする。
- 第16条、量目に応じた別途支払いの賃金は、県庁差立の分は官費、各区務所差立の分は区費とし一か月分ずつ計算し請負人へ下げ渡すものとする。
- 第17条、量目によって差し立てる分は一区務所分ごとに配達簿へ量目を登記し、県庁は受付科において押印し定使へ渡すこと。
- 第18条、定使は荷造りの都合により送達書類の緩急を計って翌日に回すこと。

この定則は区務所など大区・小区制に対応する内容となっているが、明治11年(1878)7月に郡区町村編制法が施行され大幅に行政区画が変更となったため、11月には各区務所を郡区役所に変更し、線路を6コースから7コースに増やす新たな定使線路里程表を作成している。

こうした地方管内の公状送達制度は、江戸時代からの単なる連続ではなく、新たな行政区分により成立した各府県が大区小区制度に対応した形でルート設定をして設けたもので、郡区町

村編制法施行後はそれに対応して修正された。

(4) 地方管内公用通信制度

公用通信が各府県による自前の送達方法によって行われた最大の要因は、郵便制度が府県の発する公状等を定められた期限内に管内全域へ届ける能力をまだ有していなかったためであり、各府県とも郵便によって送達できる地域では郵便を利用している。また、明治6年(1873)以降は民営飛脚の業務が禁止されたため、民営飛脚を利用して自前の送達手段を持たなかった府県も、脚夫による自前の送達手段を講じなければならなくなったと考えられる。

大きな特徴は、人民諸願伺等が役所に出頭せずに郵便で差出すことが可能となったため、地方管内の公状送達もこれに対応した官民往復という形で、戸長役場へ配達するだけでなく、戸長役場からの請願、進達書類を取り集めて県庁各課へ配達している点である。これは、江戸時代の公用通信制度と大きく相違している。

このように、地方管内の公用通信制度は、郵便制度が普及するまでの先行的な制度の意味合いが強い。上述の山形県のように上申文にはっきりと「郵便本法ニ基キ」として切手を発行し、公用だけでなく私用の通信も行なおうとしている県があることからわかる。高知県においても、明治5年6月(1872年7月)、新たな県内の通信制度として「駅通法」を制定して、公私用の「村送り切手」を実際に発行している⁽⁷⁴⁾。また、埼玉県においても、「郵便記」と記した切手と同形の小紙片を公用通信制度に採用している⁽⁷⁵⁾。

しかし、県の公用通信制度による私信送達の試みは、明治6年(1873)の均一料金制の導入による信書送達の政府専掌によって中止されることになる。さらに、地方管内の公状送達においても、明治13年(1880)に郵便犯罪罰則規定⁽⁷⁶⁾が改正され、諸官状・公状・公訴の書状についての政府専掌からの除外項目が削除され、県庁と郡役所との往復の公用状も郵便を利用することになったため、この地方管内の公状送達制度をいかに郵便に置き替えるかが最大の課題となった。

6 公用通信インフラを包摂した郵便ネットワークの完成

(1) 特別地方郵便制度による公用通信網の取り込み

上述の通り、各府県は明治11年(1878)7月に制定された地方三新法(郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則)により、地方自治体としての体裁が整えられ、管内における通信の重要性がさらに高まりつつあった。

この「特別地方郵便制度」は、このような時期を迎えたこれらの府県と駅通局が個別に公文書送達の契約(約束)を結び、郵便で取り扱う公用通信を地域の実状にあった形で実施する制度であった。府県のなかで最も早くこの制度を取り入れたのは、明治13年(1880)1月から実施した埼玉県であると考えられる⁽⁷⁷⁾。

なお、この府県との契約による「特別地方郵便」は、他に「地方特別郵便」「地方郵便特別法」とも呼ばれ、単に「地方郵便」と表記されている場合も多く、郵便規則中の管内公用郵便の低

74 香宗我部秀雄『土佐の村送り切手』(鳴美、2009年)

75 阿部昭夫「浦和県の「郵便記」郵便」『記番印の研究—近代郵便の形成過程』(名著出版、1994年) 32~37頁

76 「明治13年郵便規則及罰則」内閣記録局編『法規分類大全』運輸5郵便 郵便規則531~534頁

77 「埼玉県乙103号」『府県史料』埼玉県史料15駅通(内閣文庫)

額取扱制度⁽⁷⁸⁾である「地方管内官民往復郵便」「地方郵便」と混同されやすいので、地域史料を調査する場合十分な注意が必要である。

明治14年(1881)、鹿児島県では、県内の郡役所・戸長役場に特別地方郵便の大意を次のように説明している⁽⁷⁹⁾。

○地方郵便大意

- 一、県庁郡役所各警察署派出所監獄署戸長役場ノ間ニ互送スル公文書類及県庁郡役所ヨリ管内或ハ部内ヘ速書又ハ人民ヨリ差出シタル請願伺指令書其他人民召喚状ノ如キ公用書類ハ総テ郵便切手ヲ貼付セサル事
- 一、郵便局之ナキ町村ヘハ郵便切手売下所ヲ設置シ郵便函ヲ設ケ該町村ヨリ差出ス郵便物ハ該函ヘ投入セシメ各郵便局於テハ各村巡回集配人ヲ置キ毎日若クハ隔日各町村切手売下所投函ノ書状等ヲ取集メ又ハ役場及ヒ人民ヘ達スヘキ郵便物ヲ配達セシムル事
- 一、郡役所在地郵便局ニ限り各町集配人ノ外特ニ郡内巡回集配人ヲ置キ毎日各郵便局ヲ巡回セシメ郡役所ヨリ戸長役場等え達スヘキ公文書類ヲ各郵便局ヘ配達シ又戸長役場ヨリ郡役所等ヘ差出スヘキ公文類ノ各郵便局ニ集リアル分ヲ取集メシム事
- 一、地方郵便ニ属スル公文類悉皆貼付セサルニ付該経費トシテ十三年度仕払タル実費郵便税額ヲ目安トシテ各役場ノ分一括ニシテ月何百円ト定メ郵便局ヘ収ムヘシ

この制度をわかりやすく言えば、各県と郵便局が個別に契約(約束)を結んで、県内の公用文書送達を郵便局が行なうもので、前年度の差出郵便物数に相当する郵便料金を一括前納することにより切手貼付を要しない郵便制度⁽⁸⁰⁾である。

そのため、「明治十四年郵便規則及び罰則」第1条第4節の「郵便税ハ必ス郵便切手ヲ以テ払フヘキコト」の後に、「但郵便総官ト特別ノ約束アルモノハ此限ニ在ラス」という但し書きが追加された⁽⁸¹⁾。

熊本県では「特別地方郵便制度」を導入するにあたり、「一の良法あり」として、各郡区役所に「公用書類等ハ郵便規則ニ拠リ送送配達候儀ハ一般之公則ニ候得共遅延等モ有之實際差支候ヨリ無余儀便宜方ヲ以テ送送ノ向モ有之哉ニ相聞候処茲ニ一ノ良法アリ、即チ地方郵便特別法是ナリ、此方法ヲ布クトキハ官民間ノ公用ハ勿論自然人民往復ノ信書モ速達スヘキ便法ニシテ既ニ実施経験地方モ有之方法書郵便局ヨリ差廻候ニ付管内ニモ官民便宜ノ為メ右方法施行ノ儀其筋ヘ可及稟議ニ付(以下略)」と布達した⁽⁸²⁾。

これまで熊本県では、公用書類等の送達に郵便を使うと遅延することもあるので、しかたなく県庁の公用便で行なってきたが、「この地方郵便特別法を行なえば、官民間の公用は勿論、自然人民往復の信書も速達される便法である。」と説明している。

それでは、この「地方特別郵便」の具体的な内容を明治14年(1881)の愛知県の布達⁽⁸³⁾からみてみよう。

今般郵便総官ノ許諾ヲ得ル三月一日ヨリ別紙特別地方郵便法施行候条此旨布達候事

78 本文中、5の(4)「地方管内効用通信制度」参照

79 「鹿児島県乙第186号」高橋善七『近代交通の成立過程』上巻(吉川弘文館、1970年)(A829)517~518頁

80 制度的には現在の料金後納郵便の前身とも言える。

81 「大蔵省布告第55号」内閣記録局編『法規分類大全』運輸5郵便郵便規則、537頁

82 「熊本県第8707号」高橋善七『近代交通の成立過程』上巻(吉川弘文館、1970年)(A651)518~519頁

83 「愛知県甲第39号」『特別地方郵便法』(郵政資料館所蔵)

明治十四年二月十九日

愛知県令国貞廉平

(別紙)

特別地方郵便法

- 一、 県庁郡役所戸長役場の間ニ往復スル公文類及ヒ県庁郡役所ヨリ管内或ハ部内一般ヘ可相達諸達書類ハ総テ郵便切手貼付セサル事
- 一、 県庁郡役所戸長役場ヨリ直チニ人民ヘ達スル提喚状及ヒ諸願伺ノ指令書ノ如キ公文及ヒ人民ヨリ県庁等ヘ差出ス諸願伺届書類ハ総テ郵便規則ニ拠リ相当ノ税ヲ拂フベキ事
- 一、 県庁ヨリ郡役所或ハ戸長役場等ヘ差立ツヘキ公文類ハ一ツニ相括リ郵便局ヘ差出スベキ事但郡役所ヨリ県庁若クハ戸長役場等ヘ差立ツヘキ公文類モ本文ニ準ス
- 一、 左ノ各郡役所々在地郵便局ニ限り特ニ県庁ト郡役所ノ間ニ往復スル公文送送ノ一便開設ノ事
尾張國 愛知郡役所 東春日井郡役所 西春日井郡役所 丹羽・葉栗郡役所 中嶋郡役所
海東・海西郡役所 知多郡役所
三河國 碧海郡役所 西加茂郡役所
- 一、 郵便局所在地戸長役場ヨリ郡役所若クハ県庁等ヘ差出スベキ公文類ハ一ツニ相括リ該地郵便局ヘ差出スベキ事
- 一、 郵便局設置無之各村戸長役場ヨリ郡役所若シクハ県庁等ヘ差出スベキ公文類ハ一ツニ相括リ郡役所々在地郵便局巡回集配人ヘ交付スベキ事
- 一、 郡役所々在地局ニ限り郡内巡回集配人ヲ置キ郡役所ト戸長役場ノ間ニ往復スル公文類ヲ集配セシムル事
- 一、 県庁若ク郡役所ヨリ差出シタル公文類ハ通常郵便物ト區別相立別囊ニ致シ通常郵便物ト併セテ送送可致事
- 一、 郵便局設置無之各村戸長役場ニ設ケアル郵便掛函開閉ノ儀ハ切手売下方担当ノ筆生ニ於テ取計郡役所等ヘ差出ツベキ公文類ト尋常ノ郵便物ト之ヲ區別シ公文類ハ戸長役場ヨリ差立ツベキ分ト取束予巡回集配人ヘ交付スベキ事
- 一、 郵便局設置無之各村戸長役場ニ於テ郵便切手売下可申事
- 一、 郵便局所在地戸長役場ヨリ郡役所等ヘ差立ツベキ公文類ヲ該地郵便局ヘ差出シタルトキハ前項同様巡回集配人ヘ交付スベキ事
- 一、 現設郵便局ハ置局無之各村切手売下所ノ所轄局トシ該売下所ハ其分支ト可心得事
- 一、 郵便局設置無之各村居住ノ人民ヨリ書留郵便物ヲ差出シタルトキハ戸長役場ニ於テ一時仮証ヲ交付シ置キ追テ所轄局ノ請取証書ト引替可申事
- 一、 切手売下并郵便物配達数トモ所轄局ニ於テ御勘定表ヘ組入可申事
- 一、 各郵便局ヘ市外集配人ヲ置キ市外配達ノ郵便物ハ渾テ一村纏メニシ之ヲ各村戸長役場ヘ配達シ而シテ該役場掛函ヘ投入シタル郵便物ヲ取纏メシムヘキ事
- 一、 郵便局設置無之各村戸長役場即チ切手売下所ニ於テハ郵便物配達方相心得郵便局ヨリ交付シタル郵便物ハ即日配達スベ事
但不得止事故有之時ハ翌日限り必ス配達スベキ事
- 一、 前項売下ニ於テ配達スベキ手数料トシテ信書壱通ニ付金七厘ツ、駅通局ヨリ下付可相成事
但公文類ハ此限りニアラス
- 一、 前項配達料ハ所轄局ヨリ交付シ其局御勘定表ヘ組入可申事
- 一、 郵便切手ハ所轄局ヘ下ケ渡可相成ニ付該局ヨリ夫々売下所ヘ交付シ手数料ノ割合ハ所

「轄局取扱役ト売下人トノ間ニ於テ適宜示談可致事」

この駅通局と愛知県との契約において特徴的な点をあげれば次のようになる。

- ①郡役所々在地の郵便局は、県庁と郡役所の間往復する専用便を設置する。また郡内巡回集配人を置き、郡役所と戸長役場の間往復する公文類を集配する。
- ②各郵便局には市外集配人を置き、市外配達郵便物はすべて一村分をまとめて各村戸長役場へ配達し⁽⁸⁴⁾、戸長役場にある掛函へ投入された郵便物を取りまとめる。
- ③郵便局が設置されていない各村戸長役場においては以下の業務を行なう。

○設置された郵便掛函の取集めは戸長役場の切手売下方担当の筆生が行い、郡役所等へ差出す公文類と通常郵便物とを区分し、公文類は戸長役場から差立てる分とに事前に把束し巡回集配人へ交付する。

○戸長役場を切手売下所として郵便切手の売捌きを行なう。

○村人が書留郵便物を差出したときは、戸長役場において一時仮証を交付し引き受ける。追って所轄局の請取証書と仮証とを引き替える。

○郵便局から戸長役場にまとめて配達された郵便物は、戸長役場が村内に即日配達⁽⁸⁵⁾する。特に③の郵便局の設置されていない戸長役場の業務は、郵便局の業務を代行する内容となっており、これまで郵便史研究の中では看過されていた事項である。

このように「特別地方郵便法」は、郵便局が設置されていない戸長役場に村内の配達や郵便箱の開函などの郵便局業務を代行させるなど、県庁による自前の公用状管内通送制度と郵便制度を融合させた制度であり、郵便網が未だ整備されていない末端部分を行政が代行するという便宜的な制度であった。しかしながら、この制度がもたらした最も大きな成果は、郵便局、集配ルート、集配回数、郵便函場の増設にあった。

「中外郵便週報」は、特別地方郵便法を実施した県の状況を次のように伝えている。

- 「中外郵便週報」第壺号（明治14年1月3日）

宮城県にては是まで県庁と郡区役所との間往復する公用書状を総て別便にて差立られたりしを先月一月より全たく郵便一途に帰せしめ書留にて各地通送の方法を設け之がために郵便局六十三ヶ所を設け且つ戸長役場の在る土地には函場を置き郵便切手売下所も二百四十四ヶ所へ命ぜられ県庁への線路は都て毎日往復と定められたり官民公私の便利いかばかりぞや

- 「中外郵便週報」第五十三号（明治15年1月2日）

岡山群馬千葉乃三県下は本月本日より管内地方郵便方法を改正し各局市内外をも定期集配となし且つ各所へ郵便函と切手売下所を設置し其数群馬は三百五十一ヶ所千葉は六百七ヶ所岡山は千六十二ヶ所なりと云えは公私の便利いかばかりならん

「特別地方郵便法」を駅通局と締結した府県は、「中外郵便週報」の「官民公私の便利いかばかりかや」という記事のとおり、一挙に郵便集配網が管内に広がり、公用伝達のみならず一般の郵便利用の増進にも大きく役立ったと考えられる。

84 千葉県においては、明治7年(1874)から「管内官状郵便取扱規則」を制定し、官状の別仕立郵便による送達を行なっていたが、明治14年(1881)12月「管内地方郵便法(特別地方郵便法)」を採用し、愛知県と同じような手法で公用状送達を行なった。その際、やはり配達については戸長役場までであった。しかし、翌年の15年(1882)2月には戸長役場までの配達を改正し、郵便集配人が直接各戸へ配達することになっている。

85 戸長役場の業務として県、郡役所からの布告類の周知があり、その一環として郵便業務を行なったとも考えられる。

(2) 公用通信を可能とする郵便集配網の完成

この「特別地方郵便法」は、明治15年（1882）12月駅通局達梓規15第123号により「何府県管内地方郵便改正来ル明治十六年一月二日ヨリ実施候条別紙ノ方法ニ照ラシ取扱フヘク尤郵便通送集配方法ハ総テ従前ノ通り心得ヘク此旨相達候事」として「地方郵便」という名称で正式に公表された。これは、全国の府県において「特別地方郵便法」実施もしくは実施の目処が立ったということであろう。

この「地方郵便」という名称は、公表後すぐに「約束郵便」という名称に変更され、明治16年（1883）1月2日から実施されたが、県との特別契約による制度という点では「特別地方郵便法」と変わりなかった。事情により「特別地方郵便法」の施行が遅れた地域では、明治16年（1883）以降この「約束郵便」によって駅通局との契約が行われた。そして「特別地方郵便法」と同様、契約履行条件である郵便局や函場⁽⁸⁶⁾など集配施設の整備が行われた。

滋賀県における「約束郵便」の実施状況について、田原啓祐が「明治前期における郵便事業の展開と公用郵便—滋賀県の事例を中心として—」⁽⁸⁷⁾において詳細な調査を行っているが、この契約後郵便局や集配施設の整備が集中的に行われたことを報告している⁽⁸⁸⁾。また、田原は、明治16年（1883）の「約束郵便」とそれ以前の「特別地方郵便」との相違点として、①「郵便区の設定（Ⅲの2において詳述）による集配受持区域の明確化」、②「集配人による郵便物の1日1回以上の定期配達（幸便など委託配達の禁止）」を挙げ、郵便条例、駅通区編成法等により体系化された制度に基づく業務の拡充、整備が、「約束郵便」によってさらに促進されたことを指摘している⁽⁸⁹⁾。

この制度の未実施県は、近辻の調査⁽⁹⁰⁾によると、明治16年度末の段階で富山県、静岡県、北海道の3か所のみであり、富山、静岡両県は翌17年度、北海道は明治20年（1887）から実施されている。これにより日本全国の地方管内の公用通信需要をカバーする集配網が完成したと言えるが、当然、この集配網は民間需要にも応えるものでもある。次の達⁽⁹¹⁾は、明治17年（1884）6月末に新潟県が約束郵便（特別地方郵便）を解約したときのものである。（下線は引用者）。

○高17第933号

水沢郵便局

本年七月一日ヨリ当県約束郵便解約ニ付テハ郵便配達ノ儀ハ幸便ヲ以配達候向モ有之哉ニ相聞へ候儀右約束郵便ハ相解候条モ集配方法ハ定期ニヨリ取扱決テ幸便配達ニハ無之候間不都合可取扱此旨為心得相達候事

高田駅通出張局長心得

明治十七年八月廿二日

駅通六等属吉川一雅

これは、水沢郵便局が「約束郵便の契約と同時に始まった毎日の集配を、県の約束郵便解約と同時に元の幸便配達に戻ってしまった」ために、駅通出張局が「約束郵便契約の解約に関わらず、現行の定期集配を継続するように」指示したものである。

このように「特別地方郵便法」によって、公用通信に対応するために拡大し整備された郵便

86 郵便ポストと切手売捌所が一緒に設置されている場所

87 脚注7参照

88 田原によると滋賀県の約束郵便契約期間は2年2ヶ月であり、その廃止理由は、この制度を悪用した私的利用の増加であったという。この例は他県においても同様であり、「中外郵便週報」にはそれを答める意見書が載せられている。「明治前期における郵便事業の展開と公用郵便—滋賀県の事例を中心として—」『経済学雑誌』第100巻第2号（1999年）

89 『近代日本郵便史—創設から確立へ—』（明石書店、2010年）137～138頁

90 近辻喜一「データシート—地方約束郵便実施状況」『郵便史研究』第29号（2010年）50～51頁

91 『明治17年高田駅通出張局達第17号』水沢郵便局（郵政資料館所蔵）

集配網は、明治16年（1883）以降、官民を問わない普遍的な集配網となったと言える。

Ⅲ 近代郵便制度の完成

① 郵便条例の制定による均一料金制の完成

日本の郵便制度は明治13年（1880）から18年（1885）にかけて大きな転換点を迎える。表3は郵便局に関連する施設と郵便物数の変遷を示しているが、明治16年（1883）を境にそれらが大きく変化していることがわかる。日本全国を網羅する郵便ネットワークが完成した明治16年（1883）には、通常郵便物の引き受け数が1億通を突破し、郵便局数も5,651局とピークに達している。

この明治16年（1883）という画期にあるのが「郵便条例の制定」である。上述のとおり、「特別地方郵便制度」の契約によって、駅通局は各府県の公用通信網を郵便に取り込むことに成功した。これにより郵便の政府専掌を完全なものとし、全国を網羅する郵便通送ルートと郵便集配網を完成させた駅通局⁽⁹²⁾は、さらに「均一料金制」の完全実施を目指して郵便条例の制定に力を注いだ。

「郵便条例」はいわば前島郵便の集大成である。前島ら駅通官僚が郵便条例の検討に入ったのは、外国郵便の取り扱いを開始した明治8年（1875）頃からのようである。

前島は郵便条例施行までの経緯を『行き路のしるし』⁽⁹³⁾に「郵便規則罰則ハ当時ノ景況ニ從テ草按シタルモノナレハ固ヨリ完備ヲ欠キタリシ故ニ年々補成シテ今日現行ノモノトハナレリ、諸テ現行ノ規則ニ於テモ甚タ完全ヲ欠キタルナリ、何ソナレハ明治八年ヨリ着手シテ広ク欧米ノ条例規則ヲモ參酌シテ一大条例ヲ草定シ其上呈ノ時機ヲ待チタルヲ以テ年々ノ補成ハ唯苟且ノ修正ニ止ミタリシニ由リテナリ、彼ノ一太条例ト云ヘルモノハ明年ハ已ニ上呈ノ時ナルヘシト余力退職ノ頃ハ粗其草ヲ定メタリシ」と述べている。

この前島の言にもあるように、この郵便条例は明治6年（1873）の均一料金制実施時に果たせなかった「本来の均一料金制」実施を目的としたものであり、また、今までの各種規則類を

暦年	郵便局	増減	ポスト	増減	切手売捌所	増減	郵便線路	増減	通常郵便物	増減
12年	4,193	228	1,808	317	1,912	414	42,801	5,223	56,047,229	10,542,953
13年	4,873	680	3,116	1,308	3,378	1,466	46,633	3,832	68,013,225	11,965,996
14年	5,099	226	6,418	3,302	6,781	3,403	49,575	2,942	84,177,162	16,163,937
15年	5,527	428	18,436	12,018	18,853	12,072	52,940	3,365	99,337,812	15,160,650
16年	5,652	125	24,588	6,152	24,990	6,137	54,182	1,242	106,754,498	7,416,686
17年	5,349	-303	25,644	1,056	26,006	1,016	52,204	-1,978	112,862,308	6,107,810
18年	4,795	-554	24,905	-739	25,606	-400	47,375	-4,829	115,072,665	2,210,357
19年	4,693	-102	24,442	-463	24,533	-1,073	47,004	-371	121,265,456	6,192,791

(出所)『逓信事業史』第2巻第17章「郵便統計」により作成

注1 各増減値の■は増の最大値、_は減の最大値、注2 郵便局数は分局、支局、郵便受取所の数を含む。

表3 明治期郵便局関連施設等の増減

92 明治14年農商務省が設立され、駅通寮は内務省から農商務省に移管となり農商務省駅通局となった。

93 橋本輝夫監修 前島密「郵便賃金を郵便税と改め均一料金制とし、郵便罰則を定む」『行き路のしるし』（日本郵趣出版、1986年）47～48頁

項目	金額 (円)	算出根拠
郵便税増収高合計 (A) (内訳)	379,172.723	下記7項目の合計
市内郵便書状増収高	49,203.465	3,569,348個×(1-0.081)×1銭5厘
市内葉書税増収高	89,484.950	9,737,209個×(1-0.081)×1銭
市内書籍税増収高	1,037.630	112,909個×(1-0.081)×1銭
郵便帯紙税改正増収高	6,947.423	926,323個×7厘5毛
地方郵便増収高	10,000.000	地方郵便廃止による郵便税増収分の概略見積
全国郵便書状税増収高	157,613.105	34,301,002個×(1-0.081)×5厘
全国葉書税増収高	64,886.150	14,121,034個×(1-0.081)×5厘
増税廃止による減収高 (B)	122,246.440	12,224,644×1銭 (不便地増税分)
差引郵便税増収高分 (A-B)	256,926.283	

(出所)「明治十五年七月四日農商務省伺」(『公文録』、『法規分類大全』運輸・郵便・郵便条例)より作成。

注1 各項目の郵便物数及び見積額は、明治13年度の調査に基づく算出

注2 書状、葉書、書籍の各郵便物数の8.1%を地方郵便とみなし、その分を除外している。

注3 全国郵便書状・葉書税の増高とは、それぞれ2銭→2銭5厘、1銭→1銭5厘の料金改正に伴う増額分

表4 郵便条例施行案による増税増収額の積算

整理し包括した無期限の郵便法を目指したものであった。しかし、駅通局の事業経営的見地からみて、これらを実施するには料金収入の減少と経費の増大が予想され、そのため通常郵便物の料金を2銭5厘、郵便はがきを1銭5厘とする増税(料金値上げ)案が盛り込まれていた。

明治15年(1882)4月の農商務省伺には、郵便条例制定の経緯と主な改正内容が記され⁽⁹⁴⁾、上記改正を実行するためには、「均一料金としての通常郵便物の料金を2銭5厘とし、郵便はがきを1銭5厘とする料金値上げを行わなくてはならない」として、明治13年(1880)の郵便物数に基づいた詳細な積算により説明を行なっている。

その内容をまとめると表4のとおりである。

この試算の通りの値上げが認められた場合は「金二十五万六千九百二十六円二十八銭三厘」の収入増となり、様々な郵便制度の整備・改善を行なうことができるが、上記4項目による完全な均一料金制の施行のみ認められ、増税が認められなかった場合には「貳万六千七百拾六円許ノ不足」になり、今後の郵便制度運営に支障を来すとしている。しかし、政府は上記4項目の施行のみを認め、この増税案を認めなかった。

この理由について『郵政百年史』は「郵便料金の値上げは、物貨騰貴の抑制を政策目標のひとつとしていた政府にとって実施しにくいことであり、また、インフレーション期に実質的に安くなっていた料金も、デフレ政策のもとでは、相対的に高くなっているはずであったし、値上げした場合の利用数の減少などを考慮すると、結局、値上げは行なわないほうがよいと判断された。」⁽⁹⁵⁾としている。

政府のデフレ政策とは、明治14年(1881)の政変により大隈重信に代わって大蔵卿となった松方正義による緊縮財政のことであり、前島がこの政変に関連して大隈とともに下野したことを考えると、まさに時代の転換期に郵政事業も大きく影響を受けていたと言える。

この時期の経済は、明治10年(1877)の西南戦争の戦費調達、国立銀行条例の改正に伴う国立銀行券の急増等によって激しいインフレーションが生じ、その後松方正義により緊縮財政による総需要抑制と不換紙幣の回収等によるデフレーション(通称松方デフレ)が生じるなど経

94 「明治十五年七月四日農商務省伺」『公文録』、内閣記録局編『法規分類大全』運輸5 郵便 郵便条例 1～48頁

95 郵政省編『郵政百年史』(通信協会、1971年)186頁

済の変動が激しく、国民生活に多大な影響を及ぼしている。

このように、経済変動の激しい時期に収入減と設備投資を伴う大きな制度改革をおこなった駅逓局は郵便制度の近代化を果たすことができたが、その代償として経営収支が赤字となる危険性を負うこととなった。そのため、自らの手により積極的な経営合理化を進める必要性が生じていた。

2 駅逓区編制法の施行

「郵便条例」施行後、駅逓局は矢継ぎ早に運営機構の整備を進める。その最初の施策が駅逓区編制法の制定である。

駅逓区編制法は、日本全国を52の駅逓区に分けて駅逓出張局を設置し、その下に郵便区を設け、郵便区ごとに郵便局1局を配置する制度で、これにより日本全土はいずれかの郵便局の郵便集配区域に属することになった。その内容は次の通りである。

○十六年二月十五日 梓規十六第七号 駅逓局達

来ル三月一日ヨリ全国中駅逓区編制法併郵便線路本支両道ノ内大中二線ヲ定メ別紙書類ノ通更正候尤モ出張局併ニ分局トモ新規官設スヘキ分ハ事務ノ都合ニ依漸次相運フヘキ筈ニ候条右官設日限ノ儀ハ追テ相達候迄総テ従前ノ通相心得郵便線路差立時間ノ儀ハ更正ノ通施行可致此旨相達候事

但開閉局ノ儀ハ別紙図面ニ記載ノ他ハ総テ相シ候儀ト可相心得事

駅逓区編制法

第一条 地方ヲ画シテ駅逓区トシ駅逓区ヲ分ツテ郵便区トス

第二条 毎駅逓区ニ駅逓出張局毎郵便区ニ郵便局各一局ヲ設置ス

但東京駅逓区ノ事務ハ本局直轄シ駅逓出張局ヲ設ケタル地ニ在テハ該地郵便局ノ事務ハ其駅逓出張局ヲシテ之ヲ兼撰セシム

第三条 駅逓区ノ区域名称及駅逓出張局位置名称ハ別紙ノ通之ヲ定ム郵便区ノ区域ハ郵便局郵便物集配受持町村トス郵便局位置名称ハ総テ旧ニ依リ郵便区ノ名称ハ其郵便局名ニ同シ

第四条 駅逓出張局ハ其区内ノ郵便局ヲ管轄シ郵便局ハ其区内郵便受取所及郵便切手売下所ヲ管ス

また、郵便線路本支両道の内大中二線を設定し、その線路中の差立局と差立時間を定めた。これは、郵便の結束が効率的に行えるよう郵便物の運送を全国的に管理するための試みであり、最初のものと考えられる。この時点では、まだ郵便線路の通送基準等が明確化されていないが、明治18年（1885）の「郵便線路規程」によって詳細な基準が設定された。

3 効率的な事業経営のための郵便業務の体系化

駅逓区編制法により設定された駅逓区には駅逓出張局が設置された。これまで各府県の郵便掛が府県内の郵便事務を掌管し、管内における郵便の開通、郵便取扱所の監督を行っていたが、これらの業務の大部分⁽⁹⁶⁾を駅逓局直轄の分局を含む駅逓出張局が行うことになった。

駅逓出張局の業務の中で特に重要なものは①郵便区画調整、②郵便局、郵便受取所、郵便切手売下所、郵便函場、為替局貯金預所の廃置変更の取調、③通送集配方法の取調、④貯金預所受書保証書等の取りまとめである。

告示（達）日	文書番号	名称	内容
4月4日	甲94号	郵便区市内区画法	郵便区内の市内、市外の区域を規定
6月4日	甲95号	郵便物集配等級規程	市内に配達される郵便物数により、市内、市外の一日の配達回数を規定
6月12日	乙10号	郵便逋送時計取扱規則	携帯時計による逋送時間管理を規定
7月31日	甲176号	郵便線路規程	郵便線路を大・中・小線路の3種とし、逋送回数、逋送速度を規定。逋送便の種類を4種に規定
10月16日	甲28号	郵便函場準則	ポスト、切手売捌所の設置基準を戸数、土地の状況により規定
10月29日	甲262号	汽車郵便逋送規則	汽車に搭載する郵便物の差立、区分、郵袋納入方法を規定

表5 明治18年に制定された郵便業務に関する規則類

全国35か所に設けられた駅逋出張局は、本局が管轄する東京、千葉、水戸、宇都宮、甲府、沖縄の6区を除く46の駅逋区を管轄した。そして、管轄下の郵便局に対して、上記の担当業務に関わる詳細な調査を開始し、その結果について県庁の意見を聞いたうえで郵便局の改廃など随時改正を行った。駅逋出張局は自局管内を調査し、その結果によって郵便区画、郵便函場等の設置場所、逋送集配方法を新たなものとするなどして経営合理化を実行した。その結果は、郵便局、郵便区の減少、郵便ポスト・切手売捌所の減少という形で、明治18年（1885）に大きく表面化した。これにより郵便物の取扱数が減少することはなかった。これは、郵便局における郵便逋送、郵便集配の方法が規則等で明確に定められ、効率的な業務運行が行える体制に移行したことによると考えられる。

下表は明治18年（1885）に制定された郵便集配、郵便逋送に関する規則類の一部であるが、明治16年（1883）の郵便条例、駅逋区編制法施行以降、それまで曖昧であった取集、逋送、配達に関連する業務の詳細部分がこのように明確に規定された。

また、郵便を取り扱う郵便取扱役、郵便局書記、郵便物集配人、郵便物逋送人の採用や服務、郵便局経費についても明確に規定された。

4 郵便局の統廃合による事業経営の適正化

駅逋出張局によって明治17年（1884）、18年（1885）の両年に行われた郵便局の大量廃止の状況には凄まじいものがある。この両年度の駅逋局年報は次のように述べる。

○駅逋局第十四次年報

明治十七年度即チ十七年七月一日ヨリ十八年六月三十日ニ至ル当局事務ノ要領ヲ列載報告スル左ノ如シ

郵便局

当年度末ニ於ケル郵便局ノ現数ハ清国上海朝鮮国釜山浦元山津仁川港ニ在ル四局及郵便支局ヲ合セテ四千八百弍拾八トシ之ヲ前年度末ニ比スレハ五百四拾五局ヲ減シ郵便受取所ハ四百八拾三ヶ所ニシテ前年度末ニ比スシハ百九拾三ヶ所ヲ増シ郵便切手売下所ハ弍萬三千九百七拾七ヶ所ニシテ前年度末ニ比スレハ千九百九拾四ヶ所ヲ減シ郵便函場ハ弍萬

96 各府県庁には、取締役選挙・変更、郵便局及び取扱役等級名称の適否調査、郵便及び為替貯金取扱役並びに保証人の財産調査、解職取扱役手当給否の権限が残された。明治19年に駅逋出張局が廃止となり地方逋信管理局が設けられた後もそれは継続した。最終的に郵便局の経営が逋信省直轄となるのは明治22年7月地方逋信管理局が廃止され一等郵便電信局が地方管理業務を行うようになってからである。

年度(明治)	期間	郵便局	増減	ポスト	増減	切手売捌所	増減
12年	12年7月～13年6月	4,584	494	1,897	464	2,406	490
13年	13年7月～14年6月	5,036	452	4,662	2,765	5,284	2,878
14年	14年7月～15年6月	5,177	141	8,383	3,721	9,105	3,821
15年	15年7月～16年6月	5,585	408	25,238	16,855	25,956	16,851
16年	16年7月～17年6月	5,663	78	30,907	5,669	25,971	15
17年	17年7月～18年6月	5,311	-352	23,566	-7,341	23,977	-1,994
18年	18年7月～19年3月	4,795	-516	24,823	1,257	24,964	987
19年	19年4月～20年3月	4,692	-103	25,499	676	24,351	-613

(出所) 駅通局年報、通信省年報(郵政百年史資料30巻)

注1 各増減値の■は増の最大値、□は減の最大値 注2 郵便局数は分局、支局、郵便受取所の数を含む。

表6 会計年度別郵便局数等の推移

三千五百六拾六ヶ所ニシテ前年度末ニ比スレハ七千三百四拾壹ヶ所ヲ減セリ斯ク郵便局及郵便切手売下所等ノ頓ニ減セシ所以ハ駅通出張局開設以来大ニ事業ノ改良ヲ謀リ、地況ノ冷熱戸ノ疎密等ヲ審査シ冗ヲ省キ欠ヲ補ヒ置局ノ法ヲ一洗セシニ因ル

○駅通局第十五次年報

明治十八年度即チ十八年七月一日ヨリ十九年三月三十一日至ル当局事務ノ要領ヲ列載報告スル左ノ如シ

郵便局

当年度末ニ於ケル郵便局ノ現数ハ清国上海朝鮮国釜山浦元山津仁川港ニ在ル四局及郵便支局ヲ合セテ四千百三拾六ニシテ之ヲ前年度ニ比スレハ七百局ヲ減シ郵便受取所ハ六百五拾九ヶ所ニシテ之ヲ前年度ニ比スレハ百七拾ヶ所ヲ増セリ、又郵便切手売下所ノ現数ハ貳萬四千九百六拾四ヶ所ニシテ前年度ニ比スレハ五百四拾壹ヶ所ヲ増シ郵便函場ハ貳萬四千八百貳拾三ヶ所ニシテ前年度ニ比スレハ貳百貳拾五ヶ所ヲ増セリ、右ノ如ク郵便受取所等ノ増加スルニ反シ郵便局ノ減スル所以ハ当年度中ニ於テ郵便区画ノ狹隘ナルモノヲ廢停シ更ニ隣区ニ分属セシメ其廢区ニアル郵便局ヲ閉鎖シ郵便受取所ヲ置ク等局所ノ配置ニ於テ改良ヲ加ヘタルニ因ル

郵便線路

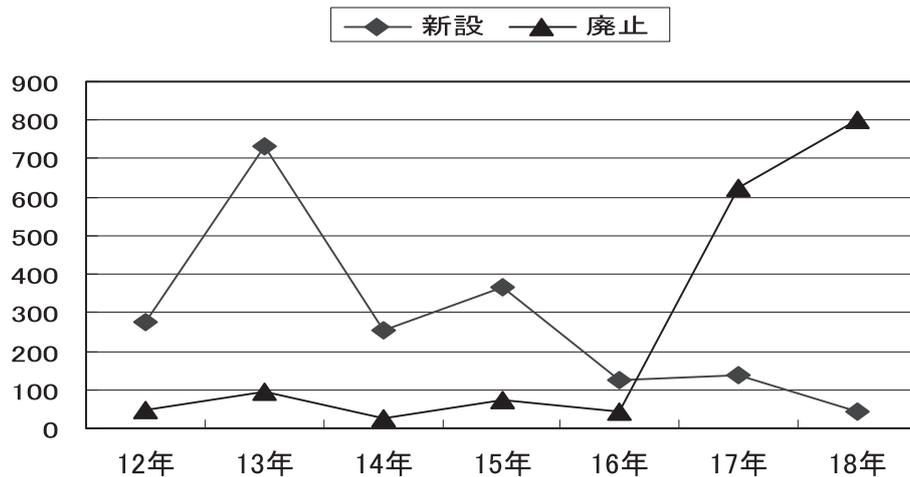
(前略) 斯ノ如ク実里数及延里数ニ於テ減縮シタル所以ハ陸路ニ在リテハ郵便区分ノ依リ郵便局ノ閉鎖ニ從ヒ線路ヲ廢停シ(以下略)

この前後の駅通局年報による郵便局施設数は次のとおりである。

表3と表6とは統計を採った時点が違うため、郵便局、郵便ポスト、切手売捌所の数は一致していないが、増減については同様の傾向を示している。ただ、17年度の郵便ポストと切手売捌所の大幅な減少は、暦年と年度の統計の差が極端に現れている。これは明治17年度の後半に函場の合理化が集中して行われたことを示していると考えられる。

郵便局の増減については、表3では明治13年(1880)に600局以上、表6では12年度、13年度ともに450局以上増加し、表3では明治17年(1884)に300局、明治18年(1885)には550局⁹⁷⁾以上、表6では17年度に350局、18年度に500局以上減少している。しかし、この数は新設局と

97 表3の郵便局数には郵便受取所の数も含まれているため554局程度の減少であるが、五等郵便局単独で見ると674局も減少している。



(出所) 田中寛「局所改廃の記録」『郵便史学』、田辺卓躬『明治郵便局名録』より作成

グラフ1 郵便局の改廃状況

廃止局の数が相殺されているため、実際の動きは新設局と廃止局の計数を見なければならないが、同期間のその内訳については適当な統計がないため、田中寛「郵便局の改廃」⁽⁹⁸⁾、田辺卓躬『明治郵便局名録』⁽⁹⁹⁾から暦年別の郵便局改廃数を集計したところ、グラフ1のような結果となった。

明治13年(1880)には約720局が新設され、明治18年(1885)には約800局が廃止されている。明治13年(1880)から18年までの6年間の合計では約1,900局が新設され、約1,550局が廃止されたことになる。すなわち、廃止された郵便局の数は新設された郵便局数の81%に当たる。

この廃止された郵便局はいつごろ設置されたのであろうか。千葉県において新設の多い明治13年(1880)と廃止の多い同18年(1885)とを対比してみた。明治13年(1880)の新設郵便局は80局、同18年(1885)の廃止郵便局は66局であり、その中で同一の郵便局は40局であった。つまり、明治13年(1880)に新設された郵便局の50パーセントが明治18年(1885)に廃止されたことになり、明治18年(1885)に廃止された郵便局の61パーセントが明治13年(1880)に新設された郵便局であったということになる⁽¹⁰⁰⁾。東北地方など他の地域においても、千葉県と同様に開局期間が6年前後の郵便局が多数存在している。このことから、明治18年(1885)までに廃止の対象となった郵便局の半数以上は、明治13年(1880)以降に設置された郵便局であったと見てよからう。

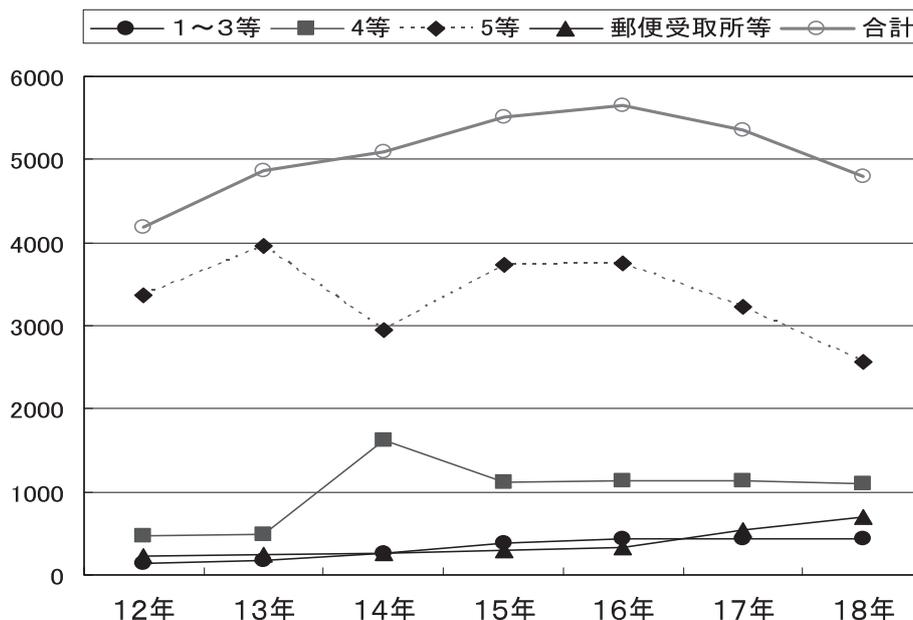
明治17年度、明治18年度において、郵便局関連施設が大幅に削減された理由は、上述の「駅通局第十四次年報」、「駅通局第十五次年報」の解説によれば、明治17年度においては、郵便局所在地の地況の冷熱、居住者の疎密等を審査し、無駄を省き、欠を補い郵便局の置局の法を一洗した結果であるとし、明治18年度においては、郵便区画の狭隘なものを廃止して隣区に分属し、廃区にある郵便局を閉鎖し、その代わりとして郵便受取所を設置するなどして局所の配置を改良した結果としている⁽¹⁰¹⁾。

98 田中寛「局所改廃の記録」『郵便史学』2～8(1974～1976年)

99 田辺卓躬編『明治郵便局名録』(二重丸印の会、1983年)

100 廃止局は県内各郡から間引くように廃止されている。この状況は小原宏「明治前期における郵便局配置に関する分析」『郵政資料館研究紀要』創刊号(2010年)92頁参照。明治17年の千葉県の郵便局数は191局であり対前年で見ると明治18年には県内の約35パーセントの郵便局が廃止されたことになる。

101 「駅通局第十四次年報」(明治17年7月1日～明治18年6月30日)322～323頁、「駅通局第十五次年報」(明治18年7月1日～明治19年3月31日)353～354頁



(出所)『通信事業史』第2巻第17章「郵便統計」により作成

グラフ2 局種別郵便局数の推移

郵便局関連施設の廃止理由については、駅通局年報の説明のとおり郵便局及び関連施設の適正配置であるが、郵便局の改廃については特に明治18年（1885）の集配区域の見直しによる郵便区の再設定によるものが大きいと考えられる。

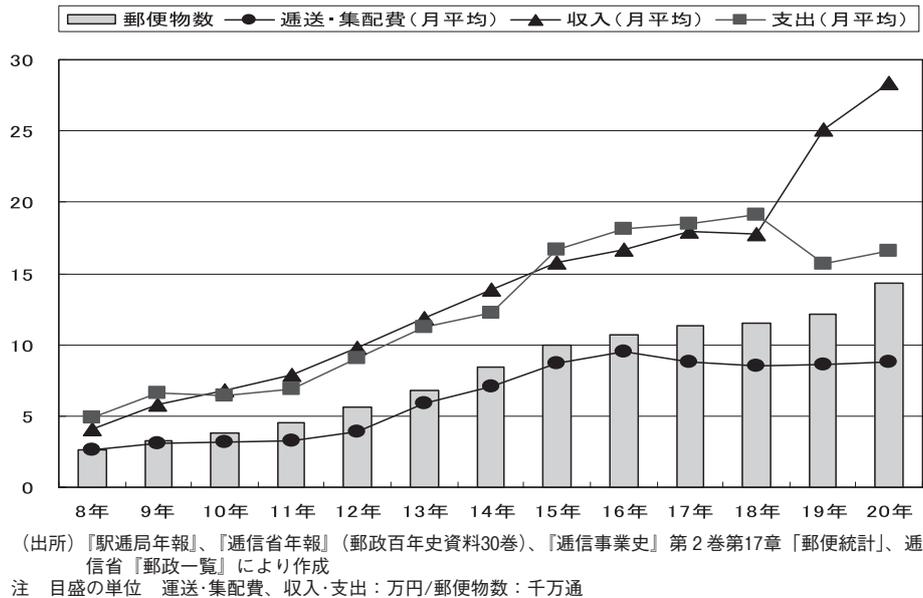
後の明治38年（1905）に、二等、三等郵便局が集配郵便局と無集配郵便局とに再編成されるが、それ以前の郵便局はそのほとんどが集配郵便局であった。明治38年（1905）の集配郵便局数は約4,200局であり、郵便局が大幅に削減された明治18年（1885）の郵便局数4,100局とほぼ同数である。このことから、郵便局が集配を行う郵便区の広さは、明治17、18年度の合理化によってほぼ確定したと考えてよい。しかし、明治38年（1905）の通常郵便物数が約12億通と10倍に増えているので、明治18年（1885）が1億1千万通であることを考えると、依然として設備過多であったと言える。そのために、明治18年（1885）以降も郵便局数は減少し、明治22年（1889）には約3,600局まで減少している。

それでは、どのような郵便局が新設され、廃止されたのか。郵便局数の推移を等級別に比較したグラフ2を見ると、一等局から三等局までの規模の大きい局はほとんど変化がなく、四等局も明治15年（1882）以降は大きな変化はない。上記の増減の大半を占めているのが規模の小さい五等郵便局である。また、五等郵便局が大幅に減少するのに対し、郵便受取所が若干増加している。これは廃止された郵便局の一部が郵便受取所となったのであろう。しかし、その郵便受取所の数は五等郵便局の減少数ほどには増えてはいない。これは、特に指定されて貯金を取り扱った郵便受取所以外は、その機能が書留・速達郵便物の引受け以外は切手売捌所とさほど変わらず、郵便局の代替とはならなかったためであろう。

郵便ポストと切手売捌所については、その合理化が明治17年度に集中して行われ、その数が大幅に減少したことは上述した。

具体例として、明治17年（1884）8月2日、高田駅通出張局は管内の郵便ポスト及び切手売捌所を一旦全て廃止し、再配置している⁽¹⁰²⁾。また、その改正時は一定の基準がなかったため、その設置に濃淡が生じたとして、明治18年（1885）8月10日「郵便函場準則」を定め、戸数

102 「高17第821号」明治17年8月2日『明治17年高田駅通出張局達』（郵政資料館所蔵）



グラフ3 郵政事業の経営収支と郵便物数

100戸以上300戸未満の町村には函場1個、300戸以上900戸未満の町村には2か所、900戸以上の地は300戸毎に1か所という基準を設けた。また、函場から2里以上はなれた町村は100戸未満であっても設置することとしている。このような見直しは高田以外の駅通出張局においても行われたと考えられ、この結果として明治17年度に函場数が大幅に減少し、明治18年度に若干増加したものと考えられる。

そもそも、なぜこのように短期間で廃止されるような郵便局や函場が設置されたのであろうか。その原因は「特別地方郵便法」「約束郵便法」によって一挙に増加した郵便局施設は、各府県によって公用通信を完璧に行うことを前提に増設したためと考えられる。各府県の公用通信ルートをそのまま引き継いで設置された郵便局と郵便集配区は、明治16年(1883)の駅通区編制法施行時にひとまずそのまま郵便区として認定された。その郵便区は、郡役所や戸長役場などを基準とするなど府県の行政的な側面が強く現れた結果であり、合理的に集配を行うための科学的根拠に基づいたものとはいえず、各駅通出張局の調査によって明治17年(1884)、18年(1885)の2カ年に大幅に修正されたものと考えられる。

郵便ポストと切手売捌所の減少は、明治17年(1884)7月から明治18年(1885)6月に集中している。戸長役場の大半に設置された切手売捌所と郵便ポストはさすがに過大であったということであろう。また、郵便区の見直しによる郵便局の減少により同時に郵便線路も減少している。

このような構造改革は、郵便局及び郵便施設の設置数に大きな変動をもたらしたが、経営収支的にはどうであったのだろうか。

グラフ3は、郵政事業の収支・郵便通送・集配費と郵便物数の変化をグラフ化したものであるが、明治15年度から赤字となっていた郵政事業の収支は、通信省が郵政事業の運営を開始した明治19年度から改善され、黒字へと転換している。

支出面では、業務費として最も大きい比率を占める郵便通送・集配費が、郵便物数の増加にもかかわらず明治16年度をピークに減少、又は横這い傾向を示していることに注目したい。

5 近代郵便制度の成立

近代郵便制度の目的は、郵便法の第1条にもあるとおり、「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進すること」である。そのため近代郵便制度における郵便料金は「均一料金制」であり、それを維持するために「事業の独占」が認められている。『郵政百年史』においても、近代郵便制度の特徴を「官営による独占制と、均一料金制である」としている。

「はじめに」において、近代郵便制度を「①政府専掌による低額な全国均一料金、②全国津々浦々まで集配可能な郵便ネットワーク、③切手などによる料金前納、④利用の平等性、この4点を兼ね備えたものである」と定義したが、日本における近代郵便制度は上述の明治16年(1883)の「郵便条例」の制定によって十分な条件を備えたと言える。

しかし、均一料金制の完全実施に伴う収入減に対応するための料金値上げが認められなかったため、郵便制度は経営的に維持できない恐れがあった。

そのため、駅逓出張局を中心に、明治16年(1883)から18年(1885)までに、上述のような事業全体にわたる機構改革、経営の合理化を行ない、それらを規則類により制度化することによって郵便制度を体系化した。そのため、日本全国の郵便局における取集、逓送、配達などの郵便業務が同一の基準で一體的に運営することができるようになった。また、郵便業務従事者の採用や服務が規則により明確化され、郵便局の郵便取扱費や給与についても同様に明確化された。このような経緯から、日本の郵便制度が名実ともに近代郵便制度として運営できる体制が整えられたのは明治18年(1885)であったと言える⁽¹⁰³⁾。

同年(1885)12月22日に太政官制度が廃止され内閣制度が創設されており、近代郵便制度の成立時期は、明治維新後の混沌とした時代から日本が新しい時代に移行する時期と奇しくも重なっている。内閣成立と同時に通信省が創設され、誕生したばかりの近代郵便制度は通信省によって運営されることになった。

むすび

明治維新後の「駅制改革」から「郵便条例制定後の経営合理化」までを「日本における近代郵便の成立過程」として考察してきたが、その概要をまとめると次のようになる。

明治政府は、封建制度を過去のものとして清算するために様々な施策や改革を矢継ぎ早に行行ったため、法令伝達のための全国的な通信制度(郵便)を必要としていた。

新式郵便制度は、公用通信インフラである駅制を改革することにより、旧街道の宿駅を郵便取扱所とすることで誕生した。この制度は、明治5年(1872)郵便の全国実施、明治6年(1873)の均一料金制導入によって、全国に逓送網を広げた「点と線の郵便システム」として完成した。これは「五街道を中心とした駅制(公用通信インフラ)」を「郵便ネットワーク」に転換したものであった。

しかし、新式郵便制度は、まだ中央官庁から各府県庁への公用通信を可能とするレベルであり、それらを戸長役場レベルまで期限内に送達できる能力を有しなかった。そのため、各府県は管内に独自の公用文書送達制度を設けざるを得なかった。

駅逓寮は明治6年(1873)から一般人民の公用通信の郵便利用を勧奨するため、地方管内の

103 郵便貯金についてもこの年から基本的に全郵便局で取り扱うことになった。

官民往復郵便を低料金化するなどの勸奨施策を実施するが、各府県庁自身が公用通信に郵便を利用するためには、各府県が設けた公用文書送達制度と同等以上に管内全域に郵便集配網を広げる必要があった。

そのため、各府県と駅通局は「特別地方郵便法」に基づき「県内の公用文書送達を郵便で行う契約」を個別に結び、この契約を結んだ府県については管内の集配設備を一挙に増加させることによって管内にあるすべての戸長役場までの配達を可能としていった。

この契約を結んだ府県は、管内の公用文書送達を郵便によって行うことが可能となっただけでなく、増設された郵便局、郵便ポスト・切手売捌所等の集配施設により管内全域に郵便集配網が広がった。

その結果、公用郵便だけでなく一般国民の郵便利用が管内全域で可能となった。「特別地方郵便法」による契約は逐次行なわれ、その都度郵便集配網は全国に拡大していった。

そして、明治16年（1883）には近代郵便制度の代名詞たる「完全なる均一料金制」を実現した「郵便条例」が施行され、近代郵便制度は制度的に完成した。

しかし、そこには大きな問題があった。郵便条例実施の前年、駅通局は郵便集配網の拡大による運営経費の増大、均一料金制の完全実施による料金収入の減少を予想して、郵便条例実施と同時に郵便料金の値上げを検討していた。だが、明治15年（1882）という時期は、西南戦争時の紙幣増発等を契機として発生したインフレーション対策として「物価抑制を政策目標」としていたため、郵便料金の値上げは認められなかった。このことは郵便の経営収支が赤字となることを意味していた。

そのため、駅通局は、それまで各府県に任せていた郵便局の管理運営を、駅通出張局を核とした駅通局による直轄経営へと転換し、郵便局配置の合理化を急激に推し進めた。

結果として、明治18年（1885）には多くの郵便局や郵便ポストが削減されたが、引受郵便物数は増加し続け、明治19年（1886）の経営収支は黒字へと転換した。

以上のように、「駅制」と「地方管内公用通信網」という「公用通信インフラ」が「郵便ネットワークに転換される過程」を経て、近代郵便制度が「近代的な郵便ネットワーク」として成立したと考えられる。そして、直面した経営危機を組織の構造改革によって乗り切ることで、通信省創設後は、同時期の西洋の郵便制度と比べても遜色のない近代郵便制度として、新たなスタートを切ることが可能となったのである。

「付記」

なお、本稿作成に際し、郵便史研究会理事の近辻喜一氏、田原啓祐氏には、多大な助言とデータの提供等の協力を頂きました。深く感謝申し上げます。

いのうえ たくろう（日本郵政株式会社郵政資料館 資料専門員）

論文

戦時下における軍事郵便の社会的機能 —メディアおよびイメージの視点からの考察—

後藤 康行

1 はじめに

近年、軍事郵便への注目が高まってきている。それは、学術研究という専門分野の世界だけではなく、いわゆる研究者ではない人々のなかにもみられることである^①。具体的にどのような形で研究者ではない人々の注目の高まりが表れるかという点、それは自分たちの家に残されていた軍事郵便を翻刻・出版するというものであった。いくつか事例を紹介すると、以下のようものが挙げられる。

- ・伴一『戦場からの手紙』新城周子発行、2006年。
- ・赤松宜子「軍事郵便」(『原点』94号、2007年4月)。
- ・女性の日記から学ぶ会編、島利栄子監修『手紙が語る戦争』みずのわ出版、2009年。
- ・高知ミモザの会編集・発行『戦地から土佐への手紙』2009年。
- ・貞長袈裟則『戦地からの手紙 従軍日記』リーブル出版、2009年。
- ・山下芳子『七十三年目に封印を解いた父の手紙』文芸社、2009年。
- ・渡邊榮一『野戦病院—渡邊榮一遺稿集—』渡辺力栄発行者代表、2009年。
- ・今地千鶴子編集・発行『家族への軍事郵便』2010年。
- ・石原典子『君よ わが妻よ 父石田光治少尉の手紙』文藝春秋、2010年。

これらはごく一部の事例である。筆者は、これまでに発表した論文のなかで、上記以外の事例を紹介しているが^②、それらを含めてもやはりごく一部の事例に過ぎないであろう。手紙は個人的なものであるため、出版といっても家族や親族の間だけに公開する私家版という形も多く、翻刻された事例の総数を把握することは困難である。しかし、たとえ正確な数が把握できないとしても、ここ数年の相次ぐ刊行は、軍事郵便が多くの家に残されていることを示している。それは同時に、戦時中の多くの国民が軍事郵便を利用していたということの証でもある。軍事郵便は、日中戦争期には年間4億通もの数が戦地と銃後との間で交わされていたという^③。戦時下という社会のなかで、軍事郵便は重要な役割を果たしていたのである。

- 1 現在における軍事郵便の研究状況については、本誌創刊号(2010年3月)掲載の石井寛治「日本郵政史研究の現状と課題」および財満幸恵「戦中の軍事郵便とその検閲について—日中戦争から終戦までを中心に—」(『昭和のくらし』第8号、2010年3月)のなかで詳細に述べられているので、そちらを参照されたい。
- 2 拙稿「メディアに描かれた軍事郵便—イメージにみる戦地と銃後—」(『専修史学』第45号、2008年11月)、同「戦争と手紙—戦地と銃後を結ぶ軍事郵便—」(『戦争とメディア』刊行会編集・発行『戦争とメディア—報道・宣伝・記憶—』2009年)。
- 3 新井勝紘「パーソナル・メディアとしての軍事郵便—兵士と銃後の戦争体験共有化—」(『歴史評論』第682号、2007年2月)。

それでは、戦時下の社会のなかで重要な役割を果たすとは、具体的にはどういうことか。多くの国民が利用していたという事実は確かに大きいですが、それだけでは戦時中において軍事郵便が有していた社会的機能というものを十分に説明したことにはならないだろう。兵士のなかには、手紙を受け取れなかった者もいたわけで、利用者数だけに注目しては、こうした兵士やその家族・知人の存在を見逃してしまう⁽⁴⁾。

現在、軍事郵便研究に精力的に取り組んでいる新井勝紘は、軍事郵便の社会的機能についていかなる指摘をしているのか。新井が注目するのは、軍事郵便を介した戦地と銃後の結びつきである。新井はこれを「兵士と銃後の戦争体験共有化」と呼んでいる。どういうことかという、戦地における兵士の体験は、軍事郵便を通して銃後の人々に伝えられる。これにより、銃後の人々は兵士の経験や心情に触れることができた。このことは、銃後における戦争観に何らかの影響を与えていたのではないかと。与えていたとすれば、そこに軍事郵便を介した戦地と銃後の「戦争体験共有化」という状況が生まれていたといえることができる⁽⁵⁾。これが新井の考える軍事郵便の社会的機能である。新井の研究は、軍事郵便が銃後の人々に与えた具体的な影響についてはまだ実証できているという段階ではないが、軍事郵便が戦地と銃後との間を結びつけているものであるということはその通りであろう。

それでは、「軍事郵便をめぐる不公平」について指摘した一ノ瀬俊也は、どのような分析をしているのか。銃後社会についての研究の第一人者である一ノ瀬が注目するのは、軍事郵便の一種で、銃後から戦地へ送られていた慰問文である。一ノ瀬は、慰問文の果たしていた役割を、兵士に向かって「戦死を懲憑する」もの、つまり銃後から兵士に対して「名誉の戦死」を迫るものと捉えていた⁽⁶⁾。兵士に向け、命を賭して戦うよう記されていた慰問文。それは確かに死の強制といえるものであった。

新井は戦地と銃後を結びつける「共有化」を指摘し、一ノ瀬は戦地と銃後を現実的には引き離すことを意味する「死の懲憑」を指摘している。「共有化」と「死の懲憑」、全く異なる性質ではあるが、どちらも戦時中の軍事郵便が有していた社会的機能である。こうした指摘は、軍事郵便をめぐる戦地と銃後の関係に注目した分析視角ゆえに導き出されたものであるといえよう。

本稿では、こうした手法とは異なる分析視角から、軍事郵便の社会的機能について描き出してみたいと考えている。それは、メディア（ここでいうメディアとは、不特定多数を受け手としているマス・メディアを指している、以下同様）およびイメージの視点からの分析である。

年間数億通という膨大な数の軍事郵便が戦時中の国民の手によって書かれていた。前述したように、この事実自体は大きな意味がある。これほど国民が利用したということは、軍事郵便が日常的に国民の目に触れる存在であったということである。それならば、時代を映し出す鏡ともいえるメディアのなかに、軍事郵便が頻繁に登場していたはずである。軍事郵便とメディアとの関係を分析することは、軍事郵便の社会的機能を考える上では欠かせない視点といえるだろう。

同様に、イメージの視点も欠かせないものである。周知の通り、「男らしさ」や「女らしさ」といったジェンダー分業が明確な形で推進されていくのが戦争である⁽⁷⁾。戦争のなかでステレ

4 一ノ瀬俊也は、手紙が届かない兵士もいたことから、兵士のあいだに「軍事郵便をめぐる不公平」が存在していたことを指摘している（『皇軍兵士の日常生活』講談社現代新書、2009年、153頁）。

5 前掲新井「パーソナル・メディアとしての軍事郵便」。

6 一ノ瀬俊也『故郷はなぜ兵士を殺したか』角川選書、2010年、特に第二章、第三章。

オタイプ化される男女のイメージと軍事郵便の関係、この点を分析することも、軍事郵便の社会的機能をみていくには必要なことである。

本稿では、メディアおよびイメージの視点から、軍事郵便の社会的機能を明らかにすべく、以下の3点の分析を行う。まず1点目は、「メディアに描かれた軍事郵便」である。これは、筆者がすでに進めてきた研究で（注2の論考）、雑誌やポスター、写真、映画、展示などの様々なメディアのなかで軍事郵便がいかにかに描かれていたのかを分析するものである。本稿でも、この点について分析を行う。

2点目は、「軍事郵便にみる兵士のメディア受容」である。兵士は、家族や知人から手紙だけでなく新聞や雑誌を送ってもらっていた。軍事郵便には、送られてきた雑誌や書籍のタイトルが記されている。当時の雑誌には、戦地に送るために購入を促す広告が掲載されていた。軍事郵便から、戦地における兵士のメディア受容を明らかにしていく。

3点目は、「軍事郵便マニュアルにみる男女のイメージ」である。戦時中は、戦地の兵士や銃後の人々が手紙を書くためのマニュアル（以下、これを「軍事郵便マニュアル」と呼ぶ）が多数刊行されていた。それだけ、社会のなかに軍事郵便というものが浸透していた。軍事郵便マニュアルには、兵士である男性が書く手紙、銃後の女性が書く手紙など、様々な手紙の文例が紹介されている。マニュアルで紹介される「模範文」には、いかなる男女が登場していたのか。軍事郵便マニュアルにより生産される男女のイメージを明らかにする。

なお、軍事郵便は日清戦争から太平洋戦争まで適用されていた制度であるが、全ての時期を同時に分析することはできないので、本稿では日中戦争以降の時期に限定して分析を進めていく。そのため、本稿でいう「戦時下」や「戦時中」という言葉は、1937（昭和12）年から1945（昭和20）年までの間を指す。

軍事郵便についても説明しておく。軍事郵便とは、戦地もしくはそれに準ずる地に派遣されている軍隊、軍艦、水雷艇、軍衛、軍人、軍属およびその地の軍衛の許可を得た者から出された郵便物と、それに宛てた郵便物を指す。戦地から出すことが認められていたものは、書状、はがき、小包（公用に限る）である。どれも無料であった。戦地へ出すことが認められていたものは、書状、はがき、毎月1回以上刊行される定期刊行物、書籍、印刷物、写真、小包である。こちらは有料であった⁷⁾。

史料の引用に際しては、仮名遣いはそのままとしたが、旧字体は新字体に、俗字は正字に改めた。

2 メディアに描かれた軍事郵便

(1) 国家による宣伝活動

まずは、国家が軍事郵便という制度を、メディアを通していかに宣伝していたのか明らかにしていこう。政府の政策を国民に分かりやすく伝えることを目的としていた雑誌に、『写真週報』がある。1938（昭和13）年2月に内閣情報部（のち情報局）により創刊されたグラフ誌である。

7 若桑みどり『戦争とジェンダー 戦争を起こす男性同盟と平和を創るジェンダー理論』大月書店、2005年。

8 軍事郵便の制度については、寺戸尚隆「軍事郵便の検閲と民衆の戦争意識への影響—その史料としての有効性について—」（『国史学研究』第31号、2008年3月）および前掲財満「戦中の軍事郵便とその検閲について」を参照されたい。

発行当初の販売部数は1万3,000部程度であったが、その数は次第に増加し、太平洋戦争のころには30万部程度であったという。地域や学校、職場単位での購入が多く、そこでは回覧が奨励されていたことから、読者数は最大で300万人ほどいたと推定されている⁹⁾。

この『写真週報』の第45号(1938年12月21日)は、軍事郵便特集号である。銃後からの手紙が戦地の兵士をいかに喜ばせるか。同号には、手紙を受け取り、それを何人もの兵士がいっしょに笑いながら読んでいる戦地の様子を写した写真が掲載されている。これをみた銃後の人々は、自分たちが戦地に手紙を送ることの意義を理解することになるわけである。同号には、名宛の正確な記入や、長距離郵送のためのしっかりとした包装、可燃物や腐敗しやすいものを入れないことなどの注意事項も紹介されている。国家の政策を分かりやすく伝える『写真週報』らしく、軍事郵便の意義、送る上での注意事項などを国民に説明する簡単な解説本になっていた。

軍事郵便の宣伝という点では、郵便事業を担う通信省は積極的にこの制度の周知徹底を図っていた。郵便局に掲示するポスターやチラシの作成、通信省の附属機関であった通信博物館(現在の通信総合博物館=郵政資料館)による軍事郵便の展示の実施、野戦郵便局の様子を撮影した記録映画の製作など、様々なメディアを活用して、軍事郵便という制度を国民に浸透させようとした。その目的は、兵士の士気の低下を防ぐこと、銃後の人々に戦争完遂を徹底させること、といったことが挙げられる。

また、有料の軍事郵便を増やすことも目的にあったであろう。軍事郵便は、戦地からは無料であり、銃後からは有料である。無料の郵便の費用を賄うには、有料分を増やす必要がある。軍事郵便を国民に宣伝し、銃後からの手紙を増やすことは、制度を維持するためには不可欠であったはずである。

通信博物館が発行していた月刊の雑誌に、『通信の知識』がある。やはり郵便事業の周知徹底を目的としていた雑誌である。チラシやビラでは国民に対する宣伝効果が一時的なので、その効果を継続的なものとするために、定期刊行物が発行されることになった。1937年7月に創刊、1941(昭和16)年に廃刊となった。廃刊の理由は、物資の節約である。最大時で12万部、物資の節約が急務となった1939



図1 田河水泡「軍事郵便」

9 清水唯一朗「国策グラフ『写真週報』の沿革と概要」(玉井清編『戦時日本の国民意識—国策グラフ誌『写真週報』とその時代』慶応義塾大学出版会、2008年)。

(昭和14)年以降は6万部が発行されていた。全国の郵便局や電信局、電話局などのほか、官公庁、銀行、学校、図書館などにも配布された。基本的には非売品であったが、要望があれば個人の購入にも応じていたという⁽¹⁰⁾。

この『通信の知識』誌上にも、当然軍事郵便の周知を図る記事は掲載されていた⁽¹¹⁾。こうした記事のなかに、「のらくろ」で知られる田河水泡が描いた「軍事郵便」という漫画がある(図1)。『通信の知識』第2巻第7号(1938年7月)に掲載されたこの漫画の内容は、以下のようなものである。

戦地で日夜戦う兵士は、たとえ疲れていても家族を思い手紙を書く。その手紙を激しい戦火のなか、野戦郵便局員が兵士に護衛されながら運んでいく。このように苦労を重ねて届けられる手紙を、受け取った家族は丁重に扱う(漫画では手紙は神棚に置かれ、その前で手紙の受取人が拝礼している)。※前頁図1参照

すでに「のらくろ」は映画にもなっており、田河は当時を代表する漫画家の1人であった。この漫画が掲載された号は、「事変一周年」、「創刊一周年」という記念号である。記念号に人気漫画家の田河が描く「軍事郵便」という漫画を掲載するというのは、通信博物館が軍事郵便の周知徹底にかなり力を入れていたことの表れといえる。

このように、郵便事業を担う逓信省を中心に、軍事郵便という制度の周知徹底を図るべく、国家は積極的にメディアを利用して宣伝活動を行っていた。軍事郵便の意義、出し方、野戦郵便局員の奮闘、受け取った手紙の好ましい扱い方などが国民に伝えられていった。年間数億通という膨大な数の軍事郵便が交わされた背景には、国家による積極的な宣伝活動があったのである。

(2) 子どもの動員

次に、軍事郵便が国民動員という機能を有していたことについてみていこう。徴兵され、戦地にいる兵士は、すでに動員されている状態である。そのため、彼らに対して軍事郵便による動員という機能が作用することはない。前項で述べた国家による宣伝活動は、全て銃後の国民を対象としているものであり、兵士に向けてのものではない。兵士が軍事郵便を書くことは国家により認められていたが、その国家が兵士に軍事郵便を書くことを積極的に求めることはなかった⁽¹²⁾。

国家による軍事郵便の宣伝活動は、銃後の国民に向けられていた。では、軍事郵便を書くことが求められた銃後の国民とは、具体的にはいかなる人を指しているのか。国家による積極的な宣伝活動から分かるように、戦時中は国民の全てが兵士の慰問のために手紙を書くよう求められていた。だが、特に書くことを求められていた者たちがいた。それは、「子ども」であった。

図2(※次頁参照)は、『通信の知識』第2巻第2号(1938年2月)に掲載された「戦線の父へ兄へ」という写真である。子どもが戦地への手紙を投函する瞬間を写したものである(これがやらせかどうかは、ここでは問題ではない)。学校単位で子どもが慰問文を書いていたことは知られているが、個人単位でも積極的に軍事郵便を出すことを国家は求めていた。

10 通信博物館編集『通信博物館七十五年史』信友社、1977年、39頁。

11 例えば、「軍事郵便」(『通信の知識』第1巻第2号、1937年8月)、「一行知識」(同第2巻第1号、1938年1月)など。本稿で使用している『通信の知識』は、郵政資料館所蔵。

12 上官が兵士に対して遺書を書いておくよう命令することはあった(藤井忠俊『兵たちの戦争 手紙・日記・体験記を読み解く』朝日選書、2000年、57～73頁)。



図2 「戦線の父へ兄へ」



図3 展示を見学する子ども

通信博物館は、子どもに軍事郵便への関心を抱かせるため、展示も活用した。同館では、1938年10月29日から11月7日までの期間、「軍事郵便と航空安全展覧会」という企画展示が開かれた。主な展示品は、軍事郵便関連では日中戦争の経過を示した図、実際に届けられた軍事郵便の実物、軍事郵便の配送経路を示した図、野戦郵便局で使用される道具、野戦郵便局の様子を撮影した写真などであった。航空関係では、航空機の計器類、乗組員が使用する道具や衣服などが展示された。

軍事郵便とともに航空関係の展示品が並べられたのは、子どもの来館を狙ったのものであろう。この展示の準備に向けた動きや期間中の博物館の様子などが記された報告書『昭和十三年十月 軍事郵便と航空安全展覧会』（郵政資料館所蔵）には、展示されている航空機の計器を見学している子どもを写した写真（図3）が収められている。航空機関連の展示品で子どもの興味を引き付け、そこで軍事郵便への関心も抱かせる。この企画展示からは、国家がいかにより子どもを動員することに配慮していたのかがうかがえる。

ところで、子どもに軍事郵便を書くことを求めていたのは、なにも国家だけの話ではない。民間も同様であった。図4-1は、『主婦之友』の付録「支那事変皇軍大勝双六」（筆者蔵）である。これは、1939年1月1日発行の第23巻第1号、新年号の付録であった。双六の絵を描いたのは挿絵画家の嶺田弘、サイズはタテ63.5cm、ヨコ90cmである。双六の裏には「お正月の新しい家庭娯楽大特輯」とあり、干支の占い結果や、家庭でする正月の遊びが紹介されている。

双六のタイトルから分かるように、日中戦争の展開がマス目には描かれている。戦いの様子や「日支親善」、銃後の後援活動などである。銃後の後援活動を描いたマス目には、「千人針」や「傷病兵慰問」、「愛国公債」といったものがあり、女性や子どもによる銃後の活



図4-1 「支那事変皇軍大勝双六」

動が描かれている。この双六に、「慰問文」というマス目がある(図4-2)。男の子と女の子の2人が手紙を書いている様子が描かれ、このマス目に止まったら「『兵隊さん有り難う』を三回いふ」とある。

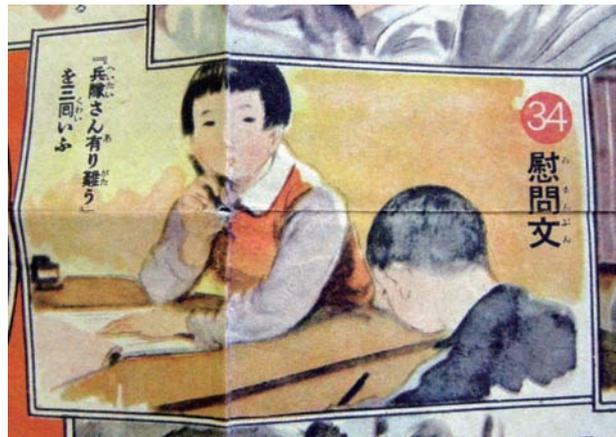


図4-2 双六のマス目「慰問文」

『主婦之友』は、昭和初期には100万部以上の発行部数を誇った雑誌である。戦時下においては、銃後における「母」、「主婦」の役割を女性に求める記事を多数掲載し、女性の側も記事を読み、この要求に応じていった⁽¹³⁾。ここで紹介した双六でも、銃後の女性の役割が描かれているが、ここでは同時に慰問文を書くという銃後の子どもの役割も明示されている。双六という何気ない遊びのなかに、銃後の国民を動員する意図が込められていた。

明確に子どもを対象としているメディアのなかでも、子どもは軍事郵便を書くことが求められていた。子どもが読むメディアの代表といえば、絵本が挙げられる。戦時下の絵本といえば、「講談社の絵本」シリーズが知られている。そのなかに、『支那事変大勝記念号』(講談社の絵本50、1938年)という絵本がある。ここでは、戦地の兵士に多くの手紙を送ることが子どもに求められていた⁽¹⁴⁾。



図5 絵本『キモンブン』

また、慰問文を主題にした『キモンブン』という絵本もあった(図5、筆者蔵)。絵は古家新、文章は秋山稔が担当、1943(昭和18)年に大阪の湯川弘文社から刊行されたものである。このなかに出てくる子どもたちは、兵士に慰問文を書くだけでなく、負傷した兵士を見舞う慰問活動も行っている。

以上、みてきたことから分かるように、戦時中のメディアは、軍事郵便という制度を描くことで、国民、特に子どもたちを戦時体制のなかに動員しようとした⁽¹⁵⁾。観たり読んだりする

- 13 四方由美「戦時下における性役割キャンペーンの変遷—『主婦之友』の内容分析を中心に—」(『マス・コミュニケーション研究』47号、1995年7月)、若桑みどり『戦争がつくる女性像—第二次世界大戦下の日本女性動員の視覚的プロパガンダ』ちくま学芸文庫、2000年。
- 14 巴憲子「絵本に見る戦争」(鳥越信編『はじめて学ぶ日本の絵本史Ⅱ-15年戦争下の絵本-』ミネルヴァ書房、2002年)。
- 15 日本映画社製作の「日本ニュース」第123号(1942年10月14日)では、学校で女生徒が慰問文を書くシーンが登場する(『日本ニュース映画史』毎日新聞社、1977年、240頁)。また、横溝正史の小説「慰問文」(初出は『新青年』1942年6月号、後に長山靖生編『明治・大正・昭和 日米架空戦記集成』中公文庫、2003年および横溝正史『横溝正史探偵小説コレクション② 深夜の魔術師』出版芸術社、2004年に収録)では、女学生が慰問文を送っている。どちらも、子どもの動員と同時に女性の動員を描いている。

ものだけではなく、遊びのなかにまで戦争は入り込む。それが総動員体制という時代であり、この総動員を実現するための一翼を軍事郵便は担っていたのである。

(3) 便乗する関連用品

戦時中は、人々が日常接するものに戦争色というものが浮かんでくる。前項で紹介した双六や絵本は、その分かりやすい事例といえる。軍事郵便の関連用品にも、戦争の影響というものが出てくる。図6-1、図6-2（ともに筆者蔵）をみてもらいたい。どちらも手紙には欠かせない便箋である。その表紙に描かれた絵や写真からは、戦争色がはっきりと浮かび上がってきている。

図6-1は、表紙に「皇軍」とある。この言葉が軍のなかで頻繁に唱えられるようになるのは満州事変後のことなので⁽¹⁶⁾、おそらく日中戦争以降の時期に作られた便箋であろう。

図6-2は、戦時中にいくつか作られていたことが確認できる「全国便箋」の1つなので、やはりこれも日中戦争以降に作られたものとみてよいだろう⁽¹⁷⁾。

図6-2は、戦争、特に軍事郵便の影響がはっきりと出ている。表紙に描かれているのは、前線にて手紙を書く兵士である。まさに軍事郵便のための便箋のようだ。「軍事郵便を書く際には、是非この便箋を」といった売り手の声が聞こえてきそうである。この便箋のように、戦時中の国民が膨大な数の軍事郵便を書いていたことに注目して、関連商品を売ろうとしていた事例はほかにもある。

若林宣『戦う広告 雑誌広告に見るアジア太平洋戦争』（小学館、2008年）には、そうした商品の広告が多数掲載されている。例えば、万年筆やインクの広告では、戦地へ手紙を書く際に使用してもらおうための宣伝がなされており（27頁、55頁）、マラリアの予防薬



図6-1 便箋「皇軍」

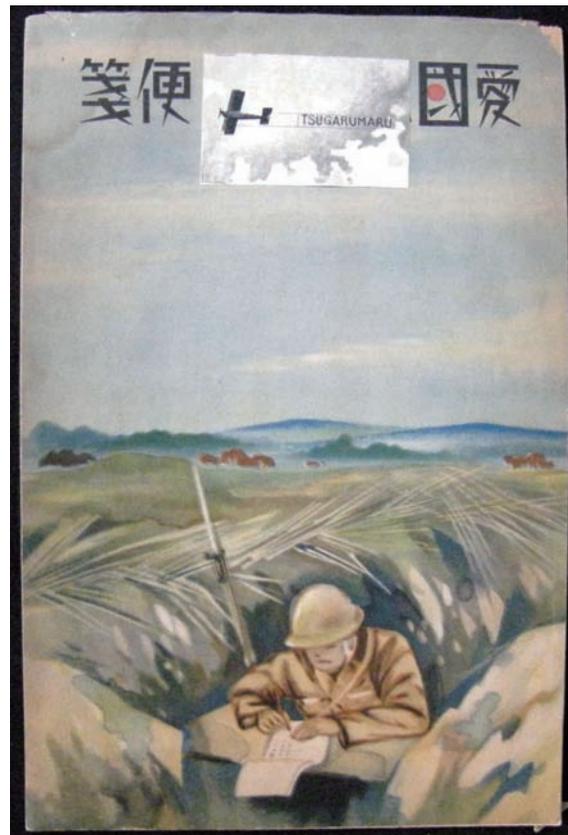


図6-2 便箋「愛国便箋」

16 吉田裕『日本の軍隊一兵士たちの近代史―』岩波新書、2002年、179～196頁。

17 「全国便箋」については、前掲拙稿「戦争と手紙」のなかで若干述べているので参照されたい。

や印画紙の広告では、慰問文に薬や写真を同封することができる」と宣伝されている（58頁、103頁）。

軍事郵便を多くの国民が利用すれば、当然便箋や各種ペン、インクなどの関連用品は売れるはずである。売る側も、この機会を逃さないとはばかりに、軍事郵便に便乗した広告を出す。関連用品へのこうした影響も、軍事郵便が有していた社会的機能の1つといえるだろう。

③ 軍事郵便にみる兵士のメディア受容

明治期の兵士が新聞を読んでいたことは、山本武利により指摘されている。兵士は除隊後も新聞を読み続け、それが地域の新聞読者の増加につながっていったという⁽¹⁸⁾。日露戦争期には、野戦郵便局に新聞縦覧所が設置されていた（図7、郵政資料館所蔵）。新聞縦覧所は、明治期においては新聞を読む代表的な場所の1つであった。日露戦争に従軍していた兵士たちも、ここで新聞を読んでいたのである。ちなみに、図7の写真は通信省発行の「日露戦役記念絵葉書」のなかの1枚に使用されている。また、この写真やほかの野戦郵便局の写真を基に描かれたと思われる『野戦郵便の実況（明治三十七、八年戦役ノ実況）』という絵も、郵政資料館には所蔵されている⁽¹⁹⁾。

さて、本稿で対象としている時期の兵士たちは、いかなる方法でメディアと接していたのか。日中戦争期以降の野戦郵便局に、新聞縦覧所が設置されていたことを示す記録は見つかっていない。兵営内に設置されていた兵士のための売店兼休憩所である酒保では、新聞や雑誌が売られていたが、販売実績の記録が見つからないので詳細は分からない。

そこで、本稿では軍事郵便を利用する。前述したように、兵士は家族や知人から手紙だけでなく雑誌や書籍を送ってもらっていた。前掲若林『戦う広告』には、兵士の慰問のための購入を促す『サンデー毎日』や『週刊朝日』の広告が掲載されており、どちらも慰問用の購入であ



図7 日露戦争期の野戦郵便局新聞縦覧所

18 山本武利『近代日本の新聞読者層』法政大学出版局、1981年、198～200頁。

19 絵葉書については向後恵里子「通信省発行日露戦役記念絵葉書—その実相と意義—」（『美術史研究』第41冊、2003年）、絵については前掲拙稿「メディアに描かれた軍事郵便」のなかでそれぞれ紹介されているので参照されたい。

れば戦地への発送は無料で引き受けると宣伝していた(26~27頁)。また、早川紀代は、ある夫婦間の軍事郵便から、妻が戦地の夫へ『主婦之友』や『キング』を送っていたこと、夫の戦地では軍歌『战友の遺骨を抱いて』(1942年)がよく歌われていたことなどを明らかにしている⁽²⁰⁾。

このように、軍事郵便を利用することで、戦時下において兵士がいかなるメディアを受容していたのかを分析することが可能となる。もちろん、軍事郵便が個人の手紙である以上、そこから得られる知見はあくまでも個人単位のメディア受容であり、日本の兵士のメディア受容の総体を明らかにするものではない。しかし、兵士全体のメディア受容の分析を可能とするような都合のよい資料があるわけでもない。たとえ個人単位の事例研究であったとしても、軍事郵便を利用することは兵士のメディア受容の一端を知る有効な方法である。同時に、兵士にメディアとの接点をもたらし軍事郵便の社会的機能の一面を知ることにもつながっていく。

(1) 読切を望む兵士

本項では、豊島区立郷土資料館が翻刻した鍋木正義書簡(『豊島区立郷土資料館調査報告書第17集 戦地からの手紙I』豊島区教育委員会、2005年、以下『報告書』と略記する)を利用し、戦地の兵士がどのように雑誌を読んでいたのかをみていこう。鍋木正義は、1917(大正6)年生まれ、早稲田大学を卒業、1938年に弘前の第8師団輜重第8連隊に入営、約10ヶ月の初年兵訓練を経て同年11月に「満洲」へ移り、綏西にて関東軍の指揮の下、国境警備などに従事、途中、ノモンハン事件に伴い海拉爾に移る。1941年3月に除隊するも、12月には再召集され南方を転戦、1944(昭和19)年10月に戦病死している。『報告書』には、鍋木書簡約350通の内、324通が収録されている⁽²¹⁾。ここでは、メディアの利用に関する記述が多く登場する満洲からの手紙を取り上げる。

戦地の鍋木の元には、家族や知人からの慰問品が頻繁に届いている。日用品や菓子類など様々あるなかで、雑誌も届けられていた。新聞も届けられることはあったが、酒保に新聞が置いてあるので送らなくても大丈夫と鍋木は家族宛の手紙に書いている(『報告書』63頁、99頁)。鍋木が戦地で最も読んだ雑誌は、講談社の『キング』である。数ヶ月連続で送られてきたこともある。当時を代表する大衆雑誌は、戦地でも人気が高かった。送られてきた『キング』は、鍋木1人が読むわけではなく、戦友たちに回し読みされた(『報告書』69頁、90頁、94頁、104頁)。こうした回し読みは『キング』だけに限らず、火野葦平の『土と兵隊』(改造社、1938年)が送られてきたときも、戦友たちは貸してくれと大騒ぎであったという(『報告書』57頁)。戦地の兵士たちは、送られてくる雑誌や書籍を楽しみにしていた。兵士にとっては、読書は貴重な娯楽であった。

戦地における読書だからこそ注文もあった。それは、雑誌を連載のものではなく読切のものにしてほしいという注文であった(『報告書』107頁)。鍋木は、連載ものは読む時間がない、自分たちには読切が一番よいと母宛の手紙に記している(『報告書』124頁)。戦地は、死と隣り合わせの状況である。時間がないというのも読切を望む理由であろうが、いつ戦死するかも

20 早川紀代「五 総力戦体制と日常生活 1 都市」(同編『戦争・暴力と女性2 軍国の女たち』吉川弘文館、2005年)。

21 鍋木正義書簡に関する詳細については、『報告書』および青木哲夫・伊藤暢直「地域歴史資料としての軍事郵便―鍋木書簡についての豊島区立郷土資料館の試みから―」(『歴史評論』第682号)を参照されたい。

分からないという現実も、大きな理由であっただろう。この願いを聞いた鎬木の家族は、『キング』や博文館の『講談雑誌』の読切号(増刊号)を送るようになった(『報告書』110頁、116頁、124頁)⁽²²⁾。

鎬木の手紙には、このほか慰問の相撲や講談、浪曲、映画、松竹レビューを観た様子なども書かれている(『報告書』59~60頁、121頁、125頁)。慰問の映画上映で片岡千恵蔵や広沢虎造出演の『清水港』(1939年、日活)を観たときには、日本を懐かしく感じたようで(特に虎造の浪曲に)、「早く内地に帰りたいです」と率直な心境を記している(『報告書』121頁)。

戦地の兵士にとって、慰問に触れる時間は楽しいひと時であったに違いない。しかし、その時間がごく短いものであることを兵士は自覚していた。すぐに死と隣り合わせの現実へと戻らなければならない。慰問を受ける兵士の心理は、複雑なものであった。

(2) 戦地と銃後で共有される読書

先に述べたように、新井勝紘は軍事郵便が戦地と銃後の「戦争体験共有化」をもたらしていたと指摘しているわけだが、本項では戦地と銃後の間で読書という行為が共有されていたことを、軍事郵便からみていこう。先ず取り上げる軍事郵便は、前掲伴一『戦場からの手紙』である。伴は、1938年7月に召集された。所属は、本間雅晴が率いていた中支那派遣軍第27師団の輜重第27連隊であった。召集時には少尉(のち大尉)、陸軍士官学校の輜重兵科の出身であった(『戦場からの手紙』127頁)。

本間が率いていた第27師団は、武漢作戦に参加していた。当時、この師団の所属部隊は「インテリ部隊」と呼ばれていたという。部隊の半分近くが大学や専門学校を卒業した兵士ということで名付けられたようで、この部隊の武漢作戦における活動は、池田源治『従軍記 インテリ部隊』(中央公論社、1940年)として刊行された。同書の序文は、本間雅晴が記している。なかなか売れたようで、筆者の手元にある同書は、発売(4月)から約1ヵ月後に刷られたもので、「十一版」とある。

この『インテリ部隊』の刊行当時、伴は北支に従軍していた。伴は、この年の6月に妻美代子に宛てた手紙のなかで、「中央公論社発行の単行本「インテリ部隊」を読みましたかね。たしか一円六、七十銭と想ってます(定価で1円60銭=引用者注)。私達の部隊の事のみを書いて居りますから是非一度読んでおいてもらい度いね。」と記している(『戦場からの手紙』90頁)。自分が所属している部隊の活動を記録した書籍が刊行されたのだから、妻にそれを読んでもらいたいと思うのは当然であろう。

実際に、美代子がこの本を読んだかどうかは分からないのだが、上記の手紙には、美代子が読んでいる小説の感想を伴宛の手紙に書いてきたことが記されており、伴は美代子の感想に対して、「あれはあんまり読みません(lustが強すぎて私達には毒ですからね。アハハ…)。」と返事を書いている(同前)。美代子は、何か官能的な内容の小説を読んでいたようだ。このように、伴と美代子は読書の感想を寄せ合っていたのである。

次に、小林征之祐編『ツルブからの手紙』(新日本教育図書、2007年)を取り上げよう。同書は、編者の父である小林喜三が出征先のフィリピンおよびニューブリテン島ツルブから家族に宛てた手紙を翻刻したものである。小林喜三は、1916(大正5)年生まれ、1940(昭和15)

22 『キング』を発行していた講談社は、慰問用に増刊号が歓迎されていることを受けて、日中戦争期には『キング』の増刊号を量産していた(佐藤卓己『『キング』の時代—国民大衆雑誌の公共性』岩波書店、2002年、307~311頁)。

年に召集され、日中戦争に従軍、現役満期後も予備役としてすぐに臨時召集、台湾からフィリピン、ツルブと転戦、1944年1月14日に戦死している。

小林は、ツルブに従軍していた1943年4月、ここ1年分とこれからの1年分の『主婦之友』を家族に送るため、雑誌社に代金を送っている。息子の征之祐宛の手紙には、母宛に『主婦之友』が送られてくるようにしたので、「お母ちゃんにうんと旨い御馳走を作ってもらって強い強い子になって下さい。」と記されている（『ツルブからの手紙』204頁）。『主婦之友』には料理の作り方を紹介する記事が掲載されていたので、それを参考にしてほしいと小林は考えたのである。妻種子宛の手紙にも、『主婦之友』を送るようにしたので「うんと良い美味しい料理をして皆を喜ばして下さいませ」と記されている（『ツルブからの手紙』214頁）。

小林が『主婦之友』を家族に送るようにしたのは、料理だけが目的ではない。前の1年分も送るようにしたのは、『主婦之友』1942年4月号を家族に読んでもらいたかったからである。この号には、海野十三が海軍報道班員として執筆した「ニューブリテン島従軍記」が掲載されていた。征之祐宛の手紙には、海野の記事を「読んでみなさい」と記されている（『ツルブからの手紙』210頁）。自分が現在いる場所について、有名な作家が従軍記のなかで書いている。前述の伴の場合と同様、家族にこの記事を読んでもらいたいと思うのは当然である。

早川紀代が戦地の兵士に『主婦之友』が送られていた事例を紹介していることはすでに述べたが、小林も『主婦之友』を読んでいた。読んでいたからこそ、海野の記事のことを知っていたのである。小林の入営先には、月遅れで新聞や婦人雑誌が届いていた（『ツルブからの手紙』197頁）。『主婦之友』も慰問用の雑誌として（この場合は、軍事郵便ではなく軍の恤兵部から送られてくる慰問品と考えられる）届けられていたのであろう。

このほかにも、軍事郵便から戦地と銃後の読書の共有を知ることができる事例はある。例えば、敷島妙子・田中祐子編『父は悲しも－戦場からの絵手紙－』（サンメッセ株式会社企画出版部、2000年）には、先に妻が読んだ本を夫が読み終え、その感想を書いた妻宛の手紙が収められている。そこには、「お前が読んだ所々の傍線もなつかしく、お前の読み方、感じ方も想像されてたのしいものだった。」と記されている（『父は悲しも』120頁）。まさに、戦地と銃後の読書の共有である⁽²³⁾。

新井が指摘するように、軍事郵便は戦地と銃後を結びつけるものである。ただ、この結びつきはなにも戦争体験の共有によってのみ実現されるというものではない。ここで紹介してきたように、同じ書籍を読むという行為によっても、戦地と銃後は結びついていた。

(3) 軍歌と自身の境遇を重ね合わせる兵士

兵士にとって、軍歌は身近なメディアである。兵営生活には演習がいくつもあるが、軍歌演習もその1つであった。戦地の兵士は、軍歌をいかに受容していたのか。本項ではこの点を軍事郵便からみていこう。先ず取り上げる軍事郵便は、前掲高知ミモザの会編集・発行『戦地から土佐への手紙』である⁽²⁴⁾。同書には、110人の兵士の手紙（1人につき2、3通収録）と、兵士の家族が同書のために寄せた随想が掲載されている。ここから、2人の兵士の手紙を取り

23 この夫婦が読んでいたのは、玉井政雄『南方画廊』（春陽堂、1942年）である。

24 「高知ミモザの会」は、女性の生活史に焦点を当て、激動の時代を生き抜いた女性の記録を残すための活動をしている市民グループである。この市民グループは、2005（平成17）年に『高知の女性の生活史 ひとくちに話せる人生じゃあない』を刊行、このとき編集を行った「高知の女性の生活史作成実行委員会」が「高知ミモザの会」となった。市民グループによる軍事郵便の翻刻としては、このほかに千葉県八千代市の「女性の日記から学ぶ会」による前掲『手紙が語る戦争』がある。

上げる。2人とも、上海（第2次上海事変時）からの手紙である。

1人の手紙には、「隣の戦友がやられたと葬られ、其の上にもたまたま一名と戦死する。其の戦傷する戦友を介抱する事は、丁度『戦友』と言ふ歌と同じく、仮包帯も弾の中 戦いすんで赤い夕日を見た時に涙が自然に湧き出て、男泣きを致します。」と記されている（『戦地から土佐への手紙』139頁）。『戦友』（1905年）は、日露戦争期を代表する軍歌で、その後も国民の間で広く親しまれていた歌であった。戦地で倒れた戦友を、やむなく残して進んでいく兵士。戦いが終わり、戻ってみると戦友は死んでいた。兵士は戦友を葬り、その死を伝えるために戦友の家族宛の手紙を書く。これが『戦友』の内容である。手紙に書かれている状況は、まさに『戦友』と同じである。手紙の「仮包帯も弾の中」は『戦友』の4番の歌詞、「戦いすんで赤い夕日」は7番と12番の歌詞を引用している。

もう1人の手紙には、「何思わず後を向くとヨミス（戦友の名前＝引用者注）が早くもやられて居る。ほんとに一分間もしない程度だった。（中略）「戦いすんで日が暮れてさがしにもどる心…」ではの歌の通り日が暮れてから死身をウメに行った。」と記されている（『戦地から土佐への手紙』143頁）。ここでも、『戦友』の歌詞（7番）が引用されている。そして、12番の歌詞「友の塚穴掘ろうとは」のように、手紙を書いた兵士は戦友の遺体を自らの手で葬った。この手紙を書いた2人の兵士は、『戦友』の歌詞をはっきりと覚えており、歌詞の通りに行動していた。

次に取り上げる軍事郵便は、前掲貞長袈娑則『戦地からの手紙 従軍日記』である。貞長の手紙は、『戦地から土佐への手紙』にも掲載されている。ここに手紙が掲載されることになったのを契機に、貞長の三女である山崎廣美が残されていた手紙と従軍日記を編集し、『戦地からの手紙 従軍日記』としてまとめ上げた。貞長は、1908（明治41）年生まれ、1929（昭和4）年に現役として召集されており、戦時中にはすでに30才を過ぎていたが再び召集された。中国、フィリピンと転戦、1944年8月19日、フィリピン近海にて戦死している（『戦地からの手紙 従軍日記』155～158頁）。

ここでは、貞長から妻に宛てた手紙と、両親に宛てた手紙の2通を取り上げる。どちらも、中国からの手紙である。1939年11月30日付けの妻八重美宛の手紙には、「夜の二時頃敵襲を受けたがすぐ撃退した。その時は敵を前にして大戦闘をやった。歌にもあるやうに敵の死体のそばで一夜を明かした事である。」と記されている（『戦地からの手紙 従軍日記』34頁）。この「歌」とは、『父よあなたは強かった』（1939年）のことである。この歌の一番の歌詞に、「敵の屍とともに寝て」という部分がある。妻や子どもたちがこの手紙を読めば、戦地での自身の活躍が伝わると考え、歌と自身を重ね合わせたのだろう。

1940年1月（正確な日付は不明）に両親宛に出した手紙には、「お国を出てから幾月ぞ、唄にもある様にいく月かの日は流れました。〇〇（検閲による削除と思われる＝引用者注）の日も遠からぬ事かと噂されてゐますが、果して我々下士はどうなるか未だ判明しません。」と記されている（『戦地からの手紙 従軍日記』47頁）。この「唄」とは、『愛馬進軍歌』（1939年）のことである。この歌は、「郷土（くに）を出てから幾月ぞ」という歌いだしで始まる。歌の内容は、愛馬とともに勇猛に戦う騎兵を描いたもので、両親に自身の無事を伝えている貞長の心境とはあまり合っていないようにも思える。単に、戦地に来てからの長い年月の経過を表現したかっただけか、あるいはこの歌いだしの一節に何か惹きつけられたのか。貞長の意図を明確にすることは難しいが、彼にとってこの一節は印象に残るものであったのだろう。

自身も兵士として戦時中を過ごした伊藤桂一は、「これ（軍歌演習＝引用者注）をやっていると、たのしいような悲しいような、解放されているような無理に歌わされているような、奇

妙な感慨がある。軍歌は本来哀歌だという解釈があるが、そうでないとしても少なくとも勇壮とはいえない。歌っているとき、一種の感傷に似たものが、歌い手の精神の隙間へ流れ込み、それに浸される快感があるからである。」と述べている⁽²⁵⁾。上記の兵士たちも、軍歌に対して「奇妙な感慨」を抱いていたのではないだろうか。手紙に記されていたように、歌詞に出てくる場面が、自分たちの目の前で現実に展開される。そのとき彼らは、軍歌に描かれた世界と自身の境遇を重ね合わせ、歌の内容に沿うよう行動した。伊藤が述べているように、軍歌は彼らの「精神の隙間」へ確実に流れ込んでいたのである。

4 軍事郵便マニュアルにみる男女のイメージ

明治期から太平洋戦争期にいたるまで、軍隊にまつわる多くのマニュアル本が刊行されていた。例えば、兵士のための兵営生活解説、手紙の書き方文例、式辞・挨拶の仕方などである。一ノ瀬俊也は、こうしたマニュアル本を「軍隊「マニュアル」」と呼び、分析を行っている。それは、「模範」とされるものが描かれるマニュアルに人々がいかに向き合っていたのか、人々の「本音」形成の背後にある社会の「建前」の存在に注目した研究であった⁽²⁶⁾。

本節では、この一ノ瀬の研究にならい、軍事郵便マニュアルにみる社会の「建前」をみていくことにする。注目するのは、男女のイメージである⁽²⁷⁾。戦時下においては、多くの国民が軍事郵便を書くことを求められていた。軍事郵便マニュアルには、国民が「書くべき」とされる手紙の文例が紹介されている。当然、そこには戦時下において「模範」とされる男女のイメージも描かれることになる。

多くの国民が実際に書いていた軍事郵便。そのマニュアルに描かれる「模範的」な男女のイメージを、あくまでも社会の「建前」と軽視するわけにはいかない。たとえ「建前」であっても、それが繰り返し主張されれば、「本音」との境界は曖昧なものになる。軍事郵便マニュアルに描かれる男女のイメージは、戦時中の社会において期待される男女の「あるべき姿」を示しているのである。

(1) 軍事郵便マニュアルの概要

具体的なイメージ分析に入る前に、まずは戦時中の軍事郵便マニュアルの概要を把握しておこう。戦時中に軍事郵便マニュアルがどの程度刊行されていたのか、この点を明確にすることは困難である。ただ、筆者がみてきた範囲では、軍事郵便マニュアルは男性向けのもの、女性向けのもの、男女ともに対象としているものの3つに分類することができる。

・男性向けのマニュアル

男性向けの軍事郵便マニュアルとしては、まず兵士向けのものが挙げられる。例えば、帝国通信協会編『兵隊の手紙文』（鈴木吉平、1939年、定価40銭、送料10銭）、軍事学研究会編『現代式軍人の手紙』（武揚社出版部、1939年、定価30銭）などがある。また、これは1931（昭和6）

25 伊藤桂一『兵隊たちの陸軍史』新潮文庫、2008年、90頁。

26 一ノ瀬俊也『明治・大正・昭和 軍隊マニュアル 人はなぜ戦場へ行ったのか』光文社新書、2004年。

27 一ノ瀬は戦時中の軍事郵便マニュアル（一ノ瀬は「慰問文「マニュアル」」と呼んでいる）についての分析を行っており、軍事郵便マニュアルが銃後の「模範的」な女性像（女性はやさしさで兵士を支える、夫が戦死しても一人で子どもを育てる、再婚しない）を描いていたことを指摘している（『明治・大正・昭和 軍隊マニュアル』198～202頁）。

年発行なので本稿の対象時期からは外れるものなのだが、1937年10月時点で「第二二版」と版を重ねていた齊藤市平『新選模範軍人の手紙と挨拶』（尚兵館、定価45銭、送料6銭）というものもある。

兵士が携行しやすいように、どれも文庫本よりも小さなサイズとなっている。内容はどれも大差はなく、手紙の書き方解説、入営を知らせる手紙、入営生活の様子を伝える手紙、年賀状、時候の挨拶、各種お見舞いなどの文例が紹介されている。『兵隊の手紙文』には、日中戦争に従軍している兵士のため、「附録」として中国語の発音の仕方、単語や会話の事例も紹介されている。

銃後の男性向けのものとしては、元文社編集部編『出征兵士に送る慰問手紙文』（元文社、1938年、定価50銭、送料9銭）、留守信綱編『最新大東亜戦慰問文』（天泉社、1942年、定価60銭）⁽²⁸⁾などがある。また、これも初版は戦時中ではないが（1932年が初版）、1939年7月の時点で「百版」にまで達していたという宮本彰三『実用新案手紙大辞典』（国民書院、定価2円）には、「増補」として「出征兵士慰問の手紙集」が収められている。これらが想定している手紙の書き手は、兵士の父親、兄弟、従兄弟、伯（叔）父、妻の父親、町村会、青年団、在郷軍人会、友人、同僚、子ども、小中学生などであった。手紙の受け手として想定されているのは、戦地にいる兵士、負傷した兵士、病に倒れた兵士、戦死した兵士の遺家族などであった。

・女性向けのマニュアル

女性向けの軍事郵便マニュアルとしては、秋本左喜松『皇軍将士に送る女子慰問手紙文』（川津書店、1939年、定価30銭）、『婦人倶楽部』1940年5月号付録「婦人日用手紙上達宝典」、木村長峽『兵隊さんに送る女子慰問文』（元文社、1941年、定価50銭、送料12銭）⁽²⁹⁾、華陽堂書店出版部編集兼発行『女子慰問手紙文』（1943年、定価90銭）などがある。どれも内容に大差はなく（同じ文例が登場するほど）、手紙の書き手としては兵士の母、妻、娘、姉妹、従姉妹、伯（叔）母、女学生、友人、同僚、各種婦人会、隣組などが想定されていた。手紙の受け手は、男性向けのマニュアルと同じ想定であった。

・男女ともに対象としているマニュアル

銃後の男性、女性、戦地の兵士それぞれが書く手紙の文例全てを紹介している軍事郵便マニュアルとしては、新時代書翰研究会『やさしき口語体女子新手紙の文』（東光堂、1939年）に付録として収録されている「戦地へ送る慰問文」⁽³⁰⁾、藤ふみ子『前線・銃後の手紙』（雄鳳堂揺籃社、1943年、定価1円5銭）などがある⁽³¹⁾。

このように、戦時中には多くの軍事郵便マニュアルが刊行されていた。この背景には、多くの国民が軍事郵便を利用していたことがあるわけだが、手紙のマニュアル自体の人気の高さもあった。先ほど紹介したように、宮本彰三『実用新案手紙大辞典』は刊行から7年で「百版」と版を重ねていた。この本に収められていた軍事郵便マニュアルはあくまでも戦時下ということでの「増補」であり、元々は普通の手紙マニュアルであった。それが「百版」に達していた。

28 同書は、一ノ瀬俊也編『近代日本軍隊教育・生活マニュアル資料集成一昭和編一第7巻』（柏書房、2010年）に収められている。

29 同書は、前掲一ノ瀬編『近代日本軍隊教育・生活マニュアル資料集成一昭和編一第7巻』に収められている。なお、この『第7巻』には、留守信綱編『最新戦時女子慰問文』（天泉社、1942年、定価60銭）という女性向けの軍事郵便マニュアルも収められている。

30 同書は、八潮市立資料館に所蔵されている。同書の存在については、内田鉄平氏よりご教示いただいた。

31 以上紹介してきた軍事郵便マニュアルは、注記にてその所収や所蔵が明記されているもの以外は、筆者所蔵のものである。

また、これも先ほど紹介した『婦人倶楽部』1940年5月号付録「婦人日用手紙上達宝典」も、基本的には手紙そのもののマニュアルであり、軍事郵便を出すための解説は一部分だけである。

『婦人倶楽部』は、『主婦之友』と同様に昭和を代表する婦人雑誌であった⁽³²⁾。その雑誌の付録になることから分かるように、当時の人々にとって手紙のマニュアルは「一家に一冊」と思わせるような便利グッズであった。

1930（昭和5）年には郵便の利用は年間約44億通に達しており、国民1人当たり月平均で5.7通出すほどまでになっていた⁽³³⁾。手紙のマニュアルが売れるのも当然であった。戦時中は、軍事郵便だけでなく、そのマニュアルの存在も社会のなかに浸透していたのである。それでは、概要はこのぐらいにして、軍事郵便マニュアルに描かれていた男女のイメージについてみていこう。

(2) 男性のイメージ

まずは、兵士のイメージからみていく。前述したように、戦時中はすでに「皇軍」という言葉が誕生していた。当然、軍事郵便マニュアルのなかでも、兵士の身体は天皇に捧げられるものという趣旨の手紙の文例は頻繁に登場する。兵士の家族は、生きながらえるよりも名誉の戦死の知らせを待っていると手紙にて伝えるのである。兵士は「国家の干城」であり、軍人として最後まで戦い抜くことが「男子の本懐」であったわけである。

こうした「男らしさ」の称揚は、兵士に戦死を恐れることはもちろん、瀕死の重傷を痛がることすら許さなくなる。前掲藤『前線・銃後の手紙』には、従軍看護婦からの手紙の文例が紹介されており、そこには地雷で両目を失った兵士が登場する。手当てを受けている間、この兵士は傷を痛がる素振りも見せず、再び戦地へ行くことを願っている。しかし、間もなく兵士は死亡する。この看護婦に言わせると、死亡した兵士は「男らしい方」となる（164～166頁）。「皇軍兵士」にとっては、国家のために最後まで戦い抜くことこそが名誉であり、生きて帰ろうと考えることは「女々しい」ことだとして否定されていた（前掲秋本『皇軍将士に送る女子慰問手紙文』39頁）。

もちろん、手紙の全てが兵士に戦死を求めていたわけではない。無事の凱旋を願っていることを伝える兵士の姉や友人の妻からの手紙の文例もマニュアルには紹介されている（同前52～54頁、前掲留守編『最新戦時女子慰問文』31～32頁）。また、前掲帝国通信協会編『兵隊の手紙文』には、兵士の挨拶の仕方についての解説も載っているのだが、そこには除隊や凱旋の挨拶の仕方も紹介されている（81～90頁、103～113頁）。軍事郵便マニュアルは、名誉の戦死という「建前」ばかりを紹介するのではなく、無事に生きて帰るといった人々の「本音」も紹介していた。ただ、基本的には戦死を恐れることは「女々しさ」として否定されており、名誉の戦死が繰り返し述べられるという構図は、戦時中の軍事郵便マニュアルにおいては一貫していたことである。

さて、戦死が名誉であるならば、「傷痍軍人」となった兵士はどうなるのか。軍事郵便マニュアルには、「白衣の勇士」への手紙の文例も数多く紹介されている。そこで書かれていることは、

32 1940年時点の数字ではないが参考までに紹介しておく、1931年には『婦人倶楽部』は55万部の売れ行きに達していたという（田中卓也「近代婦人雑誌にみられる読者観—『婦人倶楽部』を中心に—」『関西教育学会年報』第32号、2008年6月）。

33 辻村清行「パーソナル・メディアによる情報流通量についての考察」（『情報通信学会誌』第77号、2005年5月）。

以下の4点に集約できる。それは、戦いの途中で倒れたことに対する兵士の無念さへの同情、負傷の知らせに取り乱さない家族（戦死を覚悟しているから）、回復して再び戦地へ向かうことへの期待、傷が重く内地へ戻るようになったとしてもそれは命令でありやむを得ないこと、の4点である（前掲秋本『皇軍将士に送る女子慰問手紙文』122～124頁）。

兵士にとって最大の名誉は戦死することとされていたが、戦いのなかでの負傷も名誉とされた。そして、傷を負った兵士にはできれば再び戦地へ、それが無理なら銃後で国に尽くすことが求められた。「傷痍軍人」にとって、戦地に残る兵士に対する後ろめたさは大きなものがある。それを取り払い、再起を促すことは、戦争が長期化するなかで「傷痍軍人」が増えてくる当時の社会においては必要なことであった³⁴⁾。「傷痍軍人」への手紙の文例は、そうした社会の実情を受けてのものであったといえる。

兵士からの手紙の文例にも、戦いのなかでの負傷は名誉であることが書かれている。それは、敵の銃弾を受けて片目を失うことになったが、決して心配することはないと家族に伝えるものになっている（前掲元文社編集部編『出征兵士に送る慰問手紙文』143～145頁）。このように、戦いによる負傷は名誉とされる一方で、病気による戦線の離脱は避けるべきものと考えられていた。

前掲華陽堂書店出版部編集兼発行『女子慰問手紙文』には、病気で戦線を離脱した兵士の母、娘、妹からの手紙の文例が紹介されている。そこでは、「兄さん。熱病なんかには負けるなんていけないわ。」(70頁)、「お父ちゃんが、戦争でたまに当たつて病院へ入つたなら仕方がないけれど、病気にかゝつて戦争に行けないつて、君子残念でたまりませんよ。」(71頁)、「出征されてからもこの母は、毎日氏神様に参詣して、立派に御奉公の出来るやうにと祈つて居りましたのに、神様にも見故みこされたのか、未だなんらの手柄も立てないうちに、病気になるとは無念に存じます。」というように、兵士にとって病気は恥ずかしいものとされていた。

前線の兵士がマラリアに悩まされていたことは、周知の事実である。だからこそ、前述したように、マラリアの予防薬を慰問文に同封できるという広告があったのである。慢性的な栄養不足に悩まされていた戦時中の日本の軍隊では、誰もが罹患する可能性があった。しかし、兵士やその家族にとっては、病気による戦線離脱は名誉とは考えられなかった。

このような状況を憂慮した手紙の文例もある。それは、次のような設定である。兵士は病気で戦線を離脱した。妻にはそのことを知らせたが、知人には知らせないようにした。だいぶ回復したところで、妻は「知己の主婦」に知らせた。この「知己の主婦」から兵士に宛てた手紙の文例には、「あなた様も名誉の負傷なれば兎に角、こんな病気で斃れたんだから誰にも知らすなといふ御心もちは、十分に、私たちも御同情申し上げますが、戦傷も罹病も、皇国のために御出動下さいまして、同じ名誉を負はれるのでございますもの、決してお隠しに及ばない名誉の病症でございませぬ。」とある（前掲木村『兵隊さんに送る女子慰問文』126～129頁）。

この文例に対して、マニュアルの著者は「戦傷なら知らすが病気なら知らすな、と云つた、病気を大へんに残念がり、意気地のないやうに思ふ勇士もありますが、さうした人へは、尚更戦傷も病気も同じ名誉の上に変りのないことを説き、決して恥しく思はないやうにお見舞申し上げるのがよろしい。」と解説している（同前129頁）。この解説からも分かるように、病気による戦線の離脱を「恥」とする兵士とその家族は、戦時中の社会では実際に存在していたのである。

34 「傷痍軍人」の称揚については、植野真澄「傷痍軍人・戦争未亡人・戦災孤児」（成田龍一ほか編『岩波講座アジア・太平洋戦争6 日常生活の中の総力戦』岩波書店、2006年）を参照。

戦死を恐れず、瀕死の重傷を負っても痛がらず、病気には打ち勝たなければならない。凱旋は期待されていたが、除隊できる保障は全くない。とにかく最後まで戦い抜く、これが戦時中の軍事郵便マニュアルにみる兵士のイメージであった。

それでは、同じ男性でも銃後の男性のイメージはどうだったのか。兵士のイメージから分かるように、父や兄弟、従兄弟、息子、友人、小学生、青年団などが兵士に宛てた手紙の文例からみえてくるのは、兵士に名誉の戦死を期待する、自分も早く召集されるのを待っているといったステレオタイプのイメージである。

兵士として召集され、戦地で戦い抜くことが名誉であり、「男子の本懐」であるなら、兵士になれない男性はどうなるのか。前掲元文社編集部編『出征兵士に送る慰問手紙文』には、病気により徴兵免除となった男性の手紙の文例が紹介されている。そこには、「銃後にあつても国家に対する御奉公は出来ると思つて、この頃、大分あきらめてゐる。でも、出征の誰れ彼れを見送つて家に帰つた時は、我ながら恥しいと、つくづく嫌になつてしまふ。」とある（42～43頁）。

戦地で病に倒れることすら「恥」とする時代において、徴兵検査に不合格となることは、男性にとって耐え難いことであつただろう。この手紙の文例には、「君との二人前を働いてゐる」という従兄からの手紙で「心が平静になる。」とも記されている（同前43頁）。実際、戦時中において障害者は「穀潰し」、「非国民」などという言葉で周囲から浴びせられることがあつた⁽³⁵⁾。そうした実情があつたからこそ、障害者の気持ちを配慮すべく上記のような手紙の文例がマニュアルに登場したのである。しかし、ここまでみてきて分かるように、軍事郵便マニュアルはさんざん「男らしさ」の称揚を図っていた。そうしたことが戦時中における男性のイメージを固定化し、障害者に対する周囲の非難、また障害者自身に「我ながら恥しい」と思わせる状況を生み出していたのである。

(3) 女性のイメージ

「男らしさ」の称揚は、「女々しさ」の否定とセットである。戦時中の軍事郵便マニュアルにおける「女々しさ」とは、兵士が戦地において命を惜しむこと、銃後が兵士に後顧の憂いを抱かせることであつた。そのため、軍事マニュアルに出てくる女性の手紙の文例は、母であれば息子の名誉の戦死を期待し、妻であれば子どもを育て上げることを夫に誓い、娘であれば靖国神社に父の御霊をお参りすることを約束するといったように、戦地の男性は死んだものとして行動していくことを表明するものが多い。

そもそも、「女々しい」という表現を使うということは、戦時において女性はマイナスのイメージでみられていたわけである。前掲藤『前線・銃後の手紙』には、女性の「おしやべり」はデマを広げることにつながるとして、「井戸端会議」などは慎むよう兵士から妻に宛てた手紙の文例が紹介されている（130～133頁）。さらに、女性に対するマイナスイメージは、姉から戦地の弟に宛てた手紙の文例に次のようなことを語らせる。それは、「御許様のやうな勇しい弟をもつて、初めて肩身のひろい心地がしました。」（前掲木村『兵隊さんに送る女子慰問文』51頁）というものである。この姉の父親は、弟が産まれるまでは、「女ばかり多く生れたことの不甲斐なさを嘆」いていた（同前）。父親にこのようなことを言われた妻や娘は、いったいどうすればいいのか。戦時中の社会の女性に対する抑圧的な視線は途轍もないものがある。だが

35 松本昌介「太平洋戦争を生きた障害者」（『月刊クレスコ』第43号、2004年10月）。

らこそ、軍事郵便マニュアルに登場する女性は、「女々しさ」を否定する銃後の女性として生きることを表明しているのである。

図8をみてほしい。これは、前掲秋本『皇軍将士に送る女子慰問手紙文』の表紙である。そこには、はがきを持った女性が描かれている。この女性は、カッポウ着にタスキという国防婦人会を象徴する格好をしている。まさに、戦時中の銃後の女性の典型的イメージといったところである。一ノ瀬が指摘しているように、軍事郵便マニュアルは銃後の女性像の「規範化・固定化」をもたらすものであった⁽³⁶⁾。

ただ、軍事郵便マニュアルに出てくる女性が全て抑圧的な銃後の女性像を受け入れていたかという点、そういうわけでもない。『皇軍将士に送る女子慰問手紙文』には、会社勤めの女性から同僚であった兵士に宛てた手紙の文例が紹介されている。そこでこの女性は、「女は国内で、やれお見送りだの、やれ遺家族訪問だのと、消極的なことばかりですもの、誰だつて、若い女は腐りますわ。」と述べている(50頁)。

また、『兵隊さんに送る女子慰問文』には、グライダー仲間の兵士に宛てた女性の手紙の文例が紹介されている。そこには、「これからの女性は、もつともつとグライダーに親しみ、空の征服にあこがれを抱くようにならねば、強い兵隊さんの母にはなれないのよ。あたしこの事をはつきり思つてゐるの。銃後の若い女性が、いつ迄もお嬢さんぶつて、やれお茶だの、お花だの、お行儀だのと、凡そ時代と逆行するやうなことばかりしてゐては、第二の国民はきつと意気地なし!ひよろひよろしたお行儀のよい子ばかりになつてしまうわ。」と記されている(88頁)。この女性はその後、技術を修得する前に強要される結婚、それを受け入れざるを得ない「一般の女性」という社会の状況に、「ユーウツになるのよ。」とも記している(89頁)。この2人の女性は、銃後の活動そのものを否定しているわけではない。女性ということだけで果すべき役割が決定されてしまっていることに不満を抱いているのである。

この2人の文例は、人々に分かりやすい「模範例」を掲載するマニュアルということからすると、やや外れているもののように感じられるが、前述したように、軍事郵便マニュアルには「建前」ばかりが紹介されていたわけではない。人々の「本音」もしっかりと汲みこんでいた。ただ、上記のような文例はやはりごく一部であり、基本的には通り一辺倒の「建前」の文例が多数であった。戦時中の軍事郵便マニュアルに登場する兵士と銃後の男女、その多くは国家に身を捧げることを誓う「模範的」な国民であった。

ところで、実際に軍事郵便を書く人たちが、マニュアル通りの手紙を書いていたかという点、必ずしもそういうわけではない。それは、現在翻刻されている軍事郵便をみていけば分かることである。マニュアルは、あくまでもマニュアルである。しかし、たとえマニュアル通りの手紙を書かなかったからといって、そこに描かれていた「模範的」な兵士や銃後の男女のイメー



図8 『皇軍将士に送る女子慰問手紙文』

36 前掲一ノ瀬『明治・大正・昭和 軍隊マニュアル』198～202頁。

ジまで人々が無視していたとは考えにくい。なぜなら、そこまで人々に無視されるということは、軍事郵便マニュアルが存在意義を完全に失うということである。そうであるなら、軍事郵便マニュアルが数多く刊行されることはなかったであろうが、実際には刊行されていたことは前述の通りである。

軍事郵便マニュアルは、戦地からの手紙と銃後からの手紙それぞれの文例を紹介するものである。だが、このマニュアルの役割はそれだけではなかった。軍事郵便を書く国民とはいかなる人物であるべきか。その「模範的」なイメージを示していくという役割も担っていた。

5 おわりに

以上、戦時下における軍事郵便の社会的機能を分析すべく、メディアおよびイメージの視点から考察を行ってきた。本稿で明らかにした軍事郵便の社会的機能について、3点にまとめておこう。

まず1点目は、多様なメディアへの広がりである。雑誌や小説、展示、ポスター、映画など多くのメディアに軍事郵便が取り上げられていたことは、筆者のこれまでの研究のなかでも指摘してきたことだが、子どものメディアといえる双六や絵本にまで軍事郵便は登場していた。また、広告という面から軍事郵便が注目されていたことも、戦時中の社会において軍事郵便がいかに大きな存在であったのかを示すものだといえる。軍事郵便は、様々なメディアを通して国民の目に触れるものとなっていた。それは、大人から子どもにいたるまで、国民の大部分を動員する総力戦体制の構築に、軍事郵便が一定の役割を果たしていたことを意味していた。

2点目は、兵士にもたらされたメディアとの接点である。銃後の国民は、軍事郵便を利用して戦地の兵士に雑誌や書籍を送っていた。戦地の兵士は、兵営内の酒保にて新聞や雑誌を読むことができたが、銃後の家族から送られてくる雑誌や書籍は、手紙と同様に兵士の心を和ませた。書籍の送付の場合、同封される手紙のなかでその感想を交し合うことがあった。戦地と銃後の戦争体験の共有が指摘される軍事郵便には、戦地と銃後の読書体験の共有という機能もあったのである。

3点目は、「模範的」な男女のイメージの生産である。戦時中は、多くの軍事郵便マニュアルが刊行されていた。そこに紹介される手紙の文例は、戦死を兵士にとっての最大の名誉とするイメージにあふれていた。兵士は戦死を恐れず、瀕死の重傷を負っても決して痛がらず、病に倒れることなど決してあってはならない。男性にとって、戦死は「男子の本懐」であった。女性は、自身が後顧の憂いとならないように生きることを誓い、銃後の女性として「女々しさ」の排除に努めた。軍事郵便マニュアルは、戦時中の男女のイメージの「規範化・固定化」をもたらしていたのである。

筆者は最初に、戦地と銃後との間で膨大な数が交わされていた軍事郵便は、戦時下という社会のなかで重要な役割を果たしていたと述べた上で、その重要な役割とは具体的にいかなるものであったのかという問いを立てた。本稿で明らかにしてきた軍事郵便の社会的機能は、その問いへの答えである。様々なメディアを通じて、社会的な存在となっていた軍事郵便。それは、国民を戦争に動員するものであり、兵士と家族それぞれにお互いのつながりを実感させるものであり、「模範的」な国民像を形成するものであった。

(ごとう やすゆき 専修大学大学院 文学研究科 歴史学専攻)

論 文

安定成長期の郵便貯金

—郵便貯金増強メカニズムの変化とその要因—

伊藤 真利子

1 はじめに

本稿が対象とする70年代から80年代半ばにかけ、日本および世界のマクロ経済環境は激変した。第1次石油危機の影響により74年度に戦後初めてのマイナスを記録した日本経済の成長率は、その後1桁台で推移するようになった。高度成長の終焉である。この間には経済成長率がダウンする一方、列島改造ブームから第1次石油危機、狂乱インフレと物価の急騰が続き、国民にインフレ・マインドが浸透していった。このことは、国民の資産選択行動を変化させずにはおかなかった。高度成長から安定成長への経済の基調変化に対応し、政府は戦後一貫して忌避してきた特例国債（いわゆる「赤字国債」）の発行に踏み切った。これ以後80年代の一時期を除き、わが国では国債の大量発行が恒常化し、その残高が累積することになる。その影響は、戦後長らく停滞を余儀なくされてきた債券市場の自由化、金利の自由化というかたちで現れた。

世界経済もまた激変した。固定相場制の崩壊により、国際通貨体制激動の時代が始まる。世界の先進国のなかでも相対的に成長率の高かった日本の経済プレゼンスが増大するとともに、日米の経済摩擦が激化し、アメリカによる対日経済要求が強まった。このため、規制によって守られてきたわが国の金融および証券の自由化、国際化が本格的に問われるようになっていった。高度成長期に比較的穏やかに経過した日本の金融、証券システムもこの内外の変動のなか、国債化と国際化の二つのコクサイ化を通じ、激動の時代を迎えることになった。戦後一貫して拡大してきたかにみえる郵便貯金もまた、その影響から無縁ではなかった。

70年代後半から80年代前半に民間預金残高は低迷したが、この時期にあっても郵貯残高は増加し続け、預貯金市場に占めるシェアは拡大し続けた。これが民間金融機関の危機感を生み、金融における公的機能の役割の見直しという、郵政省対全国銀行協会（全銀協）の論争を巻き起こすことになる⁽¹⁾。この論争がいかなる理論的射程を持つものであったかについては、それだけで一つの考察となり得よう。しかしその前提として、このような論争を巻き起こした郵便貯金の続伸という事態が、マクロ経済環境の激変のなかにあってどのようにして可能であったのか、あるいはその実相はどのようなものであったのかということを検証しておく必要がある。この点については、戸原（1978）および戸原（2001）が公的金融とのかかわりから分析を与え

※ 本稿は、平成22年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費：課題番号22-8317）による研究助成を受けたものである。

1 郵便貯金をめぐる論争については、内閣官房内閣審議室監修『金融の分野における官業の在り方—懇談会報告並びに関連全資料』金融財政事情研究会、1981年、および、財政省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史 昭和49～63年度 第10巻資料(3)財政投融资 金融』東洋経済新報社、2002年、66～88頁、にまとめられている。また、郵便貯金を擁護する立場からは、郵便貯金に関する調査研究会『郵便貯金に関する調査研究会報告書—パーソナル・ファイナンスの充実に対応した金融システムと郵便貯金の機能—』1981年、等がある。

ている⁽²⁾。本稿は、戸原論文から示唆を受けているが、この時期における郵便貯金増大の実態とその要因について、戸原論文では言及されていない証券市場の動向や国債運用との関連なども視野に入れ、高度成長期終焉以後のわが国における金融資産の構成変化のダイナミズムに位置付けることを試みる。

周知のごとく、わが国の銀行制度は、GHQによる戦後改革を通じて、アメリカナイゼーションの影響を最小限に抑え、いわゆる間接金融優位の体制の下、「護送船団方式」が定着し、政府および金融当局の裁量的な金融行政、業態別規制によって国内貯蓄を優先的に重点産業に向けるための人為的低金利政策あるいは政策金融の制度化が進められた。一方、戦後の証券市場については、GHQの制度改革が進められ、戦前と面目を一新した。しかし、アメリカ型への一方的な制度変更が戦後日本における実態と乖離していたこと、債券市場の再開と発達が進まなかったこと、また財閥解体、戦後インフレ、戦時利得税実施などによって富裕層が没落し、国民貯蓄が低位に平準化されたことなどにより、その後の証券市場は順調に発展することができず、間接金融の優位を許すこととなった。65年の「証券恐慌」とそこにおける金融当局の対応は、結果としてそれまで金融行政にとってアウトサイダー的地位にあった証券市場を戦後金融システムに統合することとなり、その完成を招来するものであった⁽³⁾。

郵便貯金は、このような高度成長期の金融、証券システムの動向に対応し、相対的に不利益を被っていた預貯金者層への配慮という政策意図を掲げ、60年代に飛躍的拡大の時期を迎えた。伊藤（2010）では、高度成長期において、郵貯商品のひとつである定額貯金を中心に、郵貯残高が景気に非弾力的に一本調子で増加する「郵貯増強メカニズム」を形成していったことを明らかにした⁽⁴⁾。「郵貯増強メカニズム」とは、高度成長における所得上昇を一般的背景とした郵便貯金増大の3つの要因、すなわち、①証券市場の不安定性によるリスク回避志向の定着（市場要因）、②民間銀行に比べて有利であった金融商品としての特性（政策要因）、③郵便局大拡張という行政のあり方（制度要因）である。65年の「証券恐慌」以降、著増を続けた郵便貯金は、80年度に郵貯預入が対前年比で約1.7倍、80年4月でみれば対前年同月比約7.9倍という未曾有のピークに達することになる。本稿では、80年度の「大膨張」を解明することによって、60年代に起源を持つ「郵貯増強メカニズム」が金利自由化のなかでこの年に遺憾なく発揮されたことを示す。しかしこのことは、後にこのメカニズムの負の作用ともなって現れた。そこで3節では、その後の郵便貯金の増勢がかなりの程度、この「大膨張」の結果として2次的に生じたものであり、このことが大きな負担となって郵便貯金が高コスト体質に陥ったことを明らかにする。

2 戸原つね子「最近における郵貯資金の特質と機能」『大内力還暦記念論文集 マルクス経済学 理論と実証』東京大学出版会、1978年、335～351頁、および、戸原つね子『公的金融の改革—郵貯問題の変遷と展望—』農林統計協会、2001年。

3 この評価に関しては、杉浦勢之「戦後復興期の銀行・証券—『メインバンク制』の形成をめぐって」橋本寿朗編『日本企業システムの戦後史』東京大学出版会、1996年、249～296頁、および、杉浦勢之「1965年の証券危機—封じられた『金融危機』の構図」伊藤正直・霧見誠良・浅井良夫編『金融危機と革新—歴史から現代へ』日本経済評論社、2000年、289～335頁、に詳しい。

4 伊藤真利子「高度成長期郵便貯金の発展とその要因—郵貯増強メカニズムの形成をめぐって」郵政歴史文化研究会編『郵政資料館 研究紀要』平成21年度創刊号、日本郵政株式会社郵政資料館、2010年、48～65頁。

② 安定成長への移行と預貯金市場の変化

2-1 資金循環の変化

高度成長を持続していた日本経済は、71年8月のニクソン米大統領による金・ドル交換停止、同12月のスミソニアン協定による円対ドルレート的大幅切り上げによって、国際経済環境の変化に直面した。円切り上げにもかかわらず、日本の貿易黒字が拡大したことから、国際的には円再切り上げ論が引き起こされることとなった。このような情勢から、政府は財政金融政策の基本スタンスを「円再切り上げ絶対回避」に置き、金融緩和、財政支出拡大を実施した⁽⁵⁾。ドルの信認低下を反映して短期資金が国内に流入したことから、72年には流動性過剰が徐々に表面化するようになり、物価上昇のペースが早まった⁽⁶⁾。これを助長したのが、72年7月の田中角栄内閣の成立であった。組閣直前に公刊され、ベストセラーとなった『日本列島改造論』の理念を経済政策の中心に掲げ、73年2月には「経済社会基本計画」が閣議決定された⁽⁷⁾。絶大な人気に支えられて滑り出した田中内閣は、一般会計歳出と財政投融资の急拡大をはじめとする積極財政を展開した。しかし、発足後間もない73年10月、第1次石油危機が世界経済を襲い、石油価格の暴騰がコストプッシュ要因となって狂乱インフレが現出した。これを契機として、政府は総需要抑制政策に転じ、74年度に日本経済は「戦後最大の不況」に突入し、戦後初めてとなるマイナス成長へと転落した⁽⁸⁾。

国際通貨体制の変動相場制への移行と円レートの上昇、第1次石油危機という衝撃が加わることによって、高度成長を支えてきた国内外の環境は一変した。これにともない、わが国の資金循環にも大きな変化がみられた。表1は、日銀の資金循環勘定によって資金過不足の推移を表したものである。これによると、高度成長期において最大の資金不足部門であった法人企業部門は、70年代後半から80年代前半にかけて大幅に不足部門の比重を低めた。代わって比重を高めたのが、政府部門と海外部門であった。65年度に建設国債が発行され、75年度を境に、経常的な経費を賄うため戦後一貫して忌避されてきた赤字国債の大量発行がついに認められるようになった⁽⁹⁾。以降しばらくの間、財政の国債依存度は高水準で推移することになった。政府は国債を原資として、景気刺激を目指した大規模な公共投資中心に財政支出を増加させ、総需要拡大政策を展開した。こうして財政面では膨大な赤字国債の発行残高が、金融面では増大していく国債の消化先の安定的確保が新たな課題となっていったのである⁽¹⁰⁾。

戦後細々と続いてきた日本の公社債市場は、国債中心の市場に大きく変化した⁽¹¹⁾。

また、70年代後半から海外部門がふたたび資金不足部門として登場したことは、第1次石油危機後の不況克服過程での企業の徹底的な合理化努力によって輸出産業の国際競争力が高まっ

-
- 5 伊藤正直「通貨危機と石油危機」石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史5 高度成長期』東京大学出版会、2010年、第6章、328頁。
 - 6 東京証券取引所『東京証券取引所50年史』東京証券取引所、2002年、441頁。
 - 7 財政省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史 昭和49～63年度 第1巻 総説・財政会計制度』東洋経済新報社、2005年、5頁。
 - 8 下谷政弘「大変化をもたらした30年—概説Ⅰ：日本経済の1955～85年—」下谷政弘・鈴木恒夫編著『講座・日本経営史5「経済大国」への軌跡 1955～1985』ミネルヴァ書房、2010年、第1章、15頁。
 - 9 大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和49～63年度 第5巻 国債・財政投融资』東洋経済新報社、2005年、25頁。ただし、建設国債と赤字国債を区別することは、日本のみの特徴である。
 - 10 林健久「昭和50年代の財政金融の展開」武田隆夫・林健久編『現代日本金融財政Ⅱ』東京大学出版会、1982年、343頁。
 - 11 志村嘉一『日本公社債市場史』東京大学出版会、1980年、384頁。

年度	法人企業	家計	一般政府	公社公団・ 地方公共団体	金融機関	海外部門
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
1970	-8.8	7.0	2.2	-0.1	0.8	-1.1
1971	-9.3	9.6	1.2	0.3	0.9	-2.6
1972	-12.0	11.4	0.4	0.3	1.8	-1.9
1973	-11.5	7.7	1.2	0.3	1.3	1.0
1974	-10.8	9.0	0.0	0.2	1.2	0.5
1975	-7.5	10.0	-3.4	0.2	0.8	0.0
1976	-6.1	9.4	-3.5	0.2	0.8	-0.8
1977	-4.6	9.6	-4.1	0.3	0.5	-1.9
1978	-3.4	8.9	-5.2	0.3	0.5	-1.2
1979	-5.5	6.8	-4.2	0.3	1.2	1.4
1980	-5.4	7.6	-4.2	0.2	1.2	0.6
1981	-5.3	9.5	-3.9	0.2	0.0	-0.5
1982	-5.3	8.6	-3.6	0.2	0.9	-0.8
1983	-4.5	8.6	-3.3	0.2	1.1	-2.0
1984	-4.3	9.8	-3.0	0.1	0.4	-3.0
1985	-3.8	8.8	-0.9	0.1	-0.4	-3.7

(出所) 日本銀行『資金循環統計』時系列データより作成。

表1 資金循環の構造

たことを反映し、日本の経常収支の黒字が定着したことを示している⁽¹²⁾。80年代に入ると、日本の経常収支黒字は、対米・対欧輸出の拡大によって増加していった。とりわけ85年度には、経常収支の大幅赤字によって純債務国に転落したアメリカとは対照的に、日本が世界最大の債権国となった⁽¹³⁾。このような政府部門と海外部門の資金不足に対し、家計部門は景気の波に左右されながらも変わらず圧倒的な資金余剰部門であった。民間設備投資が低迷し、企業部門の資金不足解消が進むなか、家計部門の貯蓄超過は、国債の大量発行に依存するようになった政府部門と海外部門により吸収されるようになったのである。

そこで次に、一貫して資金余剰部門であった家計に目を転じてみよう。表2にみられる通り、個人金融資産残高は、70年度の70兆円から75年度170.9兆円（対70年度比2.4倍）、80年度332.2兆円（同4.7倍）、85年度594.0兆円（同8.5倍）と蓄積が進んだ。表掲期間における個人金融資産構成の変化の主な特徴として次のことがいえる。まず、流動性のもっとも高い現金・通貨性預金のシェアは、72年度の18.6%をピークとして減少に転じ、85年度には8.8%に落ち込んだ。この構成比の漸減傾向にあって、特に注目されるのが80年度に残高でみると対前年度2.2兆円の純減がみられることである。物価上昇の過程におけるこの残高の急減は、一見換物運動があったことを推測させるが、金融資産残高自体は増え続けており、これはほかのより有利な資産形態への転換が目指されたと考えるのが妥当である。事実、この期間を通じ、最大のシェアを占める定期性預金の構成比は、70年度の46.9%から80年度54.7%および81年度54.6%と顕著な伸びを示している。現金・通貨性預金が純減した80年度には、定期性預金の残高が前年度に比べ24.6兆円増加して181.6兆円となり、翌81年度には203兆円に達した。高度成長の過程で生活水準・貯蓄水準を高めた預金者は、安全性とともに収益性を重視する傾向を強め、70年代には間接金融のなかでもより有利な定期性預金に対する選好が強まったことがみてとれよう。

12 財務省財務総合政策研究所編『安定成長期の財政金融政策』日本経済評論社、2006年、72頁。

13 前掲、東京証券取引所『東京証券取引所50年史』、488～489頁。

年度	合計		現金・通貨性預金		定期性預金		信託		保険		有価証券									
	兆円	(%)	兆円	(%)	兆円	(%)	兆円	(%)	兆円	(%)	国債		金融債		株式		投資信託			
1970	70.0	(100.0)	12.0	(17.2)	32.8	(46.9)	4.1	(5.9)	9.6	(13.7)	9.9	(14.2)	0.4	(0.5)	2.4	(3.5)	4.5	(6.4)	1.3	(1.8)
1971	82.8	(100.0)	14.4	(17.4)	39.1	(47.2)	5.1	(6.1)	11.4	(13.8)	11.7	(14.1)	0.4	(0.5)	3.3	(4.0)	4.5	(5.4)	1.5	(1.9)
1972	102.3	(100.0)	19.0	(18.6)	49.1	(48.0)	6.2	(6.1)	13.5	(13.2)	13.2	(12.9)	0.7	(0.6)	4.2	(4.1)	4.3	(4.2)	1.8	(1.8)
1973	120.0	(100.0)	22.1	(18.4)	59.7	(49.7)	7.4	(6.2)	16.0	(13.4)	14.8	(12.3)	0.8	(0.6)	4.5	(3.7)	4.5	(3.8)	2.2	(1.9)
1974	143.0	(100.0)	25.3	(17.7)	72.2	(50.5)	8.8	(6.1)	19.0	(13.3)	16.9	(11.9)	0.9	(0.6)	5.3	(3.7)	4.8	(3.4)	2.7	(1.9)
1975	170.9	(100.0)	28.6	(16.7)	87.4	(51.1)	10.8	(6.3)	22.5	(13.2)	20.6	(12.0)	1.1	(0.6)	7.2	(4.2)	5.3	(3.1)	3.0	(1.7)
1976	199.9	(100.0)	31.1	(15.6)	103.2	(51.6)	13.0	(6.5)	26.4	(13.2)	25.0	(12.5)	2.2	(1.1)	9.2	(4.6)	5.6	(2.8)	3.6	(1.8)
1977	231.3	(100.0)	33.8	(14.6)	120.7	(52.2)	15.1	(6.5)	30.6	(13.2)	29.1	(12.6)	4.3	(1.8)	9.9	(4.3)	5.9	(2.5)	4.4	(1.9)
1978	264.9	(100.0)	38.6	(14.6)	139.0	(52.5)	17.1	(6.4)	35.4	(13.4)	33.1	(12.5)	6.0	(2.3)	11.3	(4.3)	6.1	(2.3)	5.1	(1.9)
1979	299.1	(100.0)	42.4	(14.2)	157.0	(52.5)	19.2	(6.4)	40.9	(13.7)	35.1	(11.7)	7.4	(2.5)	11.4	(3.8)	6.3	(2.1)	5.3	(1.8)
1980	332.2	(100.0)	40.2	(12.1)	181.6	(54.7)	21.0	(6.3)	47.1	(14.2)	38.7	(11.7)	9.2	(2.8)	12.7	(3.8)	6.4	(1.9)	5.1	(1.5)
1981	372.0	(100.0)	43.2	(11.6)	203.1	(54.6)	25.1	(6.7)	54.0	(14.5)	44.0	(11.8)	11.1	(3.0)	14.0	(3.8)	6.7	(1.8)	6.1	(1.6)
1982	440.3	(100.0)	46.5	(10.6)	221.9	(50.4)	28.9	(6.6)	61.8	(14.0)	74.4	(16.9)	13.2	(3.0)	15.5	(3.5)	30.8	(7.0)	8.3	(1.9)
1983	491.9	(100.0)	47.5	(9.7)	241.1	(49.0)	33.1	(6.7)	70.3	(14.3)	92.6	(18.8)	14.4	(2.9)	17.4	(3.5)	40.9	(8.3)	12.7	(2.6)
1984	537.8	(100.0)	51.4	(9.6)	260.4	(48.4)	36.4	(6.8)	80.0	(14.9)	103.2	(19.2)	15.6	(2.9)	19.1	(3.6)	45.0	(8.4)	15.8	(2.9)
1985	594.0	(100.0)	52.4	(8.8)	282.7	(47.6)	40.3	(6.8)	92.2	(15.5)	117.5	(19.8)	16.1	(2.7)	20.5	(3.4)	55.4	(9.3)	18.1	(3.0)

(出所) 表1に同じ

表2 個人金融資産残高の推移

ところが、80年代に入ると、それまで安定的に推移していた保険および低迷を続けていた有価証券の個人金融資産残高に占めるシェアが高まり、定期性預金がシェアを落とした。とりわけ、株価の持続的な上昇を背景に、株式のシェアが81年度の1.8%から82年度に7.0%となり、投資信託が80年度の1.5%から85年度の3.0%に増大した。投資信託の漸増は、金融市場の自由化・規制緩和の進展に対応し、新しい金融商品が次々に開発されたためであった⁽¹⁴⁾。証券市場は、65年の「証券恐慌」やその後のニクソンショック、第1次、第2次石油危機による打撃からようやく立ち直り、バブル経済期における本格的拡大の助走の時期に入っていたのである。このように80年代には、安全資産よりも収益性を重視する傾向がさらに顕著となる一方、60年代後半にいったん逆流した直接金融への移行が急速に復活、進展していくなか、預貯金市場は低迷するようになっていたのである⁽¹⁵⁾。

2-2 預貯金市場の動向

次にこの間の預貯金市場についてみてみよう。表3は、個人金融資産残高に占める国内銀行、都市銀行、郵便貯金の預貯金シェアの推移を表したものである。これによると、国内銀行は72年度の28.6%をピークとして低下に転じ、81年度の24.9%から85年度には20.8%となっている。都市銀行に限ってみても、そのシェアは73年度12.6%から85年度8.4%に下落している。民間銀行預金の伸び悩みとは対照的に、郵便貯金のシェアは70年度11.1%から上昇し続け、80年度および81年度に18.7%と高まっている。郵貯残高対都銀預金残高をみると、70、71年度には都銀がやや優勢であったが、72、73年度には両者が同規模となり、82年度には郵貯が都銀の2倍規模に拡大している。70年代には、企業の資金需要の低迷等を背景に、銀行はリテール部門を重視するようになったものの、銀行の資金吸収面のシェアは概ね低下傾向を辿っていた。これに対し、70年代半ばから80年代初めにかけて、郵便貯金は増加し続けた。この期の郵便貯金の続伸こそ、表2にみられた70年代の個人金融資産残高に占める定期性預貯金のシェア拡大を規定するものであった。このため、82年度以降、郵便貯金の個人金融資産残高に占めるシェアが約17%台に落ち込むと、定期性預貯金の個人金融資産残高に占める構成比は低下傾向に転じることに

14 前掲、東京証券取引所『東京証券取引所50年史』、511頁。

15 前掲、東京証券取引所『東京証券取引所50年史』、508頁。

なったのである。

それでは70年代における郵便貯金の増大を支えた要因は何であったろうか。まずこの点から明らかにしてみたい。郵貯残高は、72年に10兆円の大台に乗せたのち、75年6月に20兆円台、77年3月に30兆円台、78年7月に40兆円台、79年12月に50兆円台に達した（表省略）。その太宗を占めていたのが定額貯金であった。定額貯金は、①据置期間後は解約料ゼロで随時全国の郵便局窓口で払戻が可能という高い流動性を備え、②実際の預入期間に応じ、段階的に高くなる約定金利が預入当初に遡及して適用され、それが半年ごとの複利で元加計算されることにより高収益が保証されるとともに、③最長10年間の長期にわたる預入が可能であることを商品特性とするものである⁽¹⁶⁾。表4にみられる通り、70年度5.4兆円であった定額残高は、75年度19.6兆円、80年度54.4兆円に激増している。対前年比の伸び率についてみると、70年代初頭から77年度まで25%を上回る伸び率で急増し続けた。定額貯金の伸びが郵便貯金の伸びを牽引し、70年代における郵貯増大の動きを生みだすなか、郵便貯金に占める定額貯金の構成比は、70年度に70%、75年度に80%、80年度に87.9%となったのである。

すでに述べたように、70年代の世界経済の環境激変によって、日本経済をとりまく環境は高度成長期とは決定的に変化していた。高度成長期に、固定相場制の下、業態別金融行政と人為的低金利政策

年度	国内銀行	都市銀行	郵便貯金	郵貯／都銀
	(%)	(%)	(%)	(倍)
1970	27.3	12.1	11.1	0.9
1971	27.7	12.3	11.7	0.9
1972	28.6	12.6	12.0	1.0
1973	28.4	12.3	12.8	1.0
1974	28.0	11.9	13.6	1.1
1975	27.6	11.7	14.4	1.2
1976	26.7	11.1	15.3	1.4
1977	26.1	10.7	16.3	1.5
1978	26.0	10.6	17.0	1.6
1979	25.6	10.4	17.4	1.7
1980	25.1	10.1	18.7	1.9
1981	24.9	10.0	18.7	1.9
1982	22.7	9.1	17.7	2.0
1983	21.7	8.7	17.5	2.0
1984	21.4	8.6	17.5	2.0
1985	20.8	8.4	17.3	2.1

(出所) 日本銀行『金融経済統計』時系列データ、郵政省『郵政統計年報 為替貯金編』各年度より作成。

表3 個人金融資産残高に占める預貯金残高の推移

年度	郵貯残高	定額残高	郵貯残高対前年比伸び率	定額残高対前年比伸び率
	(億円)	(億円)	(%)	(%)
1970	77,439	54,306	22.6	28.0
1971	96,541	70,421	24.7	29.7
1972	122,932	92,783	27.3	31.8
1973	153,765	117,758	25.1	26.9
1974	194,311	150,124	26.4	27.5
1975	245,661	196,488	26.4	30.9
1976	305,248	253,001	24.3	28.8
1977	377,264	319,316	23.6	26.2
1978	449,962	382,715	19.3	19.9
1979	519,118	442,480	15.4	15.6
1980	619,543	544,697	19.3	23.1
1981	695,676	615,289	12.3	13.0
1982	781,026	694,985	12.3	13.0
1983	862,982	773,378	10.5	11.3
1984	940,421	840,512	9.0	8.7
1985	1,029,979	928,556	9.5	10.5

(注) 郵貯残高は、通常貯金、定額貯金、積立貯金、定期貯金の残高合計である。

(出所) 郵政省『郵政統計年報 為替貯金編』各年度より作成。

表4 郵貯残高および定額残高の推移

16 前掲、内閣官房内閣審議室監修『金融の分野における官業の在り方』、12頁。

によって市場機能を規制してきたわが国の金融システムは、70年代になると金利の自由化や国際化を課題とするようになり、市場機能の復活＝金利変動が頻繁に現れてくる。皮肉なことは、このような事態のなかにあつて、金利改定の内容が引上げ、引下げのいずれであつても定額貯金の増強を促すという、人為的低金利政策下で編み出された「郵貯増強メカニズム」が、景気などマクロ環境の全体動向とは無関係に顕著にその威力を発揮するようになったことである。この点については後述する。70年代後半には、民間銀行預金が不振ななかにあつて、郵便貯金だけはこの定額貯金の伸びに牽引され、そのシェアを拡大し続けたのである。しかし、伸び率で見れば、78年度以降、さしも優勢であつた郵便貯金の伸び率も鈍化に転じた。80年度に定額貯金が23.1%、郵便貯金が19.3%と、一時的に大きな伸びを示したものの、81年度以降さらにその伸び率は下落した(表4)。安定成長への移行による成長率の低下および直接金融への移行にともない、郵便貯金は銀行預金と比べ、相対的に高い伸びを示していたのが、70年代のような勢いは見出されなくなった。

年度	預入 (億円)	払戻 (億円)	預入対前年比 (%)	払戻対前年比 (%)
1970	62,845	48,571	1.19	1.19
1971	75,149	56,046	1.20	1.15
1972	95,306	68,981	1.27	1.23
1973	113,442	82,609	1.19	1.20
1974	152,090	111,544	1.34	1.35
1975	171,760	120,410	1.13	1.08
1976	192,982	133,396	1.12	1.11
1977	212,157	140,141	1.10	1.05
1978	226,584	153,887	1.07	1.10
1979	314,216	245,060	1.39	1.59
1980	526,279	425,854	1.67	1.74
1981	314,216	233,014	0.59	0.55
1982	339,821	254,471	1.10	1.09
1983	344,190	262,234	1.01	1.03
1984	384,526	307,087	1.12	1.17
1985	420,219	330,660	1.09	1.08

(出所) 郵政省『郵政統計年報 為替貯金編』各年度より作成。

表5 郵便貯金預払の推移

ところで、70年代末から始まった郵便貯金の伸び率の鈍化傾向にあつて、80年度の単年度の急増が際立っていた。表5より郵便貯金の預払の推移をみると、このことの異常さが確認できる。郵便貯金の預入は、70年度には6.2兆円(対前年比1.19倍)であつたが、79年度31.4兆円(同1.39倍)、80年度52.6兆円(同1.69倍)と著増し、81年度は31.4兆円(同0.59倍)と79年度とほぼ同水準に落ち着いた。払戻についてみても、79年度24.5兆円(同1.59倍)および80年度42.6兆円(同1.74倍)と激増しており、異常であつたことが見てとれる80年度の純増額は18兆円に達している。81年度の対前年比はこの反動で0.59倍となつたが、払戻をみれば79年度と変わらない。何故、80年度において、郵便貯金の預払にこのような「大膨張」が生じたのであろうか。また、そのことはいかなる影響を郵便貯金に及ぼしたのであろうか。そこにこそ、この時期の郵便貯金の預貯金市場における相対的優勢の理由が見出されるとともに、80年代の郵政対全銀協論争、あるいは90年代以後の郵政民営化論に繋がる郵貯問題の根幹が潜んでいた。次に、この事態につき説明することとしよう。

ところで、70年代末から始まった郵便貯金の伸び率の鈍化傾向にあつて、80年度の単年度の急増が際立っていた。表5より郵便貯金の預払の推移をみると、このことの異常さが確認できる。郵便貯金の預入は、70年度には6.2兆円(対前年比1.19倍)であつたが、79年度31.4兆円(同1.39倍)、80年度52.6兆円(同1.69倍)と著増し、81年度は31.4兆円(同0.59倍)と79年度とほぼ同水準に落ち着いた。払戻についてみても、79年度24.5兆円(同1.59倍)および80年度42.6兆円(同1.74倍)と激増しており、異常であつたことが見てとれる80年度の純増額は18兆円に達している。81年度の対前年比はこの反動で0.59倍となつたが、払戻をみれば79年度と変わらない。何故、80年度において、郵便貯金の預払にこのような「大膨張」が生じたのであろうか。また、そのことはいかなる影響を郵便貯金に及ぼしたのであろうか。そこにこそ、この時期の郵便貯金の預貯金市場における相対的優勢の理由が見出されるとともに、80年代の郵政対全銀協論争、あるいは90年代以後の郵政民営化論に繋がる郵貯問題の根幹が潜んでいた。次に、この事態につき説明することとしよう。

3 郵貯「大膨張」の要因と郵貯資金の性格変化

3-1 金融政策の影響

80年度に郵便貯金の「大膨張」が現出した要因としては、金融政策による金利変動と定額貯金の制度変更の両面において大きな変化があつた。まず、金融政策について、この時期全体に

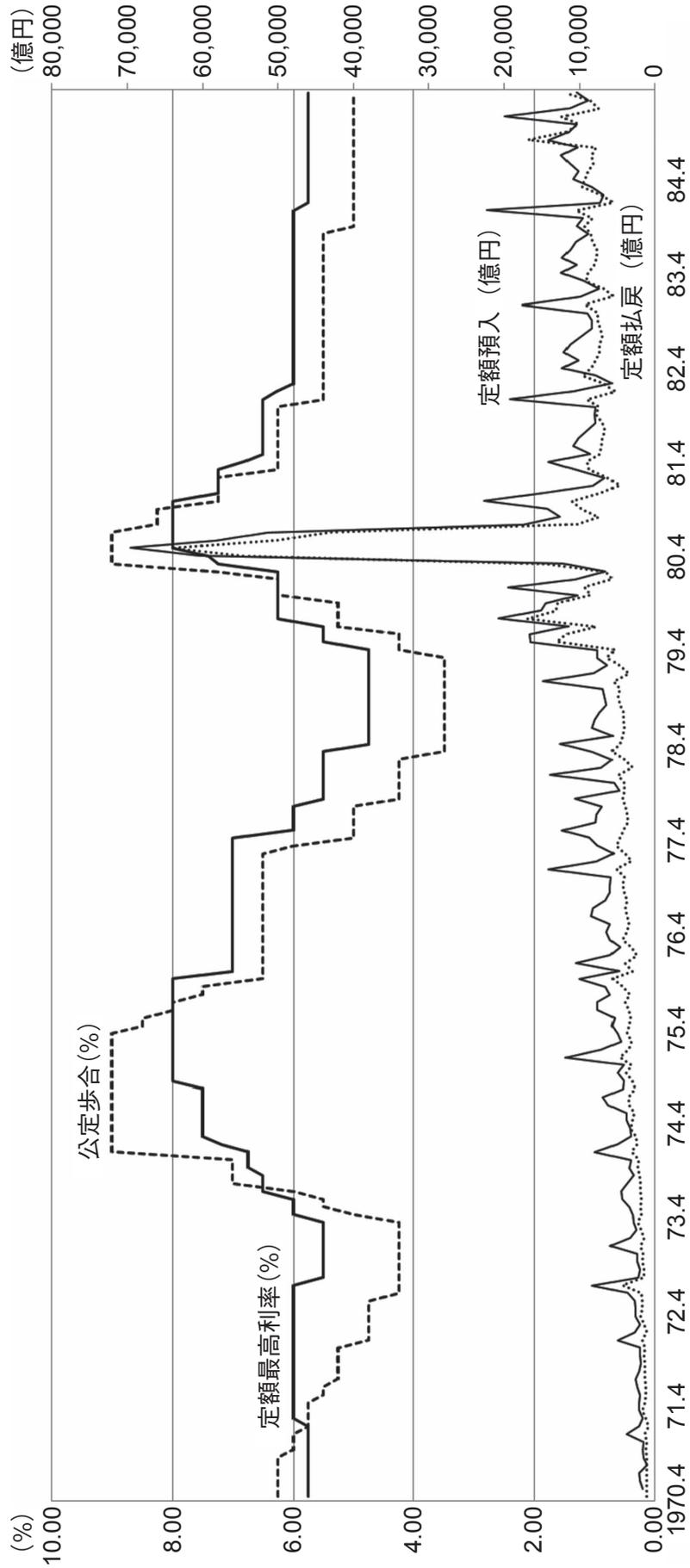


図1 定額貯金預払と金利の推移

(出所) 表4に同じ。

における金利動向の推移を確認しておこう。図1は、公定歩合と定額貯金の最高利率および月別預払の推移を表したものである。まず、公定歩合についてみると、70年10月から73年4月までに6.25%から4.25%へ段階的に引下げられ、金融は景気のコインフレーションと国際収支の黒字幅の縮小を図るために緩和された⁽¹⁷⁾。73年秋には、第1次石油危機に端を発した狂乱インフレに対応し、総需要抑制と物価安定を図る政策が打ち出された。金融面においては、過剰流動性の吸収を目的とした金融引締め政策により、73年4月に0.75%の引上げ以降、5回連続して計4.75%も公定歩合が引上げられ、73年12月には戦後最高金利の9.00%となった。

定額貯金の最高利率は、71年2月に2年半以上のものが新設されたことにもなつて6.00%となったが、72年8月1日に61年4月以来約11年ぶりの利下げが実施された。この利下げは、72年6月23日の公定歩合引下げに対応するもので、同年7月17日の銀行預金利下げの15日後に実施された。特に、銀行預金の利下げから郵貯利下げまでの期間には、「駆け込み預入」および駆け込み預入のための払戻が増加した⁽¹⁸⁾。このため、72年7月の対前年同月比は、預入が3.2倍、払戻が3.3倍となった。その後、政府、日銀が金融引締め政策に転じると、定額貯金の利率も73年4月23日、7月1日、10月15日、翌74年1月14日、9月24日の5回にわたって引上げられ、74年9月から75年10月まで史上最高利率である8.00%となった。この間の定額預入をみると、74年12月にボーナスに加えて公務員のベースアップの差額等が支給されたことにより、預入の増加額が特に大きく、1.1兆円を上回っている。また、75年10月の利下げ時には駆け込み預入が集中し、ボーナス期である7月と12月の季節変動に乱れが生じている。

75年になると、景気停滞にともない、政府は同年4月の公定歩合引下げに始まる拡張に転換し、76年度から79年度にかけて積極財政・金融緩和政策を採用した⁽¹⁹⁾。大規模な総需要拡大が追求されるなか、金融面では75年に4回、77年に3回、78年に1回、合計8回にわたる公定歩合引下げが実施された。この結果、公定歩合は75年年初の9.00%台から78年3月には戦後最低の3.50%となった。この金融緩和局面では、郵政省が預貯金金利引下げをめぐる、「預金者利益」の観点から金融政策との同調に抵抗を示し、大蔵省・日本銀行対郵政省の軋轢が強まっていた⁽²⁰⁾。定額貯金については、75年11月、77年5月、同9月、78年4月の4回にわたって4.75%まで引下げられたものの、銀行預金の利下げ実施との間に3日から15日のタイムラグが生じ、預貯金金利の同時利下げは75年11月の1度のみであった⁽²¹⁾。預貯金金利の変更に際しては、民間金利は金利調整審議会に、郵貯金利は郵政審議会に諮問のうえ決定されており、特に利下げの際には政治的な抵抗によって郵便貯金の利下げ実施が難航したのである。

以上のような金融緩和政策に終止符が打たれたのは、73年12月以来ほぼ5年半ぶりに公定歩合が引上げられた79年4月であった⁽²²⁾。78年末のOPEC総会決議以降、原油価格が再び大幅に上昇するなか、第1次石油危機の経験からインフレ回避を重視する姿勢を強めた日本銀行は、

17 なお、このような低金利実現にあたっては、水田三喜男大蔵大臣と田中角栄通産大臣が極秘会談でその早期実現を確認し合ったとされる。水田大蔵大臣は、72年5月のOECD閣僚理事会を目前に控え、各国の日本批判をかわすための「手土産」とする新円対策の早期確立に意欲を燃やし、田中通産大臣は「内外の経済調整を図るためには公定歩合を含む金利引下げが必要」であると持論を提唱していた（金融財政事情研究会『戦後金融財政裏面史』金融財政事情研究会、1980年、490～491頁）。

18 郵政省貯金局監修『為替貯金事業百年史』郵便貯金振興会、1978年、596頁。

19 前掲、東京証券取引所『東京証券取引所50年史』、484頁。

20 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史 昭和49年～63年度 第6巻 金融』東洋経済新報社、2003年、10頁。

21 このほか、77年4月には、前月の公定歩合引下げにともない、民間金利が引下げられたが、郵貯金利については国会で付利方法変更等の郵貯法改正案を提出中だったことから実施が見送られた。

22 大蔵省銀行局金融年報編集委員会『銀行局金融年報 昭和54年版』金融財政事情研究会、1979年、8頁。

79年年初から窓口指導によって貸出抑制を始めた⁽²³⁾。これに続き、政府、日銀は第2次石油危機の発生による石油情勢の悪化等を背景として高金利政策を実施し、立て続けに公定歩合を引上げた⁽²⁴⁾。折から国債の大量発行が継続され、需給関係が悪化したことから、金融引締めにもなる金利先高感が金融市場に広がり、金融機関、とりわけ都市銀行を中心に国債の市場売却が急増した⁽²⁵⁾。特に、79年3月には金融機関の決算対策等とのかかわりから長期低利債売却の動きが強まり、当時ロクイチ国債と呼ばれた表面金利6.1%国債の流通価格は暴落の様相を呈した⁽²⁶⁾。

預貯金金利については、元来低い水準であることに加え、前回引下げ時の経緯からも郵政省に配慮を示すかたちで、79年5月から80年4月までに4回、公定歩合引上げに合わせ、政府の意向により郵便貯金を含む預貯金金利の公定歩合との同幅引上げが実施された⁽²⁷⁾。

この期の定額貯金の預入動向をみると、個人貯蓄における金利選好の高まりと度重なる金利改定を背景に、季節変動に加えて、金利改定の都度、預入が増加するという関係性が見てとれるが、79年度における特徴は、利上げ局面では、後述する付利方法の変更にともない、新利率適応分としてより高い利率に預け替えられたことにより、預払がともに急増したことである。特に預け替えのための払戻の増加が顕著で、79年度における預け替え分は、定額貯金の年間新規預入額16.3兆円のうち2.9兆円を占めたのである。

定額利率は、80年4月14日から再び8.00%の最高利率に達し、同年12月1日に金利引下げが実施されるまでの約8ヶ月間、定額貯金の預払はピークを迎えた。預入は、4月に約6.0兆円（対前年同月比7.9倍）、5月に約7.0兆円（同4.2倍）、6月に約5.8兆円（同3.5倍）、ボーナス期の7月には約5.1兆円（同4.5倍）と爆発的な増加を続けた。80年4月から7月の4ヶ月間には、預入が約24兆円（対前年同期比4.6倍）であったのに対し、払戻が約21兆円（同5.6倍）を上回っていたことから、純増額は約2.8兆円にのぼった。つまり、この間に同年3月末の利下げ直前における約44兆円の残高のうち約半数が高金利の定額貯金に預け替えられたのである。さらに、利下げ実施直前の11月には、駆け込み預入が殺到したことによって、預入が2.2兆円、払戻が1.1兆円、純増額が1兆円を上回ることとなった。このことは先に述べた、この年度における個人金融資産中の現金・通貨性預金残高の急減という事態と相即しており、先の推測を支持するものである。結果として、80年4月から11月までの8カ月間における預入は約30兆円（対前年同

23 前掲、財務省財務総合政策研究所編『安定成長期の財政金融政策』、72頁。

24 日本銀行（森永貞一郎総裁）は公定歩合の早期引上げの考えを固め、79年4月上旬、大平正芳首相に、最近の物価情勢の悪化、円安の急進に対処するためには公定歩合の引上げを早期に実施する必要性を訴えた。第一次石油危機に際し、金融政策の転換が大幅に遅れ、狂乱インフレを招いた経験から時期を逸失しないようにしたいという日銀の強い意向から政府側との調整は急速に進展し、同月16日に公定歩合の0.75%引上げが決定した（日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史 第6巻』日本銀行、1986年、500頁）。

25 前掲、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史 昭和49年～63年度 第6巻 金融』、28頁。

26 公社債引受協会『公社債年鑑 昭和55年度版』公社債引受協会、1980年、2頁。このような市況暴落に対応して各種対策が実施されたものの、80年2月中旬から4月上旬にかけて、アメリカをはじめとする欧米主要国の金利の急上昇の影響を受け、ロクイチ国債の流通価格は史上最安値を記録した。人為的低金利政策を脱し、債券価格と金利が連動し始める一方、海外の金融情勢に影響されるようになっていったこの時期の債券市場の動きは、その後の郵便貯金の運用面における問題点を考える上で示唆的である。

27 この預貯金金利の引上げについて、日本銀行は引上げ幅を公定歩合の引上げ幅よりも小幅にとどめるべきであると考えていたのに対し、政府側は預金金利の水準が低いうえ（1年以上～2年以上で5%以下）、前回引下げ時（78年4月）における折衝の経緯から、今回こうした措置をとることは郵政省の納得が得られないと反対した（前掲、日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史 第6巻』、502頁）。

期比2.7倍)、払戻は約25兆円(同2.8倍)に達した。

こののち、景気拡大テンポが鈍化し、インフレ傾向が収まり始めたことから政府、日銀は金融緩和に転じた。公定歩合は80年8月から83年10月までに5.0%に引下げられ、この水準が85年末まで維持された。これは、金利引下げが円安をもたらし、ドル高を生むことによって貿易赤字を続けるアメリカとの貿易摩擦の激化が懸念されたためである⁽²⁸⁾。こうした事態は、85年9月のプラザ合意でドル高是正の国際協調が成立したことで一変することになる。ドル高の是正がドル暴落につながらないように、日本はアメリカより金利を低める形での協調を行うこととし、金利引き下げが進められた。定額利率についても、80年12月の利下げ以降、81年4月、82年1月、84年1月に段階的な利下げが実施され、87年末までの約7年間にわたって金利は政策的に引き下げられたのである。この間郵便貯金は残高ベースで見ると増加を続けた。一方、預払でみると、季節変動が復活し、金利引下げ直前に預入が増加する傾向が微弱に見出されるものの、80年度のような極端な変動はもはや見られなくなったのである。

3-2 定額貯金の制度変更

前項では、定額貯金を中心とした「郵貯増強メカニズム」が70年代からの金利変動のなかでその威力を遺憾なく発揮し、80年度の「大膨張」となったことをみてきた。前項においてもやや触れたように、この「郵貯増強メカニズム」は、定額貯金の商品特性に加え、郵便貯金への政策的支持や二元的金利決定などの制度的な枠組みの合成によって成り立っていた。そこでつぎに、これらの制度的枠組みが、この間の金利変動のなかでどのように作用していたかにつき、いま少し立ちいって明らかにしてみたい。

まず、この間における利子課税にかかわる変更点についてみていこう。郵便貯金の利子は、所得税法第9条の規定により、利子非課税貯蓄として自動的に非課税扱いとされる一方、郵便貯金法第10条により、預入限度額が設定されていた。その額は72年1月に国民所得の上昇に対応した内部施策として100万円から150万円に引上げられ、翌73年12月にインフレ抑制のための貯蓄増強緊急対策の一環として300万円とされた⁽²⁹⁾。このような郵便貯金の預入限度額に対応するかたちで、銀行預金については、少額貯蓄非課税制度(いわゆる「マル優」)によって、同額の非課税限度額が設定されていた⁽³⁰⁾。その限りでは、両者に不均衡はないようにみえるが、大きな相違点は、郵便貯金の預入限度額には元加利子分が含まれなかったことである。半年ごとに利子分が元金に加えられる定額貯金は、当初の預入額が限度額以内であれば、利子加算後に預入限度額を超過しても非課税であったのに対し、銀行の自動継続定期預金では、元本が非課税限度額を超えた場合、直ちに非課税貯蓄の対象外とされた⁽³¹⁾。さらに、郵便貯金は自動的に非課税扱いとされていたが、少額貯蓄非課税制度は銀行経由で税務署に申告書を提出する等、煩雑かつ厳格な手続きを必要としていたのであった⁽³²⁾。

さらに、貯蓄奨励の主要な手段として実施されてきた税制上の優遇措置には、以上のような利子非課税貯蓄制度とそれ以外の利子課税制度(税率の調整措置)とがあった。後者について

28 全国銀行協会連合会・東京銀行協会編『銀行協会50年史』全国銀行協会連合会・東京銀行協会、1997年、140頁。
29 郵政省貯金局『為替貯金事業史—昭和50年から平成7年まで—』郵便振興会、1995年、47頁。この後、預入限度額は88年4月に500万円に引上げられるまで据え置かれた。
30 少額非課税制度の非課税限度額は、72年4月に100万円から150万円に、74年4月に150万円から300万円に改定された。
31 大蔵省銀行局金融年報編集委員会『銀行局金融年報 昭和55年版』金融財政事情研究会、1980年、164頁。

は、71年1月に15%から20%に引き上げられたのち、73年1月には25%、76年1月には30%、78年には35%となり、利子収入に及ぼす税負担の影響が無視し得ないものとなった⁽³³⁾。非課税貯蓄の取扱い厳格化が進められるなか、利子課税の税率の引き上げ過程においては、預金者が実質利回りに着目するようになっていったのである。

また、74年1月の預貯金金利の全面的引き上げに際しては、貯蓄者優遇措置として常に高利率が適用されていた定額貯金の利子付利方法が改正された。従来、定額貯金の付利方法は、既往預入分に対し、利上げ時には利上げ日以降新しい高利率が適用され、利下げ時には利下げ日以降も旧高利率が適用されていた⁽³⁴⁾。このような付利方法は、民間預金とのバランスを失するとともに、財政負担が過重になるという問題があったことから、銀行定期預金とのイコールフットディングが図られた。これにより、定額貯金についても民間定期預金の付利方法と同様、預入期間中の利率改定にかかわらず、常に預入時のレートが適用されることとなったのである。しかし、これは、表面上ともいえる改定であった。郵便局窓口の混乱回避を理由として、従来の付利方法が同法施行日以降4年間にわたって続行されることとされた⁽³⁵⁾。すでに預入されている定額貯金についても、政令によって猶予期間を設け、預金者が利上げ日から一定期間内に申告すれば、利上げ実施以前に預入した定額貯金についても新利率を適用するという預け替え制度（いわゆる「マル替え制度」）が講じられることになった⁽³⁶⁾。このような貯金者優遇措置により、「郵貯増強メカニズム」の一つの要因である金利決定の二元性は、事実上温存されたのである。70年代後半の金利引き上げ過程では、定額貯金の付利方法の改正が実質をともなうものとなり、引き上げ日以後にはそれ以前の預け入れ分には旧レートが適用されるようになっていた。すでにみたように、これが利上げの際には、預け替え激増を誘発する主因になったのである。

前述の通り、定額貯金の利子は、74年9月から75年10月および80年4月14日から同年11月末までの期間において、過去最高の年8.00%であった。この時の銀行定期預金と郵貯定額貯金との利率について、表6のデータを用いて比較してみると、6カ月以上から2年以上までの利率は、銀行の定期預金が0.75%から0.25%有利であったが、利回りは、1年6カ月時点で定額貯金（A）が定期預金（B）を若干上回っている。預入期間が3年以上になると、両者の利率は表面上同率となっているものの、利回り格差（A-B）をみると、定額貯金のほうが0.24%から0.39%有利であった。特に10年目の利回りは、単利計算の定期預金が11.52%であったのに対し、実際の預入期間に応じ、最長10年間半年複利で元加される定額貯金は11.91%となった。

32 少額貯蓄非課税制度は、限度額管理の適正化を図ることを目的として、63年に国民貯蓄組合制度が改定されたものであったが、その濫用を防ぐことは出来なかった。このため、80年代に入ると、総合課税実施に向けた本人確認と的確な名寄せの手段として「少額貯蓄等利用者カード」、いわゆるグリーンカードの導入が検討されることになる（前掲、全国銀行協会連合会・東京銀行協会編『銀行協会50年史』、110～111頁）。

33 前掲、財政省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史 昭和49～63年度 第10巻資料（3）財政投融资・金融』、300～301頁。なお、88年4月に、マル優など非課税貯蓄制度が原則廃止され、これと同時に税率20%の一律分離課税制度に移行した。

34 大蔵省銀行局金融年報編集委員会『銀行局金融年報 昭和49年版』金融財政事情研究会、1974年、158頁。

35 前掲、大蔵省銀行局金融年報編集委員会『銀行局金融年報 昭和49年版』、158頁。定額貯金を払いだす際には、郵便局のほうで、74年1月14日に預け替えしたと仮定した場合の元利合計と、同日に預け替えしなかったと仮定した場合の元利合計とを計算し、前者のほうが大きい場合には自動的に預け替えされたものとみなすという「みなし規定」の措置がとられた。

36 前掲、戸原つね子「最近における郵貯資金の特質と機能」、346頁。預け替え制度の施行にあたっては、郵便貯金規則が一部改正され、定額貯金の利率引き上げが行われた場合、業務の円滑な遂行のために必要があるときは、利率引き上げの日以前に預入された定額貯金についても、郵政大臣が別途に定める特別措置を取ることができることとされた。

預入期間	定額貯金 (郵貯)		定期預金 (銀行)			利回り格差	
	利率	利回り (A)	利率	利回り (B)	税引後利回り(C)	A-B	A-C
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
6カ月	6.50	6.50	7.25	7.25	4.71	-0.75	1.79
1年	7.00	7.12	7.75	7.75	5.04	-0.63	2.08
1年6カ月	7.50	7.78	7.75	7.75	5.04	0.03	2.74
2年	7.75	8.21	8.00	8.28	5.32	-0.07	2.89
3年	8.00	8.84	8.00	8.53	5.40	0.31	3.44
4年	8.00	9.21	8.00	8.97	5.60	0.24	3.61
5年	8.00	9.60	8.00	9.28	5.66	0.32	3.94
10年	8.00	11.91	8.00	11.52	6.54	0.39	5.37

(出所) 金融財政事情研究会『金融財政事情』昭和55年11月10日号、48頁より作成。

表6 郵貯定額貯金および銀行定期預金の利回りの比較

さらに、全額非課税である定額貯金の利回り (B) と定期預金の税引き後利回り (C) とを比較すると、その差は2年目の時点で2.89%、10年目には5.37%と歴然としている⁽³⁷⁾。最高金利時に郵便貯金の限度額である300万円を定額貯金として預け入れた場合、10年後の満期時には、2.1倍以上の643万円 (税引き後) となったのである⁽³⁸⁾。インフレが急伸する一方、60年代後半の低迷からようやく立ち直りつつあったとはいえ、70年代の国際経済の激動のなかで変動常ならない証券市場に参入することに躊躇いを覚える家計部門の目に、定額貯金が安全かつ有利なきわめて魅力のある金融商品として映ったとしても不思議ではない。70年代の金利変動下の定額貯金は、リスクを回避する一方、金利差にも敏感な貯蓄者層にとって、金融資産の価値の目減りを回避し、新たな資産形成の機会を与えてくれる数少ない手段だったのである。

ところで、このような預け替えによる増加を通じ、郵貯資金の性格には大きな変化が生じていた。定額貯金の滞留期間と歩留率を図2よりみてみると、定額貯金の歩留率は、78年度までは40%前後で推移していたが、79年度から80年度にかけて20%台に低下している。また、定額貯金の滞留期間は、70年代前半は約50カ月で推移していたが、74年度から78年度にかけて44.5カ月から82.1カ月に長期化した。その後、79年度42.4カ月、80年度23.5カ月と大幅に短期化した。これは、大量預入により新規の貯金を抱えたことによるものであった。このため翌81年度にはふたたび長期化に転じ、それ以降は80カ月を上回って推移している。これは、金利の上昇過程で定額貯金に資金が集中するとともに、預け替えが行われたことを意味する。最長10年の長期にわたる預入が可能で、預入時の金利が固定されるという商品特性から、80年代前半の持続的な金利の低下過程では、高金利時に預け入れられた定額貯金の大部分は、満期まで待つて利益を確定するという選択がなされて、払い戻されずに滞留し続けたのである。

以上からも、この時期の郵便貯金の預入者が金利選好によって長期に資金を預託できる層を中心とするものであった言えよう。むしろこれは、高度成長期の所得上昇による個人金融資産の増大を反映したものであるが、明治の開業以来、零細貯蓄機関として公共的位置づけを与えられ、さまざまな優遇措置を政策的に受けてきた郵便貯金の存在意義が大きく問われていく原因となった⁽³⁹⁾。さらに滞留期間の長期化は、郵便貯金の運営面からみれば、郵貯残高における高金利適用資金のシェアが10年高止まり、高コスト体質となることが、郵貯経営における取

37 金融財政事情研究会『金融財政事情』昭和55年11月10日号、48頁。

38 『朝日新聞』1989年12月8日、朝刊、9面。

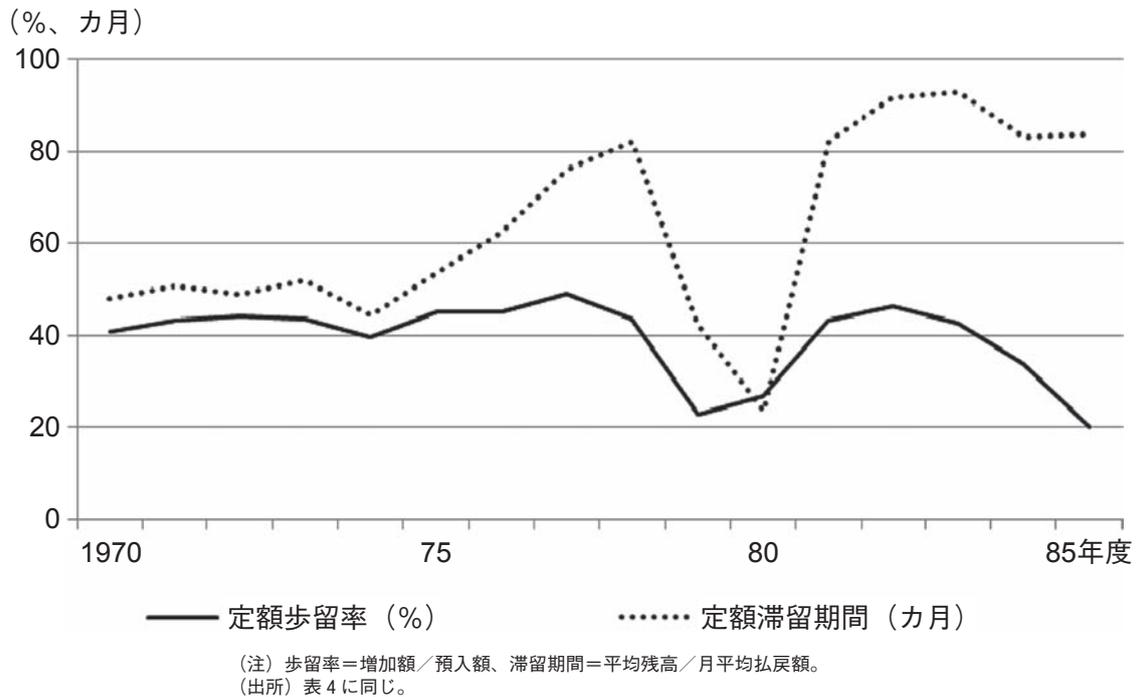


図2 定額貯金歩留率および滞留期間の推移

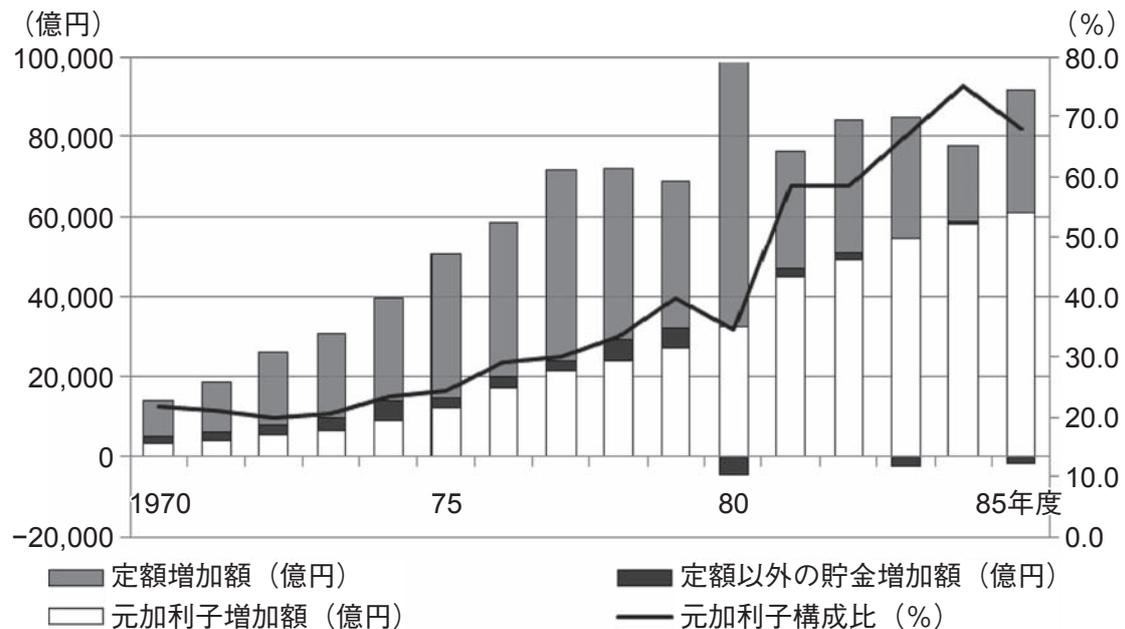


図3 郵便貯金の現金および元加利子増加額の推移

益圧迫の懸念材料となるとともに、公的金融全体の非効率性をもたらす懸念材料となっていくことを意味する。

以上では、80年度の「大膨張」は郵便窓口での一時的な異常事態であるにとどまらず、それらの貯金が郵便貯金に長く滞留することにより、その後の郵便貯金の資金的性格を規定し続けていくことを明らかにした。図3は、郵便貯金の現金増加額と元加利子増加額を表したもので

39 もっともその制度としての位置付けが、開業時にあって必ずしも実態に即していなかったことについては、杉浦勢之「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立」『社会経済史学』第52巻第4号、1986年、を参照されたい。

ある。郵便貯金における現金増加額は、70年度1.1兆円（うち定額貯金0.9兆円）、75年度3.8兆円（同3.6兆円）、80年度6.2兆円（同6.6兆円）、85年度2.9兆円（同3.1兆円）であった。定額貯金以外の貯金増加額については、70年代を通じて微増で推移していたものの、80年代になるとさらに増加額が縮小し、80年度、83年度、85年度に純減がみられた。郵貯増加額の太宗を占める定額貯金の増加額は、70年代後半には4兆円前後であったが、80年度に6.6兆円と著しく増加したのち、81年度以降は新規貯金による増加が激減する。一方、元加利子増加額は、70年度には3,085億円に過ぎなかったものが、数年毎に倍増し、75年度1.2兆円、80年度3.2兆円、85年度には6.1兆円となった。81年度以降、元加利子が純増加額を上回る勢いで膨らみ続けた結果、その構成比は80年度34.4%から81年度58.6%と急伸し、84年度には75.0%を占めるに至った。80年度の「大膨張」で流入した貯金の元加利子の累積的増大こそが、80年代の郵貯残高の増大の実態だったのである。

このように、80年代前半の郵便貯金の増加のかなりの部分は、80年度の「大膨張」をきっかけとした名目的なものであり、郵便貯金は事実上停滞期に移行していたといえる。そして、この80年度に「大膨張」を起こした郵貯資金は、大きな塊となって、その後今日にいたる定額貯金の10年周期を生み出していくことになる。郵便貯金は長期滞留を続ける高コストの資金を内包しつつ、80年代後半の証券市場の爆発的拡大＝バブル期へと突入していく。その先には、90年の大量満期という大きな試練と衝撃が待ち構えていたのである。

4 結びにかえて

70年代から80年代半ば、国内外のマクロ経済の激動は、郵便貯金を取り巻く環境をも大きく変えていった。金融資産残高をみれば、70年代を通じ、安全資産のなかでも収益性を重視する傾向が顕著となり、個人金融資産における現金・通貨性預金の構成比が減少する一方、定期性預貯金の構成比が高まった。金利については、70年代に、人為的低金利政策が終わりを告げ、金利自由化が進んでいくなか、公定歩合は頻繁に変動するようになった。これに対応するかたちで、日銀による公定歩合の金利改定後に、預貯金金利の改定を検討するというパターンが形成されていった。金利変動時におけるこのパターンの形成は、とりわけ定額貯金に有利であった。金利変動に際しては、公定歩合のうちに預貯金金利が決定し、預貯金金利のなかでは、郵便貯金と銀行預金の金利が二元的に決定されていた。このため、公定歩合の決定から預貯金金利決定までのタイムラグ、および郵便貯金と銀行預金の金利決定のタイムラグという2重のタイムラグが生じていた。このようなタイムラグの存在は、金利引上げ局面ではさして問題とされなかったが、利下げ直前に定額貯金への駆け込み預入が激増したことで問題視された。金利の二元的決定は、定額貯金を中心とした「郵貯増強メカニズム」が利下げ期にも有効に機能するよう強化するものであった。「郵政対大蔵の百年戦争」、あるいは「銀行対郵貯」と巷間評されるようになった構図は、実は70年代後半の金利引下げ期の特徴だったのである。

その機能が遺憾なく発揮されたのが、すでに成長鈍化の過程に入りつつあったとは言え、80年度の郵便の「大膨張」であった。同年4月から12月の約8ヶ月間、74年9月から75年10月までと並ぶ最高利率に達したことから定額貯金の預払が激増した。それ以前に預け入れられた定額貯金の預け替えが行われる一方、利下げ実施直前の11月には駆け込み預入が急増し、純増額1兆円を上回った。このような「大膨張」は、付利方法の変更と預け替え制度の施行という定額貯金の制度変更によっても促進された。80年度の事態は、戦後郵便貯金における「郵貯増強メカニズム」の存在を事実によって実証するものであったと言えよう。郵便貯金の金利決定の

在り方と定額貯金の商品性については、81年1月に内閣の私的諮問機関として設置された「金融の分野における官業の在り方に関する懇談会」（いわゆる「郵貯懇」）の核心問題として激論が交わされた。郵貯懇の答申を受け、翌81年9月、郵政・大蔵・官房の三大臣合意によって、「金利変更の場合、郵貯金利について、郵政・大蔵両省は十分な意思疎通を図り整合性を重んじて機動的に対処するもの」とされたが、定額貯金の商品特性については改められることはなかった⁽⁴⁰⁾。しかし、この郵貯懇の議論の最中、郵貯残高の伸び率は急速に鈍化していたのである。

80年代に入ると、停滞を続けていた有価証券が株式・投信を中心に人気復活し、戦後の間接金融方式から直接金融方式への移行が再開した。金利の自由化と証券市場の規制緩和を背景として、金利選好を強めていた預貯金者が定期性預貯金よりも証券の収益性を重視するようになっていったのである。このため、民間預金の低迷は70年代より深刻さを増した。相対的なシェア拡大を続けていた郵便貯金も70年代に比べ大幅にその伸び率を減らすこととなったのである。その中身をみれば、郵便貯金の場合、「大膨張」期に流入した定額貯金の預入期間が長期化する一方、新規の預入が激減していた。大量に滞留し、「塊」となっていた80年度の郵便貯金に、その後元加利子が付加されていくことにより、80年度の郵貯残高は名目上の増大を保っていたというのが実相であった。

以上のことは、80年度の「大膨張」が、一時的な異常事態であったにとどまらず、その後の郵便貯金の資金的性格を規定し続けるものであったことを意味する。資金の吸収面で見れば、長期に滞留することが確実な大量の定額貯金が、10年後の満期日に一斉に流出する懸念があった。この懸念は、「90年問題」となって現実化する。資金の運用面からは、その後の国債増発を受け、郵便貯金が大量に国債に運用されたことにより、「90年問題」がもはや郵便貯金のみならず、国債問題ともなっていたことを意味する。こうして郵便貯金は、高コスト体質の資金を国債に運用し続けるというリスクを孕みながら、80年代を経過することになった。「90年問題」の分析については稿を改めることとし、ひとまずここでは、90年代の郵便貯金が、バブル崩壊以降の不況過程で大量に発行された国債を保有し、その大量発行を支え続けていったことが、郵便貯金—国債問題をわが国財政金融改革の焦点としてクローズアップさせていったこと、その起点こそが80年度だったということを指摘しておきたい⁽⁴¹⁾。

（いとう まりこ 青山学院大学大学院 総合文化政策学研究所、
日本学術振興会特別研究員DC）

40 前掲、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史 昭和49年～63年度 第6巻 金融』、143頁。

41 この点については、90年代から本格化する郵政民営化論議とその帰結と関わらせながら、その問題を、伊藤真利子「郵便貯金の民営化と金融市場—金融変革期における郵便貯金」『青山社会科学紀要』第36巻2号、2008年、101～157頁、および同「郵政民営化の政策決定過程—構造改革との整合性」『青山社会科学紀要』第37巻2号、2009年、51～76頁、において指摘した。あわせて参照いただきたい。

論 文

近世日本における相場情報の伝達

—米飛脚・旗振り通信—

高槻 泰郎

はじめに

市場とは、情報伝達機関である。こう定義したのはフリードリヒ・ハイエク（Friedrich August von Hayek）である。市場において、価格というシンボルに情報が集約され、人々はそれを参照して意志決定を行う。我々はただ価格を観察するだけで、自分一人の力では到底獲得できなかったであろう量の知識を手に入れることができる。情報を最も効率よく伝達する機関、それが市場であるとハイエクは定義したのである⁽¹⁾。

市場がありとあらゆる情報を反映して価格を形成することなど、現実的にはあり得ない。その意味で市場は常に限られた情報に基づいて価格を形成しているのであり、それゆえにこそ、人々に知られていない情報をいち早く掴んで、利益を得ようとする者が現れる。彼／彼女らが独占していた情報は、やがて価格に反映され、その価格が情報を内包したシンボルとして、人々の目に触れることになる。この不断の繰り返し、市場をして情報の収集・伝達機関たらしめるのである。

ここで問題とすべきはその速度である。どれだけ速やかに、この連関が進行するのか。これは経済活動の活発さを測る一つの尺度となり得る。この速度が我が国において飛躍的に上昇した時代。それが近世であると筆者は考えている。

かつて筆者は、大坂米市場、そしてそれに隣接する大津米市場で形成される米価に着目し、この速度を観察したことがある。その結果、大坂米市場が情報を即座に、かつ適確に反映して米価を形成していたこと⁽²⁾、そして大坂で形成された米価が、飛脚、あるいは旗振り通信によって速やかに近隣の大津米市場へと伝えられていたことが明らかにされた⁽³⁾。大坂の相場情報が飛脚によって1日遅れの情報として伝えられていた時代の大津米価は、大坂米価に対して1日遅れで連動していたのに対し、旗振り通信が活用されるに至った1840年代以降には、同営業日中に大坂米価と連動する関係になっていた。

大坂と大津という隣接した市場であるとは言え、相場情報が伝達されるのに1営業日も必要としなかったという事実から我々が学び取るべきは、それだけ速やかに情報を必要とする人々が分厚く存在したということである。大津米市場は、米の消費市場・京都を介して大坂米市場

- 1 F. A. ハイエク『個人主義と経済秩序〈新版ハイエク全集第I期第3巻〉』（嘉治元郎・嘉治佐代訳）春秋社、2008年、121頁（Friedrich August von Hayek, *Individualism and economic order*, Routledge & Kegan Paul, London, 1949 p.86）。
- 2 拙稿「近世領主米中央市場の機能—堂島米会所における米価形成の効率性—」『社会経済史学』第74巻第4号、2008年11月、3～22頁。以下、拙稿1。
- 3 拙稿「近世米市場の階層性—大坂堂島米会所と大津御用米会所—」『社会経済史学』第75巻第3号、2009年9月、45～65頁。以下、拙稿2。

と結びついていた。京都では、大坂と大津の価格を比較し、より安い価格をつけている市場から米を購入したため、両米価は中長期的には連動する関係にあった⁽⁴⁾。大津の米商は、この関係を見越して大坂米価の動きに対して機敏に反応した。大坂米価と大津米価が中長期的に連動する関係にある限り、いち早く大坂相場の情報を掴んだものが大津米市場において利益を獲得できた。飛脚から旗振り通信へと、情報伝達手段が変化したということは、飛脚による1日遅れの情報伝達では、他者を出し抜くことができない状態に到達していたことを推測させる。より早く情報を掴みたいという貪欲さが、旗振り通信を生み出したのである。

大坂・大津間という隣接地域間に限られるとは言え、相場情報が極めて速やかに伝達されていたことが明らかになっている一方で、いかなる主体が、いかにしてその情報を伝達したのかという点については、史料制約もあって十分に解明されていない⁽⁵⁾。数少ない研究事例として、高部淑子による北前船の情報ネットワークを扱った研究⁽⁶⁾、そして加藤慶一郎による相場状の研究が挙げられる⁽⁷⁾。

高部が、越前河野浦の北前船主、右近権左衛門家を素材に明らかにした所では、幕末から明治初期における右近家では、持船間、または持船と廻船問屋との間で、商品相場や取引の状況、各持船の運行状況などを書状でやり取りしており、時には船主が異なる廻船同士で情報交換が行われることもあった。このことから高部は、北前船主による互恵的な情報ネットワークが存在したと指摘している。

一方、加藤は尾道の商家、橋本吉兵衛家を素材に、同家が嘉永6年(1853)と安政元年(1854)の2ヶ年にわたって入手していた大坂発の相場状に分析を加えている。それによれば、当該期の橋本家では、平均して2日に一度の頻度で相場状を受け取っており、大坂米価をはじめとして、大津、京、堺、兵庫といった大坂近隣の米価、ならびに市況に関する情報を入手していた。発信者については、特定されていないが、状屋と呼ばれる業者ではなかったかと推定されている。

相場情報の伝達に関する研究が皆無に等しい中で、両研究の果たした貢献は強調されてしかるべきであるが、伝達された相場情報が、当時の経済主体によっていかに利用されたのかという点を明示的に説明した研究は、管見の限り皆無である。相場伝達の実態面を解明する作業が引き続き求められることは無論のこと、相場情報の伝播と経済主体の行動の関連を考察する作業は、まさにこれからの課題である。近代以降の情報通信を考究した石井寛治、藤井信幸、杉山伸也による研究と対比すれば、近世期を対象とした研究の遅れは歴然としている⁽⁸⁾。

以上の問題意識と先行研究の知見を踏まえた上で、本稿では、大坂を拠点に相場情報の伝達を担った米飛脚と、相場の速報を担った旗振り通信の実態に接近し、これらによって伝達された相場情報が、近江国蒲生郡鏡村に居住した富農、玉尾藤左衛門家の経営活動に与えた影響を

4 この点について詳しくは拙稿2を参照のこと。

5 石井寛治は、近年、情報が近世社会において果たした役割が注目されるようになったとは言え、飛脚をはじめとする情報伝達を担った主体について、その実態の解明が遅れていると指摘している。石井寛治「日本郵政史研究の現状と課題」『郵政資料館研究紀要』創刊号、2010年3月、5～6頁。

6 高部淑子「北前船の情報世界」斎藤善之編『新しい近世史3 市場と民間社会』新人物往来社、1996年、263～305頁。

7 加藤慶一郎「大坂米価の短期変動について—嘉永6・安政元年の相場報知状を素材に一」『国民経済雑誌』第179巻第3号、1999年3月、39～52頁。

8 杉山伸也「情報革命」西川俊作・山本有造編『日本経済史5 産業化の時代下』岩波書店、1990年、133～165頁、同「情報の経済史」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、1992年、268～276頁、石井寛治『情報・通信の社会史』有斐閣、1994年、藤井信幸『テレコムの経済史—近代日本の電信・電話—』勁草書房、1998年。

考察することを課題とする。米飛脚について、その存在は藤村潤一郎によって早くから指摘されていたものの、各地に米相場の情報を伝達した飛脚集団、という以上の指摘はなされてこなかった⁽⁹⁾。加藤の言う状屋との関連も含めて、実証分析を加える必要性の高い存在である。一方、旗振り通信については、柴田昭彦によって精力的な実証分析が進められているものの⁽¹⁰⁾、近世期における実態については、依然として不透明な点が多く遺されている。これらの点に一定の接近を図った上で、相場情報を受け取った主体の動向を、玉尾家を対象に考察することが、本稿の課題である。

第1節 米飛脚の活動

① 相場情報の発信者

「諸国相場之元方」と言われた大坂の相場に、近世期の経済主体が高い関心を寄せていたことは周知の通りであるが、誰が、何のために、どのようにして、大坂相場を各地に報知したのかという点については、意外にも明らかにされていない。誰が、という点に関して、加藤慶一郎が一つの候補に挙げた状屋について、幕末に編纂されたと考えられる相場手引書「稲の穂」では、以下のように紹介されている。

史料1⁽¹¹⁾

国々商内して居る懸合浜始め、米懸りの向へ、日々正米〔現物市場〕帳合米〔先物市場〕の直段并蔵々売もの出米高、其余浜方〔米市場全般を指す〕の気配は元より、他所他国より申来る事を聞合して申遣す、惣て米商内一切の事を書認めて、書状して渡世するにより状屋といふ、

米市場関係者に対して、現先両市場の相場、蔵米の出庫状況、市況、他国より寄せられた情報を書状にして渡世する者が状屋とされている。尾道の商家、橋本家が受け取っていた相場状と、ここに示されている書状の内容が一致していることから、加藤は状屋と呼ばれた業者が、橋本家に情報を発信したものとしている。

今ひとつ重要な情報発信主体として、米売買の取り次ぎを行った米仲買が想定される。大坂の米仲買について言えば、自己勘定の売買を取り組むこともあったとは言え、8割から9割は、大坂を含む諸国からの注文によって売買をしていたとされる⁽¹²⁾。後述するように、近江国蒲生郡の玉尾藤左衛門家は、大坂、並びに大津の米仲買から相場状を受け取り、彼らに書状を送ることによって注文を行っていた。大津元会所町に住む米仲買、柴屋惣兵衛から玉尾藤左衛門

9 藤村潤一郎「翻刻飛脚関係摺物史料(一)」『史料館研究紀要』、第16号、1984年9月、319頁。

10 柴田昭彦『旗振り山』ナカニシヤ出版、2006年。

11 「考定稲の穂」、状屋の項(島本得一編『堂島米市場文献集』所書店、1970年、16頁)。「稲の穂」は、大阪市史においても紹介されているが(大阪市参事会編『大阪市史 第五』大阪市参事会、1911年、565~606頁)、ここでは誤字・脱字の修正が施された島本得一編になるものを引用した。「稲の穂」の成立年代について、島本は天保13年(1842)以降としているが、21頁に示されている先物取引の決済制度が、嘉永6年(1853)以降に制定されたものであることから、少なくともこれ以降と考えられる。尚、史料文中の亀甲括弧内の文字は筆者が書き加えたものである。以下、同様。

12 北越逸民「八木のはなし」内藤耻叟・小宮山綏介編『近古文芸温知叢書 第十二編』東京博物館、1891年、5頁。作成者の北越逸民について、その属性は詳らかではないが、作成年代は、嘉永5年(1852)と推定される。

に当てて出された相場状には、大津市場の主要な銘柄についての価格と、大坂米市場の現物相場、先物相場が記されている⁽¹³⁾。柴屋は、活動拠点とする大津米市場の相場を記し、自身が何らかの形で入手した大坂米相場情報を書き加えた上で、玉尾藤左衛門に送っている。同様の関係は、同じく大津を拠点に活動した米商、木屋久兵衛との間にも看取される⁽¹⁴⁾。顧客に対して相場状を送ることで注文を呼び込み、手数料収入を得ようとする米仲買の営業努力が窺える。

断片的な論拠からではあるが、誰が、何のために、という問いに対して一定の回答を与えるとすれば、状屋が情報の対価を得るために、あるいは米仲買が注文を呼び込むために米相場の報知に携わっていたということになる。出雲藩の払米を請け負っていた尾道の橋本家のように、地方市場で米取引に従事した主体が、取引の参考にすべく相場状の送付を求めることも想定されるが⁽¹⁵⁾、この点に関しては今後の更なる史料渉猟が求められる⁽¹⁶⁾。

② 米飛脚の「早さ」

次に、相場状の逋送を請け負った主体に目を転じたい。この点について、米飛脚の存在が既に指摘されているが、これを正面から取り上げた研究は管見の限り存在しない。そこで、彼らが作成した引き札から手がかりを探っていきたい。

図1は、三井文庫に所蔵されている引き札から起こしたものである。年代は不詳だが、刷り物であることから、相当数が作成され、配布されたと考えられる。差出人である大坂堂島の渡辺橋⁽¹⁷⁾に店を構える堺屋記次郎と、その出店の堺屋佐兵衛は、自分達をして「米飛脚出所」とも「早飛脚所」とも表記している。こうした事例は他の米飛脚でも見られ、例えば美濃屋太郎兵衛（永来町）の引き札には、「西国筋毎日早飛脚出所」とするもの、「西国筋米飛脚」とするものの2種類が存在する⁽¹⁸⁾。通信総合博物館に所蔵されている美濃屋の飛脚状に押されている印には早飛脚とある⁽¹⁹⁾。つまり、米飛脚と早飛脚の呼称は、特に区別されずに用いられていたのであり、米飛脚を名乗ることは「早さ」を唱うことでもあったことが分かる。

「早さ」に関連して着目すべきは、図1の引き札に示されている「毎日出シ」の文言である。兵庫灘、播州路、泉州路、池田、伊丹、三田、江州路、伊賀、伊勢については、定められた休日とは独立に、毎日出すことを唱っている⁽²⁰⁾。近世における町飛脚の問題点として、その遅

13 「(諸国水難ニ付大坂表米仲買共江被仰達之趣報知状)」(国文学研究資料館所蔵「近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書」、1657)。「諸色相場書状指し」(同家文書、910)。「玉尾家文書」に所収されている報知状は多岐にわたるが、銘柄の名前が木版で刷られており、価格と日付が墨書されているものが多い。

14 前掲「諸色相場書状指し」。

15 加藤前掲論文、40頁。

16 讃岐国山田郡三谷村で砂糖の生産、販売、ならびに地主経営を行っていた漆原家にも、断片的にはあるが大坂米相場を記した相場状が遺されている(「(米相場書)瀬戸内海歴史民俗資料館所蔵「讃岐国山田郡三谷村漆原家文書」、4729)。同家の史料を見る限り、米の投機取引を行っていた形跡はなく、地主経営に付随する作徳米の販売の参考にしたものと考えられる。本稿が分析対象としている玉尾家も含めて、相場情報の伝達が地域経済に与えた影響を考察する上で、富農・地主層に着目することの有効性を示唆している。

17 渡辺橋は、諸藩蔵屋敷が払米を行う際に、入札の告示を掲示した場所であり、米仲買が多く集まる場であったと考えられる。佐古慶三『佐賀藩蔵屋敷払米制度』大阪史学会、1927年、20頁。

18 「(西国筋毎日早飛脚出所営業案内)」三井文庫、高陽2180、「西国筋米飛脚休日録」三井文庫、高陽2181。美濃屋が店を構えた永来町も、堂島米会所の近傍である。

19 「飛脚状」通信総合博物館、1801-38。

西国筋早飛脚所 大坂堂島渡辺橋角 堺屋記次郎 出店同所少シ東 堺屋佐兵衛	右之外諸方臨時日限時限別仕立何時にてても 請負差立申候何卒御用向被仰付候様奉願上候以上	十二月	十一月	十月	九月	七月	六月	五月	三月	正月	年中休日定 兵庫灘毎日出刻 九ツ半時定
		小ノ月 大ノ月 廿七日限 廿八日限	朔日	晦日	八日 九日	十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日	廿五日	四日 五日 六日 七日	二日 三日 十日	四日始 十五日 十六日	
		池田 伊丹 三田 江州路 伊賀 伊勢 毎日出シ	泉州路一円毎日出シ	播州路一円毎日出シ	同早便毎日出刻 五ツ時 四ツ半時 八ツ時						

出典)「(兵庫灘西国筋米飛脚出所年中休日定他)」三井文庫、高陽2167。
図1

さが指摘されているが、ひとつには発送頻度の問題がある⁽²¹⁾。町飛脚は書状、ないし荷物を受け取り次第、即座に出立するわけではなかったため、望みのタイミングで書状を発送するためには、追加料金を支払って飛脚を仕立てねばならなかった。明治3年(1870)5月10日に駅通権正に就任した前島密は、御用の仕立飛脚の料金があまりに高いことに驚き、同月19日には民部・大蔵両省会議において、「仕立飛脚方改正」に着手し、東京から京都まで72時間以内、大阪まで78時間以内に到達する郵便を毎日差し立てるべく「新式郵便之仕法」を提案している⁽²²⁾。仕立てに依らずして、迅速かつ定期的に通送が行われることは自明ではなかったのである。これに対して、米飛脚の堺屋が「毎日出シ」を唱っていたとすれば、依頼者は追加料金を支払って飛脚を仕立てることなく、定期的かつ頻繁に書状を送ることができたことになる。これこそが、米飛脚が早飛脚を自称した所以と見るべきである。

さらに、兵庫灘への出刻に着目すると、並便が出発する九ツ半時(正午前)は堂島米会所における現物取引の終了時刻、早便が出発する五ツ時(午前8時前後)、四ツ半時(午前10時前後)、八ツ時(午後2時前後)は、それぞれ先物取引の開始時刻、現物取引の開始時刻、先物取引の終了時刻に対応している⁽²³⁾。つまり、並便は現物相場の終値が確定した段階で発送され、早便は現物相場の始直、先物相場の始直、終値が確定され次第、発送されていた。時々刻々と変化する米相場に関心を寄せる主体にとって、毎日、それも相場の節目で定期的に出立する米飛脚は、必要欠くべからざる存在であったと言える。

米飛脚の「早さ」は、官営郵便の成立過程からも裏づけることができる。前島密が提案した上述の「新式郵便之仕法」は、明治4年(1871)1月24日の布告によって、「定式急便」の名の下に、同年3月1日より実施に移されることになる⁽²⁴⁾。これにより、東京・京都間を72時

20 堂島永来町、美濃屋太郎兵衛の引き札にも「西国一円毎日米相場早便御座候」と唱われている。「(西国筋毎日早飛脚出所営業案内)」三井文庫、高陽2180。
 21 石井前掲書、15~19頁。
 22 石井前掲書、48頁。
 23 大阪大学経済史経営史研究所蔵「富子家文書」所収、「毎日正米帳合米之規矩」。現物市場は四ツ半時(午前10時前後)から九ツ半時(正午前)まで、先物相場は五ツ時(午前8時前後)から八ツ時(午後2時前後)まで、それぞれ開かれていた。
 24 石井前掲書、50~51頁。

間以内、大坂までを78時間以内に到達する官営郵便が、公用・私用を問わず、毎日差し立てられることになった。この段階では民間の飛脚問屋も独自に営業を続けていたが、同年の5月、米飛脚については準官営とも言うべき位置づけが与えられることになる。

史料2⁽²⁵⁾

既ニ東京ヨリ大坂ニ至ルノ郵便アリト雖モ、一步浪花ヲ距ル時ハ、一封ヲ達スル能ハス、声息爰ニ絶止セリ、然ルニ浪花ニ従来相場飛脚ト称スル者アリ、此輩大坂以西幸便信書通送ノ業ヲ為セリ、蓋シ諸道ヘ郵便ヲ開カントスル、其遠キニ非サルモ、実地ニ就テ行ハサレハ、亦施スモ難カラン、然シテ今此私業アルハ、他日官ニ開クル郵便ヲ補スルニ足ル、故ニ其郵便賃ノ如ハ、郵便規則ニ准拠セシメ、中国及ヒ和紀泉河、或ハ予讃等ノ便宜始テ少ク得タリトス、然共此挙、固ヨリ堂々ノ法ニ非ス、

東京・大坂間は官営郵便が開通していたが、大坂以西については「声息爰ニ絶止セリ」といった状況であった。ここで、近世以来、西国筋への通送を担っていた米飛脚に白羽の矢が立つ。「堂々ノ法」ではないが、彼らをして、郵便規則に準拠した運賃で営業させることにより、将来的に官営郵便が西国筋を押さえる際の助けにしようとの意図が窺える。

そして明治6年(1873)5月1日、民間飛脚問屋による手紙の通送は禁止され、官営郵便による完全独占体制が確立するが、ここでも米飛脚は例外とされる。

史料3⁽²⁶⁾

大坂府下堂嶋ハ米商集合、海内実況ニ原キ定価ヲ立テリ、俗之ヲ相場ト云フ、又奈良県下ハ此響応ヲ得テ以テ産トスル事古ヨリス、故ニ定価相場ノ音信毎日数回、殊ニ瞬息間ニ髪ヲ容スシテ損益大ニ関渉ス、然ルニ郵便規則ニ於ル、一通信書モ私達ヲ允サス、而テ之ヲ托セハ、今日出テ明日達シ、商業上ニ妨アリ、由テ渠■〔草冠に寺〕其廳ニ拠リ、此業体ヲ限リトシ、大坂奈良両地互通信書ノ私達ヲ請フ、固ヨリ規則ノ外ニシテ允スノ容易ヲ得サルナリ、然リ而テ人民ノ産ニ関スル義ハ之ヲ如何セン、由テ此商業ヲ限リトシ、余商ニ関スラ嚴禁シテ特別之ヲ准允ス、

大坂・奈良間に限られてはいるが、官営郵便の独占体制が敷かれた後も、相場情報の通信に求められる速報性を満たすため、米飛脚の営業が特別に許可されたことが分かる。残念ながら「駅通紀事編纂原稿」はその後の経緯を伝えていないが、官営郵便が独占体制を敷いても尚、米飛脚が提供する速報性は、市場関係者にとって不可欠のものであったことが窺える。

3 米飛脚の営業内容

毎日、それも定刻に書状を発送した米飛脚は、速度を死活的な要件とする相場情報の伝達において重要な役割を果たしていた。このように押さえた上で、次に考察すべきは、その起源と具体的な営業形態である。

まず起源について、史料的に最も遡れる事例として、天明年間(1781-1788)に「大坂通路

25 通信総合博物館所蔵「駅通紀事編纂原稿 六」。

26 通信総合博物館所蔵「駅通紀事編纂原稿 七」。月日の明記はないが、前後から6月と考えられる。

相場飛脚」と自称して、堂島の相場報知を生業としていた西宮浜鞍掛町・松本屋平八の存在が挙げられる⁽²⁷⁾。大坂米相場の報知は、大坂米市場が中央市場としての地位を確立していく16世紀中後期において、共進的に発達してきたと考えるのが自然であるが、米飛脚、あるいは相場飛脚を自称する者達が現れたのは、ある程度時代を下ってからのことであったと考えられる。

飛脚を営む業者の間で、速度を巡る競争が激化したのが18世紀前期から中期にかけてのこととされている⁽²⁸⁾。定日にまとめて発送されるとは言え、昼夜兼行で通送する「早物」や、定日にかかわらず、即刻飛脚を出発せしめ、夜通し急送する「仕立状継飛脚」といったサービスが江戸・大坂間で始まり、やがてこれら速報性の高い通送業務が飛脚業者の中心的な収入源となっていく。

この点に関連して注目すべきは飛脚問屋、島屋佐右衛門の動きである。寛文11年(1671)、木綿太物問屋が密集する江戸の大伝馬町の豪商、島屋弥十郎と、同じく大伝馬町の商人、寿大黒屋三右衛門が肝煎となって、島屋弥十郎の分家、島屋三右衛門を頭取とする飛脚組合が結成される。元禄14年(1701)には江戸瀬戸物町に「島屋佐右衛門」という名の会所が設置され、さらにその4年後の宝永2年(1705)には大坂にも会所が設けられる⁽²⁹⁾。

島屋佐右衛門が、飛脚業者間の速度競争に乗り込むべく、当時大坂において勢力を二分する存在であった江戸屋源右衛門と組んで、元文4年(1739)に設立したのが、早飛脚「柳家嘉兵衛」(大坂内淡路町)である⁽³⁰⁾。並便(普通便)において確固たる地位を築いていた江戸屋、島屋にあっても、成長著しい江戸・大坂間の早飛脚に対応する必要に迫られていたのである。そして文化3年(1806)には、この島屋が米飛脚に参入する。

史料4⁽³¹⁾

文化三年 島屋佐右衛門西国筋米飛脚開ク

是年〔文化3年〕大坂北浜一丁目島屋佐右衛門西国筋米飛脚ヲを創業シ、毎月十度ノ並便ヲ
 発ス〔中略〕右書状ハ量目十文目ヲ限ル、以上過量ハ皆前條ノ割合ニ従ヒ其賃金ヲ収ムヘシ、
 若其各地支道ニ入モノハ每一里銀六分ヲ増ス、其他臨時日限通送書状、時廻シ書状仕立飛脚
 等、何時ニ限ラス之ヲ発行スヘシ、但金銀通送及先払賃銭書状ノ通送ヲ為サス、又荷物飛脚
 ノ定日ハ、毎月朔日、六日、十一日、十六日、廿一日、廿六日、ノ六回ト定メ、其量目一貫
 目、備前ハ賃金三匁五分、備中ハ五匁、備後ハ七匁、ト為ス〔後略〕

これによれば、島屋佐右衛門が文化3年に米飛脚を創業し、金銀、並びに先払い賃銭書状を除き、毎月10回の並便によって書状を、毎月6回の定日によって荷物の通送を、それぞれ請け負ったことが分かる⁽³²⁾。早飛脚、柳屋嘉兵衛が請け負ったのは江戸・大坂間の通送であり、島屋

27 魚澄惣五郎編『西宮市史 第2巻』西宮市役所、1960年、634～635頁。藤村前掲論文、243頁。

28 土屋喬雄監修・安藤良雄編『社史 日本通運株式会社』日本通運株式会社、1962年、50～52頁。

29 前掲『社史 日本通運株式会社』、47～48頁。それまで飛脚が請け負わなかった金銀輸送を請け負ったことから、彼らは金飛脚を自称した。大伝馬町の木綿太物問屋仲間の必要が、金飛脚を生んだのである。

30 前掲『社史 日本通運株式会社』、52頁。

31 青江秀編『大日本帝国駅通志稿考証』駅通局御用掛、1891年、339～340頁。尚、島屋による文化3年の米飛脚創業説について、藤村潤一郎は疑問を呈している。その根拠は必ずしも明確ではないが、島屋がそれ以前から米相場報知に携わっていたとの見解が示されている。藤村前掲論文、243頁。

32 島屋のみならず、引き札の中で金銀・荷物の通送も請け負うとしている米飛脚が多い(「〔西国筋毎日早飛脚出所営業案内〕」(三井文庫、高陽2180)、「〔北国筋米飛脚毎日出所道中取次仲間一覽他〕」(三井文庫、高陽2184)、藤村前掲論文、319頁など)。一般的な飛脚業務の傍ら、相場報知も請け負っていた飛脚集団が、米飛脚であったと見る方が実態に近いと言える。

は大坂以西の西国筋へ、その商圈を広げようとしたのである。

以上に見た島屋の動きからすれば、まず18世紀初頭から中期にかけて、江戸・大坂間の通送で速度競争が始まって早飛脚という業態が生まれ、そしてその速度競争が大坂以西の西国筋、あるいは北国筋への相場報知へと波及し、米飛脚という業態が生まれたと解釈することができる。つまり、西国筋、北国筋への通送を請け負う早飛脚が、その主たる業務を相場状の通送としたために、米飛脚を自称したものと考えられるのである。

江戸・大坂間における並便、早便の双方において確固たる地位を築いていた島屋による米飛脚への参入は、早飛脚を西国筋へ展開することに旨味があったことを窺わせる。「毎日出シ」を唱う堺屋記次郎に比べ、月10度の並便は決して早いとは言えないが、「臨時日限通送書状、時廻シ書状仕立飛脚等、何時ニ限ラス之ヲ発行スヘシ」と唱っている以上、島屋が早飛脚を西国筋へ展開する意図を持っていたことは明らかである。これを早飛脚とせず、米飛脚と称した理由は定かではないが、江戸・大坂間では「金飛脚」を自称するほどに重視した金銀の通送を除外して、書状と荷物の通送に限定したことによるものかも知れない。

このように、遅くとも19世紀初頭には、西国筋、あるいは北国筋への相場報知に対する需要が相当程度、高まっていたと考えられる。図1で示した引き札が木版刷りであることは、相当数の顧客がいたこと、そして競合する業者が存在したことを示唆している。事実、三井文庫には、堺屋記次郎／佐兵衛の引き札の他に、「西国筋米飛脚」として美濃屋太郎兵衛、「諸国米飛脚出所」として渡海屋彦兵衛、「北国筋米飛脚」として増田屋市右衛門（大坂堂島中一丁目）、「米市早飛脚」として福田屋嘉二郎（大坂堂島渡辺橋北詰）の引き札が所蔵されている⁽³³⁾。また、通信総合博物館には、年代は不詳ながら、米飛脚のものと考えられる受取書が数点現存しており、それによれば、上述の堂島早飛脚・美濃屋太郎兵衛をはじめ、兵庫米飛脚・石藤、堂島早飛脚・車源の名前が確認できる⁽³⁴⁾。ここに挙げた飛脚集団の活動時期は不明確であるが、18世紀中後期には、米飛脚を自称する飛脚所が複数存在し、競争関係にあったと考えてよいだろう。

次に米飛脚の営業内容を考察する。運賃については、堺屋喜平治の天保15年（1844）における定賃と、島屋が文化3年（1806）に米飛脚事業に参入した際の定賃がそれぞれ判明する（表1、2）。藤村潤一郎によれば、ここで挙げられている堺屋喜平治は「従大坂毎日西国筋早飛脚出所」、在所は堂島渡辺橋北詰とされている⁽³⁵⁾。表1によれば、堺屋喜平治の営業範囲は、熊本まで及んでおり、一部地域を除いて早便が仕立てられていたことが窺える。一方、島屋が米飛脚を開業するに当たって設定した定賃を見ると、早便の記載はないが堺屋喜平治と同じ料金体系となっていることが分かる（表2）。米飛脚相互で、通送業務を共同で担っていた可能性もあるが、今後の検討課題としたい。

加藤慶一郎によれば、尾道の橋本家では嘉永6年（1853）の段階で、相場状1通を入手するのに、平均して1匁5分をかけていたことが明らかにされている⁽³⁶⁾。時期のずれがあり、かつ橋本家がいかなる米飛脚を利用していたのかは不詳であるとは言え、堺屋喜平治、島屋佐右衛門が提示する並便の定賃と一致している点は抑えておきたい。

33 「(西国筋毎日早飛脚出所営業案内)」(三井文庫、高陽2180)、「(諸国米飛脚出所飛脚休日定他)」(三井文庫、高陽2160)、「(北国筋米飛脚毎日出所道中取次仲間一覽他)」(三井文庫、高陽2184)、「(飛脚便休日定他)」(三井文庫、高陽2183)。

34 「飛脚状」(通信総合博物館所蔵、1801-13)、「飛脚状」(通信総合博物館所蔵、1801-32)、「飛脚状」(通信総合博物館所蔵、1801-38)、「飛脚屋引受証書」(通信総合博物館所蔵、1861-46)。

35 藤村前掲論文、319頁。

36 加藤前掲論文、50頁。

定賃 (匁)				定賃 (匁)				定賃 (匁)			
国名	地名	並	早	国名	地名	並	早	国名	地名	並	早
播磨	赤穂	0.5	1.0	讃岐	金比羅	3.5	—	長門	下関	1.5	15.0
備前	岡山	0.6	3.0	讃岐	高松	2.0	5.0	豊前	小倉	1.5	15.0
備前	金岡	0.6	3.0	備後	福山	2.0	8.0	豊前	中津	3.0	無早便
備前	西大寺	0.6	3.0	備後	尾道	1.5	8.0	筑前	福岡	3.0	無早便
伯耆	米子	2.5	5.0	備後	三原	1.5	8.0	筑前	博多	3.0	無早便
出雲	松江	5.0	—	安芸	広島	2.0	8.0	筑後	久留米	4.5	無早便
備中	板倉	1.0	4.5	安芸	宮島	2.5	8.0	筑後	柳川	4.0	無早便
備中	宮内	1.0	4.5	周防	岩国	2.0	12.0	肥前	佐賀	3.0	無早便
備中	倉敷	1.5	6.0	周防	山口	1.5	12.0	肥後	熊本	4.5	無早便
備中	玉島	1.5	—	周防	三田尻	2.0	15.0				
備中	笹岡	1.5	8.0	長門	萩	2.0	15.0				

出典) 藤村潤一郎「幕末豊前小倉飛脚問屋中原屋について」(秀村選三編『西南地域史研究 第5輯』文献出版、1983年、9頁の第4表を整理)。

表 1

地名	定賃 (匁)	地名	定賃 (匁)	地名	定賃 (匁)
播州明石	0.3	備後福山	2.0	長州萩	2.0
播州姫路	0.5	讃州金比羅	3.5	長州下関	1.5
播州高砂	0.5	讃州高松	2.0	豊前小倉	1.5
播州赤穂	0.5	尾道・三原	1.5	豊前中津	3.0
備前岡山	0.6	芸州広島	2.0	筑前福岡	3.0
備前西大寺	0.6	薩州鹿児島	10.0	筑前博多	3.0
伯州米子	2.0	肥前長崎	3.0	筑後久留米	4.5
作州津山	2.5	壱岐対馬	6.5	筑後柳川	4.0
雲州松江	5.0	芸州宮島	2.5	肥前佐賀	3.0
板倉宮内	1.0	防州岩国	2.0	肥後熊本	4.5
庭瀬倉敷	1.5	防州山口	1.5		
玉島笹岡	1.5	防州三田尻	1.5		

出典) 青江秀編『大日本帝国駅通志稿考証』駅通局御用掛、1891年、339-340頁。

表 2

米飛脚の営業範囲について、上述した美濃屋太郎兵衛の引き札から、西国筋の中継所を拾ってみると、摂津国から長門国に至る山陽道沿いの国々、貝塚をはじめとする和泉国、そして讃岐国、伊予国に、中継所が設けられている⁽³⁷⁾。一方、「北国筋米飛脚」を名乗った増田屋市右衛門の引き札には、道筋取次仲間として、近江国であれば、大津、膳所、草津、越前国であれば敦賀、今庄、府中のように地名が書き上げられているが、これらの地に点在した取次仲間がいかなる機能を果たしたのかについては不詳である⁽³⁸⁾。また、増田屋は北国筋を唱っているが、摂河泉播、九州一円までも営業範囲としており、西国筋米飛脚との明確な棲み分けはなされていなかったようにも見える。

先に紹介した堺屋喜平治の営業範囲も含め、ここで挙げた例は、大坂米市場と密接な関連を

37 「(西国筋毎日早飛脚出所営業案内)」(三井文庫、高陽2180)。

38 「(北国筋米飛脚毎日出所道中取次仲間一覧他)」(三井文庫、高陽2184)。

持っていた北国筋、西国筋に限られるとは言え、かくも稠密かつ広汎なネットワークが構築されていたことは、近世期の市場経済を考える上で、極めて重要な意味を持つ。冒頭に述べた通り、大坂堂島米会所で形成された米価は、近隣の天津米市場へと伝達され、天津米市場はそれを即座に反映していた⁽³⁹⁾。地方米市場が適切に情報を反映していたとする限り、同じ連関が米飛脚の行く所、各地の米市場でも生じたと考えられる。1970年代に進められた物価史研究が明らかにした通り、西日本各地の米価は大坂米価と高い正の相関を持っていた⁽⁴⁰⁾。このことは、その背後に米飛脚を自称する早飛脚が提供した相場情報伝達のネットワークが存在していたことを示唆している。

第2節 旗振り通信に関する一考察

① 旗振り通信の概要

近世社会における相場情報の伝達を語る上で、米飛脚と並んで重要な通信手段として、旗振り通信が挙げられる。伝承としては、紀伊国屋文左衛門が江戸にて色旗を用いて米相場伝達を行ったことが、旗振り通信の濫觴とされているが⁽⁴¹⁾、史料上の初出は、宝永3年(1706)の角屋与三次による挙手信号の事例である⁽⁴²⁾。また、延享2年(1745)大和国平群平群郡若井村の住人・源助なるものが、大傘を利用して、堂島米会所相場を伝達したことも知られている⁽⁴³⁾。

このように遅くとも18世紀初頭には、視覚情報を利用した通信が行われていたと考えられるが、その実態については極めて断片的な史料からの復元か、近代以降の姿からの推測に頼らざるを得ない状況にある。声はすれども姿の見えない徳川時代の旗振り通信について、多少なりとも姿の見える大坂・天津間の旗振り通信を中心に、若干の検討を行うことが本節の課題である。

行論の参考に付すべく、まずは近代以降における旗振り通信の具体的な方法について押さえておく。ここでは明治42年(1909)年に、大阪市役所が行った調査に基づいて記されている「旗振り信号の沿革及仕方」と、独自の調査を加えた柴田昭彦による研究を参考に、その概要を紹介する⁽⁴⁴⁾。

旗振り通信において、例えば14という数字を送信する場合には、振り出しの合図として旗を中央直線に振り下ろした後に、右に1回(十の位)、左に4回(一の位)旗を振って14を表現する。下等の通信の場合は、これにて送信完了となるが、上等の通信の場合、これに加えて確認用の通信が行われる⁽⁴⁵⁾。受信者と送信者は、あらかじめ信号表を共有していた。仮にそこ

39 前掲拙稿2。

40 岩橋勝『近世日本物価史の研究』大原新生社、1981年。山崎隆三『近世物価史研究』塙書房、1983年。宮本又郎『近世日本の市場経済—大坂米市場分析—』有斐閣、1988年。

41 「旗振り信号の沿革及仕方 附、伝書鳩の事」『明治大正大阪市史 第七卷 史料編』日本評論社、1932年、977頁。

42 柴田前掲書、3頁。もっとも、この角屋による挙手信号は、信号手による誤った情報の送信により、与三次自身が大損を蒙ることになったと言う(同書、4頁)。

43 小島昌太郎・近藤文二「大阪の旗振り通信」『明治大正大阪市史 第五卷 史料編』日本評論社、1933年、359頁。

44 前掲「旗振り信号の沿革及仕方」、柴田前掲書7～19頁。柴田によれば、大正3年(1914)12月に施行された「予約取引所電話規則」によって市外電話の予約が可能となったことが、大阪において手旗通信が電話に代替される画期になったとされる(柴田前掲書、7頁)。このことからすれば、大阪市役所が行った明治42年の調査は、旗振り通信の最末期における姿を示したものと言える。

で14を意味する「合い印」として、数字の5が定められていたとしよう⁽⁴⁶⁾。送信者は、14を送信した後に、一の位を意味する左側に5回、旗を振ることによって5を送信する。受信者は、14と5の双方を確認し、もし間違いがあれば問い返したという。同じ原理によって、文字情報や地名についても、あらかじめ共有している信号表によって数値化して送信された。

明治期に利用された旗振り場の間隔を柴田が実測した所によれば、1里（4km）から5里半（22km）、平均すれば3里（12km）とされている⁽⁴⁷⁾。伝承されている大阪・地方都市間の通信所用時間と旗振り場の平均的な間隔からすれば、送信1回の所要時間は約1分、通信速度は平均時速720kmとなる⁽⁴⁸⁾。送信の頻度については地域差があったが、1日に5～10回が平均的とされている⁽⁴⁹⁾。

また、情報の盗用を防ぐために、送信する情報には「台付」、あるいは「玉入れ」と呼ばれた暗号化が施されていた。例えば、5日は10銭を加算し、6日は7銭を加算するといった具合であり、その計算内容は毎日変更されたという。

以上の内容が、どれだけ近世期の姿を近似しているか、心許ない限りであるが、望遠鏡以外に技術的な進歩が図られる余地がないとすれば、概ね近世期の実態を表しているのではないかと推察する。

2 幕府の禁令

旗や幟を用いた通信について、幕府はこれを禁止行為として取り締まっていた。安永4年（1775）に幕府が大坂三郷と摂津河内の村々に宛てて出した以下の町触は、そのことを示すものとしてしばしば引用される。

史料5⁽⁵⁰⁾

大坂三郷并摂河村々ニ而幟を振、其外種々之相図いたし、当表之米相場を他所へ移候もの有之節ハ、召捕、咎申付候事ニ候所、其当ハ相慎候得共、程過候得者、又候相企、当時も所々にて同様之仕方有之趣粗相聞、不埒ニ付、悉召捕可遂吟味候得共、全風聞迄之事故、不及沙汰候、向後幟其外種々之仕方ニ而相場を移候もの有之ハ、其所之もの出会捕置可訴出候、捕違ハ不苦候得共、自然遁〔「隠」カ〕置候ハ可為落度候、右之通相触候上者、米相場掛り候もの共、弥相慎、他所へ相庭を移申間敷候、万一不慎之もの有之、召捕候者、当人者勿論、其筋ニ携候もの共一統遂吟味、急度可相咎候條、末々迄不洩様可触知者也、

未〔安永4年（1775）〕閏十二月

冒頭部分に着目すると、禁令を発したのはこれが初めてではなかったことが分かる。また、こ

45 通信における上等・下等の別が、「合い印」の有無にあるという点は、柴田前掲書、18頁の記述を基にした。

46 無論、ここで例示した5という数字そのものに意味はなく、数値は適宜変更されていたと考えられる。前掲「旗振信号の沿革及仕方」、975～977頁に、信号表の例が掲示されている。

47 柴田前掲書、7～8頁。

48 参考までに柴田が掲げる大坂からの通信時間を摘記すれば、以下の通りである（柴田前掲書、8頁）。和歌山3分、京都4分、神戸7分、桑名10分、岡山15分、広島40分弱。それぞれの時期については不詳だが、望遠鏡の倍率に限界があった近世にあっては、より長い時間を要したものと推定される。

49 柴田前掲書、19頁。

50 大阪市参事会編『大阪市史 第三』大阪市参事会、1911年、858～859頁。

の禁令に抵触した場合、「其筋ニ携候もの共一統」について咎を申しつけるとあることから、組織的な通信体系が形成されていたことを窺せる。

最初の禁令が、いつ発せられたのかについては定かではないが、宝暦10年（1760）9月、京都町奉行所が、大津における米取引の実態に関して諮問を行った際に、大津御用米会所頭取より提出された書付には、以下のようにある。

史料6⁽⁵¹⁾

一、大阪日飛脚を以て、其日々時々之相場取申候由、御聞に達し、如何様成儀と御尋被遊候、此儀大阪相場之儀は、米相場立候根元故、何方之米屋にても大阪相場不承では、米売買出来不仕候に付、前日之大阪相場書、毎朝大阪より差越候、其外、米屋共之内にも、其日時々之大阪相場存知候儀、御座候へ共、是は米屋共銘々自分自分の働を以て、早く存知候儀に御座候、米会所には毎朝相場状之外一切無御座候〔後略〕

大坂の米相場を知らずしては、大津における米取引は成り立たないとした上で、大津米会所では、大坂よりの相場書を毎朝受け取っていたとしている。また、毎朝届けられる相場書とは別に、より早く情報を仕入れようとする米商がいるとした上で、米会所では相場書の他には一切受け取っていないことを強調している。そもそも京都町奉行所は、飛脚による大坂相場の伝達について、大津米会所での慣行を諮問しているに過ぎず、相場書以外の情報源は一切利用していないと強調する必然性はない。毎朝届けられる正規の相場書以外の方法によって相場情報を入手する行為を違法とは認識していないにせよ、何らかの理由でこれを憚る意識が見て取れる。「米屋共銘々自分自分の働」が、旗振り通信を指しているのか、あるいは米飛脚／早飛脚を指しているのか定かではないが、宝暦10年の段階で、幕府が相場情報の伝達に関心を寄せていたことは確かである⁽⁵²⁾。

手旗、その他の手段による通信を禁ずる町触は、その後も安永6年（1785）、天明3年（1783）と立て続けに出されているが、禁止対象とする通信手段は、幟や旗に加えて、鳩の足に相場の高下を記した紙を括り付けるなど、多様化している⁽⁵³⁾。

幕府が旗振り通信を禁止行為とした理由について、史料5を見ると「他所へ相庭を移」す行為を問題視しているように見える。しかし、実際に取り締まりの対象となったのは、その手段であったことが天明3年の禁令から分かる。そこでは、明和元年（1764）に公許され、営業を続けていた江戸堀三丁目の米会所へ、堂島米会所の相場を飛脚で報知することは認めつつ、鳩や「手品仕形」などによって合図を送る行為が禁止対象となっている。柴田昭彦はこれを米飛

51 大津市私立教育会編『大津市志 中巻』淳風房、1911年、856～859頁。尚、「阪」の字については原文の表記に従った。

52 早飛脚であれば、大坂相場が取引を終える八ツ時（午後2時前後）に出立して、たとえ日没後であっても、同じ営業日中に大津へと相場状を届けたはずである。前日の相場が翌朝届けられていたとすれば、この時期の大津米会所は早飛脚／米飛脚を利用していなかったことになる。そうしたサービスが存在してなかったから利用しなかったのか、あるいはあえて利用しなかったのかは、今後の検討課題とせざるを得ない。

53 前掲『大阪市史 第三』、880、997頁。こうした禁令は大坂町奉行所の支配国である摂河泉播の4ヶ国に限られていたため、堂島の相場を大津へ伝達する場合には、まず飛脚を大和川南岸の松屋新田（泉州）に走らせ、旗を振って大和国十三峠に継ぎ、これを山城国へと旗によって伝達していたとされるが、真偽は定かではない（前掲「旗振信号の沿革及仕方」、977頁）。

脚の生活権を守るためであったとしているが⁽⁵⁴⁾、公許を与件としない米飛脚の営業を幕府が保護する積極的な理由は見当たらない⁽⁵⁵⁾。営業保護以外の観点から、幕府が飛脚による相場報知のみを認めたとすれば、先格・先例もなく、精度も疑わしい手品がましき手法によって相場を報知することを取り締まる意図があったと考えるのが自然である。

3 大坂・大津間の旗振り通信

幕府によって禁止されていた旗振り通信であったが、少なくとも大坂・大津間では、実際に行われていたことを裏づけることができる。安永10年(1781)4月、大津御用米会所の頭取から、三井寺(園城寺)の三別所に宛てて、寺域の山に「気色見」を設置するために、地面を拝借したい旨を願う書付が提出されている⁽⁵⁶⁾。この書付に利用目的は一切示されておらず、ただ「気色見」とのみ記されているが、明らかに相場報知を念頭に置いたものである。幕府の禁令を念頭に、曖昧な表現を使ったものと思われる。

このように、大津米市場では18世紀後期から旗振り通信が利用されていたと考えられるが、近江国蒲生郡鏡村に居住した富農、玉尾藤左衛門が、宝暦5年(1755)から幕末に至るまで、5代にわたって相場情報を記録した「万相場日記」によれば、文政10年(1827)に至るまで、「登り状」、「飛脚」など、飛脚による伝達を窺わせる記述は見られるものの、それ以外の伝達方法を示唆するような記述は一切なされていない⁽⁵⁷⁾。文政10年までは、同一の日付であっても、大坂相場はその前日の相場を記載しているのに対し、大津相場については当日の相場を記していることから、玉尾藤左衛門が大坂相場を1日遅れで入手したことが分かる。

しかし、天保末年になると、「大坂カスミ」、「大坂曇天不分」などの注記がなされた上で、これらの日の大坂相場が空欄になっている事例が散見されるようになり、大坂相場が日付通りに記載されるようになる⁽⁵⁸⁾。飛脚による相場状の通送であれば、雨天はともかく、曇天や霞は問題とならないはずである。明治末期に旗振り通信に従事した水谷与三郎は「モヤの日は見通しがきかなかつた。少々の雨降りでもふりました。かすんで見えぬ時は電報でやるか、晴れるのを待ってかためて一時に旗をふった。」と述懐している⁽⁵⁹⁾。旗振り通信に用いる望遠鏡の倍率も低かったと考えられる近世期にあつては、天候に左右される要素がより大きかったと考えられる。「万相場日記」において、雨天、曇天にて大坂相場が空欄になっている場合には、翌日の欄に「飛脚状」などと注記した上で、昨日の相場が記載される。近代以降における電報と旗振り通信の補完関係のように、雨天・曇天時には、飛脚による通信がこれを補ったのであろう。

以上の変化が、冒頭において述べた大津米市場における価格形成の変化、すなわち1営業日

54 柴田前掲書、5頁。

55 天明2年(1782)11月、江戸の飛脚問屋九軒仲間(京屋弥兵衛、島屋佐右衛門など)が「京大坂定飛脚問屋」として公認され、冥加金を上納することになるが、その範囲は東海道、中山道、日光道中、奥州道中の飛脚請負に限られており、西国筋、北国筋への米飛脚事業は含まれていない(前掲『社史 日本通運株式会社』、74~75頁)。

56 大津市役所編『大津市史 下巻』大津市史覆刻刊行会、1973年、82頁。

57 「万相場日記」、国文学研究資料館所蔵「近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書」、439-451。以下、同史料を引用する際は「万相場日記」、史料番号と略記する。

58 例えば天保13年(1842)5月17日条では「大坂雨天不参」とあり、翌5月18日条では「大坂曇天不分」とあり、いずれも大坂相場は空欄となっている(「万相場日記」、447)。

59 近畿電気通信局経営調査室「近畿における情報伝達の歴史的発展 その五「旗振り」」発行元不詳、1976年、68頁。

遅れにて大坂市場に追随する状態から、同営業日中に追随する状態への変化をもたらしたものと考えられる⁽⁶⁰⁾。18世紀初頭、江戸・大坂間の通送で始まった速度を巡る競争は、相場報知という時々刻々と変化する情報を伝達する場において、最も先鋭な形となって現れた。史料6が示しているように、「銘々自分自分の働を以て、早く」大坂相場を知りたいと願う米市場参加者の飽くなき利益追求欲が、米飛脚を生み、さらには旗振り通信を生み出したのである。

第3節 玉尾藤左衛門による投機取引

① 玉尾家の概要

18世紀中後期より大坂米相場を速やかに報知することを生業とする業者が生まれていたことは、それだけ速やかに大坂相場を知りたいと願う主体が存在したことを意味する。本稿が分析対象とする近江国蒲生郡鏡村に居住した富農、玉尾藤左衛門もその一人である。

近江国蒲生郡鏡村（現・滋賀県蒲生郡竜王町）は、近江商人の本拠地の一つである近江八幡の西南方、野洲郡との境に位置し、中山道の武佐宿、守山宿の中間に位置する街道村であった⁽⁶¹⁾。鏡村にいつから玉尾家が居住していたのかについては明らかではない。同家過去帳によれば、慶安元年（1648）に没した玉尾藤蔵を中興の祖としており、慶長検地施行時には、高請百姓として存在していたと考えられる⁽⁶²⁾。屋号を米屋と称した一方で、5代定治（1694-1765）の代より、玉尾藤左衛門を名乗り、これを代々世襲している⁽⁶³⁾。

幅広く商業活動を展開した玉尾家であるが、その中心的位置を占めたのが米取引である。それは大きく分けると5つに分類される。すなわち、①仁正寺藩市橋家の払米への応札と転売、②地域の余剰米販売の仲介、③自身の地主経営に付随する作徳米の販売、④自身の肥料販売の対価として受け取った米の販売、⑤大津、大坂市場における米の投機取引、であるが、ここでは⑤に着目して分析を加える⁽⁶⁴⁾。

② 相場情報の収集

玉尾家の投機取引を語る上で、まず押さえるべきは、同家が5代にわたって「万相場日記」と題する相場帳を書き残していたという事実である。同相場帳が記録した物価は多岐にわたるが、継続して記載されているものは、大坂米価、大津米価、大津の金銀相場である。現存する最古の「万相場日記」は、宝暦5年（1755）のものであるが、寛政期（1789-1800）以前については、月に数回程度の頻度でしか記載がなされていないのに対し、寛政後期以降、記載頻度が日次へと高まり、記載項目も増加していく。日次、あるいは日中の値動きに至るまで、仔細に記録する必要に迫られたとすれば、それは投機取引に資するためであったと考えられる。

「万相場日記」に記されている内容は物価に限られるわけではなく、諸国で発生した災害や

60 詳しくは前掲拙稿2を参照のこと。

61 国立史料館編『近江国鏡村玉尾家永代帳』東京大学出版会、1988年、1～2頁。

62 前掲『永代帳』、12頁。

63 国立史料館編『史料館所蔵史料目録 第23集』国立史料館、1974年、116頁、前掲『永代帳』、8頁。

64 この内、①については岩橋前掲書、334～358頁、鶴岡実枝子「近世米穀取引市場としての大津一湖東農村商人の相場帳の紹介（二）―」『史料館研究紀要』、第5号、1972年3月、19～209頁、②～④については、拙稿「取引統治効果の深化と派生―近世期地方米市場の拡大―」東京大学社会科学研究所ディスカッションペーパーシリーズ、J-178、2009年（以下、拙稿3）、をそれぞれ参照のこと。

その被害状況、大坂の市況など、物価に作用すると考えられる情報が付記されることが多い。その内容の多くは、大津に店を構える問屋から寄せられる相場状に依ったものであり、寛政期以後の送り主は、木屋久兵衛、柴屋惣兵衛の2名に固定化される。この木屋、柴屋の両名は、仁正寺藩の蔵元を務めた商人であり、特に木屋久兵衛は、大津御用米会所の頭取役を、設立当初から務めていた商人であった⁽⁶⁵⁾。

中でも取引頻度が高い相手は、木屋久兵衛であり、玉尾との密接な関係は、厩大な往復書状から窺える。

史料7⁽⁶⁶⁾

一筆啓上仕候〔中略〕昨今気配宜敷、沢米〔彦根藩蔵米〕四十九匁五分位ニ而有之候得共、熊川米〔小浜藩蔵米〕ハ此節かい人無之、殊の外下直ニ付ケ候ゆへ、売り兼居申候、漸々今夕、百俵うり付申候、うり口
一、熊川米 百俵 四十八匁六分がへ
右之通売付申候〔後略〕

これは寛政2年(1790)5月22日に、木屋久兵衛より玉尾藤左衛門に宛てて出された書状であるが、玉尾家より出されていた熊川米の売り注文が約定されたことを報告している。売却価格について、玉尾家から指示があったようには見受けられず、木屋久兵衛の判断で売却を行っていることから、ここでの注文は成行注文であったことが分かる。こうした書状は厩大に遺されており、その通送を担った相場飛脚へ支払った賃銭についても記録されている(表3)。表には含めなかったが、各状の発信者が「木」、「柴」などの記号によって明記されており、それぞれ木屋久兵衛と柴屋惣兵衛を指している。表3によれば、賃銭定額制が導入される弘化2年(1845)以前について、受信件数が増加していく傾向にあったことが窺える。寛政12年(1800)より記録が開始されているという事実、そしてその後化成年にかけて件数が増加しているという事実は、先に述べた「万相場日記」の記載内容の変化と平仄が合っている。

定額制導入以前について、1通当たり平均賃銭を計算すると約10.3文となる。定額制導入後は、件数が記録されなくなるため、1通当たりの賃銭を計算することはできないが、仮に文政13年(1830)程度の件数が維持されたか、あるいは増加したとすれば、1通当たりの賃銭は10文を大きく下回ることになる⁽⁶⁷⁾。玉尾家にとっては値下げを意味したと考えられる定額制の導入は重要な示唆を我々に与えている。それが顧客数の増加に伴う限界費用の低下によるものであったとしても、飛脚業者の新規参入によるものであったとしても、あるいは書状による相場情報の価値が低下したことによるものであったとしても、近世後期における情報社会の進展を意味しているからである。仮に3点目が妥当するならば、飛脚を代替する手旗信号の普及が、「遅い」情報の価値を低下させていたことになるが、残念ながら史料的にこれを裏づけることはできない。

次に玉尾家が利用した相場飛脚について考察を加えたい。先に確認した米飛脚、堺屋と島屋の定賃に大津の記載はないが、同程度の距離で当たると播州明石まで銀3分、同高砂まで5分となっている(表1、2)。玉尾家が1通当たりに支払っていた約10.3文を、当時の銭相場(1

65 前掲『史料目録』、131頁、前掲『大津市志 中巻』、863～867頁。

66 「諸国注文仕切状刺」(前掲「玉尾家文書」、890)。

67 最幕末期における賃銭上昇については、開港後のインフレーションを反映したものと考えられるため、ここでは考察対象に含めていない。

年度	総数 (通)	賃銭 (文)	1 通当たり賃銭	年度	総数 (通)	賃銭 (文)	1 通当たり賃銭
1800年	35		—	1853年・上	—	400	—
1801年	46	—	—	1853年・下	—	400	—
1812年・上	18	184	10.2	1854年・上	—	400	—
1812年・下	41	426	10.4	1854年・下	—	400	—
1813年・上	15	154	10.3	1858年・上	—	400	—
1813年・下	58	604	10.4	1858年・下	—	400	—
1814年・上	40	416	10.4	1860年・上	—	400	—
1814年・下	44	456	10.4	1860年・下	—	400	—
1828年・上	37	382	10.3	1861年・上	—	818	—
1828年・下	90	936	10.4	1861年・下	—	818	—
1829年・上	60	624	10.4	1863年・上	—	818	—
1829年・下	74	768	10.4	1863年・下	—	818	—
1830年・上	95	986	10.4	1864年・上	—	918	—
1830年・下	75	778	10.4	1864年・下	—	818	—
1851年・上	—	400	—	1866年・上	—	918	—
1851年・下	—	400	—	1866年・下	—	1,227	—
1852年・上	—	500	—				
1852年・下	—	400	—				

出典)「作徳覚」(滋賀大学経済学部附属史料館蔵「近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書」、32-49)

注) 1. 文久元年以降は金建てのため、比較の便宜上、宮本又次「近世大阪の物価と利子—日本近世物価史研究 3—」、1963年、79頁より、各年7月、12月の銭相場を参照し、換算値を記載。

2. 弘化2年(1845)以降、「賃銭半季二、銭四百文定」とある。

3. 嘉永5年上期については、閏月が含まれるため、500文となっている。

表 3

貫文 = 9 匁 3 分と想定) で換算すると銀 1 分となる。米飛脚の定賃や、尾道の橋本家が相場状 1 通に支払った銀 1 匁 5 分と比較すれば、相対的に安いことが分かる⁽⁶⁸⁾。差し当たって可能な解釈としては、大坂から発せられる米飛脚による報知を大津の米問屋が受け、一旦そこで賃銭の支払いがなされた後、その内容に大津相場を書き加えた上で玉尾家に逡送され、その賃銭は玉尾家が支払っていたことが考えられる。木屋から送られてくる書状には「諸方 飛脚出所 大津 近江屋」といった印が押されていることもあるが⁽⁶⁹⁾、これらが大坂に拠点を置く米飛脚の相仕であったか否かについては不明である⁽⁷⁰⁾。いずれにせよ、米飛脚が伝えた情報が、その土地土地の情報が加味された上で再分配されていたことを示唆している。近世社会における相場情報の広がりをもっと具体的に示すものとして注目に値しよう。

3 投機取引の実態

かくも精力的に相場情報を収集、記録した玉尾家が、それをいかに活用していたのかを示す事例として、文政11年(1828)7月から8月にかけての動向を紹介する。文政11年7月11日に、九州、中国地方の不作を伝える書状が豊前小倉より「飛船」によって大坂に向けて発せられ、

68 加藤前掲論文、50頁。

69 寛政8年(1796)「諸色相場書状指し」(前掲「玉尾家文書」、910)。

70 管見の限り、玉尾家に送られてきた相場状に、米飛脚として名前を把握できている者の印は確認していない。

それが「七月十八日承ル」として玉尾家の日記である「永代帳」に転載されている⁽⁷¹⁾。差出人、受取人、共に不詳であるが、おそらくは小倉商人→大坂米商→大津米商→玉尾家、というルートで伝達されたものと思われる。そして同年8月、今度は下関における大風被害を報知する書状が転載されている。

史料8⁽⁷²⁾

〔8月9日に下関が大風の被害を受けたことを伝えた上で〕此通りくわしき事ハ知る人無少候故、驚キ不申、追々相分り候ハ、一時ニ引立可申存候、余り大變之事故、御知らせ申上候、

子八月十三日、大坂堂嶋 伊勢屋武助

いずれの書状も、おそらくは大坂米商と直接取引関係のあった大津米商に当てられた報知状が、玉尾家に転送されたものと思われる。この書状が作成された8月13日の段階では、下関の大風被害を知る者は少なく、市場は平穏を保っていたことが分かる。この間、玉尾家では積極的な米の買付けを行っている。まず7月17日から8月8日にかけて、大津米市場において4,900俵の沢米、すなわち彦根藩蔵米を、木屋久兵衛を通して総額132貫428匁で買い付けている⁽⁷³⁾。1石当たりの価格は67匁前後である。そして、8月22日より一転して売りに出て、下地から買持ちしていた分も含め、総計7,100俵の沢米を、221貫215匁で売却している。相場は1石当たり78匁前後である。九州、中国地方の不作予想を受けて沢米の買持ちを進め、下関の大風被害という僥倖も得て、高値で売り埋めることに成功している。玉尾家の買注文は、実需によるものではなく、米騰貴を予想した上での投機的行動だったのである。

玉尾家が大津米商を通じて売買を行った履歴は、半季に1度、「俵物通」と題された通帳にまとめられ、大津米商から玉尾家宛てに送られている。断片的にはあるが、複数時点の通帳が遺されている(表4)。

玉尾家が売買した銘柄は、沢米、熊川米、筑前米、肥後米、加賀米など、大津、大坂両米市

年度	取引先	〈大津取引〉				〈大坂取引〉			
		買い		売り		買い		売り	
		数量 (俵)	代銀 (匁)	数量 (俵)	代銀 (匁)	数量 (俵)	代銀 (匁)	数量 (俵)	代銀 (匁)
1783年	米屋孫兵衛	0	0	42	1,436	0	0	0	0
1784年	米屋孫兵衛	0	0	500	16,156	0	0	0	0
1814年秋	木屋久兵衛	3,000	72,044	1,500	37,513	1,800	37,400	3,600	80,520
1817年	木屋久兵衛	2,000	45,156	0	0	6,300	128,595	21,000	447,560
1819年春	木屋久兵衛	2,500	52,034	200	3,647	900	14,780	2,160	33,461
1825年春	木屋久兵衛	2,800	71,897	2,800	75,686	3,300	77,228	1,200	28,830
1826年春	木屋久兵衛	2,000	43,655	0	0	1,200	22,040	3,300	81,500
1828年秋	木屋久兵衛	7,100	202,009	7,400	229,408	0	0	600	21,050

出典)「俵物通仕切通」(国文学研究資料館所蔵「近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書」、166、167)、「俵物通」(同、453-2、456、458-460)。

表4

71 前掲『永代帳』、285頁。

72 前掲『永代帳』、285～286頁。

73 「俵物通」(前掲「玉尾家文書」、460)。

場における主要な取引銘柄で構成されている。いずれの年度についても、買持ちした米切手を売り埋める形式をとっており、実需取引でないことは明らかである⁽⁷⁴⁾。文化14年(1817)の大坂米市場における2万1,000俵の売り注文が示す通り、玉尾家による大坂での投機取引は、「万相場日記」の記載頻度が高まり、相場情報を積極的に集めるに至った文化年間に一つのピークを迎えていたと考えられる。

文政期以降、断片的に遺されている通帳には、投機取引を窺わせる内容が確認できないが、「万相場日記」には、少なくとも安政6年(1859)までは密度の高い記載がなされていること、注文仕切状についても安政5年まで遺されていることから、玉尾家の投機取引は、程度の差こそあれ、その後も継続して行われていたと考えられる。

おわりに

「諸国相場之元方」たる大坂米市場が諸国から集まる情報を価格に反映し、そこで形成された米価が米飛脚、旗振り通信によって各地に伝播される。本稿が明らかにした通り、毎日、それも定刻に飛脚が出立することが求められた程、そして旗振り通信が利用される程、相場を左右する情報の伝達に求められる速報性は高まっていた。玉尾家がそうであったように、近世期の米市場にあって投機的利益を上げようと思うならば、文字通り一刻も早く情報を仕入れ、状況の変化に対して機敏に反応する用意がなくてはならなかった。一部の者による情報独占、異地点間の情報非対称が、速やかに解消される社会が、少なくとも畿内周辺には実現していた。米飛脚の営業範囲から考えれば、同様の現象が他の地方においても実現していた可能性は十分に考えられる。

大坂米仲買が取り組んだ取引の8割から9割が外部からの発注であるという事実、米飛脚が複数存在し、西日本、日本海沿岸各地にネットワークを構築していたという事実、幕府が問題視する程に旗振り通信が盛んに行われていたという事実、大坂を中心として西日本各地の米価が正の相関を持っていたという事実。これらの事実を踏まえるならば、玉尾家のような経済主体が決して特殊ではなく、むしろ同家のような経済主体が分厚く存在していたことを示唆している。その意味で、本稿は畿内周辺の、それもごく一部を明らかにしたに過ぎない。今後も、各地方市場を拠点に活動した商人や、富農・地主層にも目を向けて、近世期における相場情報の伝達と利用の実態を明らかにしていくことが求められる。

(たかつき やすお 東京大学大学院経済学研究科 助教)

74 年不詳ながら、木屋久兵衛を介した大坂米市場における先物取引の記録も遺されているが、ここでも取引の起点は買い注文となっている。「大坂取次十月限加賀帳合米仕切」(前掲「玉尾家文書」、1654)。

研究ノート

1870年代における郵便の普及と認識 —錦絵に描かれた駅通寮・郵便柱箱（ポスト）の分析を通じて—

加藤 征治

はじめに

明治35年（1902）におこなわれた万国郵便連合加盟25年記念祝典の記念行事として「郵便博物館」が開館した。その後、郵便博物館は、同43年（1910）4月に通信博物館と改称した。さらに戦後、通信博物館は通信省が郵政省と電気通信省に分割されたのを契機に、郵政省付属となった。

今日の通信総合博物館は、郵政省・日本電信電話公社・日本放送協会・国際電信電話株式会社の4機関の共同運営かつ共同展示場を有する総合博物館として、昭和39年（1964）12月に開館した。

本稿で対象とする錦絵は、通信総合博物館の郵政部門である郵政資料館に収蔵されているものである。郵政資料館に収蔵された資料の多くは、通信省が管轄した業務に関連するものである。これに樋畑雪湖コレクションを中心に、袋井・赤坂・三島・石部・久住の各郵便局が所蔵していた資料を収蔵し拡充をはかり、また、古書店などから美術資料の買い入れをおこなった⁽¹⁾。ただし、運輸交通に関係する資料は、各府県から寄贈・出品という形式で供出させたものも含まれている。

郵政研究所附属資料館（郵政資料館）刊行の『図書資料目録⁽²⁾』によれば、同資料館には「美術（N）」の項目に分類される資料が525点ある。さらに、「美術」の項目内資料を内容によって細分⁽³⁾すると以下のとおりである。

（整理記号）	（資料内容）	（点数）
N-A	郵便全般	136
N-B	手紙・飛脚	107
N-C	通信・電信	18
N-D	交通資料関係	128
N-E	絵図関係	14
N-F	その他	111
N-G	切手のデザイン原画	11

郵政資料館という所蔵機関の性格上、郵便の歴史に関する資料が大部分を占めているのは当然である。郵便に主眼を置いていたからこそ、独特の資料群を構成しているともいえる。しかし、これら美術に分類される資料の収蔵された時期については不明なものが多い。

1 井上卓朗「郵政資料館所蔵資料概要」（『郵政資料館研究紀要』創刊号〈2010.3〉96～126頁）
2 郵政省郵政研究所附属資料館編『図書資料目録（下）』（郵政省郵政研究所附属知資料館、1992.4）190～205頁
3 資料内容については実態を把握するために、筆者が収蔵資料に対して適宜付したものであり、『図書資料目録』に細分内容は記されていないことを断っておく。なお、細分内容の確定にあたっては郵政資料館の井上恵子氏に助言を得た。

ただし、錦絵を含む一部の資料には、裏面に印や伝票などを付しているものがある。この印や伝票をみていくことによって①郵便博物館開館当時のもの。②樋畑雪湖の収集によるもの。③通信博物館のもの。とする3段階の収集がおこなわれ、今日の資料群を形成されたものとする。

資料の収集時期や資料の系統を分類・整理して検討することは、収蔵資料の特性を把握していくうえで重要な手続きである。それとあわせて、絵画資料の場合は描かれた内容の分析も必要である。郵政資料館が所蔵する錦絵の場合、とくに「逓信寮」または「郵便柱箱（ポスト）」に注目したものが多くある。

これは「逓信寮」と「郵便柱箱」の両者に、郵便博物館開館以来、郵便の創業期をみていくうえで象徴的な事物と考え、収集を重ねてきたようである。

前者の「逓信寮」については、辰野金吾ら工部大学校一期生が、本格的な洋式建築を手がけるまでの間に登場した官製擬洋風建物の代表的な存在であったとされる⁽⁴⁾。その構造や工法は、純粋な西洋式とはいえないまでも、西洋技術を上手に消化した建造物であった。後者の「郵便柱箱」については、郵便の開業にあたって、人々が手紙をやりとりするための媒体として設置されたものである。東京市内にあっては、盛り場や門前町など11ヶ所に設置された。その後、郵便利用が拡張するにしたがって、設置数は増え続け、東京各所でみられるようになった。

しかし、「逓信寮」や「郵便柱箱」が設置された1870年代の人々が、郵便に対してどのように理解していたかは別の話である。そこで本稿は、まず郵政資料館所蔵錦絵のなかから逓信寮を描いた錦絵を抽出し、1870年代当時の浮世絵師は、絵の題材に逓信寮を対象として選ぶにあたって、どのように認識していたのかをみていく。次に、風刺絵や見立絵の一部に登場する「郵便柱箱」の描かれ方から、作品の暗喩された部分を読み解くことで、郵便を取り巻く環境を把握していく。そのうえで、錦絵が創業期の郵便に対して果たした役割とは何かを改めて考えてみたい。

1 逓信寮の成立

郵政資料館所蔵の錦絵から郵便の創業期にまつわる具体的な内容をみていく前に、「逓信寮」が、日本橋四日市に成立した経緯について確認しておこう。

明治元年（＝慶應4・1868）閏4月の太政官制の改定にともなって、逓信司が新設の会計官中に設置される。同2年（1869年）4月に逓信司は民部官、7月に民部省の所管に入る。そして、同4年（1871）9月に、民部省が大蔵省のもとに統合されると逓信司も移管され、同年9月、大蔵省所管下で逓信司から逓信寮へと昇格する。

次に、日本橋四日市に役所としての逓信寮が設置されるまでの経緯をみていこう。

明治3（1870）の『正院本省郵便決議簿⁽⁵⁾』によれば、郵便役所⁽⁶⁾が日本橋四日市に設置されたのは、同年11月のことである。この時、敷地を受け取る逓信司と敷地を管理していた通商司との手続きは次のとおりである。

4 明治前期日本における近代建築の歴史については、稲垣栄三著作集6『近代建築史研究』（中央公論美術出版、2007.6）「明治建築における模倣と創造」を参照のこと。工部大学校一期生が世に輩出されるまでの期間は、工部省技術官や無名の大工たちが、これまで培われてきた日本建築の技術を最大限に利用し、西洋技術を上手に消化させたとしている。

5 郵政省郵政研究所附属資料館研究調査報告書3『正院本省郵便決議簿』第壹号（郵政省郵政研究所附属資料館、1991.3）

6 郵便役所は、明治3年（1870）9月4日に民部・大蔵省の合議で設置が提案され、同年11月13日の「郵便役所規則」によって、東京に原局が設置される。（『逓信明鑑』巻4第15篇「郵便ノ部ノ一」明治3年11月13日条）

明後三日第九字、四日市元納屋、郵便役所為受取、当司官員致出張候間、御引渡し有之度、此段御掛合およひ候也、

庚午閏十月廿九日 駅 通 司
通商司御中

四日市元魚会所納屋壱ヶ所百拾坪余、建家・土蔵共御引渡申候也

庚午十一月二日 通 商 司
駅通司御中

前半部が駅通司から通商司へ敷地引渡しに関する確認であり、後半部が通商司から駅通司への回答である⁽⁷⁾。郵便役所の敷地として選ばれたのは、日本橋四日市にあった旧幕時代の魚会所納屋の跡地110坪余と建家・土蔵であった。割り当てられた元魚会所納屋は、役所として機能させるにはかなり手狭であり、劣悪な状態にあったようである。創業当時の郵便役所において翻訳業務をつとめていた塚原周造は次のように回想⁽⁸⁾する。

さうして其の事務を執る場所即ち役所は、日本橋の四日市（唯今の日本橋郵便局の西の方）に在つて、非常な破れ家でありましたが、天井もなく床もなし、真の土間敷で、兎も角寮の事務を執ることになつたのであります。所が私は翻訳物が沢山ある為め、半日は翻訳、半日は事務を執つたのであつたが、四日市の役所は狭隘にして且つ終日喧騒の為め、（下略）塚原の回想から、郵便役所の建物は、大した手入れもせずに旧幕時代の魚会所納屋をそのまま使用していたことがうかがえる。

魚会所納屋の郵便役所が、擬洋風建築の駅通寮に改築されるのは明治7年（1874）4月のことである。その間に、郵便役所は駅通寮との組織合併がおこなわれた。また、手狭な日本橋四日市から銀座2丁目へ敷地移転の提案もあった。しかし、日本橋四日市の地理的な利便性⁽⁹⁾に勝るものはなく、周辺の敷地をさらに買い上げて駅通寮も引き続き同所を利用することになる。

2 駅通寮と錦絵

(1) 東京名所としての駅通寮

新しい駅通寮の建物は明治6年（1873）12月13日に起工し、同7年（1874）4月27日⁽¹⁰⁾に落成する。駅通寮を設計したのは、大蔵省営繕寮技術官の林忠恕⁽¹¹⁾である。

駅通寮の構造は木造二階建、屋根棧瓦葺である。正面玄関は切妻屋根に造り、1・2階ともアイオニックオーダーの柱を立て、隅角には張石をもちいて錠止めを施した擬洋風建築⁽¹²⁾で

7 『正院本省郵便決議簿』第壹号〈前掲注5〉36頁上段2面。

8 塚原周造「郵便創業時代の回顧」（『通信協会雑誌』第154号・通信事業創始50年記念号〈1921.4〉11頁）

9 『正院本省建築決議簿庶務』第壹号（郵政百年史資料第27巻『郵政建築史料集』〈吉川弘文館、1971.3〉263頁）明治4年11月13日省議に、日本橋四日市の地理的な利便性について「殊ニ自是全国之郵便御開相成候上ハ愈不弁相成候間、可然旧邸工本寮並一同御引移可相伺積ヲ以所々取調候得共、同役所之儀、都下中央最便之地ニ無之候テハ上下之利益不相成儀ニ付相応之場所見当不申」とみえる。また、銀座2丁目へ移転案が出たときも「駅通寮ノ儀、煉瓦石ヲ以テ堅牢ノ造営可相成目的ヨリ、銀座2丁目ニ於テ建築相成度段此頃相伺置候ヘトモ猶勘考候処、同寮ノ儀ハ都下中央商事最繁多ノ地ヲ要候ニ付、如旧四日市ニ建置候方、」（明治6年8月14日正院伺〈同書、272頁〉）とみえ、日本橋四日市の地理的な利便性が強調される。

10 通信省編纂『通信事業史』第7巻（〈通信協会、1940.9〉677頁）には、竣工を明治7年4月30日としているが『正院本省建築決議簿』（郵政百年史資料第27巻『郵政建築史料集』〈前掲注9〉277頁）には、駅通寮から正院に対して「駅通寮四日市旧地建築粗落成ニ付、来五月二日同所へ移転為致候（下略）」とした4月27日付の届けがある。したがって、正しくは4月27日の落成ということになる。

あった（図版1）。

駅通寮をはじめとする官公庁の擬洋風建築は、1873～74年ごろ東京の主要部に次々と建造された。この擬洋風建築ラッシュによって、東京の近代都市化が視覚的に人々も感じられるようになった。当然、擬洋風建築は日本における西洋文化導入の象徴として、浮世絵師も注目するところとなる。

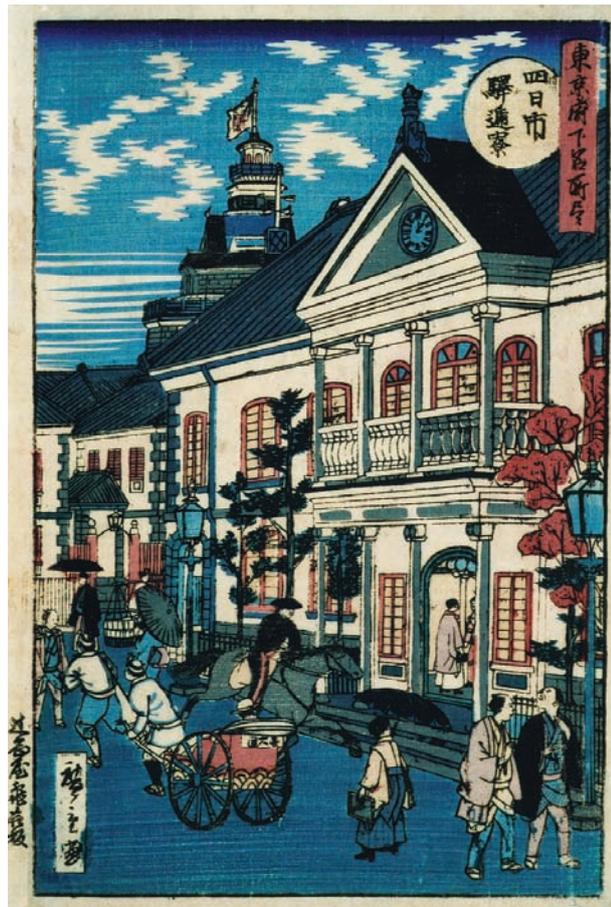
郵政資料館が所蔵する錦絵のうち、駅通寮を絵の主題・副題にかかわらず題材として取り上げたものは〔表1〕のとおりである。35点を有している。

35点の資料に共通した浮世絵師の駅通寮に対する認識は、郵便制度をつかさどる象徴という思想に基づいたものではなく、単純に近代的な建築物として「名所」のひとつに数えているに過ぎないという点であろう。〔表1〕にかかげた資料の大半が、表題に「東京名所」や「東京開化」という語を冠して、大なり小なりの駅通寮を登場させているのはそのためである⁽¹³⁾。

しかし、駅通寮に対するこの認識は浮世絵師特有の認識ではない。江戸から東京へ移り行く様子を目の当たりにした人々の共通認識としていだろう。たとえば、明治10年（1877）5月刊行（のち、明治17年（1884年）6月再版。岡部啓五郎著）『東京名勝図会⁽¹⁴⁾』巻之上には、駅通寮（駅通局⁽¹⁵⁾）を次のように記している。

四日市 附駅通局 郵便起原

日本橋の東に当り江戸橋との間に在る街市を謂ふ、以前は床店繁昌の地なりしが、明治六年二月に無税の地に設けたる床店・葎箆張取除きの布令有りてより、方令広潤の通衢と成れり（中略）駅通局を同街の東角に在る、一大傑閣なり、楼上外面に円形の大なる時辰儀を装置け、夜間は内部に点灯して外面に透燿せしめ廻針を分明に認しむ〔郵便法は明治四



図版1 四日市駅通寮

- 11 林忠恕の来歴については、湯川甲三「故海軍技手林忠恕君略歴」（『建築雑誌』第80号〈1893.8〉）を参照のこと。林忠恕は工部大学校卒業の建築家が活躍する以前の擬洋風建築になった建築技官である。明治6～7年の官公庁建築ラッシュ時には、駅通寮のほか、元老院など多くの官公庁設計を手がけた。
- 12 堀越三郎『明治初期の洋風建築』（丸善、1929.12初版。のち南洋堂書店、1973.8復刻。南洋堂版使用）148頁）
- 13 もっとも、通博収集資料35点中23点が開化絵の分野でとくに活躍した3代目歌川広重の作品であるという収集の偏りを考慮する必要はある。
- 14 龍溪書舎編集部編近代日本地誌叢書東京編②『東京名勝図会・東京名所独案内』（龍溪書舎、1992.7）「東京略説」5丁オ～ウ）
- 15 明治10年（1877）1月、寮制から局制への移行にともなって、駅通寮から駅通局へ改名する。

年三月始めて取設に成りしが日に月に繁榮して十三年度間に逋送配達せし郵便物一切ノ数ハ八千二百七万五千〇〇四箇此税金百三十六万四千九百八十二円なりと、其衆庶の便益繁昌なること推して知るべし]

小見出しは「四日市 附郵便局 郵便起原」としているものの、郵便の起源は「郵便法は明治四年三月始めて取設に成りしが」とあるだけで、ほとんど述べられていない。それよりも紙幅は郵便局の外観について割かれている。とくに郵便寮玄関口の時辰儀（大時計）を説明する姿勢は、時計に新しい名所となる要素をみたからであろう。

以上にくわえて、本書は東京観光のガイドブック⁽¹⁶⁾として出版されたものであったことに注目すると、やはり明治初期当時の人々が郵便寮に対し抱いていた認識は、近代的な建築物として名所のひとつに数えているに過ぎないということになる。

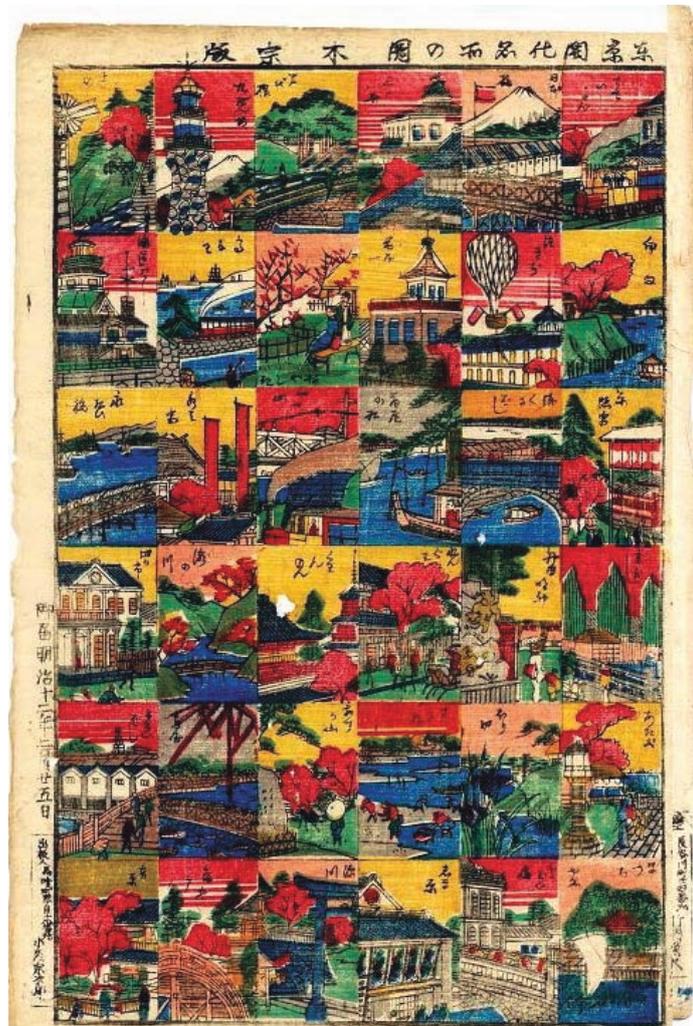
(2) 「東京開化名所」と「東京開化名所の図 水宗版」

〔表1〕をもとに、郵便寮が「東京名所」や「東京開化」と冠していることから、開化絵のシリーズ物に属していることは前項に述べた。しかし、個々の開化絵シリーズに関しては、内容の量的全貌が不明である。また、刊行期間も確定しきれていないことが多い。たとえば郵政資料館所蔵「東京開華名所図絵之内 四日市郵便郵便寮」(N-A2) も含まれている「東京開華名所図絵」シリーズは、1870年代から同80年代ごろまで作成され、100種を超える大作だったようである⁽¹⁷⁾。

このように内容の量的全貌が不明な開化絵シリーズにあって、逋博所蔵「東京開化名所」(N-A133) は、折本に仕立てられたことも手伝い、明治7年(1874) 当時における東京名所の概略を明らかにすることができる。

さらに同資料館所蔵「東京開化名所の図 水宗版⁽¹⁸⁾」(N-A66/図版2) には、明治12年(1879) 当時の東京名所とされるものが描かれている。

そこで明治7年閏12月版の「東京開化名所」を基に、明治12年2月版の「東京開化名所の



図版2 東京開化名所の図 水宗版

16 『東京名勝図会』(〈前掲注14〉卷之上「例言」1丁ウ)に「東京に来遊する観光探勝者の便に供す」とある。なお、近代建築の名所化とガイドブックの成立については、山本光正『江戸見物と東京観光』(〈臨川選書、2005.2〉「第三章 案内書の観光と東京観光」)を参照のこと。

整理番号	品名	絵師	出版元	刊行年月	備考
N-A2	東京開華名所図絵之内 四日市郵便駅逡寮	3代目歌川広重	熊谷庄七 三宅半四郎	(明治21年2月以前)	
N-A3	東京府下名所尽 四日市駅逡寮	3代目歌川広重	辻岡屋亀吉	(明治7年10月)	(改印(戌十))
N-A4	東京府下自慢競 江戸橋駅逡寮	2代目歌川国輝	伊勢屋魚吉	明治7年5月	ちりめん絵。改印(戌五)
N-A5	東京諸官省名所集	3代目歌川広重	林吉蔵	明治9年5月	
N-A6	東京開化世六景 江戸橋駅逡寮図	3代目歌川広重	(萬屋孫兵衛)		明治初期
N-A7	未広東京名所 江戸橋駅逡局	歌川国利	長谷川其吉	明治15年	刊行年記載のものと無記載のもの2種あり
N-A18	東京名所之内 日本橋より江戸ばしの風景	3代目歌川広重	萬屋孫兵衛		明治初期
N-A29	東京名所之内 江戸橋三菱蔵郵便局	3代目歌川広重	(堤吉兵エ)	—	N-A43資料の複製品
N-A30	東京府下自慢競 江戸橋駅石造	3代目歌川広重	伊勢屋魚吉	明治7年5月	改印(戌五)
N-A34	東京名勝開化真景 江戸橋駅逡局	長谷川竹葉	荒川藤兵衛	明治20年3月	
N-A35	東京名所図絵 江戸ばし駅逡局	3代目歌川広重	浅野栄蔵		明治初期
N-A36	東京名所図会 江戸橋郵便局	3代目歌川広重			2枚あり
N-A37	東京豪商壽吾呂久(包紙)	3代目歌川広重	萬屋孫兵衛	明治7年11月	改印(戌十一)
N-A40	荒布橋從江戸橋之真図	3代目歌川広重	熊谷庄七	明治10年2月	カ
N-A41	東京名所之内 日本橋真景	小林幾英	秋山武右エ門	明治19年12月	
N-A43	東京名所之内 江戸橋三菱蔵郵便局	3代目歌川広重	堤吉兵エ	明治14年9月	N-A29の原品
N-A44	東京真景図会 あらめばしより江戸橋	3代目歌川広重	大橋屋弥七	明治8年9月	カ 改印(亥九)
N-A45	東京名所石橋一覽之図	3代目歌川広重	海老屋林之助	(明治8年9月)	改印(亥九) カ
N-A48	東京開化名所 江戸ばしの真景	3代目歌川広重	萬屋吉蔵	(明治7年閏12月)	
N-A66	東京開化名所の図 水宗版	竹内栄久	水森宗次郎	明治12年2月	おもちゃ絵
N-A71	東京江戸橋之真景	小林清親	松木平吉	明治9年1月	
N-A81	東京真景図会 あらめばしより江戸橋	3代目歌川広重	大橋屋弥七	明治8年9月	カ N-A44と重複
N-A83	東京府下自慢競 江戸橋駅逡寮	2代目歌川国輝	伊勢屋魚吉	明治7年5月	改印(戌五)。N-A44と同種。ちりめん未加工もの
N-A105	(銅版画・石版画貼込帖) 駅逡局隆盛図	(不明)	(不明)	明治21年2月以前	石版画
N-A114	古今東京名所 昔江戸橋土手蔵日本橋・今江戸橋三つ菱の荷蔵	3代目歌川広重	辻岡文助	明治16年	
N-A133	東京開化名所	3代目歌川広重	萬屋吉蔵	明治7年閏12月	折本仕立
N-A139	古今東京名所 昔江戸橋土手蔵日本橋・今江戸橋三つ菱の荷蔵	3代目歌川広重	辻岡文助	明治16年	N-A114と重複
N-A147	東京名所之内 江戸橋三菱蔵郵便局	3代目歌川広重	堤吉兵エ	明治14年9月	N-A43と重複
N-A152	東京豪商壽語六	3代目歌川広重	萬屋孫兵衛	(明治7年11月)	N-A37と対 カ
N-A161	開化進歩日用双六	3代目歌川広重	杉浦朝次郎	明治12年10月	
N-A169	東京各大区中の消防組 警視庁え初出繰込の図	永嶋猛齋(歌川芳虎)	五十女勝五郎		明治初期
N-A191	(東京名所) 四日市	井上安治	(熊谷庄七)		明治初期
N-A196	東京開化名所 四日市郵便役所	3代目歌川広重	萬屋吉蔵	(明治7年閏12月)	N-A133と同種。ただし、1枚物
N-A225	東京名勝 日本橋	榎香	大沢屋	明治8年4月	改印(亥四)
N-A227	東京府下自慢競 江戸橋駅逡寮	2代目歌川国輝	伊勢屋魚吉	明治7年5月	N-A83と重複

※ここでの駅逡寮建築とは、林忠恕が設計した擬洋風建築(明治7年4月竣工～明治21年2月焼失)をさす。

※『図書資料目録』(下)をもとに作成。ただし本表作成にかり、書誌データに対して一部加筆訂正をほどこしてある。そのため『図書資料目録』(下)と表記が違う箇所がある。

※整理番号N-A139以降の資料は、『図書資料目録』(下)の公開後に収集した資料。図書資料仮データ(未公開)をもとに作成。

※データを補正するにあたって、東京都江戸東京博物館編『東京都江戸東京博物館資料目録 錦絵(目録編)(2009.3)』を使用した。

〈表1〉 駅逡寮建築を描いた通信総合博物館所蔵錦絵一覧

- 17 東京都江戸東京博物館所蔵「東京開華名所図絵之内 深川州崎汐干狩」(資料番号:91220225)は「御届明治九年五月三十日」「百三十七」と届・番号が枠外にふられている。この「百三十七」という番号は、作品に対する通し番号としていいだろう。また、同館所蔵「東京開華名所図絵之内 駿河町三井銀行」(資料番号:91210340)には「御届明治二十年十月 日」と届が記されている。したがって、作成期間は明治初年から20年代にかけて作成されたものと判断してよいだろう。東京都江戸東京博物館編『東京都江戸東京博物館資料目録 錦絵(目録編)』(東京都江戸東京博物館, 2009.3)を参照のこと。
- 18 本資料は開化絵のようなシリーズ物ではなく、おもちゃ絵に分類される1枚刷りである。しかしそこに描かれている内容は、近代化していく東京の様子をうかがえる資料として、開化絵と同様のあつかいでよいものと考えられる。

図「水宗版」の内容を対照して、1870年代後半の東京名所を抽出したものが〔表2〕である。

「東京開化名所」が取り上げた名所は19ヶ所、「東京開化名所の図 水宗版」が取り上げた名所は36ヶ所である。単純にみれば、1874～79年の5年間で、東京名所が倍増したようにも見える。しかし、これは5年で名所が倍増したというよりも、前者の「東京開化名所」は文明開化または名所の西洋化という観点に立脚し、東京名所を描いた作品であると考えたほうがいだろう。

それというのも、対照した「東京開化名所の図 水宗版」の方は、東京開化名所として36ヶ所を取り上げているが、前掲の「東京開化名所」と重複しない21ヶ所のうち、大半は旧幕時代からの名所を引き継いで取り上げているためである。東京開化名所を謳っているが、総数からいえば半分は旧幕時代の名所である。

そこで「東京開化名所の図 水宗版」が、旧幕時代の名所をも東京名所として取り込んだ背景を考えたい。

1870年代の東京は西洋技術の模倣・導入によって都市の近代化が進み、駅通寮のような新しい名所が次々と誕生した。しかしその一方で、旧幕時代の名所が名所として健在であった。1870年代の東京

にあっては、江戸はまだ過去の存在ではなかった。だからこそ、東京の名所として多くの江戸名所が引き継がれたわけである⁽¹⁹⁾。「東京開化名所の図 水宗版」に、旧幕時代の名所が東京になってから登場した新名所と同じくらい多く描かれているのはそのためであろう。

資料名	『東京開化名所』 (明治7年閏12月 改)	『東京開化名所の図 水宗版』 (明治12年2月 届)
	日本橋より一石橋	—
	京橋通り煉化石	—
	新ばしステーション	すていしょん
	汐留蓬莱橋	ほゝらい橋
	品川橋鉄道月夜	高なわ
	あたご山の見はらし	あたご
	する賀丁三ツ井組	三ツ井
	江戸ばしの真景	—
	第一国立銀行	海運ばし
	四日市郵便役所	四日市
	九段坂の灯台	九だん坂
	上野東照宮	東照宮
	金龍山山門	くわんのん
	よし原五階造り	吉原
	向嶋土手の灯籠	向しま
	両国橋大川ばた	両国
	筋違万代橋	万代橋
	浅草ばしより柳ばしの景	—
	為替会社	—
名 所	—	京ばし
	—	まつちやま
	—	日本橋
	—	つきぢ
	—	浅くさばし
	—	神田明神
	—	ほり切
	—	米屋一
	—	首尾の松
	—	すさき
	—	しま原
	—	梅やしき
	—	やツ山
	—	あすか山
	—	深川
	—	水天宮
	—	瀧の川
	—	亀井戸
	—	上の
	—	永たい橋
	—	よろいばし

※『東京開化名所』に『東京開化名所の図 水宗版』を対照させたため、水宗版の名所は順不同である

〈表2〉『東京開化名所』と『東京開化名所の図 水宗版』記載の名所

19 旧幕時代の名所が、東京名所として引き続き取り上げられたのは、慶應4年(1868)5月の上野戦争の被害が東叡山領内で済み、ほかの江戸名所は無事だったためである。『江戸見物と東京観光』(前掲注16)を参照のこと。

3 錦絵に描かれた郵便柱箱にみる郵便の普及

郵便柱箱（ポスト）は、人々が手紙をやりとりするのに必要不可欠な媒体である。郵便の創業に際して三都の各所と道中筋とに設置され、利用者へ供された。

郵便柱箱の設置については、明治3（1870）11月に民部省から東京府に対して「達案⁽²⁰⁾」が持ち出されている。

今般官私共書状郵便所御取建夫々御発行之御都合に有之、就ては府下 虎御門外・両国橋・筋違御門外・浅草観音前・牛込御門外・赤坂御門外・京橋・芝神明前・赤羽根橋・四ツ谷御門外・永代橋、総て拾壹ヶ所へ書状集メ箱及び各地賃銭時間表共、別紙雛形の通り掲し、且切手売捌所は町々の模様に応じ、壱町若しくは三、四町毎、町年寄或は身元有之者共へ為売捌候様致候積に付、其府目的を以人員・町名等巨細取調可申出候（下略）

民部省は東京府に対して、郵便所を開業するにあたり、書状集箱を虎御門外・両国橋・筋違御門外・浅草観音前・牛込御門外・赤坂御門外・京橋・芝神明前・赤羽根橋・四ツ谷御門外・永代橋の11ヶ所に設置することを提案している。

書状集箱の設置が提案された場所は、両国橋・浅草寺・芝神明前といったように、盛り場や門前町といった往来の多いところである。当然、往来の多いところに設置された書状集箱は人目につく。そして、その目新しい物体は文明開化の産物として錦絵⁽²¹⁾にも描かれることになる。

しかし、書状集箱そのものは、明治4（1871）の1年限りで役目を終えた。その後、書状集箱は郵便柱箱と名称・形容を替え、さらに柱箱の様式はいくつかの変遷⁽²²⁾をたどる。

郵便柱箱を描いた錦絵のうち、郵便制度の普及過程をうかがえる作品として「舶来和物戯道具調法くらべ」（N-A155／図版3）と「開化廿四孝 郵便」（N-A59／図版4）があげられる。

まず「舶来和物戯道具調法くらべ」をみていく。



図版3-1 舶来和物戯道具調法くらべ

20 『正院本省郵便決議簿』第壱号（前掲注5）41頁下段2面。

21 たとえば昇斎一景作の「東京名所四十八景 京はし」（N-A54）には、京橋のたもとに書状集箱が描かれている。書状集箱は目立つように脇に竿を立て、「郵便」と記した旗を掲げられたようである。この旗によって、書状集箱の場所が遠くからもわかるように工夫されている。

22 星名定雄「郵便ポストの変遷について」（『郵便史研究』25号〈2008.4〉37～46頁）を参照のこと。

「舶来和物戯道具調法くらべ」は歌川芳藤の作で、政田屋平吉から1873年（明治6年）7月に出版された。「舶来和物戯道具調法くらべ」は戯画に属するもので、さまざまな国産品と舶来品とが合戦を繰り広げている。三枚続のうち、中図に飛脚の状箱（国産）を蹴飛ばす郵便柱箱（舶来）が擬人化されて描かれている。

郵便柱箱が飛脚の状箱を蹴り飛ばすにあたって「ゆうびん曰、てめへのはこのそへ手がみ、こつちへみんなよこしてしまへ」と台詞が添えられている。

この台詞の意図するところは、当時の飛脚市場の情勢を示していると考えられる。すなわち、飛脚市場の占有（マーケットシェア）をめぐる郵便と飛脚の対立である。

従来の説では、明治5（1872）7月、郵便は北海道の一部をのぞく全国施行にさきがけて、旧幕時代以来の飛脚を説得したとされる⁽²³⁾。つづいて明治6年（1873）5月に信書通送の官営独占とした⁽²⁴⁾。

しかし、郵便の全国施行後も少なからず飛脚が一定の勢力で営業していた。そこで次に信書通送は官営の独占と決定したわけだが、それでも飛脚を市場から完全に駆逐したとはいえなかった。郵便が完全に飛脚を駆逐していれば、明治6年（1873年）7月に出版された「舶来和物戯道具調法くらべ」の画中には、両者の対立が描かれることはないからである。さらに郵便柱箱の台詞に「こつちへみんなよこしてしまへ」とあるが、市場を完全に独占していれば「よこしてしまへ」の台詞も吐かせないだろう。

したがって、制度上は明治5年（1872）に郵便の全国実施がなされ、同6年（1873）には信書通送の官営独占もおこなわれたが、実際には、依然として旧幕時代以来の飛脚を利用する人もいたことを示していると考えべきである。

次に「開化廿四孝 郵便」（図版4）をみていく。「開化廿四孝 郵便」は豊原国周の作で、武川清吉から明治10年（1877）1月に出版された。「開化廿四孝」は、表題にもみえるように開化絵に属する⁽²⁵⁾。また「廿四孝」の見立絵でもある。「開化廿四孝 郵便」の場合、コマ絵に郵便柱箱明治5年（1872年）型郵便箱（緑色）と郵便外務員を描くことでテーマの「郵便」



図版3-2 中図の拡大



図版4-1 開化廿四孝 郵便

23 郵政省編『郵政百年史』（通信協会、1971.3）91～94頁

24 郵政省編『郵政百年史』（前掲注23）94～96頁

25 「開化廿四孝」は「郵便」のほかに「電信」「牛（牛肉）」「新聞」「めがね」「かめ（洋犬）」「沓」「椅子」「温泉」「めがねばし」「じょうき（蒸気）」「こうもり傘」「寒暖計」「真写（写真）」「瓦灯（ガス灯）」「ポンプ」「馬車」「西洋床」「石鹸」「しやつぽ」「学校」「天長節之旗」「時計」「人力車」「貸ざしき」の24構図があった。山下武夫『日本郵便錦絵集』別冊解説（岩崎美術、1977.10）81頁

をあらわしている。

一方、構図の大半を占めて5代目坂東彦三郎の八重桐が描かれている。5代目彦三郎が演じる八重桐は「こもちやまんぼ 姫山姥」に登場する人物である。紙子衣装に風呂敷包みの様子から、二段目「やえぎりくるわぼなし 八重桐 廓 嘶」兼冬館の場⁽²⁶⁾である。

「郵便」と「姫山姥」の共通点は、もちろん「手紙」である。「姫山姥」において落ちぶれた八重桐は、兼冬館に潜入するための口実として右筆を騙る⁽²⁷⁾。右筆は手紙を代行して書く職種のことである。一方、郵便は投函された手紙を差出人の代行として宛先へ届ける通信事業である。両者はともに代行するという意味で手紙と深く関係する。

したがって「開化廿四孝 郵便」の構図には、「手紙」さらには「代行」という意味が暗喩されているとみるべきである。当時の人々は「開化廿四孝 郵便」をみて、この暗喩を理解できたのである。さらにいえば、人々が「開化廿四孝 郵便」の暗喩を理解していたということは、明治10年（1877）の段階で、それだけ郵便の内容が人々の間に広く認識され、利用されるようになっていたということである。

むすびに

本稿は郵政資料館所蔵錦絵を中心に、駅通寮・郵便柱箱（ポスト）の2点に注目して、郵便に対する人々の認識をみた。そして錦絵から明らかにしたことは次の3点である。

- ① 浮世絵師の駅通寮に対する認識は、郵便制度の象徴という思想に基づいたものではなく、単純に近代建築物として「名所」のひとつに数えているに過ぎない。また、この認識は1870年代当時の人々の共通認識であった。
- ② 「舶来和物戯道具調法くらべ」に描かれた郵便柱箱と飛脚状箱は、明治6年（1873年）時点の飛脚市場における郵便と飛脚の情勢を描いたものである。信書通送の官営独占がなされるなかで、飛脚の抵抗する様子がうかがえる。
- ③ 「開化廿四孝 郵便」の構図には、「手紙」「代行」という意味が暗喩されている。当時の人々は「開化廿四孝 郵便」をみて、この暗喩を理解できた。さらにいえば、明治10年（1877）には、それだけ郵便制度が世間に普及していったことを示す。

ここで今一度、創業期の郵便を取り巻く状況を整理しよう。

郵便制度は、明治4年（1871）1月24日に太政官布告⁽²⁸⁾によって3月1日に誕生した。そして、都市用と道中筋用の書状集箱を要所に配置した。さらに、三都の郵便役所⁽²⁹⁾から各地



図版4-2 開化廿四孝 郵便の拡大

26 『姫山姥』第二（日本古典文学大系50『近松浄瑠璃集』下〈岩波書店、1959.8〉191～192頁）に「紙子の袖に。おく露と。ともに離れし妹背の中。あはれ昔の全盛の。松の位も冬がれし。風呂敷づゝみ。行く先は。知らぬ旅路にとぼとほと。（下略）」と八重桐の様子がみえる。

27 兼冬館に潜入する際、八重桐は自分を売り込むために「是は難波の遊女町に。たれしらぬ者もない傾城の右筆。濡一通りの状文なら恐らくわたしが一筆で。かなはぬ恋も仮名書筆。びらりしやらりのかすり墨生娘遊女手かけ者。後家尼人の女房まで段々の書き分けは。わたしが家の伝授ごと。もしそんな御用なら頼みあれ（下略）」と述べる。（『近松浄瑠璃集』下〈前掲注26〉192頁）

への到着時間と賃銭の一覧（「各地時間賃銭表」）と郵便利用者向けの説明書（「書状ヲ出ス人ノ心得」）に、郵便開業の太政官布告を付して公示した。しかし、利用者数は芳しくなかった⁽³⁰⁾。

明治5年（1872）7月に全国郵便の実施、同6年（1873）4月に均一料金制を敷き、郵便制度の整備をはかった。その成果が結実して利用者数は着実に伸びてきた。

次に、錦絵が創業期の郵便に対して果たした役割とは何かを考えてみたい。

まず、擬洋風建築の駅通寮に対する浮世絵師の認識については、あくまで擬洋風建築の外観に文明開化や西洋文化をみたのであって、郵便制度をつかさどる象徴として駅通寮をとらえていたのではない。このことは駅通寮を対象とした作品の大半が開化絵に属し、名所として紹介されていることからうかがえる。

しかし、浮世絵師が駅通寮を東京の名所として次々に作品化することで、それを手にした人々に対して、まずなによりも駅通寮の存在を認識させることができた。

郵便制度を普及させるには、制度の施行とは別に、人々に広くその存在を認識してもらうことが必要不可欠である。それというのも郵便が開業した当初、多くの人々は郵便取扱所と飛脚とをまったく同一に考えていた⁽³¹⁾。そのため、まず郵便業務の内容が飛脚のそれと違うことを人々に認識させることが必要であった。それには、駅通寮へ足を運んでもらい、自分たちの目でみてもらうことが最良の方法である。

このような背景も一因となって、駅通寮は魚会所納屋の役所を擬洋風建築の役所へと改築改装したのだろう。

そこへ浮世絵師が東京名所として、また文明開化の一例として、派手な色彩で駅通寮を描いたわけである。人々は新名所として駅通寮を訪れ、実際に自分の目で駅通寮を確認するようになる。

このことは郵便柱箱（ポスト）についても当てはまる。往来の多いところに設置された郵便柱箱は人目につく。その目新しい物体は、文明開化の産物として浮世絵師も注目し、画中のひとコマとして描くわけである。

人々は、浮世絵師の西洋文化に対する興味・関心から描かれた名所としての駅通寮、名物としてのポストによって、自然と郵便の内容に対しての理解を深めていった。そして人々はかなり早いスピードで、自分たちの生活のなかに郵便に対する知識を取り込んでいった。都市部の人々に限っては、すくなくとも明治10年（1877）には郵便の内容に対して深く理解し、利用していたとみることができる。

明治4年（1871）に郵便が開業してから6年、明治7年（1874）に擬洋風建築の駅通寮が落成してから3年後の明治10年（1877）には、開化絵であると同時に見立絵でもある「開化廿四孝 郵便」に描かれた郵便箱と郵便外務員をみて、作者の暗喩を読み取れるほどまでになっていたことが、そのことを示していよう。

以上のことを踏まえて、錦絵もしくは錦絵作者が創業期の郵便をどのように理解し、対応していたかを改めて述べると、錦絵に描かれた駅通寮や郵便柱箱自体は、郵便の象徴ではなく、どこまでも名所や名物の題材でしかなかった。しかし、結果として、錦絵に駅通寮や郵便柱箱が描かれることによって、人々に郵便の内容に興味を持たせ、郵便を活用する環境を作り出す

29 郵便役所は東京が日本橋四日市、京都が姉小路車屋町、大坂が中ノ島淀屋橋角に設置された。

30 郵政省編『郵政百年史』（〈前掲注23〉「郵政主要統計」）によれば、郵便役所・郵便取扱所が取り扱った明治4年（1871）の総通数は、566,000通であった。

31 老骨生「郵便創業一口噺」（『通信協会雑誌』第154号〈前掲注8〉44頁）

せたといえよう。

最後に、錦絵以外の絵画資料は、駅通寮に対してどのような姿勢で描いていたかを簡単にみておこう。

明治時代にはいると、西洋技術が本格的かつ積極的に輸入される。出版業界には銅版画・石版画・写真印刷などが輸入され、大量印刷が可能になった。手間のかかる錦絵は、時代が下るにつれて、新しい印刷技術に席をゆずることになる⁽³²⁾。

しかし、郵便業務に対する基本的な姿勢は、新しい印刷技術も錦絵と変わるところがなかった。あくまでも駅通寮は名所でしかなく、その領域からは脱却できなかった。したがって、駅通寮はガイドブックに挿絵入りで紹介されるようになる。

興味深いのは、ガイドブックのなかには、駅通寮を本文口絵に描いたものが登場する⁽³³⁾。数ある東京新名所のなかで、駅通寮が口絵に選ばれた理由は通信と同時に交通もつかさどる役所だからであろう。

そこで、より多くのガイドブックから、駅通寮もしくは郵便局の記事内容を絵画描写も含めて収集・分析していくことで、ガイドブックは郵便に対してどのようなイメージを持ち、駅通寮や郵便局を取り上げたのかを考察する必要がある。これらガイドブックの分析によって得られる視角は、制度からみる従来の郵便史研究とは違う側面から、郵便の普及に対する知見を抽出できることだろう。なお、本稿では錦絵そのものの分析については不十分なところも多かった。このことを含めて今後の研究課題としておきたい。

【付記】本稿を執筆するにあたって、郵政資料館の井上恵子氏には、多忙のところ資料閲覧の便宜をはかっていただき、さらに適切な助言もいただいた。また、法政大学大学院生南隆哲氏には、データ採取に協力いただいた。この場を借りて御礼を申し上げる。

(かとう せいじ 早稲田大学エクステンションセンター 講師)

32 明治期における錦絵の衰退と新しい印刷技術の台頭については、大久保純一『浮世絵』（岩波新書〈新赤版〉、2008.11）を参照のこと。

33 たとえば明治14年（1881）5月刊『一新諸国道中記』（田中菊雄編、潜竜堂・滝沢清画、松崎半吉〈求古堂〉版）や同15年（1882）7月刊『駅程明鑑道中記図会』（滝沢清編、松田幸助〈松田文書堂〉版）があげられる。

資料紹介

現存するわが国最古の自動押印機 「足踏式押印機」

村山 隆拓

はじめに

郵政資料館には、林式自動押印機、平川式自動押印機、大賀式自動押印機など明治から昭和にかけての自動押印機数基が所蔵されている。

1840年にイギリスで始まった近代郵便制度は、19世紀後半には世界各国に浸透していったが、差出される郵便物が各国で増加し、手作業による押印作業は困難をきわめるようになった。それを打開するために、各国で自動押印機の研究開発が行われた。

ドイツで開発されたのが、足踏式の活版印刷機に似た仕組みの足踏式押印機である。この足踏式の押印機（図1 論文末資料参照）が郵政資料館に1台所蔵されているが、この押印機については、樋畑雪湖『日本通信日附印史話』⁽¹⁾に詳しく紹介されている。

これによると、郵政資料館所蔵の足踏式押印機は、明治18（1885）年に時の逓通総官野村靖が欧州で自動はかりと共に購入した自動押印機であり、国内で一番最初に自動押印の試用を行った機械であるとされている。

この押印機は、一般に公開されたことがなく、あまり知られていない自動押印機であるが、このたび、郵政資料館の調査によって、新たな知見が得られたので紹介したい。

1 足踏式押印機の従来の研究

樋畑は足踏式押印機の構造と押印の仕組みについて、『日本通信日附印史話』の口絵（図2）に、「図中符号(イ)は郵便を揃へて入れる容器(ロ)足踏器の運動により(ハ)の日附印面は回転し始め(ニ)のローラによりてインキ着けられつ、(イ)の容器から取出された所の郵便物は前面に繰込まれると同時に押印せられ(ホ)の案内によりて前板に繰出されるのである。右にある印影は(ハ)の位置にある日附印々影なり。」と述べている。

このように、樋畑は足踏式押印機の構造と押印の仕組みを詳細に把握しており、実際に作動させた経験があるのであろう。

この押印機の当時の印影と印顆の状態(ハ)についても、同書の口絵（図2）に掲載されている。

この足踏式押印機は、樋畑が『日本通信日附印史話』において「そこで機械押印を工夫したのも矢張独逸が先鞭をつけてゐる。現に西紀千八百八十年代に於て足踏活版印刷機械に等しき様な仕組のものが出来て使用した。それを明治十八年代の逓通総監野村靖が欧州帰りに自動衝器と共に購ひ来り、(以下略)」⁽²⁾と述べていることから、これが、1880年代にドイツで開発された押印機で、明治18（1885）年に逓通総官野村靖が欧州で自動はかりと共に購入、持ち帰っ

1 樋畑雪湖『日本通信日附印史話』（寸葉会、1937年）

2 同上55頁

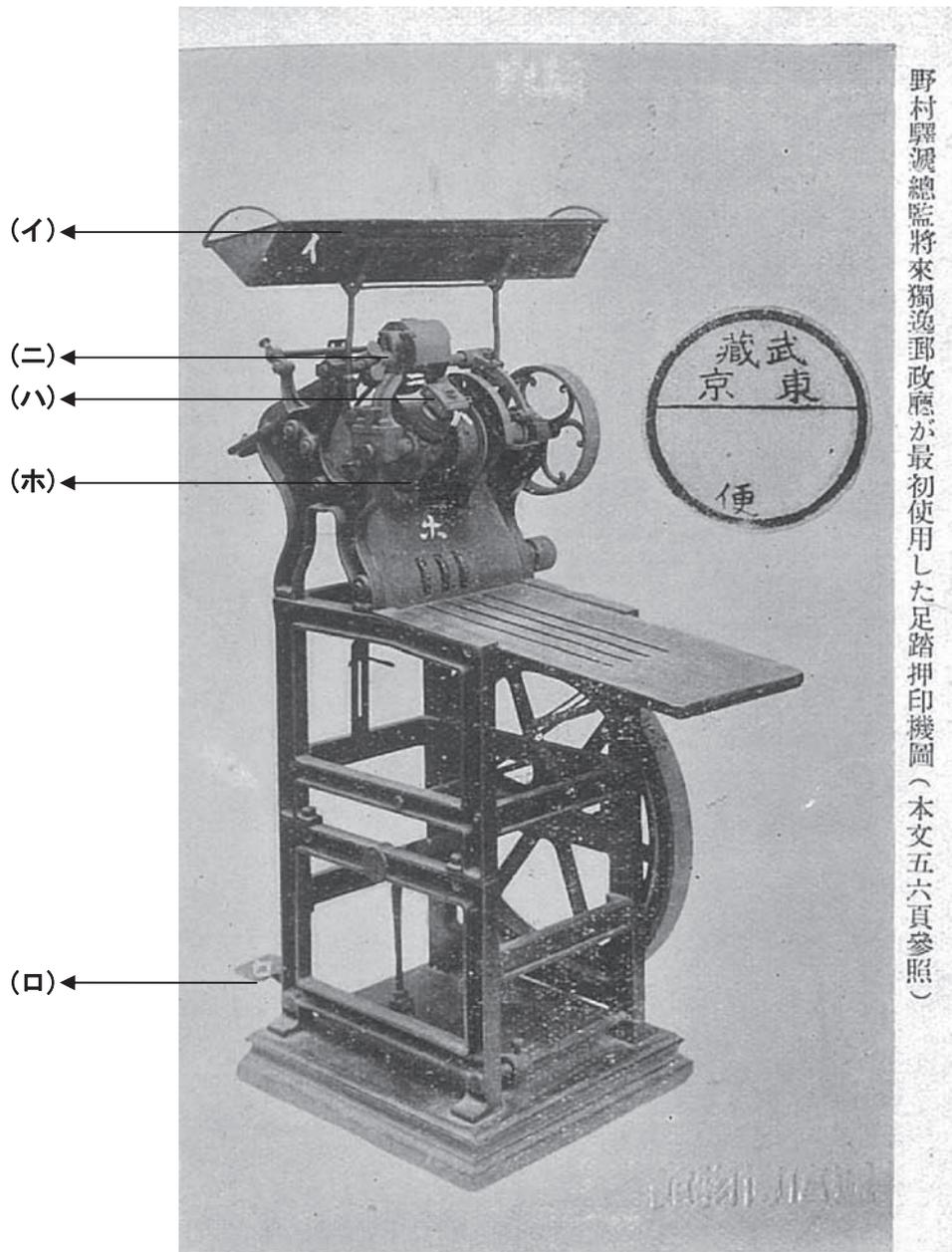


図2 『日本通信日附印史話』の口絵

たものであることがわかる。

野村靖は、明治18（1885）年2月リスボンで開催された第三回万国郵便連合大会議の日本委員として出席するため、明治17（1884）年7月から翌18（1885）年9月までの1年3カ月にわたり欧州へ出張をしている。野村は、この会議の前後にドイツに滞在して、「万国郵便連合の父」といわれるドイツ通信相ハインリッヒ・ステファン指揮下の郵便制度に触れて、同国の郵便制度を調査研究し、帰国後は日本の郵政にドイツ方式を採り入れている⁽³⁾ことから、野村が欧州滞在中の明治17（1884）年7月から翌18（1885）年9月までに、この押印機の購入を決定したのではないかと推測される。

この押印機は「それを東京郵便本局に試みた時の報告によれば、(以下略)」⁽⁴⁾と同書にある

3 『通信博物館50年史』（通信博物館、1952年）

ことから、東京郵便局で試用されたことがわかる。試用を行ったのは、野村の帰国の時期からみて、明治18(1885)年9月以降と考えられるが、東京郵便局で試みたときの報告文書が未発見であり、樋畑も試用日について言及していないため、正確な日付は不明である。

東京郵便局の試用結果は、郵便局が期待していたほどではなかったようである。とくに封筒への押印は不可能であったようだ。樋畑は、この理由として「日本の封套は紙質が軟弱にして思ふ様に機械から繰出して来ない」⁽⁵⁾「遺憾の事には日本の郵便封筒は多く和紙を用ひ、就中困却したのは官省諸会社公共団体等が大量発達する所の第一種郵便物は『鼠判紙』即ち漉返紙(すきかへし)であるから破れ易く且つ機械を以て自動消印するは殆んど不可能であるから日本の消印機は結局葉書自動消印機として重用されてゐると云ふ事も世界に於て日本と和蘭との葉書利用国の外見られない現象であらう」⁽⁶⁾と当時の封筒の紙質に問題があると述べている。当時の封筒の紙質では、自動押印機で郵便封筒に押印するのは不可能に近く、それゆえ、その後は葉書専用の押印機の開発が進んだと考えられる。

樋畑は、紙質の問題だけでなく、封筒への自動押印機による押印が困難であったもう一つの原因について「我が通信博物館でも先年来是が研究に従事して居るが、日本では切手の貼付場所を一定するの習慣がないから未だ葉書の外は之を応用する事が出来ぬのであるから其利用の範囲が極めてせまい」⁽⁷⁾と述べている。つまり、切手を貼る位置が一定しないという問題である。

明治35(1902)年発行の『交通』277号に寄せられた「郵便博物館を観る(一)」⁽⁸⁾にも「然れども陳列の外国の品々を観れば日本は大に後れたる趣きあり加奈陀及び米国にて用る押印器械は把手を回すに従て無窮に郵便物の切手面を消印する仕掛なり。我国にては切手を貼る位置の不規則なる為め之を用ふるに不便なる傾なきやの患あれども端書だけは之を用ふることを得るなるべし。」とあるように、封書の場合は、差出人による切手貼付の位置が不規則であり、押印する場所が葉書のように統一されていないため、当時の自動押印機での押印は難しかったということがわかる。

それでは、葉書への自動押印はどのような結果であったのか。樋畑は、足踏式押印機の葉書への押印について「僅に葉書に應用されるが其能率は五分間五百枚前後にして(以下略)」⁽⁹⁾と述べていることから、足踏式押印機の官製葉書への押印能力は1分間で100枚程度であったことがわかる。

樋畑は、また、明治44(1911)年に、通信博物館職員の林理作考案の国産第1号機で、国内で初めて実用化される「林式郵便葉書自動押印機」の押印能率について、「此押印機によると全速力で手廻が五分間に千五百枚動力で三千五百枚普通は二千五百枚と云ふ結果を得た。」⁽¹⁰⁾と述べている。さらに、導入時の人力による手押しの押印能率について、「普通手押の郵便葉書の押印能率は五分間に於て最優等者が壺千枚熟練者が同六百二三十枚普通は五百枚程度のものであったが(以下略)」⁽¹¹⁾と述べている。

このことから、「林式郵便葉書自動押印機」の押印能率は1分間で300枚~700枚であり、熟

4 前掲注1

5 同上55頁

6 同上61頁

7 第五四五号「信書に捺印スル機械」明細書(インターナショナル、ポスタル、サプライ会社)の奥付として貼付られている記事

8 『交通』277号(交通学会、1902年)37頁

9 同上55~56頁

10 同上65頁

11 同上65頁

練職員の押印能率は120～200枚であったことがわかる。

足踏式押印機の葉書への押印能力は、上述のとおり1分間100枚程度であり、熟練職員の押印能率より劣るこの押印機が不採用となったのもうなづける。また、樋畑は、足踏式押印機の不採用理由のひとつとして、押印能率だけでなく、手押印よりも足踏みの方が逆に疲労が甚だしい⁽¹²⁾ことをあげている。

局員は手押しの押印動作を体得しており、一定のスピードで葉書に押印することができるが、足踏式の場合は初めて体験する作業であった。手と違って足でリズムをとる動作に局員は慣れておらず、足踏式押印機による作業時の疲労は想像以上であったようである。そのことを考慮すれば、足踏式押印機の手押しが期待に反して100枚前後という結果になったのも納得がいく。

郵政資料館所蔵の足踏式押印機は、日本の封筒の紙質と切手の貼付位置の問題、足踏みという新たな動作を伴う機械であったことなどの理由により、野村靖が購入した1台以外、その後は購入されず、日本では実用化に至らない結果となった。

2 足踏式押印機の調査による新発見

(1) 「HOSTER'S PATENT」および「HOSTER'S PATENT 31」の刻印について

以前に郵政資料館所蔵の足踏式押印機を調査したR.モリス氏らは、この押印機には、銘柄、年代、製造国、製造元を特定するものはないが、形状から推察すればHOSTER式押印機に間違いないと報告している。また、押印ハブに30という数字が刻印されていると報告している⁽¹³⁾。しかし、今回郵政資料館が行った調査では、2個の押印ハブの左右両脇（図3A・3B）と前方と後方のプレート（図4A-1・4A-2・4B-1・4B-2）に「HOSTER'S PATENT」あるいは「HOSTER'S PATENT 31」と刻印されていることを確認した。このことから、モリス氏が報告した「30」という数字は「31」の誤りであることがわかった。また、この6か所で確認された「HOSTER'S PATENT」および「HOSTER'S PATENT 31」という刻印の発見により、郵政資料館所蔵の足踏式押印機はHOSTER式押印機の「31」であることが、ほぼ確実となった。

HOSTER式押印機は、ドイツ人のAlbert Hosterが開発した押印機である。Jerry H.Miller⁽¹⁴⁾によれば、Hosterは、1883年にドイツでHaller から押印機の特許と自動押印機メーカーHaller社の持つ諸権利を得ている。Haller社の押印機は到着印の押印機能のみであったが、HosterはHaller社の押印機を改良し、引受印の押印が可能な押印機としてHOSTER式押印機を開発した。

(2) 刻印された番号31について

郵政資料館所蔵の足踏式押印機には、上述のとおり、押印ハブの刻印4か所に「HOSTER'S PATENT 31」（図3A・3B）の刻印があり、プレートの1か所にも「31」（図4B-2）とい

12 同上55～56頁

13 R.Moris et al. “An Introduction to Japanese Cancelling Machines and Markings” (Machine Cancel Society、1996年)
(永坂一郎「郵便機械化史資料 日本の未解明押印機探求の手引」(個人研究報告書、2000年)別収、) 同上の部分翻訳 3頁

14 Jerry H.Miller “FROM HILL TO BICKERDIKE: THE EXPERIMENTAL AND EARLY MACHINE POSTMARKS OF ENGLAND 1857-1901”(『MACHINE CANCEL FORUM 221』、2007年) 137頁

う数字が刻印されていることを確認した。モリスらは、この刻印番号が各国の郵便局に引渡されたHOSTER式押印機の印類番号（正しくは押印機番号）を示していると考えている⁽¹⁵⁾。

モリスらの調査による「ホスター印の欧州最古使用データ」（表1）には、欧州各国で活躍していたHOSTER式押印機の使用局及び印類の最古使用日が示されている。このデータによると、印類番号31のHOSTER式押印機は所在不明とされている。

しかし、郵政資料館所蔵の足踏式押印機本体には「HOSTER'S PATENT 31」および「31」が刻印されており、印類番号31のHOSTER式押印機が表1にないことから、この足踏式押印機が、印類番号31のHOSTER式押印機であると考えてよい。ちなみに、印類番号29の印類最古使用日は1885年11月23日であり、印類番号32の印類最古使用日は1885年12月19日である。

印類番号	最古データ	局名	タイプ
—	1883.04.13	Berlin.C	
—	1883.04.24	Hamburg	
—	1883.07.12	London/EC	L 2
—	1884.02.22	London/EC	L 3
—	1884.06.16	London/EC	L 4
22	1884.12.22	London/EC	L 6
23	1885.03.18	London/EC	L 8
—	1885.07.24	Berlin.C/ 2	
24	1885.09.//	Hamburg PA10	
26	1885.09.18	Hamburg PA 1	
27	1885.11.07	Berlin.C/ 2	
29	1885.11.23	London/EC	L12
32	1885.12.19	London/EC	
—	1886.10.25	Wien/central	

[出典] 永坂一郎「郵便機械化史資料 日本の未解明押印機探求の手引」（個人研究報告書,2000年）

表1 ホスター印の欧州最古使用データ

(3) 押印ハブに刻印された番号について

郵政資料館所蔵の足踏式押印機は、押印ハブを二つ持つ複式押印型を採用しているが、現状では、印類は1個（図5-1・5-2）しか付いていない。もう片方の押印ハブのソケット（図6-1・6-2）はむきだしの状態で、中央は図6-2に見られるように赤色の楕円形が盛り上がった形状になっている。「複式押印型であるのに、なぜ印類が片方のみしか装着されていないのか」という疑問から、従来の研究⁽¹⁶⁾では様々な推察がなされてきた。要するに、印類は当初から現存する形態のとおり1つであったのか、それとも2つ目の印類が存在していたのかどうか、一番の関心事であったのである。

モリスらは、郵政資料館所蔵の足踏式押印機は、試用目的での購入で、印類無しで納入され

15 前掲注12 2頁

16 裏田稔「日本郵便機械消印詳説」『東海郵趣』連載（駅通郵趣会刊、1956～1958年）

森勝太郎「日本の近代的通信月附印の誕生（1）最初の機械消印」『切手研究 第48号』（切手研究会 1954年）

関口文雄「読者通信」『切手研究 第49号』（切手研究会 1954年）

たため、印類は日本国内で製作され、片方のハブにのみ取り付けられたとしている。

今回、**図5**の押印ハブと印類部分の調査を実施したところ、押印ハブの上蓋（**図7-1・7-2**）はビス止めになっており、取外し可能であることが確認できた。また、今回初めて、押印ハブの上蓋（**図7**）を取り外したころ外蓋（**図8**）と内蓋（**図9**）の二重構造になっていることがわかった。内蓋（**図9**）を外すと押印ハブと印類部分はセパレートになっており、はめ込み式の印類を押印ハブにはめ込み、装着する構造（**図3A・3B**）となっている。この構造から、モリスらが推定⁽¹⁷⁾したように、日本国内で印類を製作し、装着した可能性が高い。

モリスらの報告書によると、「複式押印型の印類には、郵便印を区別するために1、2という番号が付随しており、郵政資料館所蔵の足踏式押印機にも付随しているはずだが、見当たらない」⁽¹⁸⁾とある。しかし、今回の調査により、内蓋（**図9**）の表面に「1」、両方の押印ハブの下方側面（**図10・図11**）に「1」「2」という番号が刻印されていることが発見された。印類が取り付けられているハブ（**図5-1**）には、「1」と刻印され、上蓋の内蓋にも「1」と刻印されている（以下「押印ハブ1」と記す）。また、印類が取り付けられていないハブ（**図6-1**）には、2と刻印されていること（以下「押印ハブ2」と記す）から、両押印ハブには別々の印類が取り付け可能になっている。

(4) 押印ハブ2の表面に刻印された番号について

押印ハブ2の表面（**図6-2**）を調査してみると、コーナー4か所に数字が刻印されていることを確認した。押印ハブ2（**図6-2**）の左下に5、右下に6、右上に7、左上に8という番号が刻印されていた。そのため、印類の取り付けられた押印ハブ1（**図5-2**）にも、1,2,3,4という番号が刻印されているものと推定できる。このように、押印ハブ表面には番号が刻印されているが、印類表面には番号が刻印されていない。現状では印類の全面、とくに押印ハブと接する裏面は確認できないが、複式押印型であって、押印ハブ2の表面に番号が刻印されていることから、押印ハブ1の表面と印類の裏面には、押印ハブ2の表面同様の番号が刻印されている可能性が高い。

押印ハブ2の表面に刻印された番号は、押印ハブに印類を取り付ける手順を示す番号と推測できる。押印ハブ2は、印類取付け前の状態を示す貴重な資料である。この押印ハブ2の表面の刻印番号は、押印ハブと印類の仕組み、装着方法の解明にヒントを与える発見である。

3 足踏式押印機の印類と印影の考察について

押印ハブ1に取付けられた印類のタイプは、明治21年（1888）9月から全国の郵便局で一斉に使用された新形式の日付印で、郵趣⁽¹⁹⁾の分野ではこれを丸一型日付印あるいは丸一印と呼んでいる。**図12**にその構造をしめすとおり、丸の中に一本の横線が入り、その横線の上部は国名と郵便局名を横二行に彫り、下部には年月日と便名が三段に装着される。印の直径は24ミリ

17 前掲注12 4頁

18 同上 4頁

19 「郵趣」は、郵便趣味の略である。「郵便趣味」とは、郵便を対象とした趣味の総称。代表的な分野では切手収集、葉書収集、消印収集（記念印や風景印など）などがある。ポスト巡り、郵便局巡り等も広義の「郵便趣味」に含まれる。また、「郵便趣味」には収集等の趣味だけでなく、郵便や郵便用品等を対象とした個人研究も含まれる。

ほどである。

昭和34年(1959)夏に、通信博物館(千代田区富士見町)倉庫で本機と対面した裏田稔は、「ほこりで器機類全体が覆われており、休日に資料官をお願いして鍵を開けて頂きましたので、館の掃除用具を使いほこりをたたき、近付いて印台を見つけ傷をつけない様に靴ブラシを借りて表面についていた長年の印肉カスや汚れを落とし、「丸一型の局名をみつけた」⁽²⁰⁾と述べている。

この記述を読むと、東京郵便局がポストから収集した葉書(小判1銭はがき)を実際に押印した可能性が高まり、模倣はがきを使った小規模な「試用」実験で

はなかったようにも思えてくる。もしそうならば、樋畑による印影や図5-2の写真を手がかりに、本機により押印された葉書の発見も期待できる。識別のポイントは、外丸と横棒が完全に接していることであり、使用時期も明治20年代初頭に絞り込めるのではないか。

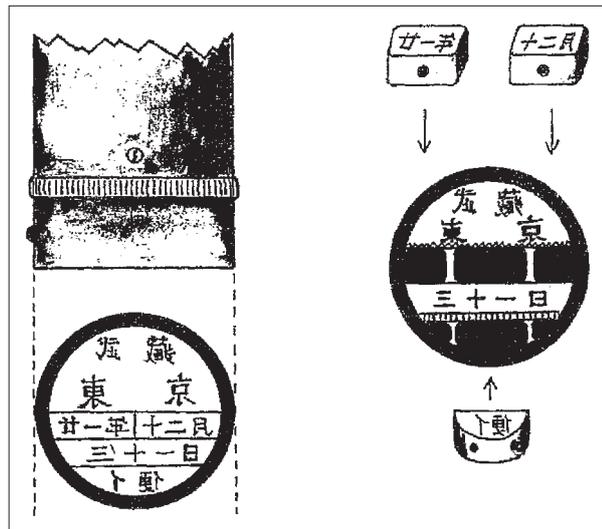
図5-2の印類接写でわかるように、「武蔵」「東京」「便」が彫り込まれ、年・月・日・便名の入る4か所に窓が開けられている。それぞれに活字を嵌める機構はとくに認められず、膠の類による接着が考えられる。東京局の便名は日本一多い12種(イ便~ヲ便)もあり、毎度の便名更替は面倒だったであろう。なお、この活字類は一切残っていない。

おわりに

今回の郵政資料館の足踏式押印機の調査により、今まで不明であった部分や先行研究の誤謬が明らかになり、足踏式押印機解明の一步を踏みだせたと思う。今後は、さらなる資料調査と文献調査を進めていくこととしたい。

また、郵政資料館には今回紹介した足踏式押印機以外にも調査、研究途上の押印機が保管されている。これら押印機の研究、調査を個別に行いつつ、押印機の歴史を明らかにしていく作業を進めていきたい。

むらやま たかひろ(日本郵政株式会社 郵政資料館 学芸員)



〔出典〕 吉田景保・北上健・山田政市・共編「丸一型日付印 その誕生と物語」(いずみ切手研究会,1972年)

図12 丸一型日付印

20 裏田稔「ドイツ製(式)足踏式押印機」『新消印とエンタイヤ』第82号(1998年)

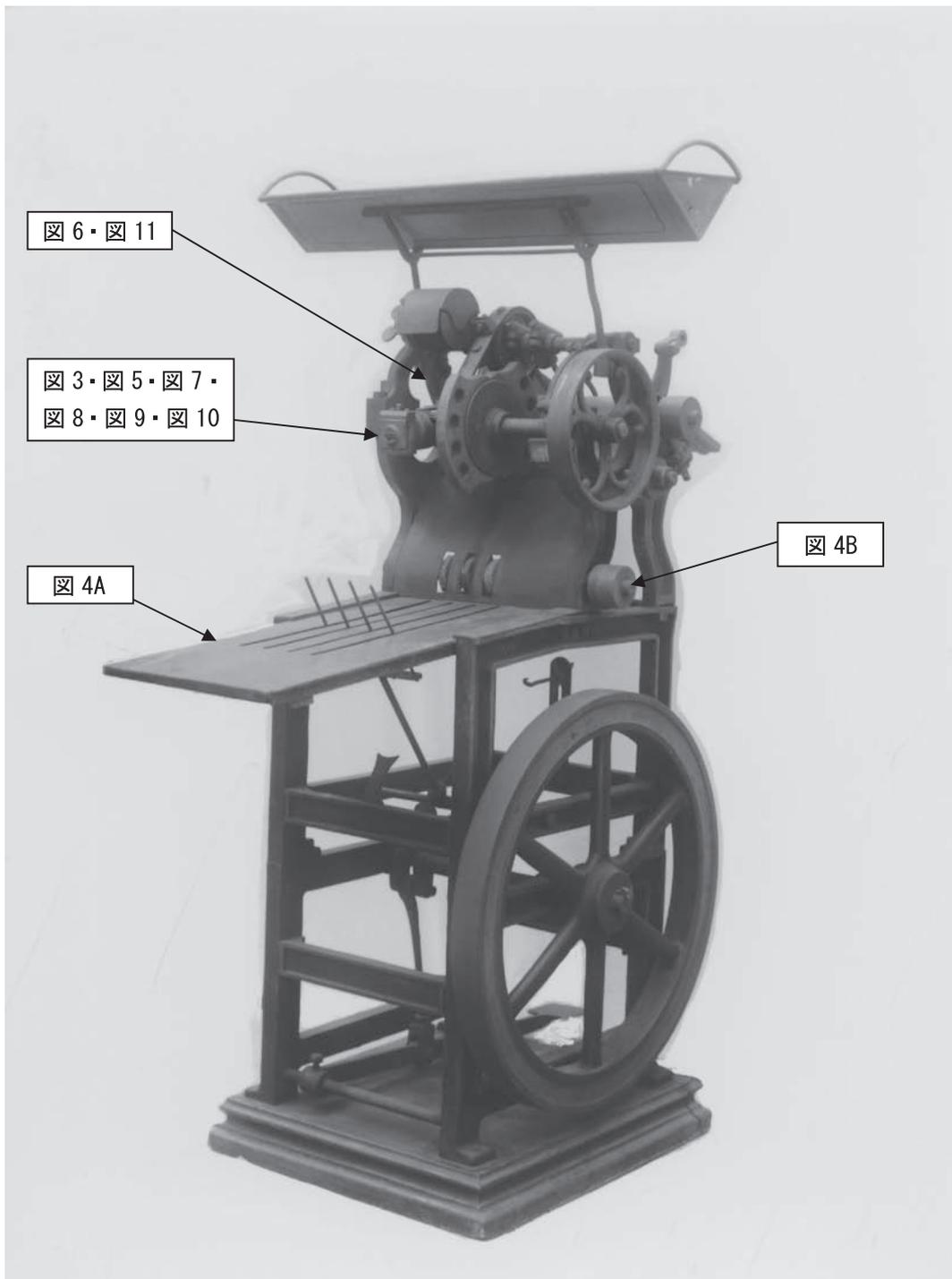


図 1 足踏式押印機（郵政資料館所蔵）
（横735×奥行735×高さ1405mm）



図3A 押印ハブ（印顆付）の左側面



図3B 押印ハブ（印顆無）の左側面



図4A-1 前方プレート全体図
(横285×奥行400mm)



図4A-2 「HOSTER'S PATENT」刻印部分



図 4 B-1 後方プレート全体図
(横210×奥行345mm)



図 4 B-2 「HOSTER'S PATENT 31」刻印部分

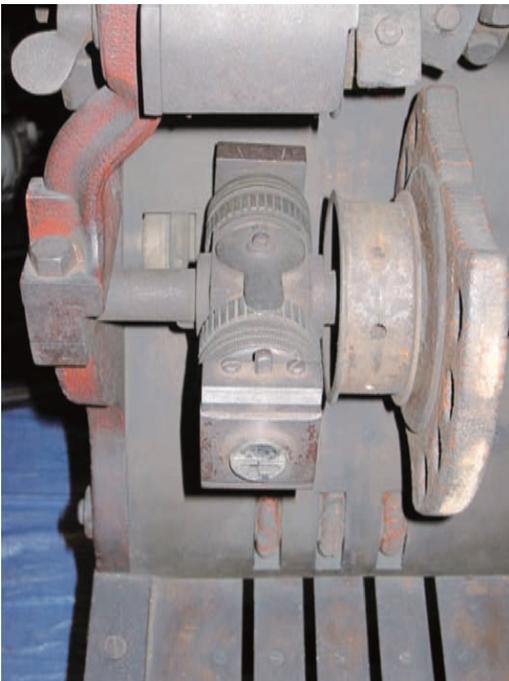


図 5-1 押印ハブ (印顆付)
押印ハブ間の距離200mm



図 5-2 押印ハブ (印顆付) の印顆部分
(縦55×横48×奥行20mm)
印顆直径22mm

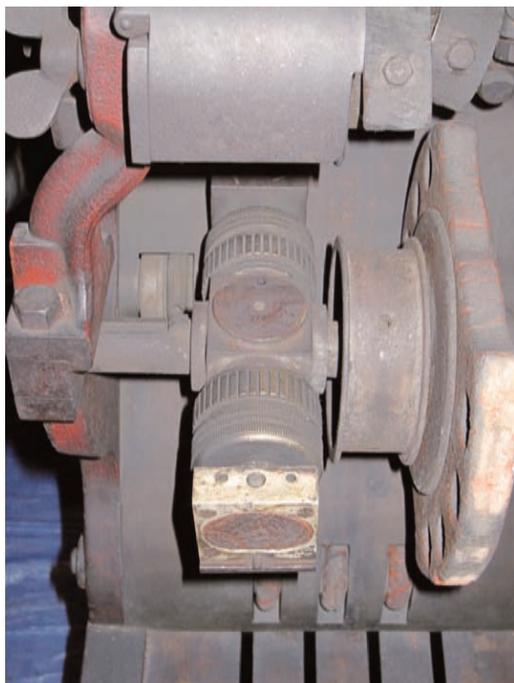


図6-1 押印ハブ (印顆無)



図6-2 押印ハブ (印顆無)
(楕円部分：縦30×横47mm)



図7-1 押印ハブ (印顆付)



図7-2 上蓋の部品



図8 外蓋



図9 内蓋

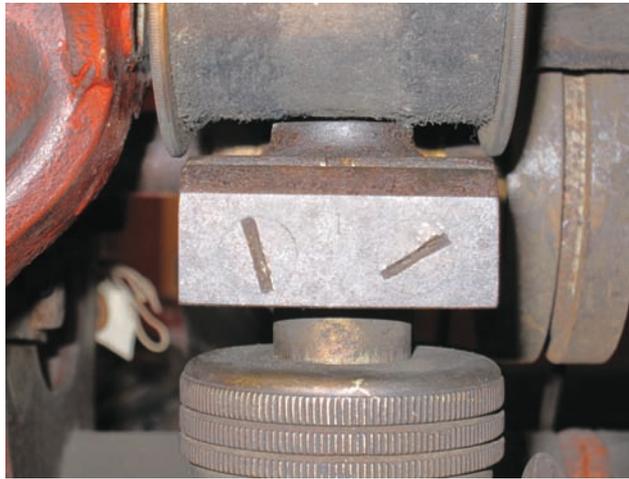


図10 押印ハブ1の下側面

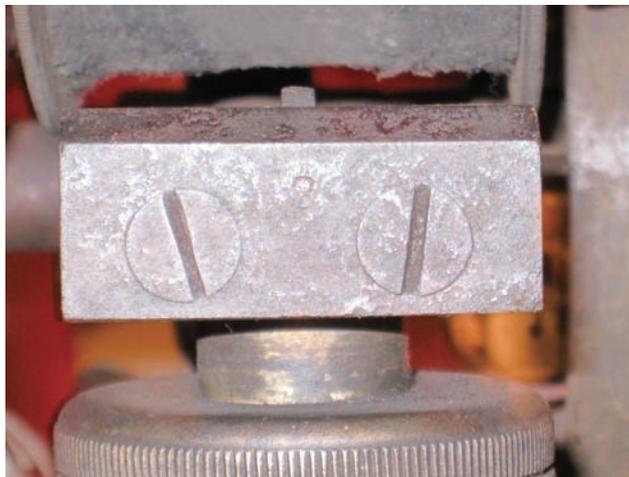


図11 押印ハブ2の下側面

資料紹介

郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 下」

「駅通志料」を読む会

史料解題

前号に掲載した郵政資料館所蔵「東海道宿毎応対日記 上」に引き続き、今号にはその「下」を掲載する。郵政資料館における所蔵状況や史料掲載の経緯その他については前号に記したので、今号では本史料の概要と成立の背景、主要な登場人物や若干の語句の解説などを行って解題としたい。

本史料は、天保九年（一八三八）九月初旬から同年十一月中旬にかけて、町飛脚の株仲間である定飛脚問屋仲間の惣代・利右衛門と京・大坂の飛脚宰領惣代ら一行が、東海道各宿を巡り飛脚荷物の継立ての改善について交渉を重ねた際の記録である。記録の作者は交渉の中心的役割を果たした利右衛門で、各宿の交渉状況を自身の感想とともに記している。本史料は前号にも記したとおり上下二冊の形で残されており、品川から御油宿までが「上」⁽¹⁾、御油宿の途中から交渉の最終地の大津宿までが今回掲載の「下」にまとめられている。ちなみに、大津・大坂間の京街道の宿場とは交渉が行われていない。旅の行程は九月六日に江戸を発ち、同年十一月十五日に大津宿を出立、伏見から夜船に乗り翌十六日未明に大坂・八軒屋に着岸するというもので、史料にはその前後を含め九月一日から十一月十八日まで記載がある。

町飛脚がこのような交渉を各宿との間で行わざるを得なかったのは、天

保の飢饉を背景とした当時の輸送事情の混乱があったためである。ところで、ここでいう町飛脚とは、江戸の定飛脚問屋仲間、京都の順番飛脚問屋仲間、大坂の三度飛脚問屋仲間をさす⁽²⁾（他に町飛脚には江戸の六組飛脚屋などがあるが、上記とは別系統に属する）。その輸送業務は、基本的には飛脚問屋で請け負った荷物に飛脚宰領を輸送責任者として随行させ、荷は主に馬で運び、馬は各宿で調達するという形をとった。発地の飛脚問屋は着地に相仕と呼ぶ特定の間屋を持ち、その間で相互に輸送を行っていた。これらの飛脚問屋仲間は、大坂城・二条城の大番頭と配下の番衆が江戸との通信を行う際にその輸送を請け負い、その往返を月三度行ったところから、三度飛脚の名で呼ばれるようになったとされる⁽³⁾。

彼らは十八世紀後半になると東海道をはじめ、中仙道・日光道中・奥州道中、上州など各方面に輸送のネットワークを広げ⁽⁴⁾、諸侯などの武家や公家のほか、一般の書状や物貨・貨幣などの輸送に大きな役割を果たした存在であった。三都の飛脚問屋仲間は系列ごとに激しい競争を行ったが、一九世紀初頭になるとそれぞれ仲間としての統制を強め、江戸・京都・大坂の飛脚問屋を「三ヶ処合体之家業柄」⁽⁵⁾とみなす意識を持つていた。二条・大坂城大番頭・番衆の荷を運ぶ名目の輸送は毎年の交代ごとに更新されて長く行われ⁽⁶⁾、のちには飛脚問屋仲間のうち年番となった飛脚問屋がこれらを請負った⁽⁷⁾。月三度の番衆の輸送では宰領は乗掛馬に乗り、他に荷を運ぶ二頭の馬が伴うが、乗掛馬に番衆の荷を積むほかは一般の商貨を積むことが慣行とされ⁽⁸⁾、三頭の馬は大番組頭から先触が出され、

問屋場の馬を御定賃錢で利用した⁹。これらとは別に飛脚便には早便（早飛脚）、並便をはじめ各種があり¹⁰、宿場で相対の馬を利用するなどしていたが¹¹、天明二年（一七八二）の江戸仲間の株仲間公認後は、問屋場で御定賃錢での馬の利用が認められた。しかし、実際には相応の出費が必要であり¹²、とりわけ昼夜を問わず急行する早飛脚は、日限に因るため各宿の事情に応じて割増金が要求された¹³。このように彼らの輸送業務は基本的に宿場の馬に依存していたため、その輸送の品質は時々の宿場の輸送事情に大きく影響されざるを得ず、とくに人馬拵底の時期には飛脚荷物は継立ての停滞により延着を余儀なくされた。利右衛門が二条・大坂城在番武士の輸送を「此業の元備」¹⁴と考えて重要視し、諸家や公家の御用のほか一般の商貨や書状の輸送を勤める自らの業務を「国用弁理之家業」（本史料「上」、一六頁）と自負するのも、公用輸送を前提とした宿駅制度の下で商用輸送を行うという形態をとる限り、飛脚荷物のスムーズな継立てのためには公的な権威と意義に頼らざるを得ないという事情があったことが大きい。

本史料が成立した天保期の場合、文政末年以降の輸送事情の逼迫に加え、天保の飢饉により米価をはじめ物価が高騰し、本史料にみる通り宿場によつては馬の飼育も容易でなく、馬数が減少し飛脚荷物の継立てが滞り延着が著しい状況となっていた。もつともこうした街道筋の混乱はこの時期に始まったことではなく、寛保元年（一七四一）頃には元文の貨幣改鑄により物価が高騰して馬持や人足などが困窮し、人馬の不足、駄賃の高騰、道中の治安悪化という形で街道の混乱が現れ始めている。本史料「下」に掲載の鳴海宿問屋役人宛の一札（「下」、13頁）にみるように、宝暦・明和・安永年間（一七五一～一七八二）には飛脚荷物の延着が著しかったといひ、かつては江戸・大坂間で早便が五日・六日、並便が八日・九日という日程で請け負っていたものが、前者が七、八日、後者に至つては二〇日から三〇日もかかったという¹⁵。このように十八世紀後半以降になると、飛脚荷物の輸送にとつて困難な事態がしばしば発生していた。そのため、飛脚問屋間でも各々が有力諸侯や公家などに取り入り、諸家の御用荷物であることを示す会符を借り受け、権威を利用して御定賃錢による宿人馬の使

用と継立ての便宜を図り、実際には商人荷物などを運ぶという不正が横行した。また、江戸仲間が株仲間として公認を求めたのも、以上のような輸送上の困難を打開する目的があつたためである。九年に及ぶ出願運動の末、天明二年に道中奉行から公許を受けた際には、宿人馬に限らず助郷馬を用いても飛脚荷物を留め置かず継送るよう、飛脚仲間の願ひ通り道中奉行から東海道各宿を始め、中山道・日光道中・奥州道中に触が出されている¹⁶。しかし、その後も三回にわたり定飛脚仲間の愁訴により同様の触が出されており¹⁷、時間が経てば効果も薄れたようである。寛政期には会符荷物の厳しい取り締まりもあり（本史料「上」、九～一〇頁）、仲間内でも享和三年（一八〇三）に仲間仕法を定めて統制を強め、一定の業務改革も行われていた。飛脚荷物の延着を打開するにあたり、従来からの方法では限界が生じていたものと思われる。

本史料と同じく利右衛門の著作である「御番衆定飛脚濫觴」によれば、史料にみられる各宿との交渉に至るまでには以下のような経緯があつた。すなわち、鳴海・池鯉鮒宿より大坂の柳屋、京都の近江屋名義で差立てていた早飛脚の駄賃の追銭が「大崩れ」となるなどの事態が発生し、大坂宰領惣代の天満屋林兵衛・尾張屋藤右衛門、京都近江屋宰領惣代の勘七・三九郎・平助などが天保九年三月下旬に江戸定飛脚問屋仲間へ嘆願を行った。定飛脚仲間では評議の末、道中奉行深谷遠江守（盛房）に愁訴を行い、その添翰を得て東海道宿々に出向して交渉を行い、また定飛脚会符に「御用筋御書輸入」の肩書を記すことを願つたが、受け入れられなかった。しかし江戸仲間でも継立ての悪化を看過できず、結局飛脚問屋が自力で事態打開を図るべく、東海道宿々と交渉を行うことに決した。そこで江戸仲間内では飛脚問屋・和泉屋主人（甚兵衛）ほかに出向を依頼したものの承諾する者がなく、やむなく惣代としてこれを引き受けたのが、利右衛門であつたという¹⁸。

この利右衛門は、郵政資料館に残る多くの飛脚関係史料を残した人物であり、本史料および『史料集』所載の七点のほか、「二条大坂御城内刻付定飛脚歴代記」「東海道取次所示談書連印帳」などが利右衛門の手によるものと考えられる。自ら記すところによれば、利右衛門は元の名を千蔵と

いい、江戸の飛脚問屋木津屋六左衛門に仕えた利助を父として、安永二年（一七七三）、江戸本町三丁目新道岩附町に生まれた。その後「子細ありて親子浪々」したが、寛政元年（一七八九）、一六歳で江戸の飛脚問屋・大坂屋茂兵衛の丁稚となった。二十歳代後半には当時飛脚仲間の年行事だった主人茂兵衛代として訴訟の際に白洲に出るなど、店の重立ちとなっている。文政三年（一八二〇）、千歳は「主従心庭（底）行違」があり暇を取り、浅草駒形町で瀬戸物商売をした時期があったが、主家や仲間とは連絡を欠かさずにおり、文政一〇年には飛脚問屋・山田屋八左衛門の店預り人となり、利助、利右衛門と改名して飛脚業に携わり生涯を送ったという¹⁹。四〇歳代以降には飛脚仲間が生じた諸問題の調停や処理に当たっており、飛脚業界の重鎮であった²⁰。本史料にみられる東海道の各宿との応対の旅に出たのは六十五歳の頃であるが、利右衛門にとってこのような旅は初めてではなく、文政一三年六月に宿場での継立てについて四度目の触が道中奉行から出された折にも、同年一〇月に飛脚仲間惣代として、箱根以東の宿々と交渉を行っている²¹。

本史料にみられる天保九年の交渉内容は、飛脚側の「演舌書」に基づき各宿に対し各飛脚便について遅滞なく継立てるよう依頼するというもので、とくに着予定のある日限便については、御定元駄賃銭の一分を宿助成として積み立て、毎年一月に三都の飛脚問屋からこれを支払い、さらに問屋場と相対で早馬（早飛脚）の駄賃を定めることで継立ての円滑化を図るといふものである。早馬の追銭などの高騰に歯止めをかけるため、馬士と直接の相対を行わず問屋場で早馬の駄賃を定めるといふ点に交渉の主眼が置かれている。交渉が成立すると「演舌書」に調印を求め、各宿との応対はスムーズに進むところもあれば難航する宿もあり、こうした交渉の過程に各宿の置かれた状況を如実にみることが出来る。早馬の駄賃の追銭が「大崩れ」となった池鯉鮒、鳴海、また、桑名宿では交渉が難航し、池鯉鮒・鳴海宿では破談寸前で交渉がまとまったが、結局桑名宿とは破談に至っている。しかし、三都の飛脚問屋と宰領仲間が結束し、公的輸送を主目的とした宿駅制度下の各宿問屋場（輸送現業部門）と自主的な交渉を行い、東海道全行程にわたり商用輸送のための輸送システムの改善を意図

した点に、この交渉の画期的な意義が存在すると思いたい。

ところで、飛脚側が各宿に示した「演舌書」は本史料に記載はないが、『舞阪町史 史料編一』（一九七〇年、三三六～三四四頁）に所載がある²²。「演舌書」には飛脚便の名称の説明があるので、本史料中にみられる名称について、用語解説としてその部分の要約を左に記しておく。なお、（ ）内は筆者の解説である。ただし、要約部分も含め不明な点があり、あくまでも暫定の見解としておく。

- 剋（刻）付：二条大坂城番衆の月三度の差立てを道中ではこのように呼ぶ（宰領一人・乗下と二駄からなる。古来より八日で参着する²³。刻付とは着刻付の差立てのことで、日限があるので道中でこう呼んだものか）。
- 六限幸便：早馬（早飛脚。六日限、すなわち江戸と京・大坂間を六日で結ぶ急行便）ともいう。街道では大坂発は柳屋、京都・江戸の分は近江屋と呼ばれている（近江屋＝近江屋喜平次は京都の早飛脚の業者で、天明五年（一七八五）に京都順番仲間へ家業を差し出し、以後は仲間の持ち合いになった²⁴。柳屋＝柳屋嘉兵衛は、大坂の飛脚問屋・江戸屋源右衛門と津国屋十右衛門が享保年間に近江屋に対抗して設立した早飛脚の業者だったが、享和三年（一八〇三）に大坂の飛脚仲間が共同で運営する早飛脚の会所となった。差し立て日には柳屋の早会所に各飛脚問屋が荷物を持ち寄り、馬出し四軒屋（註7参照）が順番で差し立てた²⁵）。代官預り所や諸家の御用状、一般の急の用向きなどを一箇にまとめ月一八回三都から差立てる。御定賃銭のほか、馬持馬士に追銭・酒手・沓代を出したため、馬士に無理にねだられても問屋場では相対とみて対応しない場合がある。六日限のほか七日限などの日限便がある。以後は馬士の不法がないよう、宰領の乗掛馬と引荷一駄（宰領の乗掛馬と同行し馬で荷だけ運ぶ場合、引荷と呼ぶと思われる）の二頭に限り、問屋場と再談し早馬駄賃を取り決めた（元来早飛脚は宰領一人が乗掛馬に乗り、過貫目は増銭・歩行人足で対応し、さらに重さが増えれば「引荷」ではなく飛脚を二組差立てたので、仕法に変化がみられる²⁶）。
- 三組状簡：毎月二・六・九の日の夜に宰領一人に荷物三駄で江戸から差立

てる(宰領は徒歩か)。一般の金銀荷物書状を運ぶ。一二泊一三日目に京・大坂到着。宿泊地は藤沢・小田原・沼津・江尻・金谷・浜松・赤坂・熱田・四日市・関・石部・大津。山中の箱根宿で継立てが遅れた場合には三嶋泊とし、由比・岡部・掛川・舞坂・藤川泊で熱田以降は右に同じとする。

●丸三状箇：宰領一人に三駄で三組状箇の立出日の間に差立てる。一条・大坂城内大番頭公用の合印状箇立の便(一般の商貨も積み合わせたと思われる)。京・大坂まで一五・六日で参着。戸塚から小口にして毎日二組ずつ継立てたい。宿泊地は戸塚・小田原・三嶋・蒲原・府中・金谷・見付・舞坂・藤川・熱田・四日市・関・石部・大津。ただし、大番頭の用向きだけで差立てる際には合印札を持たせるが、江戸から定例定日には差立てない(丸三とは丸三駄、すなわち、三頭の馬に荷のみを積んで差立てる意味と思われる。やはり宰領は徒歩か)。

●番荷：大坂から二・五・八の日に差立てる。道中宿々の飛脚取次所で取り集めた荷も運ぶ。この度、四駄までに限り、状箇立として宿々に助成を積み立てる。江戸までの日数は一五・六日、宿泊地は伏見・大津・関・四日市・熱田・藤川・新居・袋井・藤枝・由比・三嶋・小田原・藤沢・川崎とする。

●臨時八ツ九ツ目到着之分：二駄、三駄と差立てる分は宿々と駄賃を取り決め、宿泊も決めること(本史料中に「臨時八九立」とある差立てと思われる。臨時の八日限、九日限の差立てということか)。

●京都から差立てる四駄持、小三度(大番頭合印状箇)、早番(毎日差立てる)などがある。

飛脚便の種類については不明な部分が多い。また、時代により相違があるので、注意が必要である。その他、二つほど飛脚に関してよく使われる用語をあげておく。

●状箇：「じょうこ」と読む。前号掲載の「上」では「箇」の文字に(マ)を付したが、訂正し削除したい。大坂城番衆に対する天保七年の飛脚問屋の請負証文に、「御組様御状葛籠壹個掛目七貫目限」とある。これは飛脚問屋で用意し、番衆に差し出した²⁷⁾。この葛籠が状箇であろうか。『東海道名所図会』巻之四の「名産瀬戸染飯」に描かれた飛脚宰領が乗掛馬で街道を行く図にみられる明荷のようなものか。

●抜状：飛脚の早達方法で、初めは宰領が馬で行くが、途中の飛脚取次所で荷を解き、急ぎの書状を抜き出して継人足が状箱を担いでリレー式で急送し、宰領は後から宿々で先行した書状の着刻を確認しながら行く方法。街道に継所を設けて待機する飛脚に次々とリレーさせる継飛脚が延享元年(一七四四)に夜間独行するため危険であるという点から禁止された後、折衷的な方法として行われた²⁸⁾。

最後に、本史料に登場する利右衛門以外の主な人物名や家印について簡単に述べておく。「安藤氏」として登場するのは、天保八年一月から安政五年一〇月まで南品川宿問屋を勤めた安藤全平で、天保一三年(一八四二)の史料に五三歳とある²⁹⁾。本史料にみる安藤はなかなかの羽振りの人物であり、問屋役就任間もない時期であるのに伊勢参宮に向いている。しかも、飛脚問屋側に立つて交渉に協力することを兼ねた旅であり、安藤家の来歴や本人の経歴は一切不明であるが、興味深いところである。

同行の飛脚宰領惣代であるが、京都本番宰領与三郎・利兵衛については不詳だが、勘七、与助は京都の早飛脚・近江屋喜平次の宰領惣代、大坂の宰領惣代林兵衛は飛脚問屋・天満屋弥左衛門、藤右衛門は同じく大坂の尾張屋惣右衛門の抱え宰領と思われる³⁰⁾。

また、「上」の冒頭に登場する、甚兵衛は江戸の飛脚問屋・和泉屋主人、以下は江戸仲間、兼伊助は京屋弥兵衛店預人、命清次郎は嶋屋佐右衛門店預人、①文七は大坂屋茂兵衛煩二付代³¹⁾、これに伏見屋五兵衛と、利右衛門が店預り人を勤める山田屋八左衛門を加えた六軒が、当時の江戸の定飛脚問屋仲間である。「下」の最後に登場する命は大坂の飛脚問屋・尾張屋惣右衛門の家印、また、大坂では命は津国屋十右衛門の家印と思われるので命喜左衛門とあるのはその関係者であろうか³²⁾。なお、大津宿では「大儀」という略名が出てくるが、これは大津宿の飛脚取次所・大黒屋儀助のことである³³⁾。宰領総代たちが交渉に参加している背景には、輸送の当事者であることに加え、当時すでに宰領仲間が結成されて久しく、彼らが団結して発言権を強めていた経緯があると思われる。利右衛門もまた丁稚から叩き上げた人物であり、こうした困難な事業に対し際に、飛

脚問屋の主人たちは前述の通り及び腰を見せている。

このほか、史料中には各宿の問屋役・年寄をはじめ帳付や馬指などの宿役人、飛脚取次所⁽³⁴⁾の主などさまざまな人物が登場する。交渉過程の記録ではあるが、こうした人々が活写されているのも本史料の貴重な点といえよう。

さきにも触れたように、利右衛門は本史料のほかにもさまざまな記録を後世に遺している。それらはいずれも主に道中奉行へ提出した文書に関する記録であり、宿駅制度下で飛脚業を後世に至るまで永続させていくため、主に後日の公辺との交渉に備える目的で編まれたものといえよう。これらの記録を編纂した意図や本史料中に見る利右衛門の行動の根底には、飛脚仲間の結束と仲間全体の利益を重視する強い意向が窺われる。飛脚業の困難を打開するために交渉に赴く利右衛門の姿は、飛脚問屋・和泉屋でやはり丁稚から身を起こして支配人となり、利右衛門の旅から三〇数年後の明治初期に飛脚問屋仲間をまとめあげ、陸運元会社(後の内国通運会社)設立の中心人物となった佐々木莊助を彷彿とさせるものがある。利右衛門はある意味で「天保の佐々木莊助」といつてもよいかもしれない。

なお、利右衛門は各宿との交渉の最後に感想として狂歌を載せているが、その雅号を前号では「夷白」とした。今回再検討を行い、当面の見解ではあるが「朧白」と訂正を行いたい。

今回の「下」の掲載にあたっては、「駒通志料を読む会」の青柳整、小川昌造、尾出恒廣、亀井道生、城戸淳子、隅田孝、古川和市の各氏が史料の解説と校正を行い、校正作業には筆者も参加した。また、藤村潤一郎氏には飛脚一般や用語等について貴重なご教示を、山本光正氏には懇篤なご指導を頂いた。記して御礼を申し上げます。

(駒通志料を読む会)事務局 物流博物館・玉井幹司記)

註

(1) 「上」の表題部分には「品川宿より藤川ニ至る迄」と添え書きがあるが、実際は御油までである。

(2) 江戸の飛脚仲間は天明二年(一七八二)に道中奉行から「京大坂定飛脚問屋」として公許を得た(「定飛脚問屋願濟一件」、児玉幸多編『近世交通史料集

(3)

七 飛脚関係史料、吉川弘文館、一九七四年、四九七頁。以下、『近世交通史料集七』掲載の史料名は同書の目次掲載の表記に合わせ、同書については『史料集』と略記した。京都の飛脚仲間は元禄十一年(一六九八)に京都中町奉行所から「順番仲間」の名目を得た(「定飛脚発端旧記」、『史料集』、四七一頁、および、藤村潤一郎『近世中期京都順番飛脚問屋の研究』、『史学雑誌』第四七編第一号、一九六五年)。大坂の飛脚仲間は安永三年(一七七四)に大坂東町奉行所から「三度飛脚問屋株」の御免を得ている(「三度飛脚問屋仲間仕法帳」、『史料集』、四五二頁)。なお、以下の通史的な経緯は、日本通運(株)「社史」、一九六二年、を参照。

大坂城大番頭および番衆の輸送を町飛脚が仲間として請け負うようになったのは寛文四年(一六六四)以降のこととされるが、この輸送に関わった起源は寛永年間とされる。江戸・京・大坂ともに「三度飛脚」と呼ばれ、一種の定期便の代名詞のように使用された。郵政資料館所蔵「二条大坂御城内刻附定飛脚歴代記」(天保二年・未公刊、以下「歴代記」と略す)。「島屋佐右衛門家声録」、『史料集』、三頁。「定飛脚発端旧記」、同右、四七〇頁。二条城については、「島屋佐右衛門家声録」では大坂城より後の可能性を示している。

(4)

(5)

(6)

(7)

「定飛脚問屋願濟一件」、同右、四九〇～四九二頁。

「歴代記」

「歴代記」、および「御番衆定飛脚濫觴」(以下、「濫觴」と略す)、『史料集』、五九八頁、六〇六～六〇九頁。ちなみに文化一四年(一八一七)には大番頭の用便は月六度で、「百騎」と呼ばれた在番武士の輸送が月三度となっている。「甲府之儀御尋幸国々繩張」、同右、五四八頁。

「歴代記」。江戸仲間が年番で請負ったのは享和三年(一八〇三)の「仲間仕法書」以降のようである(「仲間諸仕法取締願一件」、『史料集』、五一二～五一三頁)。大坂仲間が年番制になった時期は不明だが、文政二年(一八一九)の大坂仲間による「三度飛脚問屋仲間仕法帳」には、馬出四軒家(津国屋十右衛門・江戸屋平右衛門・天満屋弥左衛門・尾張屋惣右衛門)が番衆の輸送を年番で引請けるとある(同右、四五三頁)。京仲間については簡見では未詳。二条城番衆の輸送は京都順番仲間の内、十七屋組の請負であったという。藤村前掲論文参照。

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

「歴代記」、および「濫觴」、『史料集』、五九四～五九五、六〇二頁。

「濫觴」、同右、六〇八～六〇九頁。

「仲間仕法帳」・「仲間定法帳」、同右所収。「甲府之儀御尋幸国々繩張」、同右、五四七～五四八頁。本庄栄治郎『本庄栄治郎著作集第8冊 近世経済史の諸研究』、清文堂、一九七三年、二八二～二八四頁、参照。

「四度目再御願一件」、『史料集』、五九三頁。「濫觴」、同右、六〇二～六〇三頁。

公認時には「宿場定賃銭」で通行させる旨の触が出されているが、従来通

り「出歩・酒手」を渡すのが前提であった。「定飛脚問屋願濟一件」、同右、四九四〜四九八頁。

(13) 「四度目再御触願一件」、同右、五七八〜五八〇頁。

(14) 「濫觴」、同右、六〇九頁。

(15) 「定飛脚問屋願濟一件」、同右、四八八頁。

(16) 「四度目再御触願一件」、同右、四九八頁。

(17) 「四度目再御触願一件」、史料集、五七五、五八五〜五八六頁。このような触流しが再三認められるのも、飛脚荷物に一般商貨だけでなく御用荷物が含まれているという前提があった。

(18) 「濫觴」、同右、六一六〜六一七頁。京・大坂の宰領惣代が江戸仲間に嘆願を行ったのは、道中奉行から定飛脚問屋仲間として直接公許を得ているのが江戸仲間であったからであろう。もともと定飛脚の公認は三都一体で求め、京・大坂は除外された経緯があった。その後、京仲間は江戸仲間に冥加金を出して「定飛脚」名目を用いたが、大坂は文化年間までこの名目を用いなかった。「定飛脚冥加金演舌書」、同右、四二六〜四二九頁。大坂仲間の「三度飛脚問屋仲間仕法帳」(文政二年(一八一九))には、大坂仲間も「定飛脚」の会符を用いるが、「定飛脚二拘候儀都而江戸仲間引請ニ可相心得候事」とある。同右、四五二〜四五三頁。

(19) 「定飛脚発端旧記」、同右、四六九頁、四八五頁。「定飛脚問屋願濟一件」、同右、五〇二、五〇三頁。「甲府之儀御尋幸国々繩張」、同右、五五八頁。なお、利右衛門の没年は不詳である。

(20) 一例をあげると、「甲府之儀御尋幸国々繩張」、同右、五五六〜五五七頁。「四度目再御触願一件」、同右、五九二〜五九三頁。文政一三年の触では、飛脚宰領は問屋場で宿役人と応対のうえ継立てを行い、問屋場では到着順をもつて日々帳に記入し、宰領が持参した帳面にも到着時刻、継立て時刻を記入し、順継ぎを滞りなく行うことが命ぜられており、道中奉行所の申渡しの際には馬持との相対交渉を禁じられている(同右、五八四〜五八五頁)。この時、飛脚問屋が再触を願った背景には、定式であった登り早飛脚の箱根関所の仕舞越が不安定化していたため、仕舞越を恒常化させたいという意図があった(同右、五七九頁)。元来、迅速を旨とする早飛脚は、夜間に越えることのできない関所などの手前では、御定賃銭に割増しを加え、さらに馬士には相当の酒手・追銭を支払うなどして馬を調達していたが、追銭等の高騰が甚だしかった(同右、五七六、五七七八頁)。しかし触の通り忠実に実行されれば早飛脚も順継ぎとなり、必ずしも良い馬をあてがわれるとは限らず、大名通行などの際には逆に遅延を余儀なくされる。そこで利右衛門は問屋役人に触の主旨として飛脚の「業体不軽筋を会得」させ、早馬(早飛脚)については問屋場での相対賃銭による継立てを行うことで良馬の優先的使用を可能とするとともに、際限のない賃銭の高騰に歯止めをかけようと交渉を行っている。本史料にみる天保九年の交渉において、

早飛脚宰領が同行し、各宿問屋場において駄賃交渉を行っている背景にはこのような事情があり、本史料中にも「九ヶ年以前致御対(談候二付)〔上〕、一一頁」といった文言がみられるが、これは文政一三年の交渉を指す。藤村潤一郎氏よりご教示を頂いた。

(22) 「歴代記」、および「御番衆定飛脚濫觴」、史料集、六〇八頁。

(23) 「島屋佐右衛門家声録」、史料集、四七頁。

(24) 「三度飛脚問屋仲間仕法帳」、同右、四五二〜四五五頁。

(25) 「仲間仕法帳」(享和三年(一八〇三))、同右、三五四〜三五五頁。

(26) 「濫觴」、同右、六〇六〜六〇七頁。

(27) 「仲間預り之内訴状留」、同右、三八八頁。「仲間心得之四ヶ条并板行摺願一件」、同右、五三四頁。利右衛門は抜状は継状の確実な一方法であるとしている。「定飛脚問屋願濟一件」、同右、五〇四〜五〇五頁。

(28) 「宿役人助郷惣代并人馬指其外名前帳」、品川町史上巻、一九三二年、四六九頁(品川区史史料編、一七〇号文書(利田家文書))、および「品川町史上巻」、四七二頁掲載史料(品川区史史料編、一七七号文書) 参照。

(29) 安藤については、品川区立品川歴史館の富川武史氏にご教示頂いた。文化一四年(一八一七)に「本番宰領一統惣代」は一〇名おり、その中に伊勢屋与三郎の名が見えるが、時代が古く史料中の与三郎であるかどうか不詳である(「丸屋孫市一件訛状」、『史料集』、四四四頁)。京都の飛脚問屋は本番・問番・早番の各宰領を持っていたようであるが、藤村前掲論文によれば本番・問番の意味は不明であるという。早番は早飛脚であろう。寛政一〇年には本番宰領四四人、問番宰領八二人、早宰領二八人がおり(諸向御給符一件留)、同右、二九五頁、すでに宰領仲間が存在したようである。会符の取り締まりなどを行っている。他の宰領は註(32)に同じ。

(30)

(31) 「濫觴」、同右、六〇五頁。

(32) 郵政資料館所蔵「東海道取次所談書連印帳」(未公刊)。

(33) 飛脚取次所は各宿に置かれ、本陣や宿屋など他に本業を持ちながら、飛脚宰領へ荷物の取次を行った。各宿に到着した荷物を周辺へ配達する業務も行っていったようである。巻島隆「近世後期における主要街道の飛脚取次所―定飛脚問屋「京屋」のネットワーク―」、和泉清司編『近世・近代における地域社会の展開』、岩田書院、二〇一〇年、参照。なお、本史料と同時期の飛脚取次所については、前出の「東海道取次所談書連印帳」に、東海道各宿の飛脚取次所の主の記名・押印がある。しかし、全ての宿が揃っていない訳ではなく、その理由はよくわからない。この史料は天保一〇年(一八三九)のものであるが、天保九年の各宿との交渉に関連する内容がある。また、史料中に各飛脚問屋が勝手に取次所を設けることを禁じる文言がある。本史料中、各宿場において登場する人物の内、宿役人以外の人物は、多くの場合、この飛脚取次所の主か、飛脚宰領が定宿とする飛脚宿の主である(両者を兼ねる場合もある)。

(表題)

「天保九戊戌年

御油より

大津迄

宿毎応対日記

定飛脚問屋」

宿毎応対日記

下の巻

一 時に御油宿ニ而吉田下役人立会評義之上極る、尤当宿方加助場処願ニ付、検使役人御出役之由上役人無寸暇由ニ而、いてうや宿りしておかしき鬪あり、昼後より赤坂清水や江落付、折節 姫宮様明日御通行ニ付今夜中ニ駄賃極応対可致迎、直様役場江申入、同夜酒肴持参宿役頭入来、酒席之上安藤より頼ニ而同夜中決談相整ひ調印済

一 同廿二日天気快晴、未明発足、御通行之妨ニ不相成様迎、広はた八幡宮江参詣、此御山は

東照神君御難戦之折柄御凌遊されたる旧跡にして御祠あり、尤少しの廻り等して巳刻頃藤川ひし屋着、同宿之年寄役にして諸事宅ニ而申談引請、宿場江申談、無子細演舌調印相済ければ宿さず、直様岡崎江越る

一 岡崎宿大津屋江止宿、尤樋口藤川江出向ひ、宿勘助方江案内あり

一 同廿三日天気快晴、早朝役場江出向一応申演引取、然ル処当駅之儀は御領主より御差免与相見得、各大小黒羽織着流し、問屋年寄四人連立、帳付之古老与七殿差添入来、安藤氏江別段練かん壱箱、惣代・才領中江者酒肴を携、至而叮嚀たり、安藤氏発言ありて、定飛脚問屋より御宿方江頼之筋、自分伊勢参宮之志願も有之、外役家より無抛声懸りも有之、同道罷越候次第被申演、利右衛門為引合ある、夫より老夫引請而今般出向候子細者兼而御案内之通、渡世柄とハ乍申、諸家様之御用向を引請、其外世上為便利前々御 免を蒙り家業致来り、夫々参着日限請負之廉、近来宿々御継立相滞及遅着、諸向江申訳難相立、且者

御宿場ニより馬士相對荷物之事故、駄賃何程引取候而茂不苦様相心得、法外之儀抔申懸ケ、其段御役場江御挨拶被下度旨御頼申入候而も、相對荷物故御頓着不被下段被仰聞候御下役衆も有之、才領壱人之始末ニおよび兼、既演舌書を以申演候通、渡世之往返難成旨断申出候得者、無抛御宿々江折入て御頼申入、以来右体之次第御宿毎江押移り不申様、早馬駄賃其外追酒手・沓代等ニ至迄、御役場江御引取馬士江御渡し被下候様御世話相願度、且者諸荷物之継立夫々無滞御継送り被下候、為御挨拶日限便之分、已来御定元駄賃錢之一割積置、年々十一月限之分三ヶ処より取纏割渡し可申旨御引合ニ罷越候次第、宜御承引被下度旨申演る

私曰、此口演当宿ニ茂限らず、是迄之宿毎演舌前後不弁ニ付、齟齬ありといへとも、筋道不申演候而者取取るものなし、察し給へ

良暫く双方無言にして聞居たり、上役人発声して、一応御出向之筋ハ承届たり、然れとも打続近来之違作ニ而諸色高直ニ而、馬飼持当駅ニも限らず、宿場取賄方難儀之折柄と申、役頭とハ乍申、継立万端之義者都而下役・帳付・馬指之取計ニ為任置、一々不相弁と申而者如何なれとも、召連たる当宿年来之下役江申付、才領衆と篤と申談候様可申付、尚不参之同役、御申演之趣為申聞可及御挨拶、先ッ御休息あるべしと引取

私曰、此答茂是迄之宿毎同体なり、当宿ニ限らず

駄賃極其外応対与七殿引受、諸事才領中と対談せり、兼而期したる当処之名物一人一婦(カ)之名妓、各祝着して旅のうさを晴す、口伝へ能練し岡崎みその吸もの、だしにせらる、身こそつられ

但 樋口より酒肴到来、服部より重詰物到来

一 同廿四日天気快晴、演舌調印相済、役場江挨拶して、先駈之面々池鯉鮒宿滝口屋帳付松右衛門・理助・善九郎・市三郎等を以及懸合候へ共、駄賃不落合、跡仕舞之面々待合候得共不参、如何哉之旨柳屋便りを以岡崎江文通致す

一 同廿五日曇天、跡仕舞来着、宿役人并見舞物持参入来、問屋六兵衛殿・鈴木甚左衛門殿・永田清兵衛殿・年寄伊東九右衛門・山本定助・梅田

新蔵等各かたずをのんて来席せり、一礼終りて安藤氏、兼而心得ある当宿なれば、例之演舌ありて、飛脚問屋之儀者兼而度御触茂有之、取訊九ヶ年已前、曾我豊後守様御勤役之砌、着刻付を以継立候様との御触も有之候得共、日夜朝暮之通行二而宿場御世話も相成候家業故、既此度出向候迎も、御威光ケ間敷義者不申立、近来之違作二而諸色高直二付、御同意馬飼持之もの共難義いたし候折柄、いつ方も取賄兼候時節とハ乍申、諸向請負先江対し家業柄申訳難立、且者馬士とも心得違を以荷物居置、駄賃錢不法之義申懸ケ、其意二応候而者渡世難成旨才領中断申出、然ル時者請負荷物差支之筋、殊二下役衆之内二茂兼而相對馬之事故、役場二而馬士之取示し難被致被申候宿場も有之、難義之趣を以我等宿内江も示談有之折柄、拙者外用旅行之志有之、且ハ無拋筋より致同道遣し候様、尤駄賃・追錢・酒手等之おし合二ハ不拘、一応筋道之助言双方之申分を承遣候様との事二而同道致来候段申演られければ、宿役人一同聞居たるのミニ而一言も発せず、利右衛門より例之演舌いたし候処、問屋発声、当時節柄馬払底なるハ申迄もなし、早馬を付候馬持五六人二限り候、此もの共江申談候様下役人江可申付、役頭たりといへとも下々馬持・馬士とも会得不致義者權威を以申附かたし、いつれ衆評之上御挨拶可致迎引取り、夫より帳付入来、才領中より古例之駄賃江当時之振合を加懸合初けるよし、然ル処馬持・馬士之申分と齟齬いたし、双方江帳付衆立廻りせり詰といへとも、何分欠隔して不決、いつれ明朝迄と申延

一 同廿六日天気快晴、早朝安藤より帳付江利解あるといへとも、不模通終日之おし合決着せず

私曰、当駅之儀、鳴海宿 尾州御領之御威光を以会処荷物と悔(侮)り、駄賃居取之両宿二而、馬持則馬士にして何分我意強く、帳付衆茂同意なるや、既役場二而可声懸荷物二而者無之様相心得候廢付、今度之応対こゝろに染す、彼是引月延と見得たり、捨置鳴海江越たり共、荷胆(担)人を増利なれば宿役人より不応対談旨一札を取、然ふして明朝御領分荻谷御役所江始末を訴、御裁判を願可申旨同心相決シ、夜もすから願書を認、演舌帳役場より取戻し、尤往返之荷

物差懸り参着難計、若継立不申候ハ、居付せりふ可致、勿論岡崎・鳴海両宿役場江茂一兩人宛差向可申と既手筈を定め、夜の明るを待かけたなり

一 同廿七日天気快晴、宿帳付理助殿を以破談之趣上役人中江相達、一札可申請旨申遣す、然ル処先方より駄賃おれ合、此方より茂相増し、やとの扱二而熟談致す、演舌調印済て発足

晩稻の懸ケ干を見て

(一) おくの手は既に荻谷と思ひねの夢を知立のやとに任せて

一 扱当宿問屋役場江出向たる処、名におふ

尾州公之御領知にして、問屋場の行想(粧)、まん幕を引廻し其結構たる事街道随一にして、奥の一問江請し、香泉湯・菓子を出し、暫御ひかへ有べし、詰合之間屋得御意へし迎無程問屋近藤佐兵衛殿・下郷正平殿立出、安藤氏江一礼終りて、江戸表飛脚問屋惣代遠路之出向御大儀千万也、演舌書之趣いまた篤与披見不致といへとも、当駅二も不

限、宿々いづれも差支可有之儀二而容易に難及挨拶、先於拙者承知印形難致被存候、尤元駄賃之一割増役場為助成積立、以来可差贈旨之書添有之といへとも、於当駅者及辞退候、何分近来諸国違作打続、馬持以下身軽之者共馬飼立及難義候得者、其時々心付被差遣候儀者小前之貧人者救遣たし、其余心付二不及、扱また継立之儀、右体之時節柄二而不任心底、尤可継送者勿論なれとも、追而諸色下落致迄は勘弁請たし、いつれ演舌書篤与熟覽之上、同役申談、否哉挨拶可致旅宿二被控候様、安藤氏折角之御誘引と申、可成丈之義者承届申たしといへとも、役柄上同意二而不任心底旨にがり切て演舌ある

惣代答て、御宿方御迷惑之時節も不弁御頼二出向候段、近頃無こゝ、ろ次第御察見之程恥入候得とも、演舌書二申演候通、国用為弁利、前々より蒙 御免家業柄二而、諸向請負之御先々江対し時節柄と見流し乍居、才領共而已不情之様安閑と罷過候而ハ、業体を以世渡候今日様江不相濟筋と心付、御宿方之御迷惑をも不顧、折入て御頼申度出向候次二而、外御宿方は迄御聞訊御承知被成下候得者、格別

之御勘弁を以御宿並御調印被下度段申出候処、安藤氏引取

惣代之申処者家業江対しならぬ迄も御頼申入、其上右廉々之内二茂取
訊御迷惑之儀者強而とは難申、早馬駄賃等之儀者下役衆より才領中江
為打合、且御継立之儀茂可成丈無疎意御取扱被遣候積り、無御腹藏御
示談被成遣候様ニ致度旨被申演候処、近藤答て、いつれ同役江も申談、
従是否可申入旨ニ而、外宿方近來 御伝馬人足物多く御同意難義之宿
斷有之引取、無程美濃屋を以安藤氏江役人中為御挨拶旅宿江罷越候、
夫二付飛脚問屋惣代并才領暫く闕座可為致旨申送り、酒肴を仕訳贈る、
心得たりと別問江引退けり、扱問屋兩人入来り一札終りて、ひとりハ
御用筋ニ而岡崎江参る、ひとりハ無扱もの明朝致他国候振舞ニ呼る、
と、何哉歎哉無寸暇噂はなし被致、尤飛脚屋之一儀者双方不申出候口
堅めあり、少々宿用の嘶して、遠路見舞一ト通申而、帰りかけ飛脚之
間江立寄、過刻はと中腰ニ而致挨拶引取

私曰、扱只今之行粧・権式と申、先刻役場江出向候節之演舌之趣、
何分演舌書江承知印不致、御用多に事寄致他捨置候体ニ見得た
り、然ル上者安閑と待居候も如何也、然ル由是より引返し下向も被
致問敷、依而 尾州公御出張役所江出訴して可申立、次第者別紙演
舌書を以宿毎頼引合致来、池鯉鮒宿迄承知印形申請来候処、御当宿
問屋取敢不被申調印不承知被申候、畢竟演舌書に茂申演候通、渡世
とハ申用為弁理先年蒙 御免候家業体ニ而私事ニあらず、世上
一統之為 御救、従

御 公儀様格別之以 御憐愍被置御立候儀を、乍恐

御同礼なる 御領分之於御宿方、往返家業被取潰候同様継立不承知
被申候段、近頃歎ケ敷御儀ニ奉存候、何卒格別之以御憐愍宿役人
召出 御慈悲之御利解被成下置候様偏奉願上候段、取槌(繩)り
候而者如何

安藤被申候者、其段一利ありといへとも、我等一分を以今一応近藤氏
江面会申入、演舌書之廉并如何之心入哉、篤と示談いたし見可申存
間、先ツ早まるまいと被申、美濃屋を以被申入候処、問屋場江詰罷在、
可致面会旨申来り、彼是夜二入被出向、長談にして五更之頃被引取、

為取替之案文持参、則左之通

此案文最初者難差出文言有之、夜もすから才領中江も申談、文言拔
候懸合ありて、漸左之通一札差入候事

差出申一札之事

一 江戸・京都・大坂三ヶ処問屋より差立候定飛脚荷物之儀、往古ハ宿々
御役場江御世話筋ニ相成候義は稀ニ而、宿々稼馬等多くかた／＼
無滞往返いたし候処、宝曆・明和・安永年以來ハ連々宿々稼馬相減シ、
就中諸御往來之御荷物と差湊ひ候儀折節有之、自然と三都会所荷物跡
廻し、或ハ暫時出馬待合候而茂数ヶ宿長途之海道筋之義ニ付右之遅々
相嵩、往返共三十ヶ日余茂相懸り候様相成諸事差支申候、仍而安永年
三都より不得止事道中 御奉行所様江御願奉申上候処、夫々御取調之
上、天明年中定飛脚と申名目被 仰付、難有次第ニ而業体致来り候、
然ル処近來違作打続、諸色高直等ニ而、宿々一体ニ潰馬多く、又候安
永年中之姿ニ引移り、差立荷物道中筋数ヶ日相懸り、三都問屋一同迷
惑至極ニ付、荷物廉々泊り付等相定并馬士取締方演舌書を以向後出精
繼立被下度旨、右之趣承知調印被下候ニ付而者、日限便之分ハ定元駄
賃錢ニ一割増錢、年内積置、毎年十一月ニ至、宿助成御渡可申旨を茂
申添、今度示談ニおよひ申候処、御当駄之儀者、右私共より申入候演
舌書之通、尤不承知と申訳ニハ無之候得共、廉々之内ニ鳴海宿ニハ不
限、往々宿々一体ニ不行屈筋合哉ニ茂相見得候廉々茂有之、右ニ付調
印之儀者一応当組合宿々出情(精)方申云之上ニ而調印被成度由之処、
左候而者品川宿より初、池鯉鮒宿迄最早調印茂済来候事ニ付、鳴海宿
ニ限、夫々演舌書之内相互ニ示談いたし会、差略認直シ調印と申儀も
是迄之宿々江相響、難相成段御舍被下、尚又御示談之趣者鳴海宿外
宿通り調印ハ致候得共、演舌書之内、廉々不残者難計ひ、尤可相成丈
ヶ者演舌書通取計ひ可申心得ニハ候得共、万一行屈節勘弁品相斷置
度、夫二付向後より御定元駄賃錢之一割積錢差出ニハ及不申、併當時
諸色高直ニ付、米一升ニ付八拾文、大豆壹升ニ付六拾文、糖(糠)一
升ニ付九文位ニ相成候迄之処、困窮之馬士共江心付ケ遣呉候様御頼之

旨致承知候、勿論馬士ねたりケ間敷義者無之様取メリ被下候儀者不申及、可相成丈ケ出情(精)御継立被下候筈ニ付而者聊申分無之候ニ付而者、演舌書之内に茂万一相違之訳共出来候共、御当宿江対シ差入組ケ間敷段申出間敷候、為後日一札仍如件

天保九戊(戊)年十月廿九日

京都 大坂 定飛脚問屋 惣代 利右衛門印
江戸 利右衛門印

京本番才領

同 与三郎 印

利兵衛 印

同近江屋才領

同 勘七 印

与助 印

大坂 才領

同 林兵衛 印

藤右衛門印

東海道 鳴海宿問屋

尾州御領 御役人中

右一札差入候処演舌書調印致来り、夫より駄賃極ニ至り一朝一夕ニ不取極、ア、断(理)成かな、既旧冬江戸屋才領惣吉、間金五駄持ニ而下り候節、馬壹疋錢壹貫文ニ而五貫束ねを相渡し、其已来何程共無定、居取之手始宿にして、其間金ニ限らず、柳屋者勿論近江屋才領或者一貫貳百文、又者壹貫五百文となり果しなく、右等之見当ニ而為申合取究形ニ引合置候もの茂有之、然ル処今般才領中之引合方、一疋ニ付五百文位より申出、表一道早馬五百八拾文、間五百四拾八文ニ取極、尤外宿江不移様、右之外相對錢七八拾文者美濃屋其外馬持・馬指之孕錢取極、尤二季勘定之積り、一札為取替漸夕刻ニ至り取引相済引払ひけり

へ演舌がたねと鳴海の駄賃錢しほりあけたるかの有松 浅白
私曰、当駅一ケ宿たり共、出向たるもの共之心労後年ニ至る共推察あるべし、尤安藤氏表一道骨折被申たり、随而子蔵(小僧)茂才領中茂一生懸命、生死此一挙ニあり、跡へも先江茂参りかたし、落涙して美談あれ

熱田宿小嶋・貝谷支配人出迎ひ、岡崎宿帳付態々出向、外宿見くらへ駄賃相違之尻が来る

右体難場を切抜け、夜二入両家之差宿紀伊屋江止宿之祝ひとして鯛屋江罷越一興あり

一 十月晦日天気、宿役江音物差贈り小嶋・貝谷江演舌書披見為致、夫より問屋場へ出向、下役人江委細申置引取、無程役頭藤田勝四郎面会致度旨申来る、則利右衛門、利兵衛・林兵衛・与助差添役場江出向たり、一ト問江請し藤田出座して一礼終り、今般御宿方江御頼之筋ニ而出向候次第、演舌書之始末一応申演たり、然ル処藤田被申出候者、我等事九月中旬より江戸表江宿用ニ而罷下り、漸兩三日以前帰宿せり、則逗留中日本橋大坂屋江書狀頼候也、其砌品川宿江茂罷越候処、同役安藤氏者他国之由不致面会、然ル処此節各方同道とは不審なり、「夫者」(右挿入)扱置今般御頼之筋一応承り届たり、されと先此方より尋度子細あり、去々年諸国違作ニ付、諸国とも窮民救之心付有之、夫ニ付去ル天明年中凶作之折柄、三都飛脚中より当組内宿々馬持共江施行米・糖(糠)・大豆被差贈候例有之候ニ付、組合宿相談之上、先年当駅小嶋・貝谷より割渡候旧記有之、当駅より京・大坂・江戸江施行之志無之哉否哉之文通致呉候様、宮田(熱田)宿・当駅兩名を以三ケ処江申進し候処、右返書者勿論何共否哉之儀不被申越、勿論時代ニ随ひ候義ニ而強而施行被致度と申二者無之、致すとも不致とも無沙汰ニ付、組合宿之内二者当駅ニ而取込置、宿々江割不渡様疑念茂有之、及文通候宿方甚迷惑いたし候折柄なれハ、今般各方之頼よりハ先ツ此方より申進し候施行之有無返答承りたし、其上各より頼之筋応体(対)可致旨申出たり

利右衛門心の中思唯(惟)して、何様去々年江戸仲間中江文通有之、

両三月寄合之度毎書面を持出し評議ありし也、然れとも駢と返書者勿論等閑たり、右者其頃江戸十七屋退転後二而、三都命一統勢運之折柄二而、諸荷物多く差立候故、京・大坂組合一泡(抱力)之施シたるやと思へは、江戸屋・天満屋等も施行連中之由、宿場之旧記有之との演舌、何とも答ふべき愚按出す、いつれ年暦之相立候儀二而、當時会所許入替り、不弁二而御返答遅滞と被存候、両地へ罷越とくと承り糺候上二而否哉御挨拶可致旨逃口上可致旨相決し、折柄京・大坂才領中江尋問ふ、然ル処一向其沙汰不承と申を幸ひ、いつれ兩地へ罷越篤と相尋御挨拶可致旨答ふ

右藤田難しられ、有無之返答不被致、自分より頼とハ如何なれとも一応同役江申談挨拶可致との事二而引取り

此請答は利右衛門閉口せり、曰をいふも仲間之恥、言ざるハ仲間之等閑ニして、一言もなし、此一件閉口之外思案出す

「頃は救ひのあつたけな」(並記)

へ天明の救ひハありし古事茂いまは天保のかわに流して

一 安藤氏同道との事、実之安藤二而者有間敷、我等去月七日品川江見舞候処、安藤氏者大坂江被参候由、既同役源左衛門・帳付八五郎外年寄・名主二茂逢来り候、今頃安藤同道とは不審千万なり、夫は扱置当駅之始末方不宜との事歟如何

利右衛門答て、御当宿へ対シ何も申分なし、然れとも宿並之事故御承知印申請度、安藤氏之御不審御尤なれとも、宿毎之引合彼是差支隙取候段いさゝ演舌す

藤田疑ひ晴ける歟、後刻御意得んと引別れけり、其後藤田・南部新五左衛門・堀田兵次郎、下役召連旅宿江入来、安藤江面会、打解て酒興之上永楽屋江惣一座二而参る

但 昨夜鯛屋之餐(饗)し宜からず、安藤之相方如何しけん床なし引取、夜もすから独寝して不興千万なる茂おかし

其夜者宿役人より安藤江振舞なり、利右衛門逃て帰る、留主江小嶋・貝谷より才領中へ出振舞あり

一 十一月朔日雨天、南風強く暖気、出船なし、又候宿役人入来振舞返し、

永楽や江誘引

但 此入用者貝谷・小嶋之振舞として餐(饗)応ある

一 宿場懸合之儀者才領中并両家支配人中立、駄賃其外極、尤為取替認方不行届、翌朝江廻る

一 十一月二日天気快晴、役場江礼二参り出船之用意整ふ、漸昼前発足、海端迄宿役人一同見送り、小嶋・貝谷主人・支配人見送り、目覚しかりき出立なり

但 御定目続(読)立なし、見分而已、船は借切にして船中重詰結構にして、酒興に乘し桑名江夜二入着船、松全江止宿

一 同三日天気快晴、松全を以役場へ案内申入出向ふ、旅宿江役人入来ありて安藤を誘引して出振舞あり

一 抑当駅之儀者近來三度飛脚荷物多分四日市より乗拔之儀快よからず、右故を以往來之旅泊桑名江不参、都而當駅之衰微たる病根にして、然茂五十丁三里之長継場二而四日市より船二而乗拔多く、途中替馬無之、依而片便に終日を費、不引合なる故に馬持追々相減し、當時拾三疋之外手宛無之、且ハ松全を始、宿下役人いつれ茂旅人之中喰或者泊りを待請候茶店たり、依而今般三都出向社幸ひ、以來下り定飛脚荷物不残四日市乗不致、馬二而桑名江罷越候様取極可申と、片すを吞んで待懸たり、然ル処登三組四日市詰之泊り附、一円不承知申立、然れとも下り荷物早馬より三度大荷迄茂四日市乗決而致間敷段議定一札差入候ハ、登三組之相談茂可致との腹なり、依之何分二茂示談不落合、殊ニ安藤氏を引出し、上下之役人取持として不懸合、松全茂同腹にして不及示談、終日内輪而已心痛たり

此段下り方一円二馬継と申時ハ四日市宿二而不承知可申、且下り諸荷物柳屋・近江屋を始、都而一日宛之延引、殊ニ雜用二茂拘り、彼是以一円馬継之議定難致、然ル逆折角もの入して出向、登り方三組之泊り附通外宿不継送とも熟田之桑名泊りとは難取極、且者四日市解詰替之手筈、旁以ならぬ迄茂四日市詰二引合懸申度往返の切扼節約力)ニ拘り、いかんとも難決、才領中打寄種々とこんたんを碎といへとも勘弁ニ不能、何様申共宿方不聞入其日を贈(送)る

へ蛤のいかに名所と云なから明たる口のふさがぬぞ憂き

一 同四日天気、登り三組之船上り、八時頃迄二着船之分桑名江継送り呉候様、夫迎も馬都合不致候ハ、当駅泊り翌朝継立之積り、種々及引合候得とも、下り四日市乗一円二不致積り一札差入不申而者、何分演舌書調印難致旨申断、不得止事破談となる

一 同日八時過より破談して四日市江越る、黒川より差宿ありて同宿茶碗屋江夜二入参着、其夜より黒川之賄を以懸合初る

一 同五日天気快晴、安藤同道役場江参る、役頭面会応体(対)して引取、尚又旅宿江問屋庄右衛門殿始追々入来ある、尤桑名宿往返之荷物継立方差支、無抛落印之次第安藤より演舌ある、併隣宿之好身、於当駅茂調印如何敷旨斟(カ)酌あれとも、御当駅より不残馬二而下り方無差支継送り被呉候哉之詰引二而然ル時者当駅差支候由、四日市船之儀者、東照神君 御免許之船五艘あり、夫より追々造り増、当時ハ廿五六艘ありて便利宜敷海上茂乗なれ怪我なしとの事、彼是以桑名之儀者追而懸合候積り示談して調印可致二決す

一 扱又安藤氏兼而志願二付、伊勢参宮之存立より同道被致候処、彼是数ヶ月を経ぬれば、江戸表日延之日限もきれ、且ハ極晩二至り宿内之用向取渡し手都合二茂拘候得者、追分より振分け申度旨宮泊り之頃より内談有之、無抛次第二付才領中江申談、林兵衛差添御供して伊勢参宮より和州路順覧ありて大坂江出向、待請候筈決着して用意致ス

但 金五両為持、案内として林兵衛差添夫々仕分たり

へ海陸を両手に持し四日市いづれの道茂放されはせず
右之手筈二付差急手廻し宜敷調印済、八ツ頃発足、尤黒川より重詰・酒・菓子等到来、利兵衛身寄より菓子到来

私曰、是より親之手許離れ之心持二而無覚束ハ思へとも、素より老夫一人たり共出向、宿毎之応体(対)可致、大胆不敵之馬鹿ものなれば聊恐る、色もなく勇進んで別れたり

一 同日石薬師宿小沢惣右衛門殿方江止宿、音物を配り駄賃極二取懸る
一 同六日曇天、雨降出し、問屋場江出向問屋正八郎殿江面会、一応申演て引取、尚又出向演舌書之廉々尋二応し請答速にして正八殿呑込能、

調印相済、駄賃極取引済て、年分一割増之駄数を始、柳屋・近江屋早馬駄賃・間荷駄賃其外取極之趣、問屋役場江張置候二付、厚紙二認差出候様被申付、心得たりと認渡し昼前二発足シ、

へ能かれよと守らせ給ふ石薬師飛脚問屋のかける能書

庄野宿大黒屋七右衛門殿二而中飯して、問屋場江出向、応対してせき立く、駄賃極調印相済、夕暮より夜すから亀山宿江、

へどふ庄野こふしやうのとも思惑のなふて済せし演舌の請

夜五ツ時頃大和屋平八殿方江止宿、其夜音物を配り、宿平八殿事問屋帳付之由を以、夜すから業体を解(説)く

一 同七日曇天、宿平八殿を以役人中江面会を請ふ、当駅之儀役場二夕場ありて、西町江茂被申触、宿役人寄合之席、応対速にして荒増熟談整ひ、同日八時頃より先駈之面々関宿伊藤江宿取二参る、跡引払ひ夜二入着揃ひ、其夜者一献して酌人ひとり呼あげ、其夜添寝して休む

へ禪をおゑりに懸し地藏尊むすぶの縁を関の戸の内

私曰、なんと強けつなる親仁なるべし

一 同八日曇天晴る、役人中江音物を配り、早朝より伊藤賄人を以懸合、川北・大空入来、関戸老箱宛見舞持参二而、亀山宿江取次処を免し不相済段問答を仕懸る、川北と数刻之間問答二及ふ、大空中二立入取鎮めたり、亀山西村より音物到来尚更述懐せり、荒増にして演舌調印、駄賃茂極り取引済て、八ツ時頃振切て坂の下江越る、松屋江止宿、途中より雪降る、濡鼠になりて到着、其夜当主者若年たれとも、名におふ嘉兵衛殿之仕込にして才子たり、彦市と号

一 同九日大雪降る、漸問屋場江出向、一応申演て旅宿二ひかへたり、昼後才領中役場より呼二来る、一同出向候処良暫くして戻り来、年寄甚左衛門殿種々難問ありて、御触之御趣意を不弁、何分二茂演舌調印難成旨断を申旨を告る、折柄雪は鵝毛に似て飛ひて散乱し、道八名におふ山々の坂ノ下なり、肌ハ夕部気ニして寒しといへとも、御触之写を懐中にして役場へ出向たり、各々役人列座してひかへたり、年寄甚左衛門発声して、遠路之処御出向御苦勞千万なり、演舌書致熟覧、諸ヶ条御引合趣二付過刻宰領中江申入候通容易ニ承知印難致次第八、

先以近来諸国違作ニ付諸色高直ニ而、当駅ニ茂限らず街道筋宿々馬飼付不行届、一体ニ極難之折柄、急度上下を召されての御懸合者近頃迷惑千万ニ存る、尤各方請負家業之事ニ而、外宿ハしらす当駅ニおゐて可継訊なれば、是迄迎も龜略之取扱致さず、可相成丈心を尽し継送り候処、かゝる時節柄を茂無御推察、遠路之処御物入被成御出向之段近頃笑止千万なり、殊ニ品川宿役頭をも御同道との事、街道筋親宿共頼に思ふ親宿之差添ふとハ情なし、かゝる難義の折柄なれ者出向とも無詮、今少し時節宜敷なる迄見合候様、各を差留可被呉筈、然ル処演舌書諸ケ条之内、泊り宿を定、継送り候様との事、承知印致時者たとへハ登三組様者何宿迄御越有之哉と桑名辺迄も遠見を出して馬之用意致さすハ成まし、尤備馬沢山あらば心配致さず候得とも、払底之折柄、附払候跡杯之節、助郷馬呼出し為待置候而茂、若定日ニ御到着無之節ハ不用ニ相成、差戻し候共宿場之費少なからず、尤前々御触茂有之定飛脚荷物之儀等閑ニ可致訳者無之候得とも、右前々御触之御趣意近頃乍未熟平日そらんし而も不罷有、さすれば旧記等茂能々取調、随而馬之手宛を致さねは、うかと演舌書江承知印難致ニ付、折角当駅迄御越二者候得共、篤与宿内之備立茂致候上ニ而印形致度、暫く落印之段御承知あるべしとにがり切て被申演たり

利右衛門答て、先以入御念たる御挨拶痛入候なり、然れとも御時節を茂不弁、もの入して出向候段近頃愚頓(鈍)之至り御察之程恥入候得者一応申演候、御承知之通諸向より請負家業之身柄ニ而、蒙御免候とは乍申、今日を世渡る業の会処許ニ而、御時節迎安閑として罷在候而者請負先江対し申分難立、其業の冥加を思ふ故に、たとへ模通り不申迄も、御宿毎へ出向、幾重ニ茂御頼申入、夫ニ而茂早着難成候ハ、自力ニ及さるの申訳も可立、且者時節を待との御示談ニ候得共、既演舌書ニも申立候通、熱田より東之御宿々ニ而馬士共急之荷物を見込、居置駄賃何程相渡候哉之旨申聞、跡江茂先江も不継送、任其意候得者無際限相成、且ハ隣宿江茂押移り、右之形ニ而者渡世之往返難成旨、京・大坂宰領共腰を居申出可身退之旨、係る手詰必至と相せまり、夫迎も捨置候而者三ヶ処とも諸向より之請負

家業難相成、渡世替可致之外無御座、然迎も私事ニもあらず、前以願濟之儀と申、愁訴仕候而ハ却而御宿方江茂相響候次第、彼是以無抛御時節故ニ態々出役御推察を茂御勘弁を茂預御取示ニ度、演舌書ニ而有体ニ申演候次第、小賢く被思召候而者赤面之至り、勿論御当駅江対、是迄無御隔意御取扱被下候義ニ付、可申入筋二者無御座候得共、御宿並ニ御承知印申請来り、於御当駅者(無脱力)御如才御継立被下候共、抜々に御懸合申入候而者廉立候ニ付、御宿並ニ御承知印被下度、勿論泊り附之義者才領共之油断を茂制止、且者御宿々御心得方申談来候得共、乗拘(均)シ不申而者駈と定日ニ御当駅参着とも難申演、いつれ是迄之通御取計ひ被下候上者申分無御座候、家業柄居計ひ難成請負先江之為申訳、御時節柄を茂不厭出向候段御推察被下度旨申演る

問屋彦市殿始諸役人黙然として双方之申分聞居たりしが、彦市殿発声して、双方一理あり、何ハ兎もあれ当駅ニおゐて是迄之取計ひ方ニ付申分なしとの事、且ハ宿並ニ依而当駅迄印形取揃被来候処、相拒候様相聞得候茂如何也、此上者双方之申分書取一札を取、「演舌帳江」(右挿入)調印之儀者宿並ニ致遣し可然旨申出る

惣代答て、御案文ニ応し一札可差入候
各一同然る上者案文ニ取懸り可申、暫退座あるべし、夫より引取夜ニ入て案文持参、彦市殿帰宅利解ある、流石嘉兵衛の血祿(脉)たるべし、尤互ニあげたりおろしたり懸合ければ

へ山々の思ひ尽せし坂の下あげておろしてく 茂白

為取替証文

先年より江戸・京・大坂三都会所より差立候諸荷物いつとなく自然及延着、御向々届方差支之筋者勿論、会所を始其節之附添才領迄迷惑之義有之候ニ付、三都一統申合之上、御宿々江別紙演舌書江品々箇条相加、御熟覽御納得之上、宿毎御承知印形被下候様、九月五日江戸出立、品川より宿々御調印済、当八日当宿江相越及御頼談候処、是迄外宿方与違ひ、別段相改候訳茂無之候得共、宿並之義ニ付御承知之段相頼候

之処、上下差立候諸荷物泊り所相究候類、其外万端堅く取極候義は別而年柄二而御差支之筋も有之候二付、今暫篤与御考之上ならてハ御調印難被成旨被仰聞、且前書之通、御当宿者是迄荷物着順其外御継合同聊御如才無之二付、御尤ニ存候得共、御宿方計落印ニ而者即今先宿方江茂差響候道理ニ而、遠路之処心配罷在候甲斐も無之始末申立、押而御調印相頼候処、難黙止御聞取、表向演舌書江宿並御調印被下、猶以以来之処可成丈御継合御心配被下候段忝奉存候、依而是迄通不相替御取扱ニ相成候而会所并才領一同迷惑筋毛頭無之候、仍連印書付如件

天保九戌年十一月十日

利右衛門

利兵衛

与三郎

勘七

与助

藤右衛門

坂下宿

御問屋中

右一札差入演舌調印、尚又駄賃極取引夜中相済

一 同十日天気快晴、土山へ越る、夷屋文次郎方江止宿、折節問屋・年寄早速打寄演舌評席江与三郎案内ニ而平野屋江罷越、逸々始末問答いたし候処、尤之次第二聞取、直様下役夫々江申付、夕刻調印相済候二付直様発足して水口江越る

へ飛梅の名茶はあれど老松の追けん酒手杓代の極

但 伊賀屋より酒・茶到来、抜状賃増之願荒増承知致

一 水口ハ藤屋市左衛門方江止宿、其夜より手廻して懸合を始め（以下欠カ）

一 同十一日天気快晴、役頭小右衛門殿・文次郎殿面会して、一時に解（説）付、演舌調印其場ニ而相済、昼後より石部宿江越る

（へ）ミな口を揃へてかよふ有べしと思ひもよらぬ一判の礼
石部ハ番屋と唱ふ万屋清八と申方江止宿、山水なれとも問屋江之懸合手都合宜敷由を以やとる

一 同十二日雨天、役場江出向候処座席江請し役頭面会、演舌書一応熟覽之上申出候者、近来諸荷物延着二付、宿毎江頼之引合ニ被出向候段聞届たり、しかし当駅之儀役場取賄兼、殊之外及困窮候二付、京・大坂江茂無心申入、江戸表江茂去年中文通を以申入、金百両用立被呉候様御頼申入候処、此方より頼之筋者否哉之挨拶茂不被致、各方之頼計承知とは難申、先ツ当駅より頼之挨拶請たし、然ル上者継合之談可致、尤今般御定駄賃之一割増積立相渡可申旨書添有之といへとも、一割位申請て茂詮なし、用立金之返答より承たし

惣代答て、右御用立金之御文通者聡と不弁候得共、家業柄数ヶ宿之義ニ而容易ニ御挨拶難致、殊ニ当夏いつれも類焼方、何事茂不行届御返書不致候哉、いつれ其儀者御宿内限御内談之義、今般出向及御懸合候次第ハ、三都一体之諸荷物御継合之儀、御宿毎江及御示談候一儀ニ而、家業道之安否私事ニあらず、兼而前々数度 御触も有之、蒙

御免世上為弁理往返いたし候訳柄をも申立、世上一体之差支相成候故之御引合ニ候得者、宿並ニ御頼筋御承印被下度旨申演候

然ル処いつれ評議之上挨拶可致、先ツ旅宿ニ被控候様との事、夫より帳付衆を以懸合申入候処、宿場江之介（助）成不足を申出、何分二茂困窮宿之儀ニ而継立不行届而已申居り彼是不埒明、良時移りて諸荷物往返無滞継送り可申間、年々駄数ニ不拘金拾両宛差贈呉候様相発候得者、往返之一割増積積勘定致見候処、凡金五両余ニ当る、依而三都金壹両宛増金して金八両之扱を入候処、先方ニ而も往返早馬駄賃錢江一割増之算当致し、凡金七両式歩程ニ当る、然れハ金八両ニ而諸荷物之継合を引請候而者不引合也、矢張早計ニ而一割増ニ可申請と申、依之才領中又々出向、今般及引合一割増ハ御定之元駄賃錢之一割増ニ而、早馬駄賃江一割増と申二者無之、御算当違之旨再応申聞るといへとも、年寄之内小さかしきもの有之、何分合点せず、彼是と不落合、漸諸荷

物駄数二不拘、一ヶ年金九兩宛差贈可申旨ニ取究り一札を差入候、依
而調印相済、駄賃茂極、夕刻より発足して、草津あら物や江六ツ半頃
参着

一 増金ハかたひおまへの石部さへあしな心に仕向もやせん

一 同十三日天気快晴、草津宿役場江出向候処問屋十兵衛殿面会、演舌書
を以て応対候処、当駅之儀何茂差障候筋も無之、然レ共当駅之儀者三
度荷物多分往返致すを以宿場之助成たり、多分なるをよしとす、右体
其許之取極被申談候上者、諸事之取締可被致答、然ル所近来登間荷・
下り大荷・早番荷物迄茂才領中前(米)原乗被致候趣、一体陸荷物之
請負ニ而船積に致すとハ不筋之儀、当駅者多分之荷物継立候勝手之処、
船廻しニ被致候段迷惑ニ候、是等之取締茂致度、いつれ評議之上、下
役人差遣し可致応体(対)との事なり、

一 埋草に多かれと社祈る也草津の駅の介(助)成駄荷もの

一 答、当駅ハ三度荷物多分を好との尾に附て、既桑名宿ニ而之せりふ
落印之始未申出、御組内之儀御継合差滞さる様御申合被下候ニお
てハ危ふき船積可致答無之、御宿々不継故不得止事、船江廻り候次
第相答引取申候、此船廻しを難ずれば、矢場瀬(矢橋)乗を茂陸路
を可継答、手前勝手と被存、才領中へ其儀可申哉否哉及内談候処、
言ふ事無用と口留す

一 昼頃より馬指定番三人、あら物や江入来して駄賃極荒増応体(対)相
済引取、尚又役場より才領中呼ニ来り、米原乗以来致間敷旨京地ニお
ゐて申談、追而議定書可致旨仮議定書可致、尚又演舌書請判之義当宿
ニおゐて是迄往返共為滞候儀無之間、問屋役印難致旨、坂の下もとき
の返答たり、依而宿並と申、秤 御免之懸所ニ而權式張たる役場なれ
ば、是迄之継合ニおゐて申分無之旨一札差入望之通取渡して、漸調印
相済、夜子刻頃取引致ス

一 へ会所荷の多かれと社祈るなり草津の宿の助介(成)荷なれば
但 此方より之一札者宿並調印を頼と申事而已なれば爰に略す、米

一 原乗之儀も京地仲間へ申談、否哉之取究可致旨之一札たり
同十四日天気快晴、未明発足して矢場瀬(矢橋)より順風ニ帆をあけ

一 四時頃大津小船入江参着、尤着岸はるかに見渡せば、京地よりの出
迎ひ与兵衛・新八・和兵衛、大新清七、大津之三軒各待請たり、直様
海老屋江止宿、問屋懸り役人九軒江風呂敷を配る、尤惣代利右衛門を
始、才領一同して宅廻りして夜二入引取

一 四軒家之内、大儀弁舌者にして案内あり、当駅懸合方曰あれば、其意
ニ随ひ同夜四の宮門前町伊賀屋新宅江誘引致され、一興ありて夜半頃
宿処へ引取

一 同十五日天気快晴、四軒家入来ありて、当駅之役場江之懸合方いさゝ
申談、大儀を以山本江及内談候処、役場ニ而者差支有之由を以、大儀
店奥座敷江遠藤・山本入来之由、勿論一席ニハ不決、一先ツ大坂江立
越、当駅之儀者四軒江諾(談)して、尤京早方并新八居残り、本番両
人之義ハ京江立戻り、利右衛門・藤右衛門ハ大坂江発足引別れけり、
伏見高井方江夜に入参着、夜船に打乗りて出帆す

一 同十六日、天気快晴、未明ニ大坂八軒家江着岸之上承り合、西下宿近
九江安藤氏昨日より止宿之由ニ而面会に及ぶ

一 私曰、先以街道筋之懸合済にして大慶不少、尤安藤氏者去ル十三日
夜和州路を経て、林兵衛方江止宿あり、翌十四日天王寺より住吉参
詣、伊丹屋江仲間出向ひ、餐(饗)応して難場(波)新地より痔疾・
足痛被致、道頓堀順覧ありて近九江着、已来病臥被申たり、尤十五
日朝、天弥主人入来面会して一札あり、引取後同人茂中風之気味ニ
而手足しひれて打臥被申、利右衛門へ面会なし

一 同十七日雨天、江戸江出状、令喜左衛門殿より見舞菓子到来、仲間用
書文通

一 同十八日曇天、仲間中江出会申触、令主人其外支配人中出会、宿々応
対之趣荒増演舌す

一 「えきていしりょう」をよむかい

資料紹介

郵政資料館所蔵の寛文三年固関木契

田良島 哲

一 「固関」とは

固関とは七世紀後半以降、天皇の崩御、讓位、内乱などの国家的な非常事態が発生した際に、首都から東国・北陸に向かう街道を扼する鈴鹿関・不破関・愛発関（後には逢坂関）を政府が閉鎖する措置を言う。固関に当たって政府は固関使を派遣して、各関を所管する国司に閉鎖を命じる。非常事態が終息すれば解関使が派遣されて、もとどおり関は開かれる。奈良時代から平安時代の前期にかけては、天皇の崩御の他、恵美押勝の乱（七六四年）や葉子の変（八一〇年）などの際に固関が実施されたことが国史に見える。

固関使の正当性を証明するのが、ここでとりあげる木契である。木契は割り符の一種で、所定の文字を記した木片を二つに割り、政府側と関側で割られた各片を所持する。必要な時にこれを合わせて所持者、この場合は特に政府から派遣された使者が正当な者であることを確認する。

固関はいわば戒嚴の一環であるから当初は重要な意味を持ったであろうが、次第に形骸化し、ついには実際の使者は派遣されず、宮廷内の儀式だけが行われるようになった。固関の儀式については平安時代のいくつかの儀式書に詳しいが、ここでは『江家次第』巻十四によりながら、木契の作成に関する手順を概観してみよう。

(一) 固関の実施が決まると、大臣は太政官の事務方である外記に命じて、使者の選任、使者の乗る馬の用意、さらに儀式に用いられる用具類の調達を行わせる。この時、準備されるものの一つが「木契三枚（長三寸 方一寸）函三合」である。

(二) 大臣と参議が議定の場合である近衛府の陣に着座すると、大臣は詔勅の起草役である内記に指示して三関を所管する国司宛の勅符を作成させる。同様に外記には太政官符を起草させる。

(三) 次の衛府の武官に宮中の警固を命じる。非常事態の宣言である。勅符が書き上がると、次に木契の作成となる。内記が奉った三枚の木契に大臣は「賜〇〇国」と墨書し、これを受け取った内記はあらかじめ懐に持っていた「小刀并拳石」で木契を文字の中央で縦に二片に割り、儀式の進行役の公卿である上卿に渡す。上卿は木契と

勅符を各各宛の函に収め、内記に返す。内記はこれを持って控える。

(四) 上卿は外記が別に作成した太政官符を一覧する。太政官符には使者の姓名と勅符及び駅鈴を隨身していることが書かれており、固関の確実な施行を命じるものである。外記は内記の横に控える。

(五) 内記は函を上卿に提出して退出し、外記も太政官符を上卿に渡して退出する。上卿は太政官符を函に収める。

(六) 木契は本来ならば用済みになった後は廃棄されるのが原則と思われるが、以下に紹介するように複数の原品が伝来している。儀式用の先例として保管されていたものである。

二 郵政資料館所蔵の固関木契

郵政資料館には、寛文三年の年紀のある美濃国宛の木契の原品とその模造品が所蔵されている。現在の管理では資料番号一〇一三二五、一〇一三二六、一〇一三二七a、一〇一三二七bの四片となっているが、調査の結果、一〇一三二六と一〇一三二七aが一对の原品、一〇一三二五と一〇一三二七bが模造品と判断した。以下、原品について品質形状を示す。

- 一 木契（右片） 一片（資料番号 一〇一三二七a）
 〈寸法〉縦九・二センチメートル 横一・五センチメートル
 高二・九センチメートル
- 二 木契（左片） 一片（資料番号 一〇一三二六）
 〈寸法〉縦九・二センチメートル 横一・五センチメートル
 高二・九センチメートル
- 〈本文〉「賜美濃国」（右半分）
- 〈本文〉「賜美濃国」（左半分）

左片は包紙で包んでいる。縦三二・四センチメートル横二二・九センチメートルの薄手の楮紙二枚を重ねたもので木契を包み、上下を捻り封とした上で、紙縫で結んでいる。包紙には「賜美濃国 驛傳 寛文三年正月廿四日」の墨書上書がある。二つの木片は接合すると文字、木目、断面が一致し、一材を割ったものであることが明らかである。

模造品は、包紙を含めてほぼ同寸、同体裁で作成されているが木契の文字の左右が接合せず、作成方法までは模倣したわけではないようである。大正六年（一九一八）時点の通信博物館の展示品を掲載した『陳列品目録』には「木契及び勅符（模造）」として「古制の徴するべきものなし故に後西院天皇の寛文三年御位を皇太子（靈元帝）に譲らせ賜ふとき古式に倣ひ作らせられ関国美濃に賜はりたりと云ふものに由り模造す」（同目録、一一九ページ）とあり、当時模造品が展示されていたことがわかる。した

がって原品はこれ以前に当館の所蔵に帰していたと思われる。伝来は未詳だが、後述する宮内庁書陵部所蔵の木契が九条家伝来であることを考慮すると、儀式を主宰した大臣の家に保管されていた可能性が高い。

三 寛文三年の讓位時における固関と木契

承応三年（一六五四）十一月に即位した後西天皇は、寛文三年（一六六三）正月廿六日に識仁親王（靈元天皇）に讓位したが、それに先立つ正月二十四日に実際に固関の儀式が行われたことが史料から明らかである。『後西天皇実録』に引用されている「忠利宿禰記」から関係箇所を示す。

この日午前に、大臣（左大臣鷹司房輔）が大外記に「讓位があるので、警固固関を行う。諸司に仰せて用意をするように」と指示した。これを受けて、この儀式を担当する奉行蔵人烏丸光雄が陰陽師に適切な讓位の日時を諮問した。陰陽師の日時勘文が提出されると、大臣以下の公卿が陣座に着いて讓位の日時を承認し、その場で警固及び固関を行うことが決定された。以下、衛府への警固の命令、発給する文書の作成について内記、弁、外記への指示があり、これに続く木契作成の手順は以下のように記される。

大臣仰内記令進木契并硯、木契三枚（入宮或入硯進）、大内記候賦、次大臣和墨執筆、各書木契銘（一面書之）、賜伊勢国・賜近江国・賜美濃国、大臣書了、即給内記令刻之、自文字正中破之、惣為六片、如元推合、返進大臣、（内記予挿小刀并拳石於懷中）、内記割木契了、返進大臣、

大臣が三関を所管する国名を書くと、あらかじめ「小刀」と「拳石」を準備していた内記が木契を割って六片にするという手順は、先述の『江家次第』と全く同じであり、この時の固関が古例に倣ったことが明らかである。

四 固関木契の類例

宮内庁書陵部には、この時期よりやや後代に作成された固関木契が所蔵されている。この木契については、平林盛得氏がその概要を紹介するとともに、固関そのものについても要を得た説明がなされている(平林盛得「資料紹介 固関木契」『書陵部紀要』三九、一九八七年)。同論文によると、書陵部所蔵の木契は伊勢国宛の左右と美濃国、近江国宛のそれぞれ右片の三片四片が伝わる。伊勢国宛のものは左右合わせて故実どおりの長三寸、方一寸に当たる全長九・二センチメートル、底の一辺三センチメートルで、郵政資料館所蔵品とも体裁が合致する。昭和三十二年に宮内庁の所蔵に帰した九条家旧蔵の史料中に含まれていたもので、伝来が明らかでない点、史料的な意義が深い。木契および附属した包紙には年次が明示されていないが、平林氏は包紙に記された上卿の名の一字から宝永六年(一七〇九)六月の東山天皇の譲位の際のものと推定されている。

固関は江戸時代を通じて宮中の儀式として行われ、弘化三年(一八四六)の仁孝天皇崩御の時まで続くが、その実施は天皇や院、女院の崩御や譲位の際に限られることであり、今回確認された木契は、故実に則った公家の儀式の用具として貴重な一事例と言えよう。

(補注)『後西天皇実録』は、東京大学史料編纂所「近世編年データベース」によった。

(たらしま さとし 東京国立博物館 書跡・歴史室長)



包んだ状態



固関木契 左片



固関木契 右片



割断面



左右を合わせた状態

『郵政資料館 研究紀要』投稿規定（平成23年度）

- 1 応募資格
「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」に関する研究者であること。
- 2 論文等テーマ
「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」について自由に論題を設定した研究論文・研究ノート・資料紹介とする。
- 3 応募の条件
郵政資料館の資料、またはそれと同様な基礎資料を活用したものとする。
「日本語」で書かれたものとする。
応募は、1人1編（共同執筆は可）のみとする。
応募原稿は、未発表のものに限る。また、他の学会誌などとの二重投稿は認めない。
応募原稿の返却はしない。
- 4 論文等応募方法
論文等の投稿を希望する執筆者は、あらかじめ所定の「論文応募用紙」を編集委員会へ提出し、投稿についての許諾を得た上で、投稿すること。
- 5 応募要項の入手方法
論文応募用紙は、2011年4月14日（木）以降に、下記入手先宛に、返信用封筒（角2サイズ）を同封の上、郵送をもって請求すること。その際、封筒表には「応募用紙希望」と赤字で記入すること。
なお、返信用封筒は、返送先住所・氏名のほか、140円切手（速達希望の場合はプラス270円）を貼付した上で同封すること。送付先記入、および切手貼付がない場合は発送しかねる。
- 6 応募要項入手先
日本郵政株式会社郵政資料館内「郵政資料館 研究紀要」編集委員会
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番地1号
- 7 応募用紙提出方法および期限
2011年5月26日（木）午後5時必着にて、氏名・連絡先等必要事項を記入した「論文応募用紙」を編集委員会宛に送付すること。
- 8 応募結果の通知
応募された「論文応募用紙」に基づき、「郵政資料館 研究紀要」編集委員会が指名する専門家において学術的な視点から審査を行い、その意見を踏まえて編集委員会が投稿の可否を判断の上、応募者にその結果を通知する。
なお、審査および判断に関する問い合わせには応じかねる。
- 9 原稿提出方法および期限
上記8の投稿許諾の連絡があった場合は、2011年11月3日（木）必着にて、MS-WORD2003で読み書き可能なファイル形式で作成したファイル（図を掲載する場合は原図ファイルを含む）を保存したメディア（CD-R等）および打ち出し原稿1部を提出すること。
なお、原稿は完全原稿とすること。
- 10 原稿執筆要項（概要）
原稿の作成は、パソコンを使用すること。
文字量は、論文原稿についてはA4用紙（1行40字×40行）15～20枚程度、研究ノート・

資料紹介については、A4用紙（1行40字×40行）15枚以内とする。いずれの原稿についても、図表・注は枚数に含むものとする。

文字数の算出に当たっては、図表については完成原稿に掲載する大きさにより文字換算することとし、注についてはその記載文字数とすること。

写真・図版等の掲載・転載許可は、執筆者の責任において処理すること。

詳細は投稿承諾者に対して送付する「執筆要領」を参照すること。

11 提出先

日本郵政株式会社郵政資料館内「郵政資料館 研究紀要」編集委員会

12 その他

上記9の期限までに投稿された原稿は、編集委員会が指名する専門家において査読を実施し、その結果を踏まえて編集委員会が掲載の可否を決定する。

査読の結果、掲載可となった場合でも、掲載種別（研究論文・研究ノート等の別）の変更や、投稿された原稿に対して、分量や内容の修正を求めることがある。

なお、査読および掲載可否の決定に関する問い合わせには応じかねる。

13 著作権の帰属

本誌に掲載された論文等の著作権は郵政資料館に帰属するものとする。

新刊紹介

郵便史研究会編

『郵便史研究 第29号 郵便史研究会紀要』

発行：郵便史研究会 発行年：2010年3月 会員外頒価：2,000円

和泉清司編

『近世・近代における地域社会の展開』

発行：岩田書院 発行年：2010年3月

ISBN：978-4-87294-619-2 定価：15,540円（本体14,800円＋税）

『伊予史談 357号』

発行：伊予史談会 発行年：2010年4月 定価：750円（本体715円＋税）

白井二実著

『維新の郵便』

発行：株式会社鳴美 発行年：2010年5月 定価：2,800円（本体2,667円＋税）

『小判切手—未納・不足—秋元信二郎コレクション』

発行：株式会社鳴美 発行年：2010年5月 定価：3,000円（本体2,857円＋税）

戸沢克比古、土岐寛、澤まもる共編

『日本記号入切手カタログ』

発行：株式会社鳴美 発行年：2010年5月 定価：3,000円（本体2,857円＋税）

行徳国宏著

『戦後の郵便エンタニアと消印（戦後の郵政資料第6集）』

発行年：2010年8月 ※私家本

行徳国宏著

『年賀切手を集める』

発行年：2010年8月 ※私家本

坂本慎一著

『玉音放送をプロデュースした男下村宏』

発行：株式会社PHP研究所 発行年：2010年8月

ISBN：978-4-569-79031-2 定価：2,415円（本体2,300円＋税）

郵便史研究会編

『郵便史研究 第30号 郵便史研究会紀要15周年記念号』

発行：郵便史研究会 発行年：2010年9月 会員外頒価：2,500円

立川憲吉追悼集編集委員会編

『「沖繩」とともに 立川憲吉追悼集』

発行：日本郵趣協会 発行年：2010年10月

ISBN：978-4-88963-723-6 定価：5,250円（本体5,000円＋税）

藪内吉彦、田原啓祐著

『近代日本郵便史 創設から確立へ』

発行：明石書店 発行年：2010年10月

ISBN：978-4-7503-3272-7 定価：9,450円（本体9,000円＋税）

岡田厚正監修 高安礼士編

『産業技術誌—科学・工学の歴史とリテラシー』

発行：裳華房 発行年：2010年11月

ISBN：978-4-7853-6025-2 定価：2,625円（本体2,500円＋税）

ジョン＝レニー＝ショート著 小野寺淳、大島規江監訳

『世界の地図の歴史図鑑 岩に刻まれた地図からデジタルマップまで岩に刻まれた地図からデジタルマップまで』

発行：柘風舎 発行年：2010年11月

ISBN：978-4-903530-40-6 定価：13,650円（本体13,000円＋税）

北出博編

『てつゆう I』

発行：株式会社鳴美 発行年：2010年12月 定価：4,000円（本体3,810円＋税）

展覧会紹介

◆郵政資料館が主催した展覧会

特別展「鉄道と郵便」―秘蔵の鉄道資料を公開！―

期間：2010年6月18日（金）～7月25日（日）

会場：ていぱーく1階

概要：「郵便の父」として知られる前島密の数ある功績の一つである鉄道と100年以上もの長きに渡り深く関わってきた郵便との関係を紹介。前島密の功績に関する資料、車両図面、初期の鉄道線路計画図、鉄道停車場図、写真、鉄道関係資料、郵便切手に描かれた鉄道関係切手及び切手原画のほか、汽車模型やNゲージ鉄道模型を配したジオラマなどを展示。

特別展「〈てがみ〉で〈えがお〉を奏でよう♪meets葉加瀬太郎」

期間：2010年9月11日（土）～11月7日（日）

会場：ていぱーく1階

概要：画家としても活躍中の音楽家、葉加瀬太郎氏が「世界中がスマイルでいっぱいになる日をゆめみて」行っている活動を基に、「てがみ」と「えがお」をテーマとした作品を紹介。葉加瀬氏が手がけた絵画・CG作品約70点、「えがお」手紙、氏と子どもたちとのコラボレーション作品のほか、絵はがきや「えがお」が描かれた切手等を展示。

特別展「年賀博覧会」～ツタエマス。オメデタイキモチ。オメデタイカタチ。～

期間：2010年11月27日（土）～2011年1月30日（日）

会場：ていぱーく1階

概要：年賀に関する展示を通して日本における“年賀の風習”を紐解きながら年賀状のデザインの歴史と文化を紹介。歴代の年賀用切手やお年玉くじ付年賀葉書、小倉遊亀、片岡珠子ら日本画の巨匠が原画を手がけた「絵入り年賀はがき」、庭訓往来、江戸から大正期までの絵封筒、著名人の年賀状など約500点を展示。

◆郵政資料館が協力した展覧会

特別展示「鉄道と郵便」

主催：博物館明治村

期間：2010年9月18日（土）～10月17日（日）

会場：博物館明治村・宇治山田郵便局舎内及び三重県庁舎内1階特別展示室

概要：当館が開催した「鉄道と郵便展」の巡回展示。博物館明治村内の「宇治山田郵便局舎（重要文化財）」内では、郵便切手に描かれた鉄道、郵便輸送と宇治山田郵便局、鉄道と郵便に関する文書や写真など168点を展示。三重県庁舎内では、郵便輸送の主な手段となっていた鉄道郵便車と鉄道郵便車による郵便物の授受の様子に関する資料、模型、写真など81点を展示。

企画展示「第45回全国切手展〈JAPEX '10〉」

主催：（財）日本郵趣協会受託

期間：2010年11月12日（金）～11月14日（日）

会場：サンシャインシティ文化会館2階

概要：「第1次昭和切手 航研機」、航空切手「芦ノ湖航空」「五重塔航空」「立山航空」「大仏航空」の各切手原画や試作図案、試刷等を展示。

◆郵政資料館所蔵資料が展示された展覧会

企画展「正岡子規と明治の鉄道」

期間：2010年4月6日（火）～7月19日（月・祝）

会場：旧新橋停車場（東京都港区、(財)東日本鉄道文化財団）

概要：「小判切手」や「鳥切手」のパネル、明治34年の引札を展示。

特別展「子規、明治を駆ける」

期間：2010年7月31日（土）～8月29日（日）

会場：松山市立子規記念博物館（愛媛県松山市）

概要：「東京第一之劇場 新富座大当ノ図」「開化進歩日用双六」「東京府下名所尽 四日市駅通寮」「左手美翫誉彫物 音吉の部分」の錦絵、前島密揮毫の書、ガワーベル電話機（明治23年）、配達かばんを展示。

特別展「近代岡山の先人たち」

期間：2011年2月17日（木）～3月21日（月・祝）

会場：岡山県立博物館（岡山県岡山市）

概要：坂野鉄次郎の胸像、辞令、野戦郵便局関係資料、通信地図、大礼服、書簡、遺愛の碁盤と碁石、犬養毅揮毫の書など坂野鉄次郎の遺品20点を展示。

特別展「降嫁150年記念 皇女和宮と中山道」

期間：2011年3月26日（土）～5月8日（日）

会場：埼玉県立歴史と民俗の博物館（埼玉県さいたま市）

概要：駅鈴（複製）香取秀真作、和宮様御参向御行列附、和宮様御下向御行列帳、和宮様御参向供奉役人恩旅館附、内親王和宮様絲毛御車、親子内親王御降下行列図、御車模型を展示。

[執筆者]

新井 勝紘 (あらい かつひろ)

専修大学文学部教授 (第2分科会)

井上 卓朗 (いのうえ たくろう)

日本郵政株式会社 郵政資料館 資料専門員 (第1分科会・第5分科会)

後藤 康行 (ごとう やすゆき)

専修大学大学院 文学研究科 歴史学専攻 (第2分科会)

伊藤真利子 (いとう まりこ)

青山学院大学大学院 総合文化政策学研究科、日本学術振興会特別研究員DC

(第3分科会)

高槻 泰郎 (たかつき やすお)

東京大学大学院経済学研究科 助教 (第4分科会)

加藤 征治 (かとう せいじ)

早稲田大学エクステンションセンター 講師 (第5分科会)

村山 隆拓 (むらやま たかひろ)

日本郵政株式会社 郵政資料館 学芸員

「駅通志料」を読む会 (えきていしりょうをよむかい) (第5分科会)

田良島 哲 (たらしま さとし)

東京国立博物館 書跡・歴史室長 (個別研究)

編集後記

創刊号から1年、『郵政資料館 研究紀要』第2号をお届けします。

本号は、郵便事業の母体としての近世の宿駅制度や飛脚・通信から戦中の軍事郵便、戦後の郵便貯金など、郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題について幅広い研究成果が掲載されています。特に、巻頭論文では、新井先生の「軍事郵便文化」の形成とその歴史力と題して、近年出版が続き、昨年は新井先生の取組がテレビ番組で放送されるなど、その内容への関心が高まっている軍事郵便文化の研究に関する最新のご紹介がされており、また、その分野で、後藤先生がメディアおよびイメージの視点からの研究をご披露されています。このように、幅広く、かつ深い研究成果をご寄稿、ご投稿いただいた皆様に感謝申し上げるとともに、様々な視点からの研究が広がるよう、引き続き研究成果のご紹介を続けて参ります。

読者の皆様には、最後までお読みいただきまして、ありがとうございます。なお、本誌掲載分野にご関心のある研究者の皆様からの投稿をお待ちしていますので、よろしくお願ひします。

(小原)

[編集委員]

石井 寛治 (東京大学名誉教授)
新井 勝紘 (専修大学文学部教授)
杉浦 勢之 (青山学院大学総合文化政策学部教授)
杉山 伸也 (慶應義塾大学経済学部教授)
藤井 信幸 (東洋大学経済学部教授)
山本 光正 (元国立歴史民俗博物館教授)
田良島 哲 (東京国立博物館 書跡・歴史室長)

(分科会担当順)

郵政資料館 研究紀要 第2号

印刷 平成23年3月21日

発行 平成23年3月22日

編集 郵政歴史文化研究会

発行 日本郵政株式会社 郵政資料館

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

ISSN 1884-9199

郵政資料館 研究紀要 第2号